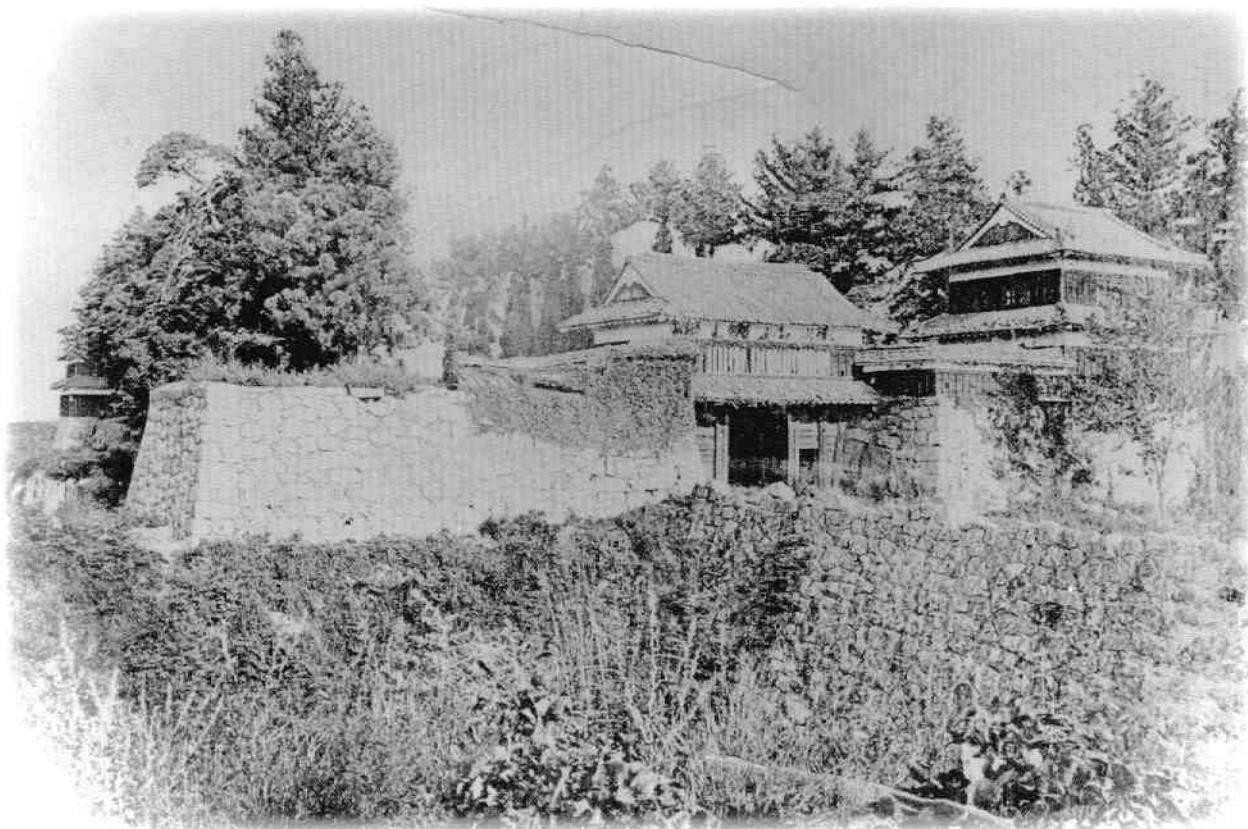


史跡上田城跡保存管理計画書

史跡上田城跡整備基本計画書

〈平成 23 年度改訂版〉



2012.3

上田市教育委員会

史跡上田城跡保存管理計画書

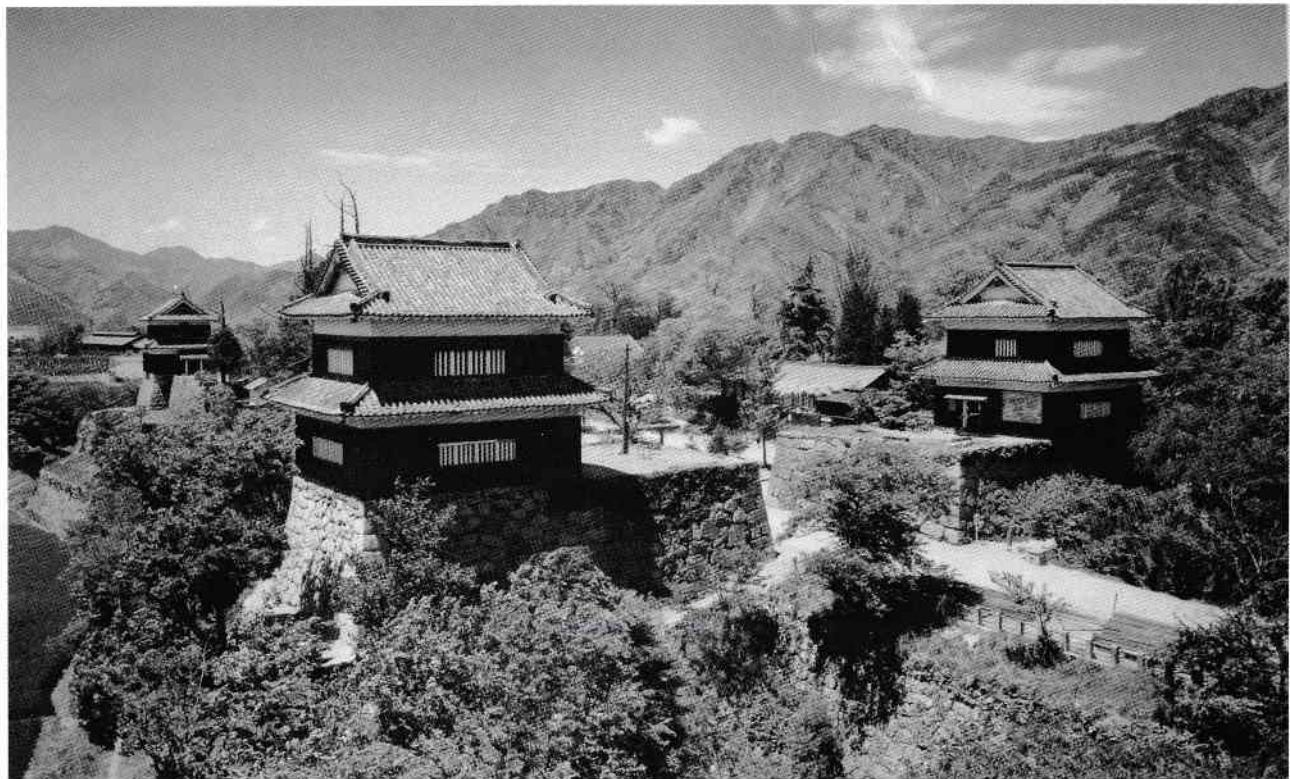
史跡上田城跡整備基本計画書

〈平成 23 年度改訂版〉

2012.3

上田市教育委員会

口絵写真 1



上田城跡本丸東虎口（昭和 40 年撮影）



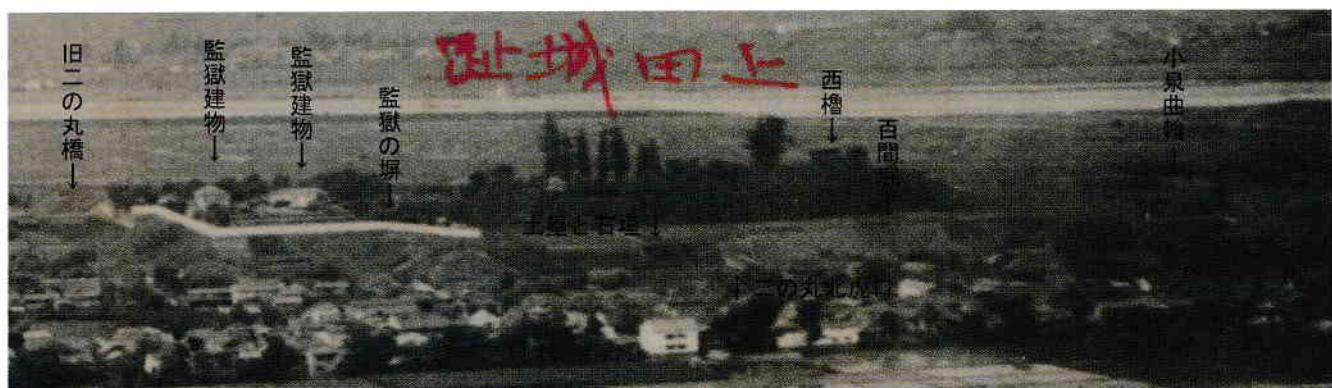
上田城跡本丸東虎口（平成 6 年撮影）



明治 10 年頃に撮影された古写真（撮影者不明：本丸東虎口、左奥に西櫓）

この写真是海野町に所在した太行堂（長谷川太行堂とも）が、明治 40 年頃に製作した絵葉書に使用されたものである。建造物の残存状況から、明治 10 年頃に撮影されたものと考えられる。また、この写真是オランダから里帰りしたボードイ・ン・アルバム（長崎大学付属図書館所蔵）や明治天皇御巡幸写真帖（宮内庁所蔵）等にも所在が確認されており、上田城の古写真として有名な 1 枚である。

（資料提供：高田 徹氏）



明治 40 年頃に撮影された古写真（撮影者不明：上田城跡一帯を北側から撮影）

上の写真と同じく、太行堂が製作した絵葉書「信州上田名勝・上田町全景（其二）」に使用された写真の一部を拡大したもの。おそらく太郎山頂から撮影したものだろう。「上田城址」という書き込みの下が本丸で、西櫓や杉の巨木、近代の構造物が確認できる。本丸左の白い部分は上田監獄署の堀で、内側の建物の配置や、二の丸の東虎口・北虎口の状況もよく分かる。城内に公会堂や陸上競技場などができる前の状況が見てとれる貴重な写真であり、二の丸の土塁、堀、小泉曲輪などは少なくとも明治末期まではある程度原状を保っていたことも分かる。

（資料提供：高田 徹氏）

ごあいさつ

近年の戦国武将ブームのなかで、真田三代、とりわけ信繁（幸村）は世代を超えて大勢の方々に愛され、真田氏ゆかりの上田城跡は「一度は行ってみたい城」として全国的にも支持されるなど、上田城跡をめぐる環境は以前とは大きく変わってきています。

上田城は、真田昌幸が天正11年（1583）に築城を開始し、徳川の軍勢を相手に戦った二度の合戦でも落城せず、近世城郭として輝かしい戦歴を誇る堅固な城郭です。

しかし、その後、昌幸・信繁親子が関ヶ原合戦で西軍にくみし、西軍が敗北したことによって上田城は徳川氏に破却されてしまいます。現在、私たちが目にしている櫓や堀は、真田氏の次の藩主である仙石氏（仙石忠政）が寛永3年（1626）に築き直したものであります。

その後400年余の時が経過し、明治維新後の払い下げを経て、昭和9年には国史跡に指定されました。また、太平洋戦争などの危機のなかにあって、払い下げられた南北櫓が市民寄附により買い戻されるなど、上田城跡は城下町上田のシンボルとして、市民に親しまれ、大切に受け継がれてきました。

上田市では、上田城跡を史跡としてふさわしい姿で後世に継承していくことを目的に、平成2年度に「史跡上田城跡整備基本計画」を策定いたしました。以来この計画に沿い、本丸東虎口櫓門及び二の丸北虎口石垣の復元整備や尼ヶ淵崩落防止対策工事等を進めてまいりましたが、策定から20年余が経過し、新幹線や高速道路の開通に伴う観光客の増加、懸案であった市民会館移転の具体化、本丸隅櫓復元整備の機運の盛り上がりなど、城跡をめぐる周辺環境が変化し、それに対応した整備基本計画の見直しと新たに保存管理計画の策定が必要となりました。

上田城跡では、明治の払い下げにより、かつて7棟あった本丸隅櫓のうち西櫓1棟のみを残して解体され、石垣や堀も一部撤去され、往時の姿をとどめていない箇所も多く見受けられます。これらを史実に忠実な姿で復元整備していくことは史跡を整備するうえでの前提ですが、一方で、上田城跡は、桜の名所として、市民の憩いの場として、観光名所として長年親しまれてきた経過もあります。史跡としての価値を保ちながら、公園、観光拠点としての役割させる保存整備を今後進めていくことが我々に課せられた大きな課題であると考えています。

今回の保存管理計画策定及び整備基本計画改訂の作業では、史跡上田城跡整備実施検討委員会において、こうした観点をも踏まえ、議論を深めていただきました。上田城跡がよりよい姿で後世に受け継がれていくための指針として、各方面で本書が活用されますことを期待しております。

最後に、本計画の策定及び改訂にあたり、精力的に御審議をいただいた検討委員の皆様をはじめ、御指導、御助言を賜った文化庁、長野県教育委員会、そのほか関係の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

上田市教育委員会教育長 小山 壽一

例　言

- 1 本書は長野県上田市に所在する史跡上田城跡に係る「史跡上田城跡保存管理計画書」及び「史跡上田城跡整備基本計画書〈改訂版〉」である。なお、「史跡上田城跡整備基本計画書〈改訂版〉」は平成2年度に策定した「史跡上田城跡整備基本計画書」を一部改訂したものである。
- 2 計画策定は、上田市（事務局：上田市教育委員会事務局文化振興課文化財保護係）が平成22・23年度に市単独事業として実施した。
- 3 整備基本計画の改訂業務は、平成22年度に株式会社文化財保存計画協会に委託し、素案及び成果品を平成22・23年度にかけて委員会で検討した。また、保存管理計画は平成22年度に策定準備及び素案作成に着手し、平成23年度に素案を委員会で検討し策定した。
- 4 計画策定にあたり、史跡上田城跡整備実施計画検討委員会において、素案の検討・審議を行った。また、文化庁文化財部記念物課、長野県教育委員会文化財・生涯学習課の助言を得た。
- 5 本書の執筆・作図・編集にあたっては事務局のほか、下記のとおり行った。

第1～3章	事務局
第4章	事務局及び株式会社文化財保存計画協会
資料編	事務局
(原稿検討及び校閲) 史跡上田城跡整備実施計画検討委員会	
(資料収集及び整理) 事務局	
- 6 本書が刊行されるまでには、多くの方々や諸機関の御理解と御協力を賜った。以下、御芳名を記して深く感謝の意を表したい。(順不同・敬称略)

石黒敬章、石崎康子、岩波峰子、大澤佳寿子、風間栄一、久住猛雄、塩入肇、志波原智美、下育郎、下田研一、高田徹、中村啓太郎、平岡正宏、堀井亮彦、丸山瑛一、渡邊隆之
伊那市教育委員会、上田・城下町活性会、上田招魂社、岡山大学付属図書館、眞田神社、信州上田文化デザイン研究会、信州大学付属図書館、津山市教育委員会、長崎大学付属図書館、長野県立歴史館、長野市教育委員会、日田市教育委員会、人吉市教育委員会、福岡市教育委員会、松本市教育委員会、(財)松山記念館、横浜開港資料館

目 次

第1章 策定の目的と経過

第1節 各計画策定までの沿革	3
第2節 策定の目的	3
第3節 策定の経過	4

第2章 史跡の概要

第1節 指定の概要	11
第2節 上田市の概要	12
第3節 史跡の沿革と現状	16

第3章 史跡上田城跡保存管理計画

第1節 計画策定の基本方針	45
第2節 史跡及び周辺環境を構成する諸要素	46
第3節 保存管理の内容	72
第4節 保存管理の方法	73
第5節 現状変更の取扱いの方針及び基準	78
第6節 追加指定等の検討と史跡周辺の遺構の保全	82
第7節 整備・活用の基本方針と方法	83
第8節 保存管理及び整備活用の体制	86

第4章 史跡上田城跡整備基本計画〈平成23年度改訂版〉

第1節 整備基本計画の概要	89
第2節 整備事業の経過	90
第3節 現状と課題	90
第4節 整備基本計画〈改訂版〉	91

【資料編】

〈資料1〉過去の整備計画立案の経過	133
〈資料2〉現状変更行為の履歴	138
〈資料3〉土地公有化の経過	144
〈資料4〉尼ヶ淵崖面崩落防止対策工事の経過	147
〈資料5〉指定文化財	150
〈資料6〉史跡内に所在する石碑・胸像	152
〈資料7〉官報告示	157
〈資料8〉史跡上田城跡整備基本計画〈平成2年度策定・縮刷版〉	158

〈図版目次〉

第1図 上田城跡の位置	13
第2図 上田城跡とその周辺	17
第3図 段階的な植栽管理のイメージ	112
第4図 将来整備構想図 (S=2,000)	113
第5図 短期整備計画図 (S=1,500)	116
第6図 植栽管理方針ゾーニング図 (S=2,000)	117

第7図 上田城三の丸・城下の歴史要素と活用方針図 (S=10,000)	120
第8図 上田城跡周辺の都市計画図	127
第9図 将来整備構想図 (平成2年版)	128
第10図 史跡範囲図 (S=2,000)	129
第11図 発掘調査範囲図 (S=2,000)	131

〈写真図版目次〉

口絵写真1 上田城跡本丸東虎口 (昭和40年撮影)／上田城跡本丸東虎口 (平成6年撮影)	
口絵写真2 明治10年頃に撮影された古写真／明治40年頃に撮影された古写真	
写真図版1 公園整備の経過	24
写真図版2 近世及び現代の植生を表す資料	32
写真図版3 発掘調査の履歴	39
写真図版4 史跡の本質的価値 (本丸)	48
写真図版5 史跡の本質的価値 (二の丸)	52
写真図版6 近代の公園等形成に関する諸要素 (本丸)	56
写真図版7 近代の公園等形成に関する諸要素 (二の丸)	58
写真図版8 現代の公園利用に関する諸要素 (二の丸)	60
写真図版9 古写真等に見る「近代の公園等形成に関する諸要素」(1)	64
写真図版10 古写真等に見る「近代の公園等形成に関する諸要素」(2)	66
写真図版11 現代の公園等形成に関する記録 (1)	67
写真図版12 現代の公園等形成に関する記録 (2)	68

写真図版13 史跡指定範囲外に所在する遺構

..... 84

写真図版14 史跡内の現在の植生 (平成23年) 123

写真図版15 近世から近代の植生を表す資料 123

写真図版16 史跡内に所在する石碑・胸像 154

〈表目次〉

第1表 歴代上田城主	26
第2表 上田城跡周辺で発生した風水害	29
第3表 上田城跡を襲った地震の被害	30
第4表 火災による上田城の被害	31
第5表 上田城跡公園の植栽樹木 (五十音順)	34
第6表 史跡上田城跡整備事業の経過	36
第7表 発掘調査の履歴	38
第8表 上田城跡周辺における関連法規制	41
第9表 史跡の構成要素	47
第10表 現状変更の許可基準	81
第11表 史跡周辺地域の環境を構成する要素	82
第12表 各整備計画等の内容	134
第13表 現状変更申請一覧	140
第14表 史跡上田城跡の公有化の推移	144
第15表 年別の公有化率	146
第16表 上田城跡に関連する指定文化財	150
第17表 石碑・胸像等一覧	152

第1章 策定の目的と経過

第1節 各計画策定までの沿革

櫓や石垣、土壘、堀などが現存する上田城跡は、本丸と二の丸の約 11ha の範囲が史跡に指定されています。^{さなだまさゆき} 真田昌幸が築城した上田城は、関ヶ原の敗戦により徳川方に破却されましたが、寛永 3 年(1626)から仙石忠政が城の復興に着手し、本丸の七ッ櫓や櫓門などが再建され、続く松平氏が幕末までその姿を保ちました。明治維新後の払下げで、櫓や石垣等の建造物は一部を除いて解体・搬出され、堀や櫓台、土壘も公共施設の建設や、公園造成等の土木工事で一部が失われてしまいました。しかし、忠政が再建した西櫓が当時の姿のまま伝えられており、また、南櫓・北櫓も城外で貸座敷として使われたものの、本丸に移築復元されているなど、近世の城郭構造を維持している部分も少なくありません。

このように上田城跡は仙石氏・松平氏在城時代の遺構を比較的良好に現代に伝えていますが、これは払下げ後、^{まるやまへいはちらうちよくぎ（なおよし）} 丸山平八郎直義が本丸を松平神社及び遊園地用地として寄付したことがきっかけとなり、城跡一帯が神社や公園として現在まで利用されてきたことがその一因です。一方で上田監獄支署や伝染病院、市公会堂、市民会館、市営陸上競技場、上田温泉電軌北東線などの公共施設が二の丸に相次いで建設されましたが、そのたびに公益性と史跡保護のどちらを優先するかという課題と向き合ってきたといえます。

上田市では、平成 2 年度に「史跡上田城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」）」を策定しました。それ以降、計画的に発掘調査を実施し、その成果に基づき、本丸東虎口櫓門の復元整備、二の丸北虎口の復元整備、尼ヶ淵崖面の崩落防止工事（石垣の解体修復等）を進めてきました。この整備基本計画の策定以前には、上田市は「上田城跡環境整備委員会」を組織して調査研究報告書（昭和 51 年度）をまとめ、次いで「上田城跡公園整備方針」（昭和 56 年度）、「上田城跡公園整備方針（第二次）」（昭和 61 年度）を策定し、発掘調査や尼ヶ淵散策道の整備を行ってきました。こうした状況を引き継ぐ形で策定した整備基本計画は、先に述べたような大型整備事業を長期的に実施していくための方針として定めたものです。しかし、策定から二十年余を経過し、また、市民会館の移転が具体的になるなかで、当時、中・長期整備目標とした事業のうち未実施の事業の再検討を行って、新たな視点を反映して整備基本計画の改訂を図るべきという機運が高まっていました。

一方、「史跡上田城跡保存管理計画（以下「保存管理計画」）」については、「上田城跡公園整備方針」において「保存管理に関する基本方針」を定めていますが、十分なものではありませんでした。また、平成 13 年度には策定に向けた検討をしましたが策定には至らず、これ以降、保存管理計画の策定は具体化しませんでした。これは、史跡指定地のほとんどが既に公有化されていたことが理由であると考えられます。現状変更については事案ごとに応じて対応策を協議し、解決してきましたが、対応には一貫性を欠りこともありました。

こうした経緯を踏まえ、史跡上田城跡整備実施計画検討委員会での審議並びに文化庁及び長野県教育委員会の助言を得て、今回整備基本計画の改訂と保存管理計画の策定に取り組むことになりました。

第2節 策定の目的

上田城跡は明治 8 年（1875）に正式に払下げ先が決まり、明治 12 年以降、神社や公園等として利

れてきましたが、「遺構が旧規を保持していた」ことから、昭和9年12月28日に史跡に指定されました。現在、史跡とその周辺には、上田城跡公園、体育施設、市民会館、博物館、駐車場、芝生広場等が所在し、市民の憩いの場として親しまれています。また、一帯にはスギやソメイヨシノをはじめとした多くの樹木があり、市街地にあっても良好な緑地帯を形成しています。その一方、史跡内には近代以降の破壊を逃れた櫓、堀、石垣、土塁が良好な姿で保存されており、また、三の丸にも藩主居館跡等の関連遺構が残り、近世の城郭構造を十分に理解できることが上田城跡の魅力です。

整備基本計画の改訂は、上田城跡の南側に位置するJ.T開発地に、上田市が「交流・文化施設（仮称）」の建設を予定し、史跡内に所在する市民会館と山本鼎記念館の移転と、その跡地整備が具体的になつたことから行なったものです。合わせて、整備基本計画で中・長期整備目標とした事業のうち、櫓の復元等の未実施の事業についても短期整備目標として改めて設定し、上田城跡の整備活用の推進を図るものであります。

また、昭和10年4月10日に上田市は国から史跡の管理団体に指定され、保存のために必要な管理を行なつたが、保存管理計画については長期間、不十分な状態でした。今回策定した保存管理計画は、これらの経過や史跡の現状を踏まえて、上田城跡を将来にわたって適切に保存・管理し、継承していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、保存管理の方針や方法、現状変更の取り扱いについて定めました。さらに、整備活用の方針や周辺地域を含めた景観形成の方針も合わせて検討し、史跡指定地の整備活用等を含めた目標を示しました。

第3節 策定の経過

1 史跡上田城跡整備実施計画検討委員会の設置

整備基本計画の改定及び保存管理計画の策定にあたって、その審議及び検討機関となる「史跡上田城跡整備実施計画検討委員会」の設置に関して以下の要項を定めました。

史跡上田城跡整備実施計画検討委員会設置要綱

平成20年12月22日

(設置)

第1条 史跡上田城跡整備基本計画に基づく史跡上田城跡の整備を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「史跡上田城跡整備実施計画」という。）について検討するため、史跡上田城跡整備実施計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、上田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議をするものとする。

- (1) 史跡上田城跡整備実施計画に関する事項。
- (2) その他、史跡上田城跡の整備に関し教育委員会が必要と認める事項。

(組織等)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験がある者、関係団体の代表者及び公募による市民のうちから、教育委員会が委

嘱する。

3 委員は、その諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務は、教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月22日から施行する。

2 計画策定の組織

上記要項に基づき、都市工学、建築学、考古学、造園学、歴史学等、計画策定に関連する分野の識者及び市民代表の計12名からなる委員会を設置し、文化庁文化財部記念物課調査官及び長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事の助言を得ながら、計画の審議・検討を行いました。

なお、整備基本計画は平成22年度に株式会社文化財保存計画協会に委託して作成した計画案について、審議・検討を行いました。

委員会の構成は次のとおりです。

〈検討組織〉 史跡上田城跡整備実施計画検討委員会（順不同・敬称略）

委員長 渡邊 定夫 東京大学名誉教授（都市工学）

副委員長 櫻井 松夫 上田市文化財保護審議委員会会长（市民代表）

委員 浅倉 有子 上越教育大学大学院教授（日本近世史）

委員 尾澤 英夫 上田・城下町活性会（市民代表）

委員 久保美奈子 上田観光コンベンション協会（市民代表）

委員 栗村 道子 公募委員（市民代表）

委員 五味 盛重 元（財）文化財建造物保存技術協会参与（古建築・石垣）

委員 千田 嘉博 奈良大学文学部文化財学科教授（城郭）

委員 平井 聖 前昭和女子大学学長・東京工業大学名誉教授（建築史）

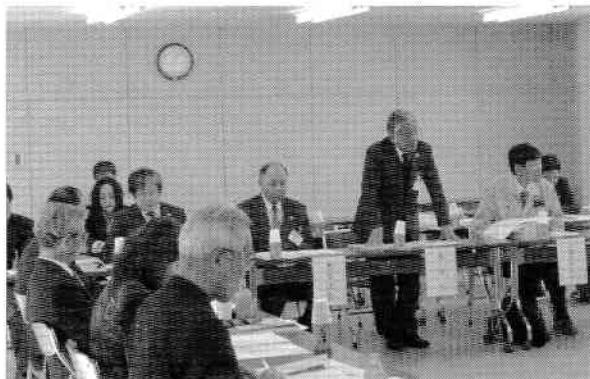
委員 安井 啓子 上田中央地域協議会（市民代表）
委員 宮本長二郎 （独）国立文化財機構東京文化財研究所名誉研究員（考古学）
委員 吉田 博宣 京都大学名誉教授（造園学）

〈助言者〉

内田 和伸 文化庁文化財部記念物課（整備部門）文化財調査官
三宅 克広 文化庁文化財部記念物課（史跡部門）文化財調査官
寺内 隆夫 長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事

〈事務局〉

上田市教育委員会 文化振興課
上田市立博物館
上田市都市建設部 公園緑地課
上田市觀光商工部 観光課



史跡上田城跡整備実施計画検討委員会会議風景

開催年月日	会議名	開催場所	議事・出席者等
平成23年3月28日	検討委員会③	市教委やぐら下庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画の改訂素案(第3次原稿－植栽計画、三の丸の景観維持と活用、整備プログラム等)の検討 ・保存管理計画の策定作業に着手する件について ・保存管理計画の内容及びスケジュールの確認
平成23年6月9日	委員長協議②	渡邊定夫事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会④に提出する整備基本計画の改訂素案(最終原稿)について ・保存管理計画(第1次原稿)について
平成23年7月20日	検討委員会④	市教委やぐら下庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画の改訂素案(最終原稿)の検討(検討終了) ・保存管理計画素案(第1次原稿)の検討
平成23年7月21日	文化庁協議③	上田城跡 市教委第二庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画(改訂版)に係る内容確認と現地指導(文化庁 内田調査官、県教委 寺内指導主事)
平成23年9月8日	文化庁協議④	上田城跡 市教委第二庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画素案の検討と現地指導(文化庁 三宅調査官、県教委 寺内指導主事)
平成23年10月20日	検討委員会⑤	市教委やぐら下庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画素案(第2次原稿)の検討
平成23年12月9日	県教委協議③	市教委第二庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画素案(第3次原稿)の検討
平成23年12月22日	文化庁協議⑤	-	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画素案(第3次原稿)を送付し、検討していただく(～1/30)
平成24年1月30日	委員長協議③	渡邊定夫事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画素案(最終原稿)の承認
平成24年3月14日	検討委員会⑥	市教委やぐら下庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画改訂版及び保存管理計画の策定

3 委員会等の開催状況

計画策定に関する委員会等の開催状況は次のとおりです。

開催年月日	会議名	開催場所	議事・出席者等
平成22年7月12日	検討委員会①	市教委やぐら下庁舎	・整備基本計画の改訂作業に着手する件について ・改訂内容及びスケジュールの確認
平成22年7月23日	県教委協議①	長野県庁	・整備基本計画の改訂に係る文化庁との協議内容について
平成22年7月26日	文化庁協議①	文化庁	・整備基本計画の改訂内容について(文化庁 三宅調査官・内田調査官、県教委 寺内指導主事)
平成22年11月4日	府内協議①	市教委第二庁舎	・府内関係各課から整備基本計画の改訂について意見聴取(博物館、公園緑地課、観光課)
平成22年11月4日	コンサル打合せ①	市教委第二庁舎	・整備基本計画の改訂に係る着手時の打ち合わせ
平成22年12月2日	コンサル打合せ②	市教委第二庁舎	・検討委員会②で検討する整備基本計画の改訂素案(第1次原稿)の検討
平成22年12月16日	検討委員会②	市役所	・整備基本計画の改訂素案(第1次原稿一本丸・二の丸の整備、管理便益施設の設置、動線・歩道整備等)の検討
平成23年1月20日	コンサル打合せ③	市教委第二庁舎	・委員会②での検討を受けて修正した改訂素案(第2次原稿)の検討
平成23年2月14日	コンサル打合せ④	市教委第二庁舎	・文化庁協議②で提示する素案の検討
平成23年3月11日	県教委協議②	長野県庁	・文化庁協議事項について
平成23年3月24日	文化庁協議②	文化庁	・整備基本計画(改訂版)の概要について ・保存管理計画の策定とスケジュールについて(文化庁 三宅調査官・内田調査官、県教委 寺内指導主事)
平成23年3月24日	委員長協議①	渡邊定夫事務所	・委員会③に提出する整備基本計画の改訂素案(第3次原稿)について ・保存管理計画の策定とスケジュールについて

第2章 史跡の概要

第1節 指定の概要

1 指定告示及び指定説明

上田城跡は昭和9年（1934）12月28日に史跡に指定され、官報に告示されました（告示内容は資料編〈資料7〉に掲載）。指定の事由、説明等については以下のとおりです（原文のまま）。

指定ノ事由 保存要目、史跡の部第四ニ依ル（古城跡、城砦、防壘、古戦場、国郡庁跡其ノ他政治軍事ニ関係深キ史跡）

保存ノ要件 公益上必要止ムヲ得ザル場合ノ他現状ノ変更ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス

指定地籍 民有地百六十四筆ノ内空側十一町二反三畝二歩五合八勺 外二右地域内ニ介在スル道路敷

指定説明 千曲河畔尼ヶ淵ノ河岸臺地ニアリ天正十一年真田昌幸ノ築キタル平城ニシテ同十三年徳川家康ノ將大久保忠世・鳥居元忠等之ヲ攻メテ拔クコト能ハス慶長五年昌幸・幸村父子此城ニ籠リテ徳川秀忠ノ西上ヲ遮り遂ニ秀忠ヲシテ関ヶ原戦ニ参加スルコト能ハサラシメタリ 今三ノ丸区域ハ殆ト舊形ヲ変セルモ本丸二ノ丸ニハ土壘濠阤等アリ南面及東西虎口附近ニハ石垣ヲ存シ且本丸ノ西南隅櫓ハ猶舊規ヲ存シ今徵古館ニ充用セラル

（指定説明）千曲川の河畔・尼ヶ淵の河岸段丘上にあり、天正11年に真田昌幸が築いた平城で、同13年に徳川家康の家臣であった大久保忠世、鳥居元忠らがこれを攻めたが、落城させることができなかった。慶長5年には昌幸・幸村父子が籠城して徳川秀忠の西上を遮り、ついに秀忠が関ヶ原戦に参戦することができなかった。今、三の丸区域はほとんど旧状を変えてしまったが、本丸と二の丸には土壘や堀跡などが残り、南面及び東西虎口付近には石垣があり、かつ本丸の西南隅櫓は未だ旧規のままで今は徵古館として利用されている。

2 管理団体の指定

文化庁発行の目録によると、昭和10年（1935）4月9日に上田市が管理団体に指定されました。なお、文化財保護法施行前は、官報での管理団体指定の告示はされていなかったようです。

3 指定の状況

（1）種別 史跡

（2）名称 上田城跡

（3）代表地番 上田市二の丸 6,260-1

（4）所在地 長野県上田市二の丸（旧地名 長野県上田市大字上田字上田）

同 （旧地名 長野県上田市大字上田字旧館）

同 （旧地名 長野県上田市大字常磐城字城下）

同 （旧地名 長野県上田市大字常磐城字城廻）

（5）指定等種別、年月日及び告示番号

昭和9年12月28日 史跡指定 文部省告示312号

（6）面積 ア 史跡指定面積 111,586 m²

（公有地：97,314 m²、神社地：7,428 m²、民有地：6,844 m²）

イ 都市計画公園決定面積（昭和40年11月24日指定） 151,000 m²

(7) 指定地番及び範囲

資料編〈資料7〉及び第17図のとおり

第2節 上田市の概要

1 社会的環境

長野県東部に位置する上田市は、平成18年3月6日に旧上田市、小県郡丸子町、真田町、武石村が新設合併して発足しました。面積は552 km²で、東御市、長和町、青木村及び坂城町と上田地域広域連合を構成し、長野市、松本市、須坂市、千曲市、立科町、群馬県嬬恋村とも接しています。市役所は上田城跡の三の丸の地に所在し、東経138度15分8秒、北緯36度23分55秒、標高456.0mを測ります。北には菅平高原、南には美ヶ原高原等、2,000m級の山々に囲まれ、緩やかな擂鉢状の地形を形成しています。人口は159,926人（平成23年4月1日現在）と県下では長野市、松本市に次ぐ規模であり、東信地域の中心都市となっています。かつては東山道や北国街道などが通過し、古くから交通の要衝として発達してきましたが、近年、北陸新幹線や上信越自動車道が整備され、周辺地域との交通アクセスの利便性は飛躍的に向上しました。

上田市では観光をリーディング産業として位置づけており、中でも上田城跡は千本桜まつりをはじめ四季を通じて多くの来訪者があり、また、真田氏発祥の地であることから多くの関連史跡が所在しています。また、信州の鎌倉と呼ばれる塩田地域には安楽寺八角三重塔（国宝）や前山寺三重塔（重要文化財）、中禅寺薬師堂（重要文化財）などの貴重な仏教建築が所在することなどから、こちらも多くの観光客が訪れます。

その他の産業では、農業は日照時間が長く気温の日較差が大きい気候を生かしたりんごなどの果樹栽培が盛んです。工業では、電気、自動車部品、食品、機械、プラスチック等の工場が進出しており、近年では、知識集約型産業の集積を目指して、先端技術や研究開発型企業の誘致が進められており、学術研究都市の構築を目指しています。

2 自然的環境

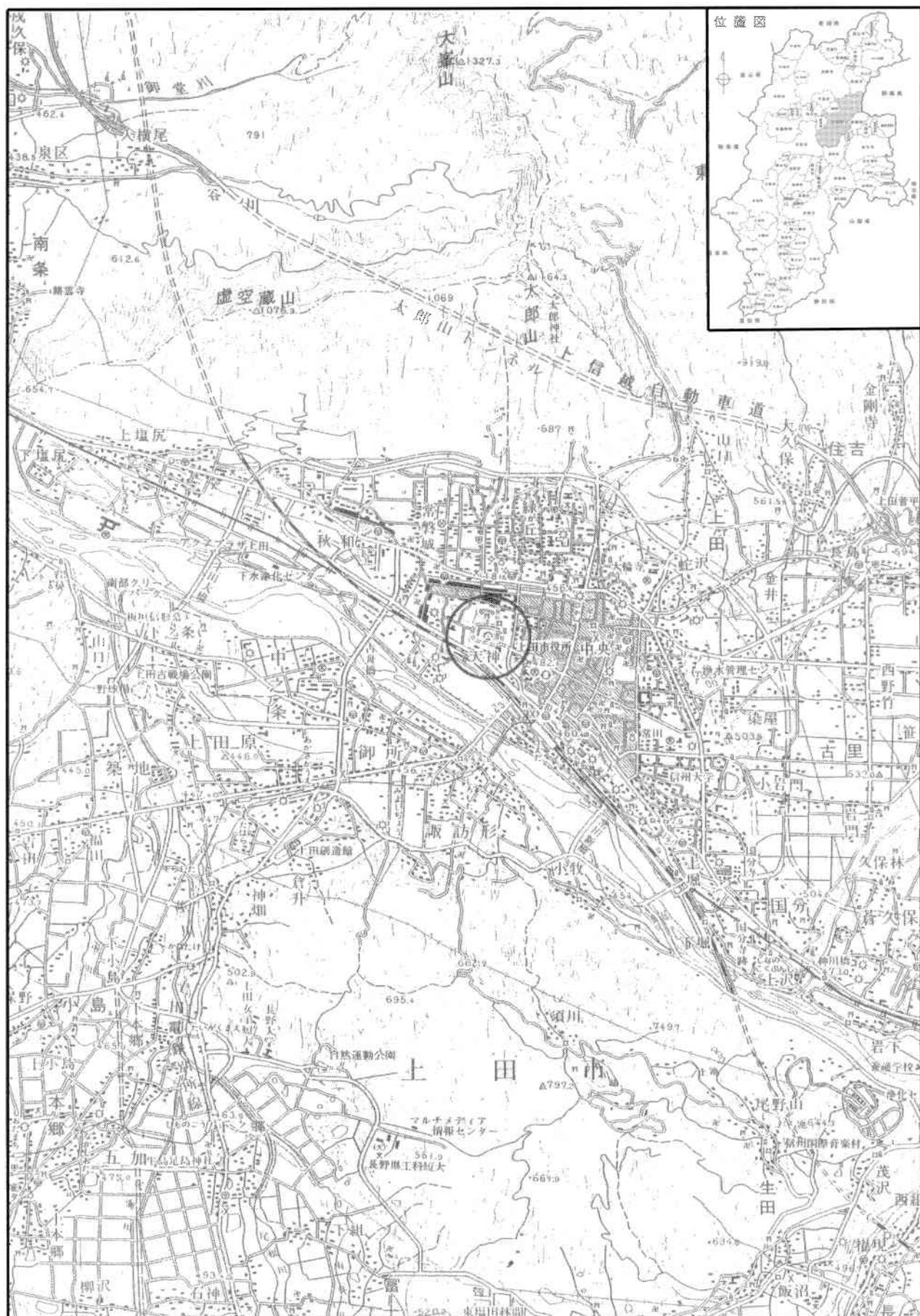
(1) 気象

上田城跡の位置する市街地付近は典型的な内陸性の気候で、夏には気温の日較差が大きく、日中の気温に比べると夜間は比較的過ごしやすいのが特徴です。平成21年の年間平均気温は12.2°Cで、年間平均降水量は890.5 mmでした。冬の降雪も少ないとことから、年間を通じて過ごしやすい環境といえます。日照時間は年2,000時間以上あり、快晴の日は年間約80日に達します。なお、菅平や美ヶ原高原には夏季の冷涼な気候を求めて避暑やスポーツ合宿等で多くの人が訪れます。菅平高原は冬期の気温が-20°Cを下回ることもあり、全国でも有数の厳寒地帯です。

風は年間を通じて東や西からの風が多いことが特徴で、これは、南や北に山々が連なっている地形の影響を受け、風が千曲川に沿って東西に吹き抜けるためと考えられます。

(2) 地形と地質

太郎山、独鉱山、殿城山など1,200～1,300m級の山々に囲まれた上田盆地には、千曲川、神川、産川、浦野川などが流れ、河岸段丘が発達しています。このほか、断層活動による段丘状の崖地形も



第1図 上田城跡の位置

く標高の低い台地からも発見されていますが、集落跡は発見されていません。前期（7,000～5,500年前）もほぼ同様ですが、真田地域の四日市遺跡では集落跡が発見されています。市内でも前期末から中期（5,500～4,500年前）に集落が増えていますが、長野県を含む中部高地は縄文時代中期になると人口が増え、見事な模様の縄文土器や土偶が出現するなど、縄文文化の栄華を極めました。市内でも神川流域（四日市遺跡・八千原遺跡・浦沖遺跡）や黄金沢扇状地（八幡裏遺跡群）、武石川から依田川流域（岩ノ口遺跡・中丸子遺跡ほか）で当時の大きな集落遺跡が発見されています。後期（4,500～3,300年前）の遺跡には、八千原遺跡、八幡裏遺跡群、丸子地域の深町遺跡、真田地域の雁石遺跡がありますが、この頃になると集落の数が減り、人口も減ったことが推定されています。続く晩期（3,300～2,800年前）は浦野川流域の下前沖遺跡、上田原遺跡群、大日ノ木遺跡、雁石遺跡、四日市遺跡等で遺構や遺物が見つかっていますが、隆盛を極めた縄文文化の面影は既になくなりつつあつたようです。

（2）弥生時代

千曲川流域に稻作が伝えられた時期は明確ではありませんが、当時使われていた土器は上田原遺跡群をはじめ市内各地から出土しています。弥生時代中期になると善光寺平や佐久平で大規模な集落が営まれるようになりますが、上田盆地では後期後半になってようやく集落が出現したようです。集落は河岸段丘上や自然堤防など、冠水しにくく、稻作に適した低湿地の近くに場所が選ばれています。浦野川流域（琵琶塚遺跡ほか）や産川流域（浦田遺跡ほか）が最も利用されており、千曲川右岸でも下町田遺跡（信州大学繊維学部遺跡）や秋和の宮原遺跡等、遺跡が分布しています。集落は数軒を単位とする小規模なものがほとんどで、水田や墓域などが明らかになった例はなく、その実態は不明な点も多いのが現状です。

（3）古墳時代

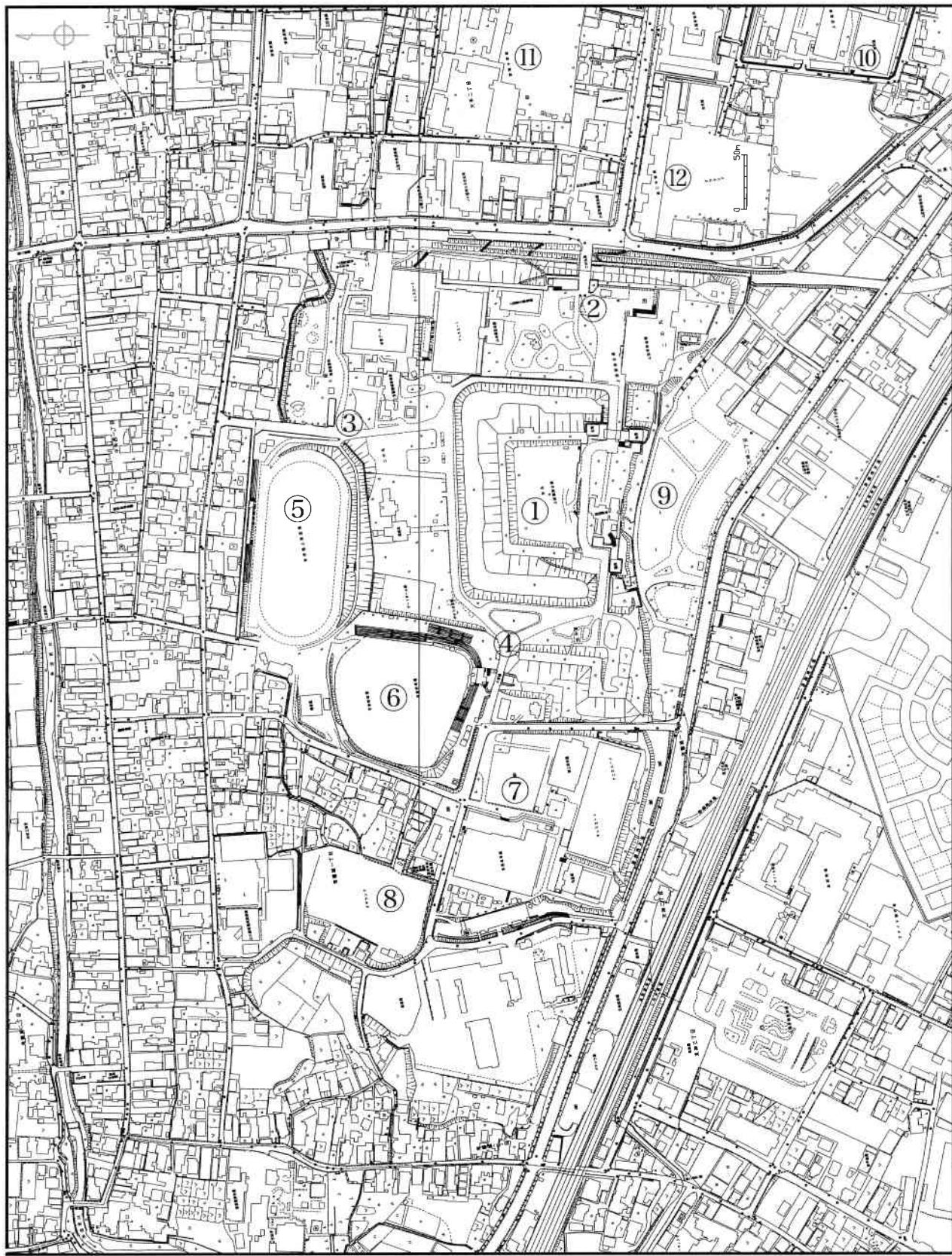
市内の古墳で最も古いものは、4世紀後半に築造された秋和大蔵京古墳（方墳）です。上田地方の古墳の形は5世紀後半まで方墳のままで、前方後円墳への変化が大きく遅れています。これは上田地方が中央政権の影響下に置かれるのが他地域に比べて遅かったためと考えられています。東信地方で唯一の前方後円墳である二子塚古墳は黄金沢川扇状地の扇央部に位置しており、6世紀前半から中頃の築造と考えられています。ほかにも、帆立貝式の王子塚古墳、円墳の吉田原古墳、神川流域の新屋古墳群、他田塚古墳や塚穴原一号墳を中心とする下之郷古墳群などが知られ、市の史跡に指定されています。

前期の集落には小規模なものが多く見られますが、後期になると大規模な集落が出現します。その代表的な例が国分寺周辺遺跡群で、居館の濠とみられる方形の溝が発見されています。

（4）律令期

大宝律令のもとで信濃国にも国府が設置され、中央から国司が派遣されました。国府の遺構は明らかではありませんが、「和名類聚抄」には筑摩郡（松本市）にあったと記されています。信濃国分寺跡は上田市に所在したことが明らかですが、国府と国分寺は近接して設置されるのが一般的であることから、国府が上田から9世紀頃に筑摩郡に移ったと考えられています。上田における国府の所在地は、関連地名や条里的遺構の痕跡が残る染屋台や、信州大学繊維学部周辺が有力とされています。

東山道の経路については諸説あって、発掘調査でも道路遺構そのものは確認されていません。初期の東山道は伊那郡から直線的に佐久方面へと抜けていたようですが、官道として整備された後は筑摩



- ①上田城跡本丸 ②二の丸東虎口 ③二の丸北虎口 ④二の丸西虎口 ⑤百間堀（陸上競技場） ⑥百間堀（市営球場）
⑦小泉曲輪（市民体育館付近） ⑧蓮堀（上田高校第二グラウンド） ⑨尼ヶ淵 ⑩上田藩主居館（上田高校）
⑪作事場（清明小学校） ⑫上田藩文武学校（第二中学校）

第2図 上田城跡とその周辺

継ぐことになりました。

天正 10 年、武田氏は織田信長によって滅ぼされ、その信長もわずか 3 か月後の本能寺の変で命を落としました。この動乱期に昌幸は巧みな外交戦術で生き残りを図りながらも小県郡の制圧に乗り出し、築城と町づくりを開始しました。上田城は従来の山城と異なり、領国統治に便利な平城でしたが、南は尼ヶ淵の断崖に面し、北と西は矢出沢川に外堀の役目を果たさせるなど、天然の要害も兼ね備えていました。

築城開始から 2 年後の天正 13 年、上州沼田の領有をめぐる紛争から上田城は徳川家康の攻撃を受けますが、これを撃退して真田一族と上田城の名は一躍有名となりました。昌幸は以後、上杉景勝、豊臣秀吉に臣従し、領国と城の整備に努めました。

慶長 5 年（1600）に起きた関ヶ原合戦では、昌幸と次男信繁（幸村）親子は石田三成方に、長男の信之は徳川家康方に属することとし、昌幸は中山道を西上する徳川秀忠の大軍を相手に上田城で籠城戦を行いました。秀忠は上田に数日間釘付けにされ、関ヶ原合戦に間に合わなかったことは有名なエピソードです。

しかし、昌幸の健闘もむなしく合戦は徳川方が勝利し、上田城は徳川配下の諸将によって破壊され、廃城同然で信之に引き渡されました。信之は城の修復は行わず、三の丸に屋敷を構えて藩政にあたりましたが、元和 8 年（1622）、松代藩（長野市松代町）に移封を命じられました。真田氏の上田在城期間は 39 年間でした。

真田氏時代の上田城については、史料が乏しく不明な点が多いのですが、梯郭式の曲輪や、本丸、二の丸の北東部に鬼門除けとして隅欠と呼ばれる切り欠きを設ける点など、縄張りの基本的な部分は仙石氏以降の上田城にも踏襲されていると推定されています。建造物については工事や発掘調査で出土した瓦によって、本丸はもちろん二の丸や西側の小泉曲輪等にも瓦葺きの建造物が建てられていた可能性があります。特に金箔を押した鱗瓦、鬼瓦、鳥衾瓦や、伏見城、大坂城に起源のある菊花紋軒瓦、五七桐紋鬼瓦の出土は、真田氏時代の上田城が石川数正の松本城、仙石秀久の小諸城などとともに秀吉配下の城郭として整備されたことを示しています。

（2）仙石忠政による復興

仙石氏は美濃の土豪で、秀久の代に織田信長に仕え、信長の旗印であった永楽通宝紋を家紋としました。織田家にあっては羽柴（豊臣）秀吉配下として活躍し、信長没後の天正 11 年には淡路国洲本城主となり、同 13 年には讃岐国を領有するに至りました。ところが、翌 14 年の島津氏との合戦に際して、秀吉の命に背いて敗戦し、所領を没収されて放逐されました。しかし、天正 18 年の秀吉の小田原攻めの折、秀久は家臣とともに参戦し、その戦功により先の罪を許され、信州佐久郡を与えられ、小諸城主となりました。秀久は小諸城を整備し、慶長 5 年の上田城攻撃と合戦後の破却にも加わっています。また、伏見城内において大盗賊石川五右衛門を捕らえたという伝説も知られており、その賞として秀吉より拝領した名器「千鳥の香炉」は明治 5 年に皇室に献納されました。

元和 8 年に小諸から入封した仙石忠政は、廃城同然となっていた上田城の復興を計画し、幕府の許可を得て寛永 3 年（1626）に工事に着手しました。忠政は築城奉行を勤めた家臣原五郎右衛門に宛てた直筆の覚書の中で、城普請の細部に至るまで細かく指示を与え全権を委ねています。工事は 2 年後の寛永 5 年に忠政が病床に臥すまで続けられ、その後、忠政の病死と重臣の抗争などの事情から未完成に終わっています。

現在見ることができる上田城の姿は、ほとんどがこの時に築かれたもので、本丸は7棟の重層隅櫓と土塀、東西虎口に2棟の櫓門などが完成したものの、二の丸、三の丸は堀、土塁、虎口石垣などの普請（土木工事）が完成しただけで、櫓や門を建てる作事（建築工事）は手付かずで終わりました。しかし、発掘調査の結果、二の丸の虎口にも櫓門の礎石が確認され、忠政は二の丸にも建物を建てる予定だったことがうかがえます。

仙石氏時代の上田城は、寛永18年、貞享3年（1686）、元禄15年（1702）の3回にわたり改修工事が行われた記録が確認されており、破損した石垣の修復、二の丸北虎口土橋の木桶を石桶に改修、二の丸南西部に煙硝蔵を建設、本丸侍番所の建て直しなどが実施されました。仙石氏は忠政以降、政俊、政明と三代84年間にわたって上田を治め、塩田平の溜池の築造・改修などによる農業振興と上田縞（紬）などの産業育成に力を注ぎました。

(3) 松平氏在城時代

宝永3年（1706）、出石藩（兵庫県豊岡市）に移封となった仙石氏に代わって、出石から松平忠周が入封しました。この松平氏は三河以来の徳川氏の一族で、藤井松平氏と呼ばれます。藤井松平氏の祖、信一は織田信長の近江国箕作城攻撃に家康の名代として徳川軍を率いて奮戦し、その武勲により、織田信長から自身が着用していた革羽織（重要文化財小文地桐紋付韋駄服・上田市立博物館蔵）を拝領しました。以後、藤井松平氏はこの韋駄服に用いられていた五三桐紋を家紋としました。

松平氏は、明治維新に至るまで七代、160年余にわたって上田藩を治め、譜代大名として幕府の要職をたびたび務めています。特に六代忠優（忠固）はペリー来航に始まる幕末の動乱期に二度老中になり、多難な国政にあたった人物です。松平氏時代は経済の発達や産業の振興にともない、上田独自の文化が育まれ、幾多の人材を輩出しましたが、宝暦騒動に代表される一揆も多発しました。

上田城については、享保17年（1732）に起きた千曲川の大洪水で、崩壊の危機に瀕した尼ヶ淵の崖面に護岸用石垣を築いた以外は大規模な改修は行われず、仙石氏時代の姿が幕末まで維持されたようです。幕府の許可を仰いだ石垣等の修復工事は享保18～21年（1733～36）、寛延3年（1750）、宝暦7年（1757）、天明8年（1788）、天保14年（1843）、弘化5年（1848）、安政3年（1856）、万延元年（1860）の8回が記録に残っていますが、隅櫓に使用されていた瓦の刻印により、元文元年（1736）、天明元年（1781）、天明3年、文政13年（1830）等にも屋根の補修が行われていたことが分かります。

(4) 明治以降の上田城

明治4年（1871）の廃藩置県に伴い、上田城は國（兵部省）に接収され、東京鎮台第二分営が置かれました。第二分営は旧藩主邸に本部を置き、上田城には調練場と火薬庫が設けられました。しかし、明治6年には第二分営が廃止され、明治7年に本丸、二の丸の土地、建造物、樹木などの一切が払い下げられることとなりました。建造物や石垣は次第に取り壊され、西櫓1棟を除いた全ての建造物と石垣の一部は解体され、桑畠などに変貌していきました。

明治12年、城の面影が失われていくのを惜しんだ松平家旧臣や住民から松平神社創建の動きがあり、その趣旨に賛同した常盤城村在住の丸山平八郎直義は、所有していた本丸の土地を神社用地として寄付し、松平氏の祖靈を祀った松平神社が創建されました。丸山氏は後に本丸上段と堀の一部も神社附属の遊園地用地などとして寄付し、唯一残された西櫓についても旧藩主松平忠礼に献納しています。これにより上田城跡の中核部分は市街化などの破壊から免れ、現代に残されることになりました。

なお、松平神社は太平洋戦争後、真田氏と仙石氏の歴代藩主等を合祀して上田神社となり、さらに眞田神社と改称して現在に至っています。

また、二の丸跡は刑務所、伝染病院、桑畠等として利用されましたが、大正時代に公園化の要望が高まり、土地の公有化、刑務所等の移転、体育・遊戯施設等の建設が行われ、昭和初期に上田城址公園として市民に開放されました。一方で昭和9年12月28日には、本丸、二の丸の大部分が史跡に指定されています。

昭和16年（1941）、市内で遊郭として使われていたかつての本丸隅櫓2棟が東京の料亭に転売され、これを知った市民の間から2櫓を買戻し、城跡に移築復元しようという保存運動が起こりました。当時の上田市長浅井敬吾を会長として上田城址保存会が結成され、市民の寄付金により二つの櫓は買戻されました。移築復元工事は太平洋戦争さなかの昭和18年から始められ、戦局悪化による中断をはさんで、戦後の混乱まもない昭和24年に、現在の南櫓、北櫓として完成をみました。この2つの櫓と寛永期から現存する西櫓は、昭和34年（1959）に長野県宝に指定され、昭和42年と56～61年の2回にわたって保存修理工事が行われ、かつての姿をよみがえらせました。

大正末期から昭和40年代にかけての上田城跡は、市街地に隣接した中核公園として各種の体育及び文化施設や顕彰碑が建設され、催し物や市民の憩いの場として親しまれました。しかし、建造物はともかく、城跡自体が文化財だという認識が希薄だったために、総合的な整備計画を策定しないまま、都市公園として施設建設や整備が進められた結果、城跡の遺構と歴史的景観が損なわれ、史跡としての価値を低下させる結果を招きました。

上田市はこれらの反省点を踏まえ、上田城跡を国民共有の文化財として長く後世に継承し、史跡としてふさわしい姿に整備していくために、昭和63年度に「上田城跡公園整備計画研究委員会」を組織し、文化庁と長野県教育委員会の指導、助言のもとに、専門の研究者らを招いて研究を重ね、その答申をもとに『史跡上田城跡整備基本計画（以下、整備基本計画）』を平成2年度に策定しました。

整備基本計画では、上田城跡の整備を短期、中期、長期の3段階に分けて段階的に実施していくこととし、城跡にふさわしくない施設の城外移転、計画的な発掘調査の実施、発掘結果と正確な史資料に基づく遺構の復元整備、城構えを踏まえた史跡範囲の拡大等を基本的な目標として定めています。平成3年以降、整備基本計画に沿って、発掘調査と整備事業が実施され、本丸東虎口櫓門の復元整備や二の丸北虎口石垣の復元整備等を行い、尼ヶ淵に面した石垣や崖面の修復工事を実施してきました（第1表）。

〈 略 年 表 〉

天正3年（1575）長兄・次兄の戦死により昌幸が真田家を継ぐ。

11年（1583）昌幸が上田城の築城に着手する。

12年（1584）徳川家康が昌幸に沼田城を北条氏に明け渡すように命ずるが、昌幸は拒絶する。

13年（1585）昌幸が徳川氏から上杉景勝に転属。徳川軍が上田城を攻める（第一次上田合戦）。
上田城が一応の完成をみる。

14年（1586）昌幸、この頃に豊臣秀吉に臣属。昌幸の城下町整備に関する最古の文書（願行寺文書）が残る。

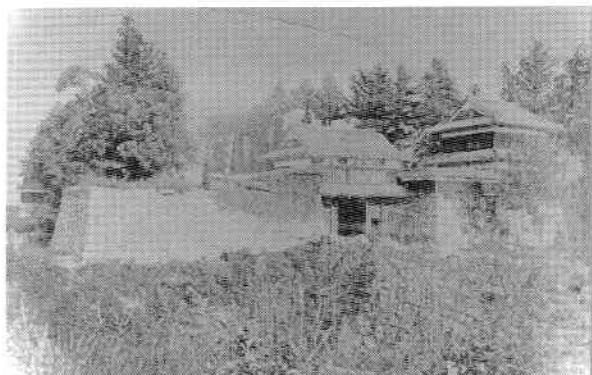
18年（1590）秀吉による天下統一。信濃に配下の諸大名が配置され、築城普請が開始される。
上田城も大規模な整備を行ったものと推定される。

- 文禄 4 年 (1595) 秀吉朱印状に「上田 きな田安房守居城」とあり、これが城郭名及び町名としての「上田」の初出とみられる。
- 慶長 5 年 (1600) 関ヶ原合戦に際し、昌幸・信繁父子上田城に籠城、徳川秀忠軍を退ける（第二次上田合戦）。合戦後、家康の命により諫訪頬水、依田信守、大井政成ら上田城番として入り、上田城の堀を埋め、堀を破壊する。
昌幸・信繁は高野山に配流。上田領は徳川方についた長子信之に与えられた（6万5千石）。
- 6 年 (1601) この年の前半頃までに、徳川軍により上田城が破却される。
城の破却後、信之に上田領が引き渡され、8月に領内の土地の宛行等を行った。
信之は城を復興せず、三の丸に居館を構え藩政にあたった。
- 8 年 (1603) 家康が征夷大將軍となり、江戸幕府を開く。
- 16 年 (1611) 昌幸、高野山麓九度山^{くどやま}で没する。
- 元和 元年 (1615) 大坂夏の陣で信繁が戦死する。
一国一城令、武家諸法度により、城郭の新規構築は厳禁、修補も許可制となる。
- 元和 8 年 (1622) 信之が松代に移封され、上田には仙石忠政が小諸から入封する。
- 寛永 3 年 (1626) 忠政、上田城復興工事に着手する。
- 5 年 (1628) 忠政が没したため、城普請は中断。上田城復興工事は未完成のまま終了した。
- 8 年 (1631) 千曲川大洪水となり、尼ヶ淵の地形が変わり、水が涸れる。
- 18 年 (1641) 城内各所の石垣の修復が許可される。以降、小規模の石垣修復がたびたび行われた。
- 正保 4 年 (1647) 「上田城絵図（いわゆる正保絵図）」、「信濃国絵図」とともに幕府に提出される。
- 貞享 3 年 (1686) 本丸の大破した侍番所を建てなおす。煙硝蔵（穴蔵）を二の丸西南隅に新設し、櫓に保管していた煙硝（火薬）を移す。二の丸北虎口土橋の内水道・両脇の石垣修復工事が行われる。
- 元禄 15 年 (1702) 煙硝蔵を穴蔵から土蔵に変え、二の丸北虎口土橋下の木樋を石樋（現存）に変える。
- 宝永 3 年 (1706) 仙石政明、但馬の出石（豊岡市）に転封。出石から松平忠周が上田へ入封した。
- 享保 15 年 (1730) 三の丸藩主屋形が焼失する。
- 17 年 (1732) 千曲川の洪水により尼ヶ淵の崖下が大きく崩壊した。
- 18 年 (1733) 前年の洪水で破損した崖面の修復に合わせて、その前面に護岸用石垣の築造を開始する（同 21 年に完成）。
- 延享 元年 (1744) 「小泉曲輪茶屋絵図」を作成する。
- 天明 8 年 (1788) 二の丸に新規に土蔵（4 棟？）が築造される。【博物館・山本鼎記念館付近】
- 寛政 元年 (1789) 藩主邸全焼。翌年普請なる。
- 文化 13 年 (1816) 三の丸大手堀の堀浚いが行われる。【商工会議所付近】
- 天保 14 年 (1843) 二の丸に糀蔵として、土蔵 2 棟を増築する。【博物館・山本鼎記念館付近】
- 弘化 4 年 (1847) 善光寺大地震で櫓が傾き、三十間堀の水が涸れる。
- 嘉永 元年 (1848) 善光寺地震で崩れた石垣と傾いた櫓（2 基、具体的な位置は不明）を修復する。
- 安政 元年 (1854) 小泉曲輪に調練場を設置し、洋式操練稽古を開始する。

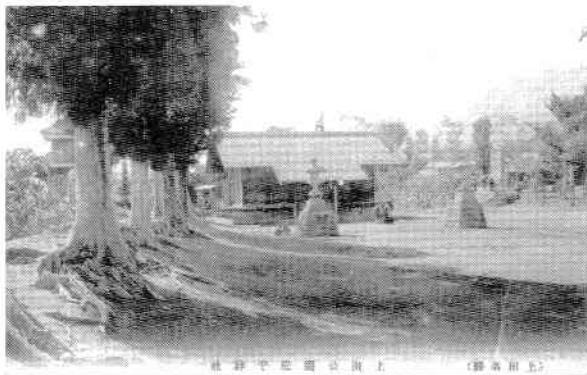
- 安政の東海地震。本丸西門脇の石垣崩壊、塀・櫓門などが傾く。
- 慶応 3 年（1867） 大政奉還され、王政復古の大号令が発布される。
- 明治 2 年（1869） 版籍奉還により、藩主松平忠礼は藩知事となる。
- 4 年（1871） 廃藩置県により上田藩は上田県となり、ついで長野県に統合される。上田に東京
鎮台第二分営が置かれ、上田城はその管轄下に置かれる。
- 5 年（1872） 旧藩主松平忠礼と弟忠厚の兄弟が私費でアメリカに留学。
- 7 年（1874） 前年の分営廃止に伴い、上田城跡の払下げが始まる。
- 10 年（1877） 本丸隅櫓 2 棟が上田遊郭に移築され、貸座敷「金秋楼・萬宝樓」として営業を開始。
- 11 年（1878） 二の丸三十間堀北側に招魂社を遷座する。【市民会館駐車場付近】
- 12 年（1879） 松平神社創立の許可が下りる。丸山平八郎直義氏が寄付した本丸南側を社地とする。【現在の眞田神社】
- 13 年（1880） 本丸北側を松平神社付属の遊園地として保存をとの声があがる。
- 14 年（1881） 招魂社が本丸北側に移転新築される。
- 16 年（1883） この頃、本丸跡に上田藩校文武学校の建物のうち、文学校（明倫堂）が移築される。
- 18 年（1885） 上田監獄支署が二の丸に完成する。【博物館・山本鼎記念館付近】
- 27 年（1894） 本丸に演武場ができる。【南櫓西側付近】
二の丸武者溜りに武徳殿ができる。【市民会館付近】
- 29 年（1896） この頃、本丸跡が公園としての体裁が整う。
- 40 年（1907） 本丸に上田藩校明倫堂の建物を移築し、料亭として使用する。
- 大正元年（1912） 小泉曲輪に第一原蚕種製造所ができる。【市営体育館駐車場付近】
- 6 年（1917） 二の丸に伝染病院ができる（のち上田市健康センター）。【公園管理事務所資材倉庫・メール事務室更衣室付近】
- 8 年（1919） 上田町が市制施行により上田市となる。
- 12 年（1923） 上田招魂社が二の丸に遷座する。【現在の場所】
上田市公会堂を二の丸に設置する。【市民会館付近】
- 14 年（1925） 本丸に弓道場ができる。
- 昭和 2 年（1927） 二の丸橋竣工。二の丸堀跡を通る上田温泉電軌北東線が伊勢山まで開通する。
市営運動場を設置する（工事中に金箔瓦出土を伝える）。小泉橋がしゅん工する。
- 3 年（1928） 長野刑務所上田出張所（旧上田監獄支署）が史跡外に移転し、跡地はテニスコートと児童遊園地（4 年）になる。【博物館・山本 鼎記念館付近】
陸上競技場、野球場、相撲場を二の丸百間堀跡に設置する。【現在の場所】以上の施設建設は昭和天皇御成婚記念事業として行われる。
- 4 年（1929） 本丸に唯一残っていた櫓（西櫓）を徵古館として一般公開する。
- 7 年（1932） 上田城築城 350 年祭が挙行される。
- 9 年（1934） 時の鐘が大手（現商工会議所）から二の丸橋北側に移築される。【現在の場所】
上田城跡（本丸・二の丸）が文部省指定史跡となる。
- 12 年（1937） 武徳殿を二の丸招魂社東側に移転する。

- 13年（1938） 上田遊郭の金秋楼・萬宝楼が廃業する。
- 16年（1941） 金秋楼・萬宝楼として使用されていた2棟の櫓が売却され、東京の料亭に転売される。
- 17年（1942） 上田城址保存会が結成され、2棟の櫓を買戻し、城跡への移築再建を目指す。
- 18年（1943） 金秋楼・萬宝楼を移築のため解体する。
武徳殿を日本陸軍駐屯所に改称する。
- 19年（1944） 櫓再建工事の上棟式が挙行されるも、戦局悪化のため工事が中断する。
- 20年（1945） 上田市公会堂を進駐軍にアサマダンスホールとして開放する。
- 23年（1948） 上田城址保存会が再発足し、櫓再建工事が再開される。
日本陸軍駐屯所（旧武徳殿）を上田市屋内体育館とする。
- 24年（1949） 2棟の櫓（南櫓・北櫓）の再建工事がしゅん工する。
二の丸に動物園が復活する。【博物館南側付近】
- 28年（1953） 3棟の櫓を上田市立博物館として公開する。
松平神社、真田氏と仙石氏も合祀して上田神社と改称する。
- 29年（1954） 二の丸に市営プールができる。【現在の場所】
- 33年（1958） 動物園のツキノワグマ（六ちゃん）が人気者になる。
- 34年（1959） 本丸の3棟の櫓が長野県宝に指定される。
- 37年（1962） 二の丸に山本鼎記念館を開設する。【現在の場所】
- 38年（1963） 上田神社が眞田神社と改称する。
二の丸に市民会館が完成する。【現在の場所】
二の丸北東の土壘を崩して近接する堀を埋めた。【児童遊園地付近】
上田市屋内体育館を上田市総合展示館とする。
- 40年（1965） 二の丸に市立博物館を新築する。【現在の場所】
- 42年（1967） 南櫓・北櫓の屋根葺替ほかの修理工事を実施する。
児童遊園地を二の丸北虎口東側に移転する。【現在の場所】
- 46年（1971） 市営プール東側にちびっこプールができる。【現在の場所】
- 47年（1972） 二の丸堀跡を軌道敷とした上田交通（旧上田温泉電軌）東北線が廃止となる。
- 52年（1977） 「上田城跡環境整備委員会調査研究報告」を発行する。
- 54年（1979） 本丸で料亭として使われていた明倫堂の建物を取り壊す。
招魂社西側にゲートボール場を開設する（現グラウンドゴルフ場）。【現在の場所】
- 56年（1981） 3棟の櫓の修復工事を開始する（62年に完了）。
二の丸堀電車軌道敷跡地を利用してけやき並木遊歩道が完成する。【現在の場所】
二の丸樹木屋敷跡に勤労青少年ホームができる。【現在の場所】
- 57年（1982） 「上田城跡公園整備方針」を策定する。
- 58年（1983） 上田城築城400年祭が挙行される。
- 61年（1986） 「上田城跡公園整備方針（第二次）」を策定する。
- 63年（1988） 二の丸の上田市総合展示館（旧武徳殿）を解体撤去する。【招魂社東側】

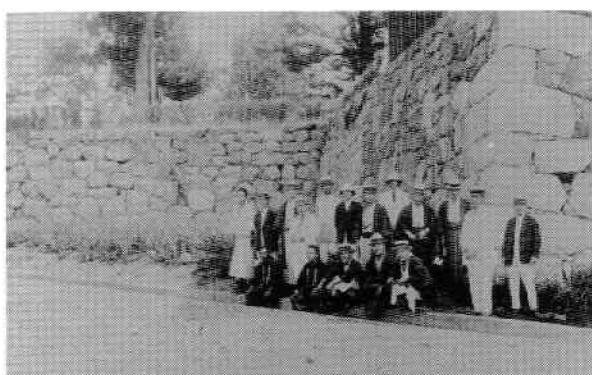
〈写真図版 1〉 公園整備の経過



土地や建物の払い下げ開始（明治 6 年）



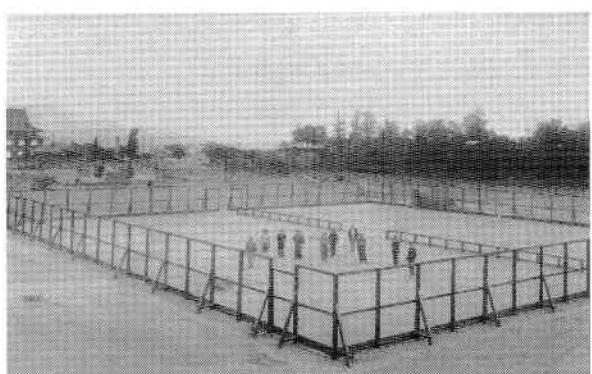
松平神社の創建（明治 12 年）



市道公園 1 号線開設（大正 15 年）



二の丸北虎口の整備（昭和 2 年）



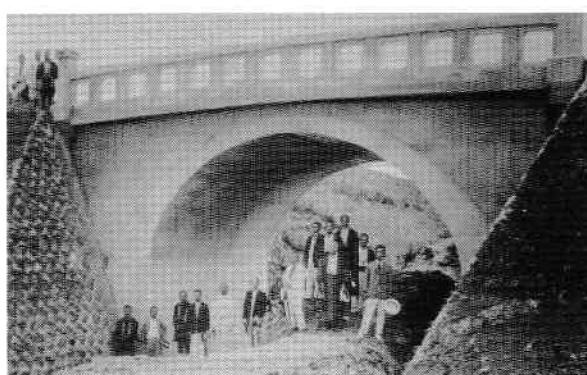
監獄跡地に庭球場設置（昭和 2 年）



監獄跡地に遊園地設置（昭和 2 年）



北東線開通による二の丸橋の整備（昭和 2 年）



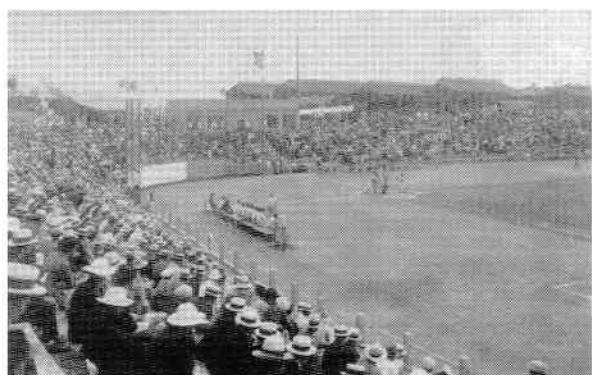
二の丸西虎口・小泉橋の整備（昭和 2 年）



徴古館開館に向けた西櫓の整備（昭和 3 年）



百間堀に陸上競技場設置（昭和 3 年）



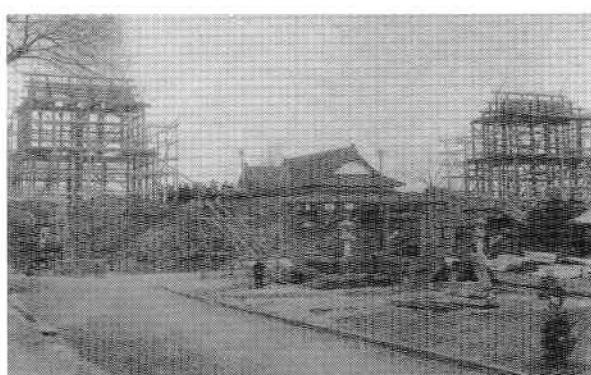
百間堀に野球場設置（昭和 3 年）



築城 350 年記念祭（昭和 7 年）



上田遊廓に移設されていた櫓（昭和 18 年）



本丸東虎口に復元される南櫓・北櫓（昭和 19 年）



解体中の公会堂（昭和 37 年）

第1表 歴代上田城主

城主		石高	入封・襲封年	移封・没年
さなだ まさゆき 真田 昌幸	安房守	9万5千石 (沼田領を含む)	天正11年（1583）築城	慶長5年（1600）改易
のぶゆき 信之	伊豆守	//	慶長5年入封	元和8年（1622）松代移封
せんごく ただまさ 仙石 忠政	兵部大輔	6万石	元和8年小諸藩から入封	寛永5年（1628）没
まさとし 政俊	越前守	// 弟・政勝に矢沢2千石を分知（寛文9年）	寛永5年襲封	延宝2年（1674）没
まさあきら 政明	越前守	5万8千石	寛文9年（1669）襲封	宝永3年（1706）出石移封
まつだいら ただちか 松平 忠周	伊賀守	5万8千石	宝永3年出石藩から入封	享保13年（1728）没
ただざね 忠愛	伊賀守	// 弟・忠容に塩崎（長野市）5千石を分知（享保15年）	享保13年襲封	宝曆8年（1758）没
ただより 忠順	伊賀守	5万3千石	寛延2年（1749）襲封	天明3年（1783）没
ただまさ 忠済	伊賀守	//	天明3年襲封	文政11年（1828）没
たださと 忠学	伊賀守	//	文化9年（1812）襲封	嘉永4年（1851）没
ただます 忠優 (忠固)	伊賀守	//	天保元年（1830）襲封	安政6年（1859）没
ただなり 忠礼	伊賀守	//	安政6年襲封	明治2年（1869）版籍奉還

2 土地の利用状況等

(1) 払下げ後の動向

史跡指定地の総面積は 111,586 m²で、全体の約 86.5% にあたる 96,569.8 m²を公園用地として利用しています。また、公有地は 97,379.63 m²で公有化率は 87.2%（平成 23 年当初）となります。

払下げ後の上田城跡は、本丸と堀を除いてほとんどが畠となっていたようです。還禄士族に対して、授産のために土地を払下げたようですが、当時の土地所有の経過については不明な点が多く、果たし

てこれらの人たちが土地を利用していたかどうかは明らかではありません。明治 18 年（1885）に上田監獄支署が二の丸東虎口北側に移転新築されますが、それまでは畠だったことが文書から知ることができます。また、前出のとおり、大正時代には西櫓周辺は桑畠となっていました。城内が畠になっていたというのは、今では想像しにくいことですが、その後、二の丸は大正 13 年（1924）から昭和 3 年（1928）にかけて市が土地を買上げ、以降、公園としての体裁を整えていきました。

（2）本丸

本丸は明治 40 年頃には既に「上田公園」という名称で呼ばれており、上の台は桜が植えられ、花の名所として親しまれていたことが分かっています。その後、料亭、飲食店、住宅等が存在しましたが、現在は全て移転し、旧景に復しています。跡地にはウメ、カエデ、フジ等が植栽されています。また、本丸堀の周囲にはソメイヨシノの古木が生長し、上田城跡公園を代表する景観のひとつとなっています。

なお、上の台にある土壘上は散策道として親しまれています。土壘の隅にある櫓台には、発掘調査で検出した遺構を埋め戻して現地保存しています。3 棟ある櫓のうち、東虎口の 2 棟（北櫓・南櫓）は櫓門と合わせて内部を展示公開しています。櫓はすべて長野県宝に指定されており、火災に備えて放水銃を 6 基配置し、消火用水を貯留する地下タンク及びポンプ室を上の段に設置しています。

（3）二の丸

二の丸は、北虎口の石垣が整備されたが、残りの東虎口、西虎口は近代に破壊あるいは改変したままの状態になっています。また、公園用地のうち、史跡整備が完了していない区域は、市民会館及び駐車場、市立博物館、市立山本鼎記念館、市営プール、市営東テニスコート、花木園等になっています。こうした区域の整備については、施設の移転が前提になるため、整備基本計画どおりに進んでいないのが現状です。

二の丸の博物館前と二の丸西虎口南側は樹木の多いゾーンとして親しまれています。また、本丸堀の両側を中心にソメイヨシノが植栽されており、「上田城千本桜まつり」には大勢の皆さんが訪れます。かつて鉄道用地だった二の丸堀の一部はケヤキ並木遊歩道として整備され、秋には「信州上田城けやき並木紅葉まつり」が開催されるなど、史跡を活用したイベントが行われ、多くの観光客でにぎわいます。

（4）神社地

神社地は、本丸の眞田神社と二の丸の上田招魂社の境内です。面積は合わせて 8,272.41 m²で、史跡地全体の約 7.4% になります。境内に所在する建築物、工作物は次のとおりです。

〈眞田神社〉 本殿・拝殿・社務所・お札場・土蔵・手水舎ちょうすしゃ・鳥居・木柵・上水道・電線

〈上田招魂社〉 本殿・拝殿・社務所・土蔵・鳥居・玉垣・石碑 2 ・上水道・電線

なお、尼ヶ淵崖面への影響を配慮し、眞田神社手水舎の流水と南櫓台石垣西部の暗渠排水は、排水管を共用して本丸の堀に流下するようにしています。史跡の保存活用に関しては、今後もこうした連携を図ります。

（5）民有地

上田市は、大正末期から昭和初期にかけて、二の丸の土地を取得し、公共施設の設置や公園としての整備を進めましたが、現在も二の丸には民有地が存在します。地権者は 7 名で 13 筆、面積合計は 6,128.36 m²で全体の 5.4% になります。これらは史跡の南西部にあり、ほとんどが畠として利用され、

所有者は自家用の果樹や野菜等を栽培しています。

3 災害と被害状況

上田市周辺は年間平均降水量が約 900 mm と少なく、地震による被害も少ないことで知られています。しかし近年は、夏季に「ゲリラ豪雨」と呼ばれる短時間の集中豪雨等による被害が目立つようになりました。地震についても上田城跡付近で震度 3 以上の揺れが記録されるものが増えています。

松平神社文書や師岡史料などの藩政史料には、水害や地震、火災に関する記録を見る事ができます。ここでは、上田城の被災の履歴を整理します。

(1) 風水害 (第 2 表)

上田城跡は千曲川の河岸段丘端部に占地しています。本丸の南側の尼ヶ淵にはかつて千曲川の本流・分流が流れしており、自然の堀の役目を果たしていました。本丸と尼ヶ淵との高低差は約 12 m あります。また、二の丸の北側には矢出沢川の水を引き込んだ、百間堀・広堀と呼ばれる広大な水堀が設けられていました。現在では当時の様子をうかがうことは難しくなっていますが、上田城は豊富な水により、城の守りを堅固なものにしていました。

ただし、強固な要害を持つ反面、洪水による尼ヶ淵崖面の崩壊等の脅威にもさらされており、近世から近代初頭にかけて、崖面保護のために石垣の築造などの対策が施されました。近年の崖面崩落の要因は当時と異なりますが、整備基本計画で尼ヶ淵崖面崩落防止対策工事を重要項目として位置づけ、対策を講じてきました。

築城以降、記録が残っている上田城跡周辺での風水害の発生状況は第 3 表のとおりです。尼ヶ淵を流れる千曲川の本流・分流は、洪水のたびに流路を変えたことが推定されます。古文書から 17 世紀前半には何度か流路を変えていたことをうかがい知ることができます。享保 17 年（1732）には、洪水で尼ヶ淵の崖面が大きく削り取られ、千曲川の本流とも推定される「大川」が崖下を流れるようになりました。そのため、崖の浸食と崩落防止のために長大な石垣が築造されたことは、上田城と尼ヶ淵の関係を表現する際の好例としてよく取り上げられます。大正 2 年以降、千曲川堤防が整備され、尼ヶ淵まで川の水が及ぶことはなくなりました。

しかし、最近は雨水による崖面崩落が目立っています。ただ、この事象については、雨水やその凍結が原因であることから、近年に限って発生しているものではなく、築城以前から崖面の崩落は続いていると考えられます。南櫓・西櫓直下の崖面はこれ以上崩落すると危険な状況が許されないほど逼迫した状況です。近年、石垣修築や雨水浸透防止工事等による対策を講じてきましたが、今後も一層注意を払う必要があります。

尼ヶ淵の崖面崩落防止対策工事については、整備基本計画の策定以降、史跡の景観に配慮しながら、これまで石垣解体修復工事や化粧モルタル吹付け工事などを実施してきました。今後も未実施区域については最適な施工方法を検討し、保護工事を実施する必要があります。また、以前から指摘されている尼ヶ淵の散策道については、特に石垣に接しているものは石垣から十分な距離を設けるなど、万一の崩壊時に人的な被害がないよう措置を講じる必要があります。

なお、史跡全域に目を向けると、各所の石垣も雨水が原因と推定される崩落が起こっており、特に近代初頭に設置された石垣でこの傾向が顕著であり、構築材であるモルタルの劣化が一因と考えられます。これらは史跡の本質的な構成要素ではない石垣ですが、利用者の安全を考えた場合、重点的に対策を講じる必要があります。

また、史跡内の樹木の生長により、台風などの突風で木が倒れる事案が最近増えています。平成22年7月に発生したダウンバースト（下降噴流）は、上田城跡周辺で特に大きな被害をもたらし、スギやヒマラヤスギの古木が数本倒れたりするなど、過去に例のない災害が発生しました。櫓や石垣に直接的な被害はなかったものの、倒れる方向によっては西櫓への被害が想定されるケースも見られました。こうした古木については、史跡の本質的な構成要素ではないものがほとんどであるため、倒れる危険のあるものは伐採等の対策を講じていますが、上田城跡公園の景観として既に定着しているものもあることから、植栽計画（第4章第4節4参照）に基づいて整理して行く必要があります。

第2表 上田城跡周辺で発生した風水害

西暦	和暦	月日	河川	被災区域	被災内容
1603	慶長8		千曲川	尼ヶ淵	尼ヶ淵の水が涸れる（流路の変化か）。
1630	寛永8		千曲川	諏訪部、中之条	尼ヶ淵の地形が変わり、水が涸れる。
1688	元禄5	7.17	千曲川	諏訪部、御所	諏訪部から御所村一面が水没。
1721	享保6	7.16	蛭沢川	原町、海野町	増水で水が小路に溢れる。
1723	享保8	8.10	千曲川ほか	諏訪部ほか	市内各地の橋が流失。
1732	享保17	5.18	千曲川	尼ヶ淵	尼ヶ淵崖面が崩落したため、石垣を築く。
1742	寛保2	7.28	千曲川ほか	上田藩全域	千曲川、利根川流域で甚大な被害（戌の満水）。
1765	明和2	4	千曲川		落橋154、家屋流失9、流死1等。
1790	寛政2	8.5	千曲川		川除決壊382、落橋205等、拝借金4000両。
1791	寛政3	8.5	-	諏訪部	大暴風雨による風倒木で諏訪部神社拝殿倒壊。
1825	文政8	5.3	千曲川	諏訪部ほか	諏訪部橋通行禁止。
1828	文政11	7.1	千曲川ほか		暴風雨で出水。
1842	天保13		蛭沢川ほか	柳町ほか	集中豪雨により蛭沢川、矢出沢川溢れる。
1856	安政3	8.25	千曲川		各所で決壊。
1857	安政4	%.27	矢出沢川		大風雹交じりの雷雨により溢れ、落橋1。
1859	安政6	6.6	千曲川ほか	上田藩全域	大風雨により家屋流失10など。
1859	安政6	7.25	蛭沢川ほか	上田藩全域	豪雨により家屋流失10など。
1865	慶応元	%.15	千曲川ほか	上田藩全域	豪雨により川除等流失。塩尻の岩鼻決壊。
1896	明治29	7.21	千曲川ほか	上田藩全域	落橋多数、流死14、家屋流失37。
1898	明治31	9.7	千曲川	諏訪部ほか	落橋多数。
1910	明治43	8.8	千曲川		畠地・鉄道線路水没。駅周辺家屋流出。
1913	大正2				第一期千曲川改修事業開始（～昭和16）。
1949	昭和24				第二期千曲川改修事業開始。
1949	昭和24	8.31	千曲川	北天神町	キティ台風により、堤防決壊し、家屋流失10。
1951	昭和26	6.12	-	市内全域	降雹が20分間続く。15cm積もる。
1958	昭和33	9.17	千曲川ほか	市内全域	台風21号により、河川氾濫。大屋堤防決壊。
1959	昭和34	8.14	千曲川ほか	市内全域	台風7号による強風で倒木等の被害。
1959	昭和34	9.26	千曲川ほか	市内全域	伊勢湾台風により、甚大な被害。
1965	昭和40	9.20	-		台風により南北櫓の鼻隠しと北櫓の窓がき損。
1981	昭和56	8.29	-	尼ヶ淵	台風15号等により東南隅崖面が崩落。
1993	平成5	4.23	-	尼ヶ淵	崖面浸透水により、南櫓下享保石垣が天端一部崩落。
1995	平成7	7.8	-	二の丸	集中豪雨により、博物館東側の石垣が一部崩落。
1996	平成8	7.2	-	常盤城	降雹が20分間続く。
2004	平成16	10.20	-	尼ヶ淵・二の丸	台風23号により市民会館南側と民有地南側崖面等が崩落。
2010	平成22	1.4	-	尼ヶ淵	崖面浸透水で南櫓台の下・空堀側の石垣が一部崩落。
2010	平成22	7.24	-	市街地周辺	ダウンバーストで上田城跡及び周辺で風倒木多数。

※ 丸囲み数字は閏月を表す。

(出典：上田市誌別巻(3)、同自然編資料)

(2) 地震 (第3表)

地震による上田城の被害は記録に残るものが少なく、わずか2点の史料が知られているのみです。弘化4年(1847)に発生した善光寺大地震では、本丸の2棟の隅櫓が傾き、水の手としても重要な役割を果たしていた三十間堀が涸れるなど、大きな被害がありました。また、安政元年(1854)の安政東海地震では、本丸西虎口の櫓門脇の石垣が崩れるなどの被害があったことが分かっています。

上田周辺には糸魚川-静岡構造線や中央構造線をはじめ、断層が何本も確認されています。上田城跡周辺も、大部分は断層活動で形成された湖沼に堆積した第四紀氷河期の地層から成り立っています。近い将来に発生が予測されている東海地震をはじめ、万一の際に想定される被害に対して、事前の備えは万全にしておく必要があります。

廃城後は本丸の隅櫓・櫓門が西櫓を除いて撤去されていたこともあり、石垣などの建造物に関する地震による具体的な被害状況については記録はありません。近代以降、市内を震源とする地震(野竹、

第3表 上田城跡を襲った地震の被害

西暦	和暦	月日	名称と震度(大手町)	被災内容
1703	元禄16	12.31	元禄地震	塩田で家屋倒壊11。
1703	元禄16	11.22		下之郷ほかで家屋倒壊12棟。
1705	宝永2	10.4		下之郷で家屋倒壊2棟、12棟半傾し、20日間屋外で炊寝。
1847	弘化4	3.24	善光寺大地震	櫓が傾き、三十間堀の水が涸れる。
1853	嘉永6			翌年にかけて上田周辺で地震多発。
1854	安政元	1.23	安政東海地震	本丸西虎口門脇の石垣が崩れる。寺社大破4、家屋全壊10など。
1855	安政2			~5年にかけて地震多発。
1889	明治22	1.8		坂城町域を中心とする強い地震。上田城跡に被害なし。
1901	明治34			強い地震。上田城跡に被害なし。
1912	大正元	8.17	野竹を震源とする地震	野竹を震源とするM2.1、深さ10-の地震。墓石や碑がずれたり、石垣が倒れるなどの被害。余震は1ヶ月あまり続く。上田城跡に被害なし。
1916	大正5	2.22		浅間山の火山活動に伴う地震。上田城跡に被害なし。
1923	大正12	9.1	関東地震(関東大震災)	上田城跡に被害なし。余震が2、3日続く。市内では墓石・塀の倒壊などの被害。
1965	昭和40	8.3	松代群発地震	石垣損壊。翌年、市内を震央とする地震3回。川西地域の池5ヶ所が被害。
1984	昭和59	9.14	長野県西部地震	上田城跡に被害なし。
1986	昭和61	8.24	丸子を震源とする地震	上田城跡に被害なし。丸子の八日町を震源とするM4.9の地震。ブロック塀が崩れるなどの被害。
2004	平成16	10.23	新潟県中越地震	3 上田城跡に被害なし。
2007	平成19	7.16	新潟県中越沖地震	4 上田城跡に被害なし。
2011	平成23	3.11	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	4 上田城跡に被害なし。
2011	平成23	3.12	長野県北部地震	3 上田城跡に被害なし。
2011	平成23	6.30	松本市を震源とする地震	2 松本市を震源とするM5.4の地震。上田城跡に被害なし。

※震度は1996年10月1日改定の震度階級による。

(出典: 上田市誌別巻(3))

丸子八日町)、松代群発地震や長野県西部地震等の長野県内を震源とする地震も発生し、上田城跡には被害はなかったものの、市内では石垣の倒壊や降灰などによる被害がありました。また、最近では東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や長野県北部地震など、最近は震度3以上の揺れにもたびたび見舞われています。

現在本丸には隅櫓3棟と復元された櫓門1棟、櫓台石垣等があり、二の丸には虎口石垣等があります。櫓や^{はら}孕みが目立つ石垣については随時修復をしてきましたが、耐震構造物ではないため、強い揺れの際には崩壊する危険があります。こうした危険性を踏まえ、地震発生時における安全確保等の対応について、綿密な計画を用意する必要があります。

(3) 火災 (第4表)

関ヶ原合戦後、破却された上田城は真田信之に与えられましたが、信之は三の丸に藩主居館を構え、藩政を執りました。城を復興した仙石忠政は本丸に隅櫓等を整備しましたが、藩主居館は三の丸に置いたままとし、明治維新までこの体制が維持されました。

こうした事情もあってか、城内を火元とする火災の記録は、現在のところ確認できません。本丸の侍番所に番人が昼夜詰めていたのみであり、松平氏の時代には城内はうつそうとした森のようになっていたと伝えられています。ただし、櫓門や櫓の一部は文書や武具の蔵として幕末まで継続的に使用され、修理も随時行われていたようです。本丸に御殿がなかったことから、火災に見舞われる機会は一般的な城郭に比べると少なかったと言えるでしょう。また、仙石氏も松平氏も「火の用心」を規則とし、城下に徹底していたことが知られており、城下町の大火灾等による本丸、二の丸への被害は知られていません。

ただし、藩主居館は二度の火災を被り、寛政元年(1789)の火災では建物が全焼しました。

第4表 火災による上田城の被害

西暦	和暦	月日	出火場所	被災内容
1730	享保15	12.25	藩主居館(三の丸)	建物焼失する。
1789	寛政元	&.14	藩主居館(三の丸)	全焼する。現在の表門は火災後に再建したもの。

※ 丸囲み数字は閏月を表す。

(出典：上田市誌別巻(3))

4 植生

(1) 近世の状況

廢城前の上田城の様子を示すものとして、「カラスのねぐら」という表現がよく使われますが、当時の本丸と二の丸はマツ・スギの大木やタケがうつそうと生い茂る林だったと伝えられています。宝暦11年(1761)の上田騒動の記録「^{うえだじまくずれごうし}上田縞崩格子」では、上田城をねぐらにするカラスが大騒ぎしたという異変を一揆勃発の前兆として描いており、同じく「上田騒動実記」にも同様の表現が見られます。また、赤松小三郎が城の番人を「鳥の番人」と表現するなど、江戸中期以降、上田城を「カラスのねぐら」と揶揄することは人々の間で一般的だったのでしょう。実際、廢城後に払い下げられたマツやスギは、目通りの周囲が75～270cmに及ぶものが950本もあったことが知られています。

近世の上田城の絵図には、当時植えられていた樹木とその範囲を推測できる史料もあります(写真

〈写真図版 2〉 近代及び現代の植生を表す資料



明治 28 年頃の松平神社 (本丸) のようす



平成6年頃の上田城跡

図版 15)。絵図を素直に評価するのは危険な面もありますが、元禄 15 年 (1702) の絵図には本丸・二の丸の土壘にしかなかった樹木が、享保年間の絵図では僅かに平地にも樹木が描かれるようになり、寛永年間のものとされる絵図では本丸の下の段を除いたほとんどの場所が緑色に塗られ、何らかの植生が広がっているようです。絵図の樹木はほとんどがマツを表現しているようですが、元禄の絵図ではスギや落葉樹など、マツ以外の樹木をいくつか描き分けています。

『上田市誌』自然編(3)では、本丸のスギ、エンジュ、シラカシ、ムクロジの大木、園内の所々にある太いケヤキやイチョウなどは、廃城前から上田城跡にあったもので、尼ヶ淵に面するスギ並木は仙石忠政が城を復興した 17 世紀前半頃に植えたものとしています。近年、古木となったこれらのスギが枯死したり、倒壊することが多くなっています。また、ムクロジは上田地方には自生しない木で、植栽したものであることは間違いないありません。鬼門の隅櫓のそばに現在は 3 本ありますが、種子を覆う果皮が石鹼の代用となる有用植物であり、関係者が意図的に植えたものと考えられます。

石垣の隙間に自生するチチッパベンケイは、市内でも限られた場所でしか見ることができない植物です。石垣と無関係ではないことから、近世から自生している植物と考えられます。

(2) 廃城後の状況

廃城後の本丸の様子が判明する史料として、明治 10 年頃に撮影されたと推定される東虎口の写真があります。本丸内にはスギの大木が見られることから、上記の状況を追認できます。また、やや時間をおいた明治 28 年 (1895) に制作された松平神社の図があります。これは銅版画でサクラの花が咲いている季節を描いたもので、本丸にはサクラ (ソメイヨシノか?)、スギ、ヤナギ、落葉樹、常緑樹などが見られます。明治 40 年頃に印刷された絵葉書からもこの状況が確認できます。

また、大正 5 年 (1915) 頃に撮影された本丸西虎口の写真には、一面が桑畠となった状況が写っています。先の松平神社の図では、既に一部が桑畠と化した状況が描かれており、公園となった本丸以外は桑畠などに変貌していった状況が推定できます。なお、数はわずかですが、城跡のなかで野生化したクワを見ることができます。

(3) 二の丸の公園化と植生の現況

昭和初期から二の丸の公有化が進み、公園として整備される過程で様々な樹木が植えされました。その経過は記録に乏しく、古写真や現状から推測することしかできません。園内に見られるヒマラヤスギやメタセコイヤの大木は、当時植えられたものようです。

二の丸東虎口周辺は、公会堂の目前ということもあり、早い時期にサクラが植えられたようです。これが古来のヒガンザクラかソメイヨシノなのか不明ですが、昭和初年頃の写真には樹高が 2 m を超えるようなサクラが見事な花を咲かせている光景が写っています。また、マツや広葉樹、ツツジと思われる低木も確認できます。

本丸堀周辺に所在するソメイヨシノが植えられた時期ですが、昭和 3 年ごろに撮影された写真には写っていないので、少なくともそれ以降に植えられたことが分かります。昭和 15 ~ 19 年の写真には人の背丈よりも少し高いサクラの木が写っています。こうしたことから、本丸堀のソメイヨシノについては昭和初期に植えられたものである可能性が高いと思われます。

戦後、二の丸南西部に「信州の花木園」が整備されます。また、昭和末頃までは本丸を日本庭園に整備するという構想が主流を占めるなど、城郭本来の景観にはそぐわない植栽あるいは計画がされました。なお、二の丸のシダレグワ並木は昭和 62 年に植えられたものです。

第5表 上田城跡公園の植栽樹木（五十音順）

	樹木名	植栽集中箇所		樹木名	植栽集中箇所		樹木名	植栽集中箇所
1	アオギリ		41	ソメイヨシノ	本丸・二の丸	81	ニオイヒバ	
2	アジサイ	ケヤキ並木	42	ヒガンザクラ	本丸・二の丸	82	ニッコウヒバ	
3	アセビ		43	シダレザクラ	本丸・二の丸	83	ヒュウガミズキ	
4	アンズ	本丸土壘・花木園	44	ヤマザクラ	本丸・二の丸	84	ビャクシン	
5	イチイ	東虎口・花木園	45	ロトウザクラ	本丸・二の丸	85	フジ	本丸上の台・遊園地
6	イチョウ	本丸上の台	46	ウコンザクラ	本丸・二の丸	86	プラタナス	児童遊園地
7	イボタノキ		47	エドヒガンザクラ	本丸・二の丸	87	マサキ	
8	ウグイスカグラ		48	サルスベリ	花木園	88	アカマツ	本丸・二の丸
9	ウバメガシ		49	サワラ	二の丸堀沿い	89	カラマツ	二の丸
10	コウメ	本丸上の台	50	シダレヤナギ	東虎口	90	クロマツ	本丸・二の丸
11	ブンゴウメ	本丸上の台	51	シラカバ	東虎口・遊園地	91	ゴヨウマツ	
12	シラカガウメ	本丸上の台	52	シャラノキ		92	マメガキ	
13	コウバイウメ	本丸上の台	53	シャリンバイ		93	マユミ	花木園
14	ウメモドキ		54	シンジュ		94	ムクゲ	花木園
15	エノキ	本丸土壘	55	スギ	本丸・二の丸	95	ムクロジ	
16	エンジュ	本丸上の台	56	ヒマラヤスギ	本丸・二の丸	96	ムベ	
17	カキ	二の丸南西部	57	ダンコウバイ		97	ムラサキシキブ	
18	カシ	本丸土壘	58	チョウセンゴヨウ		98	メタセコイア	
19	カシワ	西虎口	59	ツゲ		99	モクレン	
20	カツラ		60	イヌツゲ		100	モミ	二の丸東辺土壘
21	カリン		61	ツツジ	東虎口・花木園	101	モミジ	二の丸堀沿い
22	キササゲ		62	ドウダンツツジ	東虎口・花木園	102	シダレモミジ	二の丸堀沿い
23	キハダ		63	ヨシノツツジ	東虎口・花木園	103	ヤツデ	
24	ギヨリュウ	東虎口	64	レンゲツツジ	東虎口・花木園	104	ヤナギ	東虎口
25	キンモクセイ	西虎口	65	ツバキ	花木園	105	ヤマボウシ	
26	クヌギ	本丸堀	66	ナツツバキ	花木園	106	ユズリハ	
27	クルミ	二の丸南西部	67	トウカエデ		107	ユキヤナギ	北虎口
28	クワ		68	トウヒ		108	ライラック	
29	シダレグワ	東虎口・北虎口	69	トチノキ		109	ラクウショウ	
30	ケヤキ	ケヤキ並木	70	ナンテン		110	リンゴ	遊園地
31	コウゾ		71	ニセアカシア	招魂社北側土壘	111	レンギョウ	
32	コウヤマキ	北虎口	72	ニシキギ				
33	コナラ		73	ネムノキ				
34	コノテガシワ		74	ハナミズキ	花木園			
35	コブシ		75	ハルニレ				
36	コメツガ		76	ヒイラギ	花木園			
37	ザクロ		77	ヒイラギモクセイ				
38	サザンカ	花木園	78	ヒノキ				
39	サツキ		79	イトヒバ				
40	サンシュユ		80	チャボヒバ				

※表中の「虎口」はすべて二の丸を示す

現在、上田城跡公園一帯（史跡外を含む）に植栽されている樹木の一覧は第5表のとおりです。樹種は110種類を上回り、総数は約2千本あります。ソメイヨシノが群を抜いて多く、他のサクラを含めると約1,000本、次いでケヤキ、スギがほぼ同数の約100本という順になります。アカマツ、シラカガ（ウメ）、サワラ、モミジ、イチョウ、カシ、ヒマラヤスギ、ニセアカシア等もそれぞれ60本程度と比較的多い樹木です。プラタナスなどは公園化の過程で植栽されたものの典型と考えられ、民有地に畑があることから、クルミやカキなどの樹木も見られます。

一方、野草はウマノスズクサ、ツユクサ、クサノオウ、ハルジオン、タチツボスミレ、ドクダミ、ヨモギ、シロツメクサ、セイヨウタンポポ等のほか、四季を通じて100種を下らない種類があると思われます。また、石垣に見られるツタ、チチッパベンケイ、ノキシノブ、コケなどは城跡ならではの植生といえます。

このように、市街地にあって、多様な植物を見る能够性の高いものも上田城跡公園の魅力のひとつです。

(4) 今後の植生管理

史跡の保存管理という立場からは、遺構の保全をふまえながら、近世に城として機能していた時期の植生を構成した、マツ・スギなどの在来樹木を中心とした植生管理を行うという方針を基本とします。また、尼ヶ淵周辺に自生するシロバナタンポポは、市内でも限られた場所でしか自生していない貴重な植物であり、注意する必要があります。しかし、史跡の範囲はすべて都市公園として多くの市民の利用があり、また、既に上田城跡の景観として定着している桜やケヤキを利用した上田城千本桜まつり」「信州上田城けやき並木紅葉まつり」等の会場として、観光拠点としても重要な役割を果たしています。こうした現状を踏まえ、来城者の快適性や公園の機能・景観にも配慮した植生管理が求められています。特に尼ヶ淵における、アレチウリやヒゲナガスズメノチャヒキといった外来植物の繁茂は、本来の植生を破壊するのみでなく、景観も大きく変えてしまうことから、今後も駆除等の対策を講じる必要があります。

上田城跡ではこうした多面的な現状を考慮し、城の縄張りと公園の現況に即し、ゾーンを設定して植栽の方針を定め、植生管理を行っていく必要があります。

5 史跡整備と発掘調査の履歴

(1) 史跡整備の経過

平成2年度の整備基本計画策定以降に実施した整備事業は第6表のとおりです。なかでも、平成5年度に完成した本丸東虎口櫓門の復元整備や石垣の修復、尼ヶ淵の崖面崩落防止工事を重点的に取り組んできました。なお、年度毎の整備事業の内容等については、第6表及び第4章、資料編を参照してください。

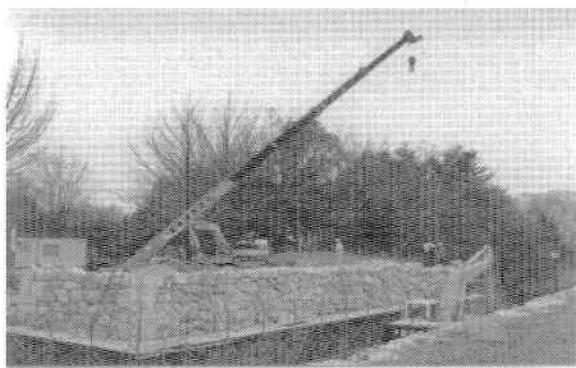
(2) 発掘調査の目的と結果

上田城跡では整備基本計画の策定以降、整備事業実施の前提として、遺構等を確認するための発掘調査を実施してきましたが、その目的によって、次のとおり3つに大別することができます。

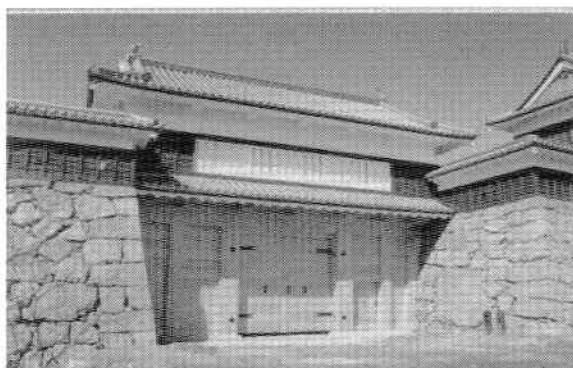
- ア 工作物の設置（電線地中化等）に係る試掘調査
- イ 本丸及び二の丸の遺構確認調査
- ウ 尼ヶ淵崖面崩落防止工事に伴う確認調査

年 度	事 業 名 称	事 業 の 内 容
平成 2 年度	二の丸北虎口石垣修復工事	発掘調査結果に基づいて、二の丸北虎口北側の石垣を修復
	二の丸排水路敷設工事	本丸堀法面の保護のため堀東側に石張りの排水路を敷設
	電線地中埋設工事	市民会館駐車場付近の空中電線を地中埋設
	整備基本計画作成委託	「史跡上田城跡整備基本計画書」の作成委託
	上田城跡整備事業実施設計委託	石垣修復・排水路敷設工事ほかの実施設計委託
	発掘調査	本丸東虎口・二の丸北虎口ほかの発掘調査
平成 3 年度	本丸堀浚せつ工事	堀底のヘドロ等を浚せつ。排水施設を整備
	本丸東虎口櫓門基本設計委託	本丸東虎口櫓門の基本設計委託
	本丸東虎口櫓門実施設計委託	本丸東虎口櫓門の実施設計委託
	本丸東虎口櫓門復元工事	本丸東虎口櫓門の復元工事
	身体障害者用トイレ設置工事	市民会館駐車場に身体障害者用のトイレを新設
	発掘調査	本丸西虎口・二の丸北虎口ほかの発掘調査（一部国庫補助事業）
平成 4 年度	本丸東虎口櫓門復元工事	本丸東虎口櫓門の復元工事
	櫓門復元工事監理委託	櫓門復元工事に伴う工事監理委託
	本丸東虎口共同溝敷設工事	櫓門復元工事に先立ち水道管・電線等を共同溝に集約
	本丸西虎口整備工事	石垣・櫓・櫓門の遺構を地上表示により平面的に整備
	電線地中埋設工事	二の丸北虎口付近の空中電線を地中埋設
	史跡内民家移転	史跡内の店舗兼住宅を移転（国庫補助事業）
平成 5 年度	発掘調査	二の丸西虎口ほかの発掘調査（国庫補助事業）
	本丸東虎口櫓門復元工事	完成（総事業費 339,900千円）
	櫓門復元工事監理委託	櫓門復元工事に伴う工事監理委託
	二の丸北虎口石垣修復工事	二の丸北虎口の南側石垣・櫓門礎石を復元。陸上競技場正門を移転
	本丸東虎口整備工事	櫓門前面土橋の石垣修復・武者立石段復元。放水銃地中埋設
	二の丸西虎口周辺歩車道整備工事	小泉曲輪（市民体育館付近）の歩車道を修景整備
平成 6 年度	電線地中埋設工事	二の丸西虎口・櫓自動火災報報知設備電線の空中電線を地中埋設
	発掘調査	本丸上段部（郭西側）の発掘調査（国庫補助事業）
	櫓門照明工事	櫓門・南北櫓のライトアップ設備工事
	二の丸北虎口照明工事	二の丸北虎口の夜間照明設備の整備
	石垣修復用石材採取委託	石垣修復用の石材（緑色凝灰岩）採取を委託
	公園調査委託	史跡指定地の公園と現況の調査委託
北櫓改修工事		北櫓の一般公開に先立ち、床の張り替えと階段を改修。照明設備を設置（県費補助事業）
	発掘調査	本丸上段部（土塁・郭北側）の発掘調査（国庫補助事業）

第 6-1 表 史跡上田城跡整備事業の経過(1)



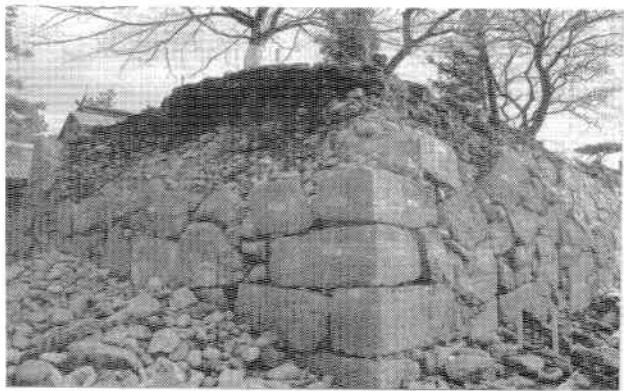
二の丸北虎口石垣整備事業



本丸東虎口櫓門復元整備事業

年 度	事 業 名 称	事 業 の 内 容
平成7年度	発掘調査 石積復旧工事	本丸郭内（土墨・郭北側）の発掘調査（国庫補助事業） 集中豪雨により崩壊した石積（明治期）の復旧工事（国庫補助事業）
平成8年度	発掘調査（整理作業） 尼ヶ淵地質調査委託（西側） 尼ヶ淵石垣ほか測量委託 南櫓改修工事	本丸郭内発掘調査の整理・報告書発行（国庫補助事業） 尼ヶ淵崖面（西側）の地質（ボーリング）調査 尼ヶ淵石垣の立面図撮影、一部図化及び断面測量 南櫓床の張り替えと階段を改修。照明設備を設置（県費補助事業）
平成9年度	尼ヶ淵崩落防止工事実施設計 尼ヶ淵崩落防止工事 三櫓瓦建具補修工事 南櫓・西櫓ライトアップ設備工事	尼ヶ淵崖面の崩落防止対策工事の実施設計（国庫補助事業） 尼ヶ淵崖面の崩落防止工事（国庫補助事業） 豪雪により破損した屋根瓦等の補修工事（県費補助事業） 寄附を受けた南櫓・西櫓ライトアップ設備の周辺整備工事
平成12年度	尼ヶ淵地質調査委託（東側） 尼ヶ淵崩落防止工事 本丸西虎口上段部発掘調査 二の丸石積改修工事 南北櫓柵改修工事	尼ヶ淵崖面（東側）の地質（ボーリング）調査（国庫補助事業） 尼ヶ淵崖面（東側）の崩落防止工事（国庫補助事業） 平成13年度実施予定の本丸西虎口石垣改修工事に伴う事前の発掘調査及び石垣立面の写真測量 二の丸東側石積の積み直し工事 老朽化した南北櫓の柵改修工事
平成13年度	南櫓鮒鉢修繕工事 本丸西虎口石垣解体修復工事	南櫓屋根鮒鉢の補修 西虎口石垣の修復工事・南櫓下石垣の立面図作成及び試掘調査（国庫補助事業）
平成14年度	南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の享保期下段石垣の解体修復工事(一部解体)（国庫補助事業）
平成15年度	南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の享保期下段石垣の解体修復工事(解体・石材購入)（国庫補助事業）
平成16年度	南櫓下石垣解体修復工事	石材購入・工法検討（国庫補助事業）
平成17年度	尼ヶ淵崩落防止工事 本丸南櫓下石垣解体修復工事 本丸南櫓下石垣解体修復工事監理委託	前年の台風23号被害を受けた西櫓西側崖面の修復工事（国庫補助事業） 南櫓下尼ヶ淵の下段石垣の解体修復工事（国庫補助事業） 上記工事の監理委託（国庫補助事業）
平成18年度	本丸南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の中段石垣の解体修復工事（国庫補助事業）
平成21年度	石垣基礎調査 発掘調査 石垣修復工事	石垣カルテ作成と3次元レーザー測量を実施（国庫補助事業） 崩落防止工事に伴い、南櫓西側の土墨跡地ほかを発掘調査（国庫補助事業） 南櫓台石垣の東側下にある近代石垣が一部崩落したため、修復工事を実施
平成22年度	整備基本計画改訂版作成委託 尼ヶ淵崩落防止工事	「史跡上田城跡整備基本計画書」の一部改訂を委託 南櫓周辺・尼ヶ淵崖面の崩落防止工事（国庫補助事業）
平成23年度	保存管理計画の策定 整備基本計画改訂版の策定	「史跡上田城跡保存管理計画」の策定 「史跡上田城跡整備基本計画（改訂版）」の策定

第6-2表 史跡上田城跡整備事業の経過(2)

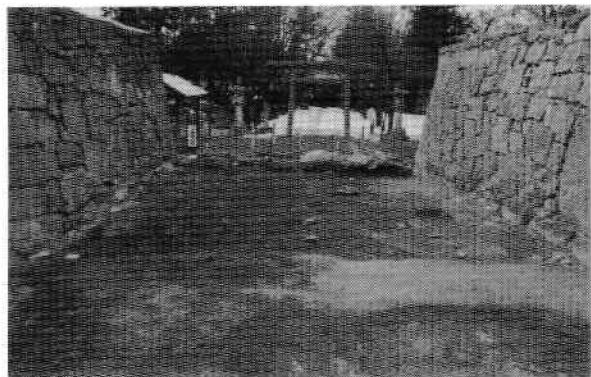


本丸西虎口石垣解体修復事業



本丸南櫓下尼ヶ淵石垣解体修復事業

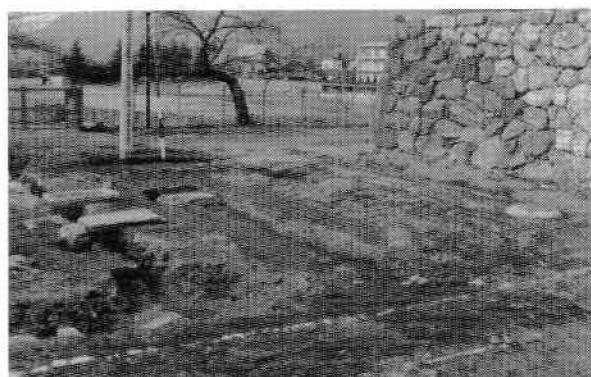
〈写真図版 3〉 発掘調査の履歴



本丸東虎口櫓門跡（平成 2 年）



本丸堀底（平成 2 年）



二の丸北虎口（平成 3 年）



二の丸西虎口（平成 3 年）



本丸西北隅櫓跡（平成 6 年）



本丸東北隅櫓跡（平成 6 年）



本丸水路状遺構（平成 6 年）



本丸西櫓台石垣周辺（平成 13 年）

アは狭い範囲で実施しているため、遺構が検出された場合でも、その全容を把握することはできませんでした。こうした調査で検出したものには、二の丸東虎口にあった部壙台石垣の基礎と推定される遺構があります。

イは櫓や櫓門、土壙等の基礎が発見され、絵図に描かれている城郭構造を検証するうえで良好なデータを得ることができました。

ウでは櫓台石垣の根石や、南櫓下の享保石垣の構造等が判明し、石垣の解体修復工事に反映させることができました。

第7表に実施年度ごとに発掘調査の目的と結果などについてまとめました。

(2) 成果と課題

平成2年から7年度にかけて実施した発掘調査では、本丸では東・西虎口櫓門の礎石と、3棟の隅櫓の真柱礎石などが検出されました。また、二の丸では北・西虎口の石垣や門に関連する遺構が発見されました。遺構の状況は決して良好とはいえないものでしたが、近世の上田城跡の状況について検討する際の基礎資料を得ることができました。

本丸隅櫓（北西隅1棟、北東隅2棟）の真柱礎石は、3棟のうち2棟は本来の位置からずれてしまっているものと推定されますが、小礎列と大引礎石等から、3棟ともほぼ平面形を確認できました。

以上のように、これまでの発掘調査は本丸の調査が主体であり、二の丸には未実施の区域が多く残っています。今後は二の丸の計画的な発掘調査を行い、整備事業に備えることが必要です。

6 関連法規制

史跡上田城跡及び周辺における法規制については、以下に整理します（第8表）。

(1) 文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）

文化財を保存し、その活用を図って国民の文化的向上に資するとともに、文化の進歩に貢献することを目的として定められた法律です。上田市においても上田市文化財保護条例及び施行規則を定めて、指定文化財の保護と管理を行っています。

ア 史跡指定地内（史跡である上田城跡の管理）

上田城跡を史跡の本質的価値を損なうことなく適切に保存活用するため、文化財保護法の規定に基づき管理を行っています。

特に指定地内における土地の形状変更等については、第125条の現状変更等に係る適切な管理を実施しています。なお、史跡地における周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘届出は、現状変更等許可申請書で代えることができます。なお、許可基準等については、本書第3章第〇節を参照してください。

イ 史跡指定地外（周知の埋蔵文化財包蔵地である上田城跡の管理）

史跡指定地外である二の丸の一部と三の丸は、藩主居館跡や町人屋敷、堀等の埋蔵文化財を包蔵する地域であるため、文化財保護法第92条から99条に定める周知の埋蔵文化財包蔵地として保護に努めています。

(2) 都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められた法律です。上田市においても上田市都市公園条例及び管理規則を定めています。なお、「上田城跡公園」という名称は、昭和40年に都市計画公園決定

第8表 上田城跡周辺における関連法規制

関連法令	条項	内容	効力を発した日	許認可等の内容	許認可者	対象	所管部署	
文化財保護法	第125条	史跡の現状変更等	昭和9年 (史跡指定日)	現状変更等や保存に影響を与える行為 を行う際の許可	文化庁長官	史跡 指定地	文化振興課	
	第92条	遺跡の発掘調査	平成11年 (埋蔵文化財分布図最新改訂)	調査のための発掘調査に関する指示 及び命令		包蔵地		
	第93条	遺跡内の工事等		工事等に関する指示及び命令				
都市公園法	第5条 第1項	公園施設の設置	平成16年改正	公園管理者以外の者が公園施設を設置 する際の許可	(管理者) 上田市長	史跡指 定地及 び周辺	公園緑地課	
	第6・7条	都市公園の占用		占用する際の許可				
都市計画法	第29条	開発行為の許可	平成18年改正	市街化区域区分が定められていない都市 計画区域における開発行為の許可	長野県知事	史跡指 定地及 び周辺	都市計画課	
	第8条	用途地域の指定		用途地域が指定されている場合には、建 築基準法及び条例等により、建築物等の 高さ等は、基準に従わなければならない				
上田市景観計画	(平成24年度に策定の予定)						都市計画課	
消防法	第8条	防火管理者の選任 及び消火用設備等 の設置等	平成23年改正	不特定多数の入場者を見込む檜等 の文化財建造物や、博物館施設等の 火災予防に関する基準	上田市消防長	史跡 指定地	上田中央 消防署	
農地法	第3条	農地等の権利 移動の制限	平成21年改正	農地の所有権を移転し、又は地上権等の 設定・移転を行う場合の許可	上田市 農業委員会	史跡指 定地及 び周辺	上田市 農業委員会	
	第4条1項	農地の転用の制限		農地を農地以外に転用する場合の許可 ※面積が4haを超える場合	長野県知事 (農水大臣)			
道路法	第10条	路線の廃止 又は変更	昭和39年改正	道路の廃止・認定の場合の許可(議会の 議決が必要)	(管理者) 国土交通大臣 長野県知事 上田市長	史跡指 定地及 び周辺	土木課	
	第32条	道路占用	平成12年改正	道路に工作物等を設け、継続して使用す る場合の許可				

がされた際に正式に用いられたものですが、それ以前は「上田公園」や「上田城址」などと呼ばれていたようです。

(3) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた法律です。上田市においても、同法に基づき都市計画区域が策定されています。

(4) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律です。

(5) 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）

道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的として定められた法律です。上田市においても同法第32条等に関連して、上田市市道の占用等に関する規則（平

路保全立体区域」の設定等、道路に係る行為に関する様々な規定が設けられています。

(6) 上田市景観計画（平成 24 年度策定予定）

上田市では景観計画の策定を平成 24 年度に予定しており、尼ヶ淵の景観維持等に関しては、この計画に基づいて対応するものとします。

第3章 史跡上田城跡保存管理計画

第1節 計画策定の基本方針

1 基本方針

史跡上田城跡は千曲川が形成した台地上にあり、天然の要害である尼ヶ淵と百間堀と呼ぶ大規模な堀を巧みに配した城構えにより、二度の徳川軍との戦闘にも耐えた堅固な城です。廃城後、松平神社が核となって公園化が進み、現在では史跡全域が都市公園になっています。保存管理計画の策定にあたっては、上田城跡が市民の憩いの場として親しまれていること、そして、上田城千本桜まつり等で多くの観光客が訪れている現状を考慮する必要があります。また、史跡内の土地は大半が既に公有化されていますが、眞田神社及び上田招魂社の境内地と民有地（畠）が存在しており、宗教活動、生産活動等に配慮しながら、関係者の理解と協力を得ていく必要があります。

こうした考え方を盛り込みつつ、史跡上田城跡を適切に保存し、次の世代に継承するために、以下に示す基本方針を定めるものとします。

(1) 史跡の保存

各種調査の結果を踏まえ、史跡の本質的価値を構成する諸要素を特定し、それらを良好な状態で保存できるよう適切な方法を示します。

(2) 市民の憩いの場としての整備・活用

幕末の城郭構造を復元するという原則のもと、廃城後の歴史や都市公園としての役割にも配慮しつつ、整備・活用を進めます。また、市街地では貴重になった緑地空間の維持に配慮します。

(3) 神社等の活動に配慮した土地の公有化

史跡の保存整備を進めるうえで、土地の公有化は最も望ましい手段です。近代以降、市は上田城跡の公有化を進めており、今後も地権者の理解をいただきながら、取り組んでいきます。

現在、史跡内には神社と民有地（畠地）があり、それぞれ宗教、生産の場として市民が利用しています。長期にわたる史跡の保存整備には、これらの皆さんのが史跡の保護を担う一員として積極的かつ継続的に関わっていく必要があります。そのためには、現状の宗教、生産活動にも配慮し、協力と支援を取り付けていく姿勢で臨みます。

(4) 保存管理体制の整備

将来にわたって継続的な保存管理を行うために、運営の方法及びそれらを進めるうえで必要な体制を整備します。

2 計画の内容

以上のような考え方を踏まえ、史跡を適切に保存・活用していくために、次の各項について整理しました。

(1) 史跡の構成要素の概念整理（第3章第2節）

史跡を構成する諸要素を抽出し、史跡の価値及び保存・活用における重要度から、近世上田城の城郭構造を表す「本質的価値を構成する諸要素」と、「近代の公園等形成に関する諸要素」、「現代の公園利用に関する諸要素」に大別して整理します。

(2) 保存管理の内容（第3章第3節）

史跡の保存管理で必要な、維持管理、防犯、復旧等について、史跡の管理者として行う行為について、具体的な内容を示します。

(3) 保存管理の方法（第3章第4節）

(1) で抽出した諸要素ごとに、適切な保存管理の方法を定めるものとします。また、指定地の状況に応じた保存管理の方法を示します。

(4) 現状変更の取扱いの方針及び基準（第3章第5節）

史跡内における各種現状変更等の行為に対しての取扱いの方針と具体的な取扱い基準を定めます。特に円滑な保存管理を行うために、日常の維持管理行為や維持の措置等の範囲を明確にしておきます。また、史跡の適切な保存管理や整備活用のために必要な公有化の方針を示します。

(5) 追加指定等の検討と史跡周辺の遺構の保全（第3章第6節）

現状の史跡指定範囲が史跡の本質的価値の保存の上で適切であるかの再検討を行い、必要に応じて追加指定等の保存策を検討します。また、史跡と一体として捉えられる三の丸の環境保全の方向性や、三の丸に分布する関連遺跡の保全の方策も検討します。

(6) 整備・活用の基本方針と方法（第3章第7節）

史跡上田城跡の本質的価値の保存・維持を前提として、そのために必要な復旧や価値の顕在化のための整備・活用策について基本的な考え方を示します。

(7) 保存管理及び整備活用の体制（第3章第8節）

史跡が将来にわたって保存・活用されていくために、管理体制を明確にする必要があります。

第2節 史跡及び周辺環境を構成する諸要素

1 史跡及び周辺環境を構成する諸要素の区分

保存管理の方法と現状変更の取扱い基準を規定するために、史跡及び周辺環境の構成要素を抽出し、さらにこれらの諸要素を史跡の価値及び保存・活用の際の重要度から、近世の上田城の城郭構造を表す「本質的価値を構成する諸要素」と、「本質的価値以外の価値を構成する諸要素」に大別しました。前者には城郭に関する地形や建造物、地下遺構、景観等が該当します。後者は「近代の公園等形成に関する諸要素」、「現代の公園利用に関する諸要素」として更に区分しています。

2 本質的価値を構成する諸要素（第9表）

〈城郭遺構（本丸）〉

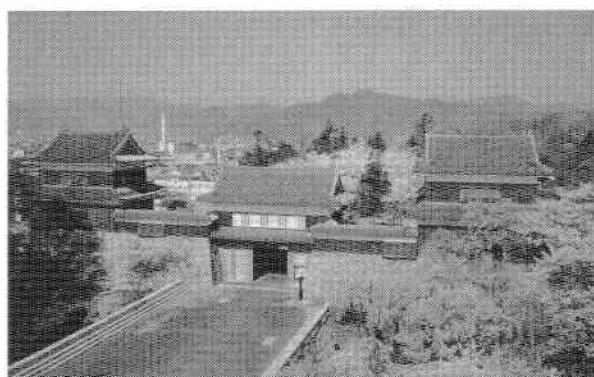
(1) 隅櫓（西櫓・南櫓・北櫓）

『上田城郭其外請取之件』長野県行政文書（明治6年）から、払下げの際には本丸に7棟の櫓があったことが分かります。現在、東西虎口には隅櫓が3棟所在しますが、西虎口の西櫓は唯一解体等を免れ、仙石忠政が復興した姿を留めていますが、北櫓・南櫓は城外に移築・使用されていたものを、昭和17年から24年にかけて東虎口の櫓台に復旧したものです。構造は桁行5間、梁間4間の二重櫓で、松と梅を主用材としています。また、外壁は下見板張りで一部を白漆喰の塗籠とし、屋根は入母屋造で本瓦葺きとされています。3棟は昭和34年に長野県宝の指定を受け、昭和56年10月から昭和62年12月にかけて屋根の葺き替えや壁の塗り替えをはじめ、改変箇所の修復等を行う等「昭和の大修理」を実施しています。また、失われた4棟の櫓のうち、明治期に櫓台石垣を失っている西虎口の1棟を除いて、櫓の基礎遺構が発掘調査で検出されています。

第9表 史跡の構成要素

本質的価値 史跡の構成要素	城郭遺構	本丸 二の丸 尼ヶ淵	西櫓、北櫓（移築復元）、南櫓（移築復元）、東虎口櫓門（復元）、 西櫓台石垣、北櫓台石垣、南櫓台石垣、 東虎口石垣（2箇所）、東虎口土橋石垣（2箇所）、 西虎口石垣（1箇所）、西虎口土橋石垣（1箇所）、土橋下の暗渠排水、 だんご山石垣（一部）、 土塁、堀、真田井戸、 櫓台石垣跡（1箇所）、櫓礎石（3箇所）、西虎口櫓門礎石、土壠跡
			北虎口石垣（復元）、北虎口土橋石垣（2箇所）、 東虎口石垣（1箇所）、 土塁、堀跡、櫓台（北西隅1箇所）、 北虎口櫓門礎石、西虎口櫓門礎石、西虎口石垣跡、部塙台石垣跡
			南櫓下下段石垣、南櫓下中段石垣（一部）、西櫓下下段石垣、 真田神社下石垣（一部）、堀尻石垣（東側）、 尼ヶ淵崖面
			真田神社（松平神社、上田神社）、石碑
		本丸	西櫓台東側石段、西櫓台西側石垣、南櫓台石垣西側石段石垣、 二の丸東虎口石垣（一部）、だんご山石垣（一部）
		石碑	
本質的価値 以外の価値	近代の公園等 形成に関する 諸要素	二の丸 尼ヶ淵	招魂社、 上田温泉電軌⑭東北線軌道敷跡地、公会堂下駅跡地、二の丸橋、 上田監獄支署の石垣、上田町外ニヶ村組合伝染病院跡、 市営テニスコート
			耕作地（民有地）、桜の植栽、桑畑
			南櫓下中段石垣（一部）、西櫓下中段石垣（一部）、 真田神社下石垣（一部）、堀尻石垣（西側）、 桑畑
		本丸	消火栓（放水銃）及び貯水槽、ライトアップ施設、 ライフライン（電気・上下水道）
		二の丸	市立博物館、北櫓、南櫓、東虎口櫓門 ※展示公開施設として 南櫓台東側法面石垣、北櫓台東側法面石積、
現代の公園利 用に関する 諸要素		二の丸	市民会館及び駐車場、市営テニスコート、市営プール、児童遊園地、 市立山本鼎記念館、市営動物園、ライフライン（電気・上水道）、 史跡の保存管理活用のために設置した表示板等、 公園・便益施設（表示板、照明灯、遊歩道、階段、トイレ、ベンチ、水飲み等） ライトアップ施設、愛の鐘鉄塔、ラジオ塔
			石碑、胸像

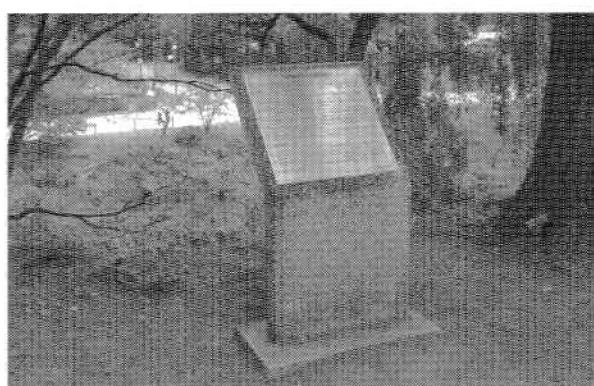
〈写真図版 4〉 史跡の本質的価値（本丸）



① 東虎口櫓門と北櫓・南櫓



② 西櫓



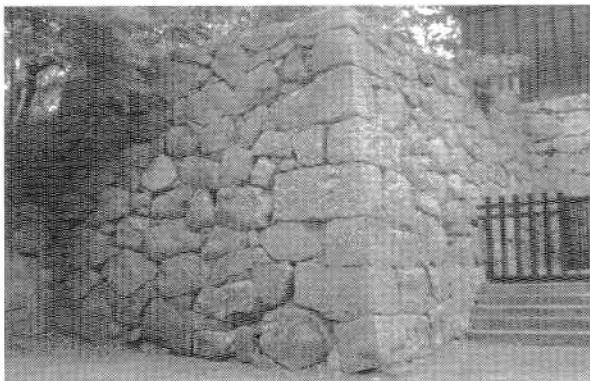
③ 隅櫓跡



④ 西虎口櫻台跡



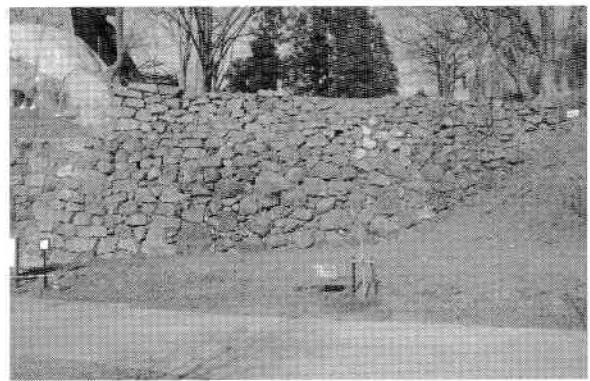
⑤ 西虎口櫓門礎石



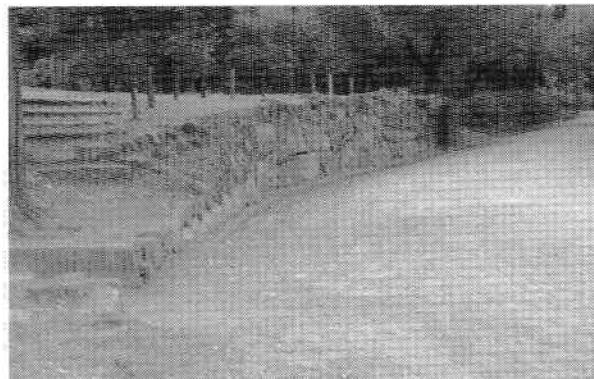
⑥ 北櫓脇の石垣



⑦ 堀



⑧ 堀尻石垣



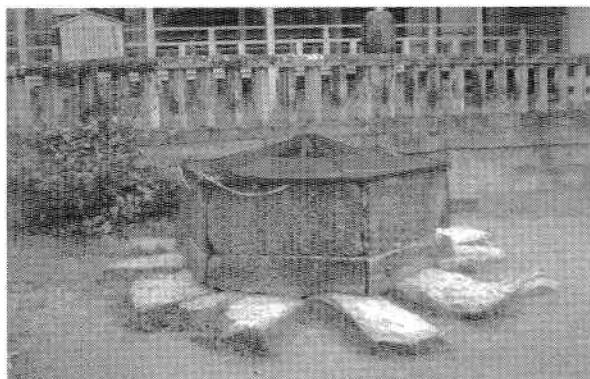
⑨ 上の台と下の段を区切る石垣



⑩ 上の台



⑪ 土塁



⑫ 井戸

〈略年表〉

寛永 3 年 (1626)	仙石忠政が幕府の許可を得て上田城の修築を開始する。
弘化 5 年 (1848)	前年の善光寺地震で破損した 2 棟の櫓（どの櫓かは不明）の修築が終わる。
明治 6 年 4 月	上田城跡の払下げの手続きが始まる。
明治 8 年 9 月	本丸隅櫓 7 棟と櫓門 2 棟の払下げが許可される。（「還禄士族授産払下進達留」長野県行政文書）。これ以降、明治 12 年 3 月までに、西櫓を除いた本丸の城郭建造物は全て解体または移転される。上田遊郭に移された 2 棟の櫓は明治 11 年の後に移転された可能性が高い。
昭和 3 年	西櫓の屋根、壁、木部等の修理を実施する。
昭和 4 年	西櫓を徵古館として使用を開始する。
昭和 19 年	上田遊郭にあった 2 棟の櫓を本丸東虎口に移転復旧する工事に着手する。
昭和 24 年	南櫓・北櫓の移転復旧工事が完了する。
昭和 25 年 4 月	南櫓が上田市立博物館となる。
昭和 34 年 11 月	3 棟の櫓が長野県宝に指定される。
昭和 42 年	南櫓、北櫓屋根の葺き替え、壁の修理を実施する。
昭和 56 年 10 月	3 棟の櫓の屋根の葺き替え、壁の修理等工事に着手する（～昭和 62 年）。

(2) 櫓門（東虎口櫓門）

上記史料から、払下げの際には東西虎口に 1 棟ずつ、計 2 棟の櫓門があったことが分かっています。2 棟とも発掘調査で礎石あるいはその痕跡が検出されています。現在、東虎口にある櫓門は古写真等を根拠に平成 5 年度に復元したものです。

(3) 石垣（櫓台石垣・虎口及び土橋石垣・だんご山西端石垣）

現在、東西虎口に 3 基の櫓台石垣が残っています。明治 12 年 3 月に丸山平八郎直義氏が松平神社に土地を寄付した際の『締約書』からは、当時、櫓 1 棟と櫓台石垣 4 基が東西の虎口に所在したことが分かります。このうち、現在は西虎口の櫓台石垣 1 基が解体されて残っていません。これは丸山氏が自宅の石垣の材料とするために明治 12 年以降に解体・搬出したものと推定されます。なお、丸山家の石垣の一部には明治 15 年に完成したという刻印があり、その後も明治 20 年代にかけて順次石材を解体・搬出し、石垣を積んだことが分かります。

主な石材は緑色凝灰岩（グリーンタフ）で、上田城跡北方の虚空蔵山系から採取したものと推定され、石切場と推定される場所も確認しています。櫓台石垣は修復等が行われたものもありますが、仙石忠政が復興した際の姿をある程度留めている石垣と考えられます。

東西虎口には土橋の石垣が残っています。このうち、西虎口の土橋の石垣下部には堀水を通すための暗渠が設けられていたが、安定的に排水が出来なくなっていたことから、平成 3 年に堀を浚せつした際に新たに排水路を設置しました。

本丸は大きな段差により北側と南側に二分され、北側を「上の台」南側を「下の段」と呼んでいたことが絵図等から知られています。その境界には石垣が築かれ、高さは 6 尺（1.8 m）程あったことが絵図等から判明しています。西側の石垣は緑色凝灰岩を用いた古様の石垣です。

なお、「上の台」を「だんご山」と呼ぶことがあります、以前本丸にあつただんご屋に由来するようです。

(4) 井戸

本丸の南西、西櫓へ続く石段の手前に、「真田井戸」と呼ばれる城内で唯一残っている井戸があります。直径は2m余で深さは16.5m程あります。元禄年間に作成された絵図にも記されており、本丸に藩主屋形が置かれなかったとはいえ、水の手として重要視されていたことが分かります。井戸底から木製釣桶^{つるべ}が発見されるなど、使用されていた当時の遺物も出土しています。

この井戸には抜け穴があり、昌幸の頃に太郎山の砦^{とりで}に通じていたとする伝説から真田井戸という名が付いたといわれています。

(5) 堀と土塁（土居）

真田時代の本丸堀は「元和年間上田城図」に「ウメホリ」の注記がされ、徳川方によって埋め立てられた状況を伝えていますが、仙石忠政は旧状を大きく変えることなく、土砂を掘り出して堀を復興したと考えられています。本丸の東・北・西側に接する部分は人工的に掘割りをしたもので、南側の尼ヶ淵は自然の要害になっています。忠政の普請計画には堀の幅は15間（約27m）とあります。

土塁（土居）は本丸の四方を囲み、北東の鬼門の方角を隅欠としています。土塁上には土壙が存在したことが、絵図や発掘調査から判明しています。

(6) 地下遺構（侍番所、水路の遺構等）

仙石氏と松平氏在城の頃には、本丸には櫓7棟と櫓門2棟が存在したことが史料から判明していますが、天守や御殿が存在したという記録はありません。ただし、本丸の中央に「侍番所」と記された構造物が描かれている絵図があり注目されます。そのほかの建造物が所在したという記録は現在のところ確認していません。

ただし、本丸の発掘調査の際には、櫓や土壙・土塁を除いた近世の遺構はほとんど検出されず、「侍番所」の遺構も検出されませんでした。一方、古文書や絵図では知られていなかった水路遺構が検出され、出土した瓦から仙石氏の頃のものと時期決定がされました。このように、地下遺構の存在についてはまだまだ不明な点も多いといえます。特に真田氏在城の頃の繩張りや遺構に関する史料はほとんど知られていません。しかし、本丸堀の発掘調査では、真田氏時代の瓦が大量に出土したことから、当時、本丸に屋根瓦を用いた建造物が存在したことをうかがわせます。

〈城郭遺構（二の丸）〉

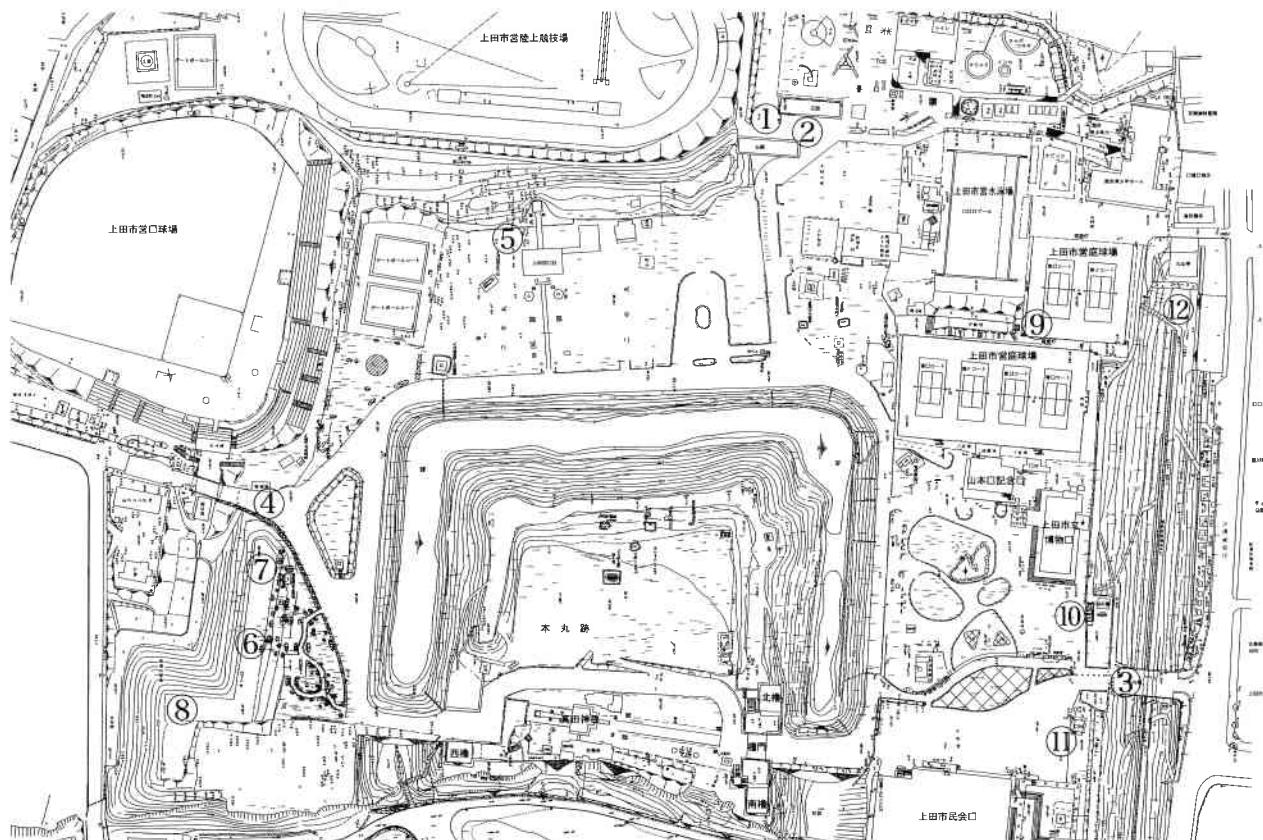
(1) 石垣（東及び北、西虎口）

現在、東虎口及び北虎口に石垣が残っています。主な石材は安山岩と緑色凝灰岩です。西虎口の石垣は失われてしましましたが、基礎の根石列が発掘調査で確認されています。

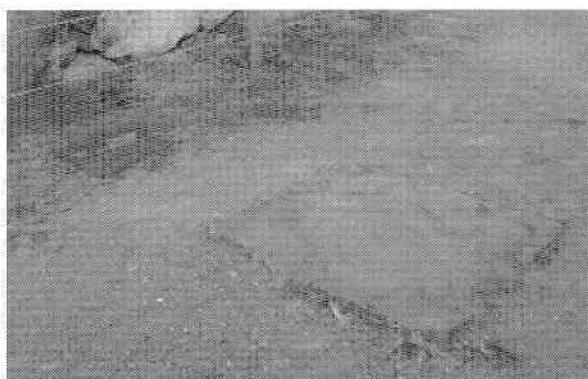
東虎口には蔀塀台石垣1基と櫓台石垣1基がありますが近代に改修されています。上田監獄所が二の丸に造られた際には東虎口は正門となり、これらの石垣の上に塀が作られました。本来は2基あった蔀塀台石垣ですが、1基は解体され現在は見ることができません。ただ、基礎の一部が試掘調査の折に確認されており、正確な位置や規模が判明する可能性があります。なお、東虎口の土橋は昭和2年にコンクリート製の二の丸橋として改築されました。

北虎口の蔀塀台石垣2基は平成2～5年に復元整備したのですが、北側の石垣の西端は築造当初のものです。北虎口土橋の両側面には石垣が積まれています。堀が埋め立てられて土橋の東側は見ることができませんが、西側は陸上競技場につながる通路に沿って良好に保存されています。この石垣に付属する石樋は、元禄15年（1702）に木樋から変えたという記録があります。

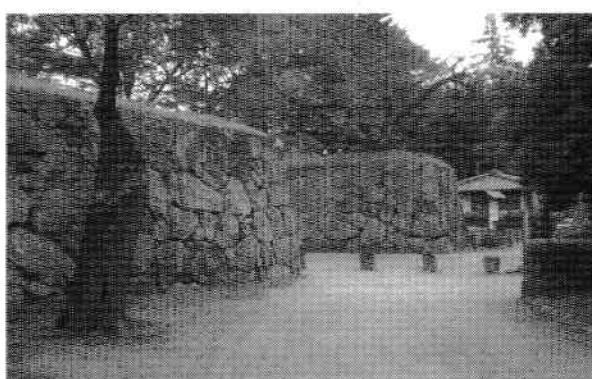
〈写真図版 5〉 史跡の本質的価値（二の丸）



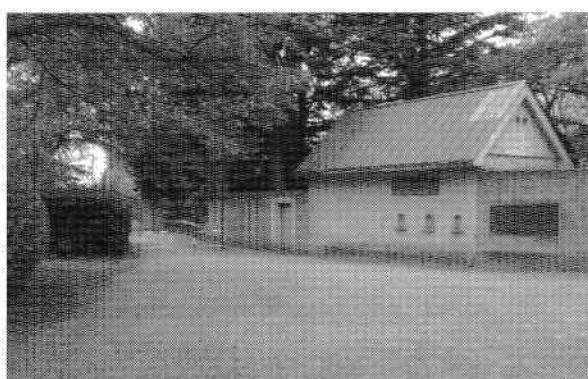
① 北虎口



② 北虎口の礎石



③ 東虎口



④ 西虎口



⑤ 北辺土壘



⑥ 西辺土壘



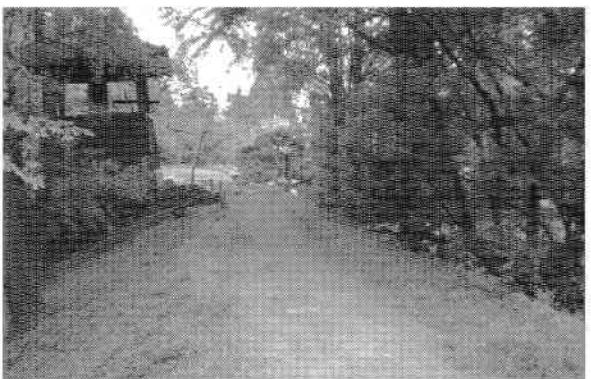
⑦ 西辺土壘（西虎口付近）



⑧ 西南隅の櫓台跡



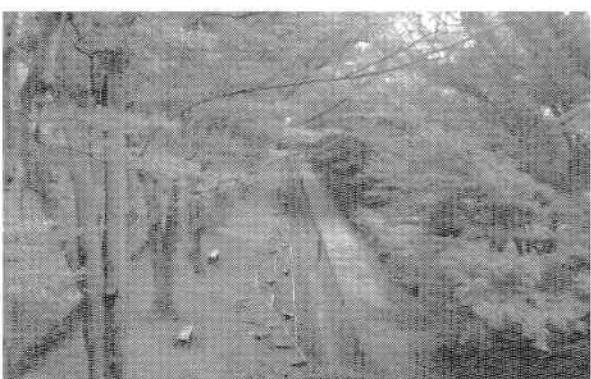
⑨ 東北隅の土壘跡



⑩ 東辺土壘（虎口北側）



⑪ 東辺土壘跡（虎口南側）



⑫ 堀

(2) 檻門礎石（北虎口及び西虎口）

二の丸の虎口は東・北・西虎口の3か所がありましたが、東虎口を除いて櫓門の礎石が発掘調査で確認されています。礎石が発見されたことから、上田城復興に着手した仙石忠政は櫓門を建造する計画で事業を進めたものの、忠政の病死により二の丸の櫓門は未完成に終わりました。

(3) 堀跡、櫓台、土壘（土居）

二の丸の堀跡は、東側は昭和2年に上田温泉電軌株北東線の軌道敷となり、昭和47年に廃止になるまで使用されました。二の丸橋の南側には公会堂下駅が設けられ、後に公園前駅と改称されました。駅舎跡地にはコンクリート製のプラットホームが残っており、二の丸橋と合わせて当時の面影を残しています。また、消防署の西側には大手北駅が設けられていましたが、現在は面影がありません。こうした近代構造物は史跡の本質的価値とはいえないものですが、一方で上田市の近代化の歴史を表現する重要な文化財でもあります。史跡内に所在するこうした歴史的構造物については別項に取り扱いの基準を設けました。

北側の堀は土壘を崩した土砂で埋め立てられ、児童遊園地となっています。城郭遺構の保護が重視されていなかった時代のこととはいえ、二度とくりかえしてはならない行為です。今後は施設の移転に合わせて原状回復を図っていくこととします。

二の丸の虎口には東西に各1か所、土壘には6か所に櫓台が設けられましたが、このうち遺構が保存されているのは東虎口の1か所、土壘上の2か所のみです。忠政が病死したため二の丸には櫓は建てられなかつたのですが、櫓門同様、櫓も構築する予定だったことがうかがえます。また、現在では失われてしまった土壘もあり、こうした遺構の修復は土地の公有化や公共施設の移転後に随時実施していくものとします。

(4) 地下遺構（穀蔵、煙硝蔵等）

二の丸の発掘調査は、整備事業に向けて継続的に行っていく予定です。仙石氏在城以降の絵図には二の丸東虎口周辺に穀蔵が4棟（後に6棟）、二の丸西南部に煙硝蔵1棟が描かれています。これらの遺構については発掘調査で精査を行い、その所在を確認する必要があります。また、一部の絵図には、武者溜りの東南隅に鎮守社、武者溜りの石垣の間に門が描かれているものもあり、遺構が検出される可能性もあります。我々が把握していない遺構が残っている可能性は十分にあり、今後の調査に期待されます。

〈城郭遺構（尼ヶ淵）〉

尼ヶ淵は本丸・二の丸の堀を兼ねているものと解釈できるため、ここで、上記①、②とは別に要素を抽出します。

(1) 石垣（南櫓下、眞田神社下、西櫓下、本丸堀尻石垣）

尼ヶ淵には時期によって千曲川の本流や分流が流れていたことや、崖面が脆く崩れやすい性質だったことから、築城以来崖の保護対策が講じられてきました。特に本丸に面した部分が重視され、洪水による崖面のオーバーハングや雨水による浸食を未然に防ごうとしました。そのため、南櫓下、西櫓下とも下段には享保の洪水後に設置された大規模な石垣があります。また、眞田神社下は近世以降、数度にわたって石垣を積んだことが目地から分かります。

仙石忠政の嫡男・政俊が幕府に提出した「正保絵図」は、本丸堀は東西虎口の土橋より南側の部分を空堀と記しています。このことから比較的早い時期には（あるいは当初から）空堀となっていたこ

とが分かりますが、東虎口側の堀尻石垣には排水口（オーバーフロー式）があり、水を入れた、あるいは入れる意図があったことがうかがえます。西虎口側の堀尻石垣は解体されて一部しか残っていませんが、東虎口と同様の形態だった可能性があります。

(2) 崖面

上田泥流層の黄色い崖面は、史跡上田城跡の景観を特徴づける重要な要素と考えることができます。特に石垣が積まれていない二の丸の崖面は、尼ヶ淵から史跡を見上げた際に自然の要害を体感できる史跡の本質的価値と位置づけられます。

(3) 地下遺構

尼ヶ淵の千曲川の流路は常に一定ではなく、洪水のたびに流路が変わっていたようです。そのため、地下遺構の存在は可能性が低いと思われますが、洪水対策と推定される施設が所在したことをうかがわせる史料があります。

3 本質的価値以外の価値を構成する諸要素（第9表）

「本質的価値を構成する諸要素」以外の要素をここに一括します。換言すれば「廃城後の上田城跡の利用に関する諸要素」ともいえるでしょう。これらの諸要素を、社会の大きな転換点となった昭和20年の終戦を区切りとして二つに大別しました。廃城後に市民の憩いの場である「上田公園」として変容していく過程で形成された遺構等を「近代の公園等形成に関する諸要素」とし、それ以外を「現代の利用に関する諸要素」としました。

〈近代の公園等形成に関する諸要素〉

明治4年（1871）の廃藩後、上田城跡には陸軍東京鎮台第二分営が置かれますが、明治6年には廃止されます。城跡一帯の管理を引き継いだ長野県は、還禄士族の授産を目的として本丸と二の丸の土地、建物等を彼らに払い下げました。しかし、明治8～10年頃には払下げを受けた還禄士族の一部に、土地や建物を返上したいと県に対して申し出る者が現れます。こうした状況は上田城跡に限らず県内の他の城郭でも同様にみられます。

上田城跡の関係では、明治10年6月25日の日付が残る返上願いが保管されています（長野県行政文書）。本丸と櫓の払下げを受けた還禄士族からの返上願いは現状では確認されていませんが、明治12年に本丸の土地を丸山平八郎直義が松平神社建設のために寄付をしていることから、この頃までには本丸一帯を丸山家が入手していたことが分かります。丸山氏は当時の常盤城村に住み材木商や蚕種・生糸商を営んでいました。^{ときわぎ}「平八郎」の名は代々世襲されました。^{せしゅう}

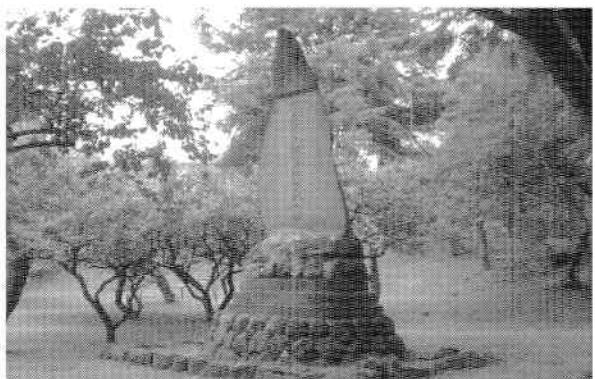
丸山氏の篤志により、松平神社が本丸南側（下の段）に建設され、明治28年には北側（上の台）も神社付属の公園用地として丸山氏から寄付されました。明治末期の史料に本丸が「上田公園」と呼ばれていたことを示すものがあり、梅や桜が咲く頃を中心に大勢の人で賑わっていたようです。大正14年には本丸は神社境内を除いて市に寄付されました。丸山氏はまた、唯一解体されずに残っていた西櫓を最後の藩主・松平忠礼氏に献上しました。その結果、松平家の藩政史料の多く（松平神社文書）がこの櫓に保管され現存することになりました。現在の上田城跡公園の礎は丸山氏の功績により形成されたことを銘記すべきでしょう。

二の丸の公園化は昭和初期から加速します。市公会堂、児童遊園地、動物園、テニスコート等の体育施設が相次いで作られ、市民の憩いの場としての役割を果たしていくことになります。また、二の丸堀の一部は上田温泉電軌株東北線の軌道敷となり、公園利用者のために駅舎と線路をまたぐ二の丸

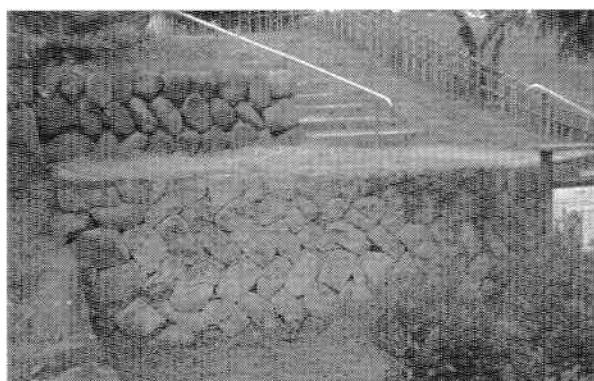
〈写真図版 6〉 近代の公園等形成に関する諸要素（本丸）



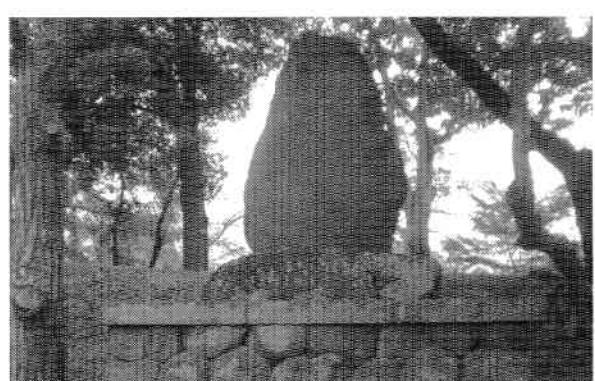
① 真田神社



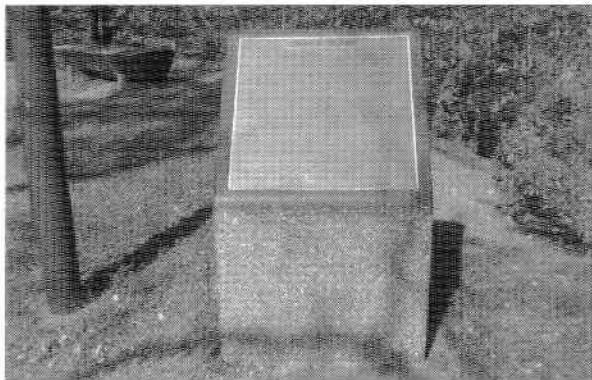
② 上田藩戊辰役従軍紀念碑



③ 近代の石垣



④ 故渡邊平和君殉職記念碑



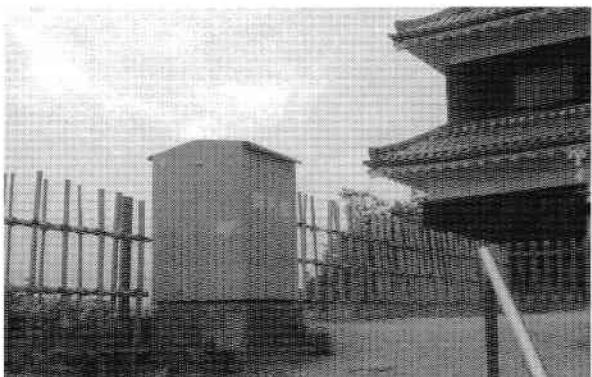
⑤ 遺構表示板



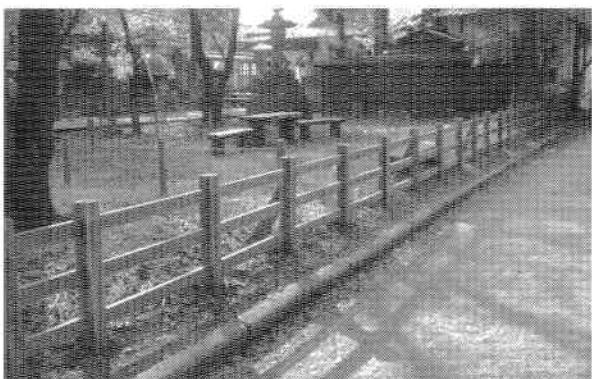
⑥ あずまや



⑦ 消火栓（貯水タンク）



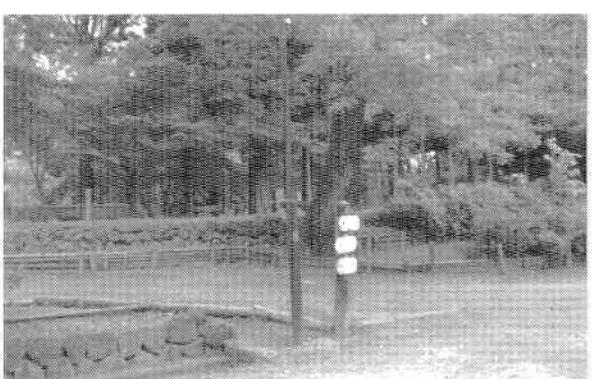
⑧ 消火栓（放水銃）と転落防止柵



⑨ 神社境内との境界柵



⑩ 史跡の標柱

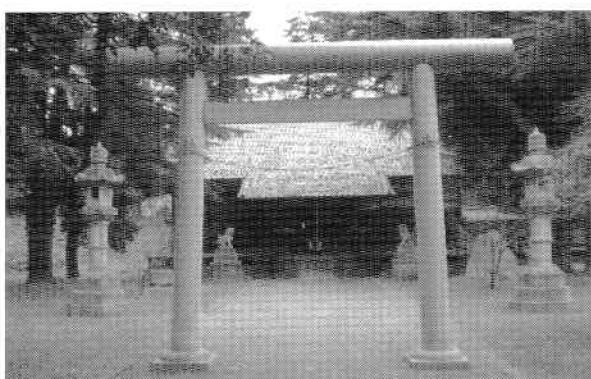


⑪ 外灯と案内板



⑫ 植栽樹木

〈写真図版 7〉 近代の公園等形成に関する諸要素（二の丸）



① 招魂社



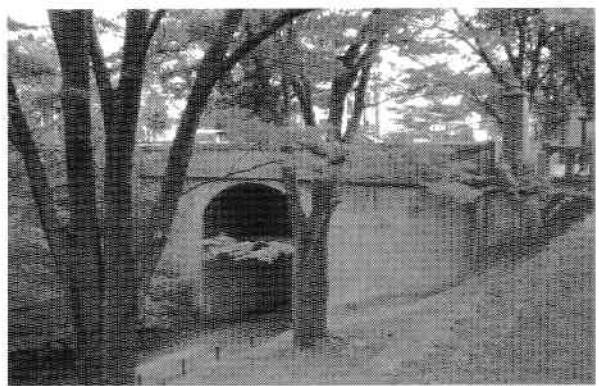
② 日露戦没記念碑



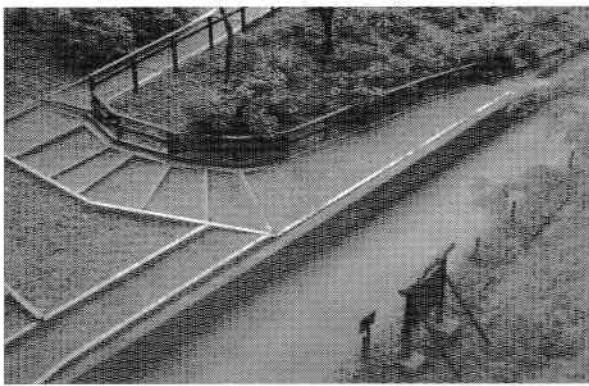
③ 平和の鐘（旧時の鐘）



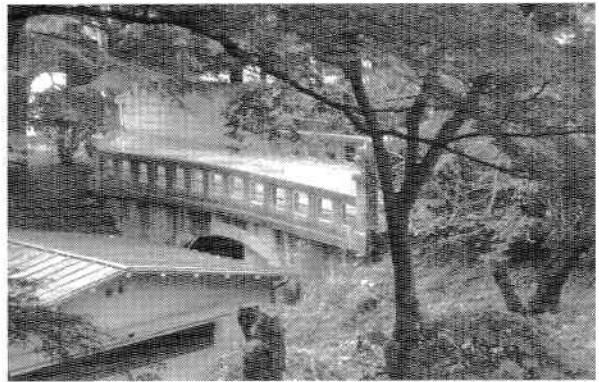
④ 石垣



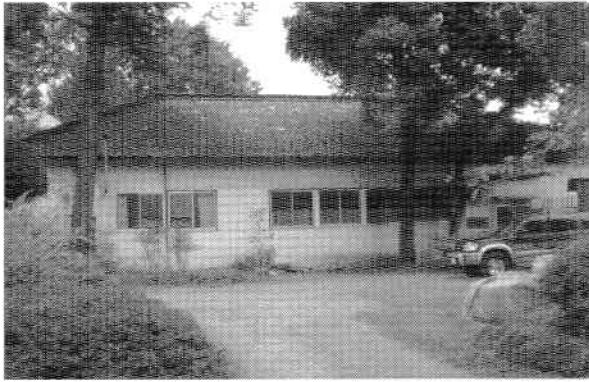
⑤ 二の丸橋



⑥ 鉄道駅舎跡



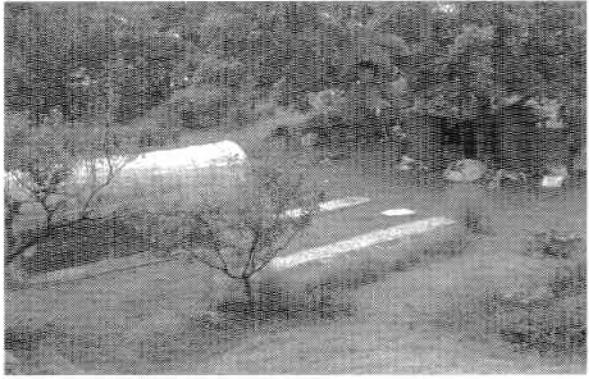
⑦ 小泉橋



⑧ 旧伝染病院事務棟



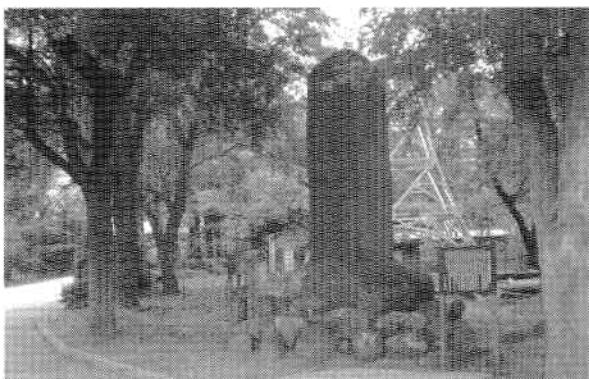
⑨ 市営テニスコート



⑩ 民有地



⑪ 植栽（ソメイヨシノ）



⑫ 贈従五位赤松小三郎君之碑

〈写真図版 8〉 現代の公園利用に関する諸要素（二の丸）



① 公衆トイレと電話ボックス



② 大阪城友好城郭提携記念碑



③ 案内板



④ 市民会館と駐車場



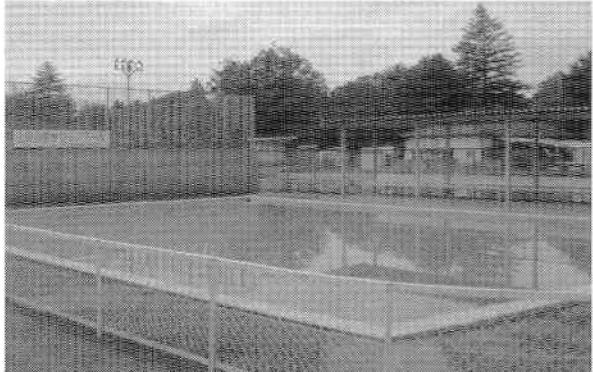
⑤ 市立山本鼎記念館



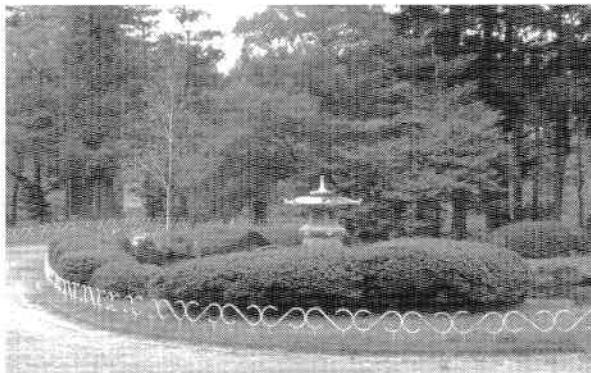
⑥ 市立博物館



⑦ 信州の花木園



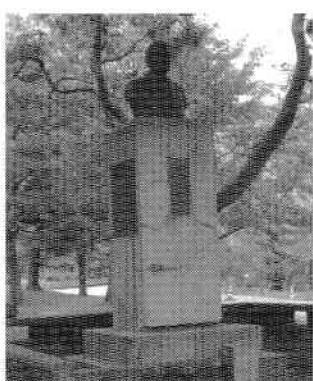
⑧ 市民プール



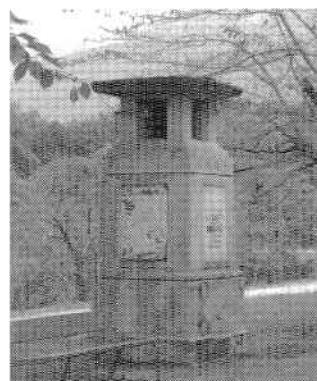
⑨ 庭園



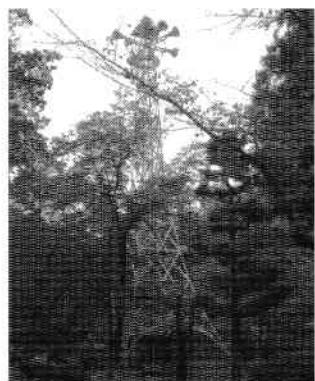
⑩ 水飲み場



⑪ 勝俣栄吉郎市長胸像



⑫ 信越放送ラジオ塔



⑬ 愛の鐘鉄塔

橋が建設されました。

これらは上田城跡の城郭構造とは直接関係するものではありませんが、近代以降の上田城跡の変遷及び公園の形成過程を物語る要素として注目されます。

(1) 神社（眞田神社、招魂社）

ア 真田神社（松平神社・上田神社）

眞田神社は、明治 12 年（1879）に建立された松平神社がその前身で、昭和 28 年（1953）に上田神社、昭和 38 年に眞田神社と改称しています。現在は眞田氏、仙石氏、松平氏の歴代城主を祀っています。

〈略年表〉

明治 8 年 9 月	本丸の土地・建物等の払下げが裁下され、河合曾左衛門ほか還禄士族に払下げが決まる。
（～明治 11 年 5 月）	この頃までに丸山平八郎直義または平八郎直義が本丸の土地・建物等を購入したものと推定されるが、購入先、金額、年月日等は不明である。
明治 12 年 3 月	丸山平八郎直義が松平神社に本丸南側（下の段）の土地を寄付する。
明治 12 年 8 月	松平神社創立が許可される。直義が寄付した本丸南側（上田町上田第 6297・6298・6299・6311・6312・6313 イ号／面積宅地 8 反 6 畝 75 歩 8 合 5 勺、地価金 210 円 75 錢、相当代価 1,572 円 70 錢）を社地とする。
明治 13 年	本丸内を松平神社附属の遊園地として保存しようとの声があがる。
明治 18 年 9 月	直義が、本丸を遊園地として城跡の保存を図るべく、先に植物園を計画した発起者及び賛成者に異議を問い合わせ依頼を戸長役場にする。
明治 年	直義が所有していた本丸の残りの土地を寄付する（上田町上田 6302・6308・6322・6296 番／面積畠 1 町 1 反 7 畝 37 歩、地価金 100 円 12 錢、相当代価 1418 円 80 錢）。
明治 22 年 3 月	旧藩主松平忠礼が松平神社内の櫓（西櫓）と敷地の取得を希望し、直義がこれを承諾し忠礼に献上する。以後、西櫓には松平家の記録・什物が保管される。
明治 29 年頃	「改修委員会」の尽力により、有志者の寄附金が集まり、植樹なども盛んに行われ、本丸が公園地の体裁を備えるにいたる。本丸内は明治 40 年頃には既に「上田公園」と呼ばれていた。
昭和 28 年	眞田氏と仙石氏を合祀して松平神社が上田神社と改称する。
昭和 38 年	上田神社が眞田神社と改称する。

イ 上田招魂社

明治 2 年 5 月 10 日に、上田藩の主催で戊辰（北越）戦没者の招魂慰靈の祭典が小泉曲輪操練場で挙行されました。翌 3 年に三の丸の藩庁（旧藩主屋形）表門前の広場に操練場を移転した際に、その北側に社殿を建てて英靈を奉祀したのが上田招魂社のはじまりです。その後、社殿は旧城内に移転します。なお、本丸内に招魂社があった当時に境内に建てられた日清戦争戦勝記念碑は、太平洋戦争敗戦時に破碎・撤去されたそうです。

〈略年表〉

明治 11 年 9 月	二の丸の三十間堀の北に遷座する。
-------------	------------------

明治 14 年 6 月	本丸の西北隅に遷座する。
明治 36 年 4 月	社殿の東側に戊辰役上田藩従軍記念碑を建立する。 <small>（ぼしんのえき）</small>
大正 12 年 4 月	二の丸北部に遷座する（現在の場所）。
昭和 年	二の丸・武者溜りにあった日露戦役忠魂碑を現社殿の西側に移転する。
昭和 14 年 4 月	内務省令により「上田護国神社」と改称する。
昭和 20 年	G H Q が全国の護国神社を軍国主義施設としたことから上田招魂社に復称する。

(2) 公共施設（上田市公会堂、上田監獄支署、伝染病院等）

二の丸には明治 18 年（1885）に上田監獄支署、大正 12 年（1923）に上田市公会堂が設けられるなど、公共施設が相次いで建設されました。昭和 2 年（1927）には陸上競技場と野球場が二の丸百間堀の地形を利用して造られ、昭和 3 年に監獄が城外に移転すると二の丸の公園化が進みます。監獄跡は遊園地・テニスコートとなります。監獄の門があった東虎口石垣の一部に当時の改変の痕跡が見られます。

また、二の丸北虎口周辺に所在した伝染病院は、当初は上田町外二ヶ村組合立て設置され、廃止後の建物は上田市健康センターとして利用されました。現在、建物は市民プールの事務所・更衣室、公園管理事務所の施設として利用しています。

ア 上田監獄署

近代以降、上田町に初めて監獄が設置されたのは明治 10 年（1877）9 月のこと、佐久郡役所御影局から長野県監獄を上田町東常入字土井尻に移し、上田監獄所と改称したものです。その後、監獄が二の丸東虎口北側に移転し、城外に再び移転します。

なお、二の丸の監獄敷地は、それ以前は畠地だったことが古写真から分かっています。

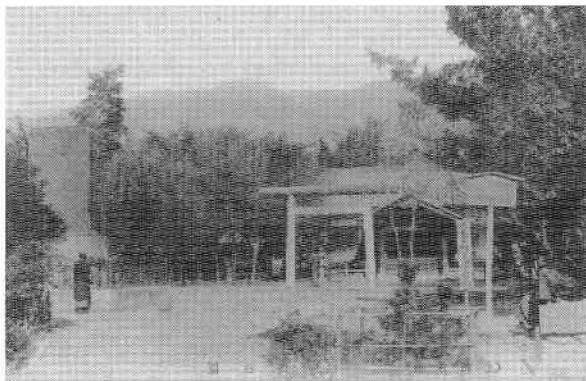
〈略年表〉

明治 12 年	上田監獄署と改称
明治 16 年	長野監獄本署上田外役所と改称
明治 17 年	土井尻は湿潤な地で受刑者の健康上問題があるとの理由で二の丸東虎口北側に監獄を移転することになる。この年に工事着工し、二の丸東虎口に専用の木造橋ができる。翌 18 年にはこの南側に公園利用者のための土橋を架設する（大正 15 年に監獄移転と鉄道軌道の新設に伴い、コンクリートアーチの二の丸橋とし南側の土橋を撤去する）。
明治 18 年 4 月	二の丸に新築移転し、上田監獄支署と改称する。敷地は 4,169 坪余で、刑期 1 年未満の受刑者を収容した。
明治 19 年 10 月	上田監獄と改称する。
明治 23 年	上田監獄支署に復称となる。
明治 36 年 4 月	長野監獄上田分監と改称する。
大正 11 年	長野刑務所上田支所と改称する。
大正 13 年	長野刑務所上田出張所に縮小され、刑事被告人拘留刑及び 15 日未満の労役場留置者を収容した。
昭和 2 年 9 月	刑務所の移転及び土地交換地払下申請が許可される。
昭和 3 年 3 月	上田区裁判所西方に移転新築され、二の丸の跡地が引渡され、その一部 1,294 坪

〈写真図版 9〉 古写真等による「近代の公園等形成に関する諸要素」(1)



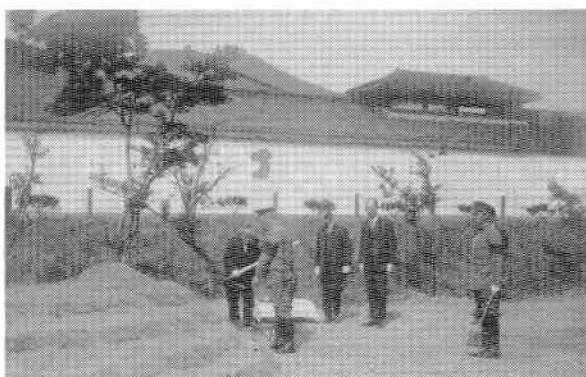
松平神社（昭和 9 年）



招魂社（本丸上の台・明治 40 年頃）



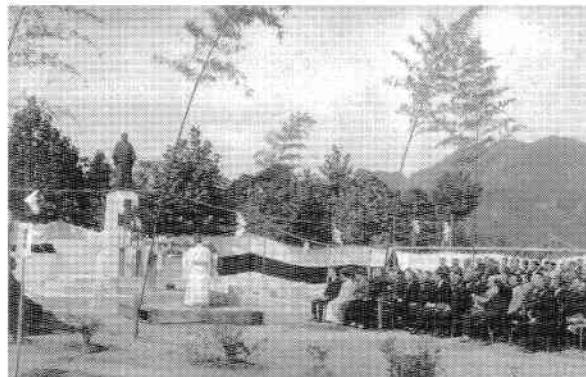
上田監獄署（明治 28 年）



上田監獄署の塀（昭和 2 年）



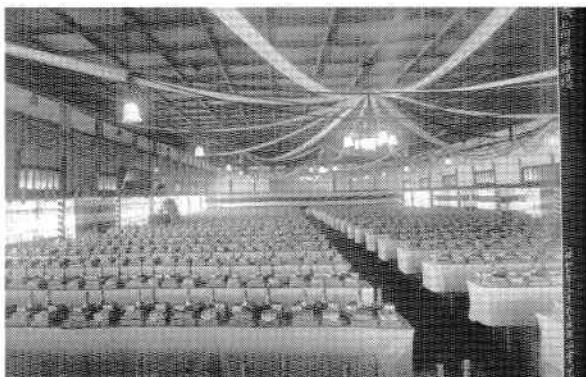
児童遊園地（二の丸東虎口・昭和初年頃）



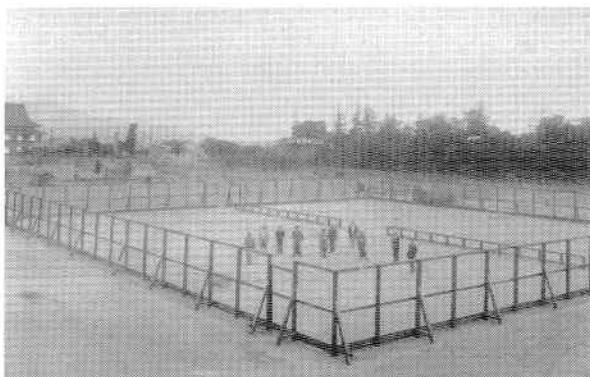
三吉米熊先生銅像移転（昭和 8 年）



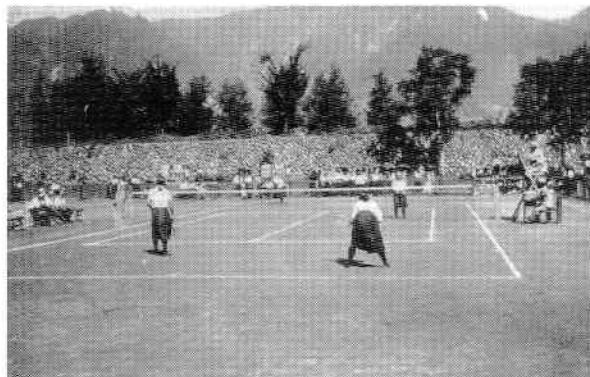
上田市公会堂（大正 12 年）



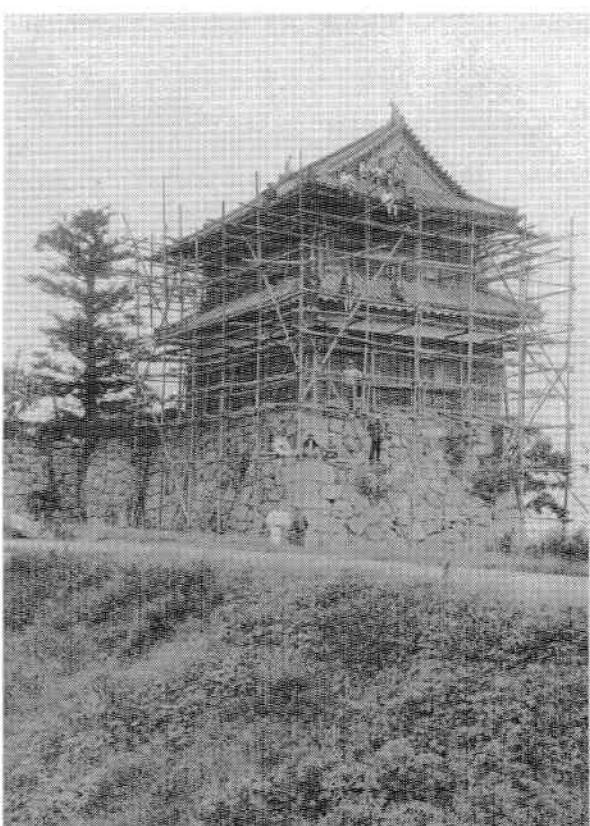
公会堂 2 階大広間



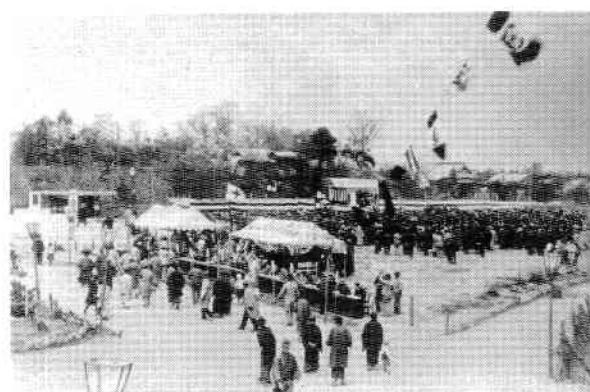
テニスコート開設（昭和 2 年）



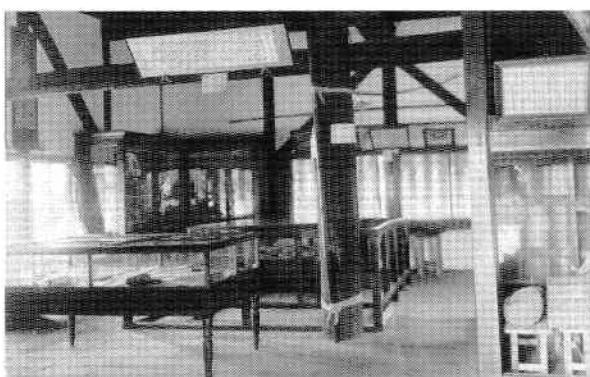
テニスコート（昭和 11 年）



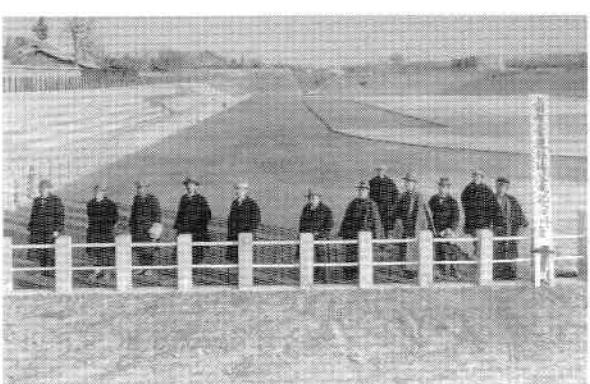
西櫓徵古館に改装（昭和 3 年）



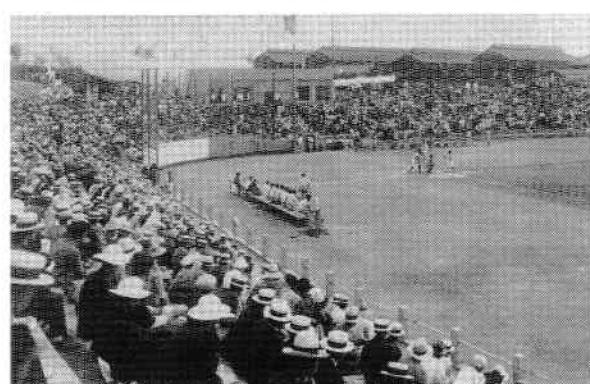
築城 350 年祭（昭和 7 年）



徵古館開館（1 階展示室・昭和 4 年）

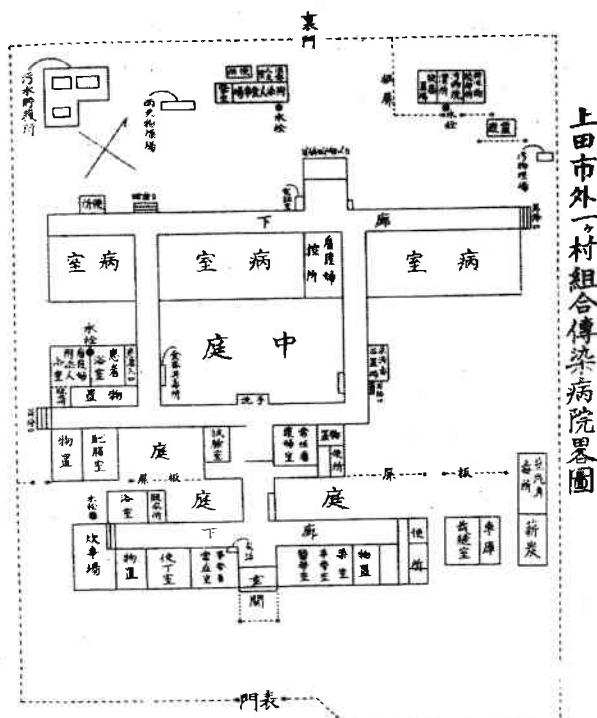


〈参考〉陸上競技場開設（昭和 3 年）



〈参考〉市営運動場開設記念試合（昭和 3 年）

〈写真図版 10〉古写真等に見る「近代の公園等形成に関する諸要素」(2)



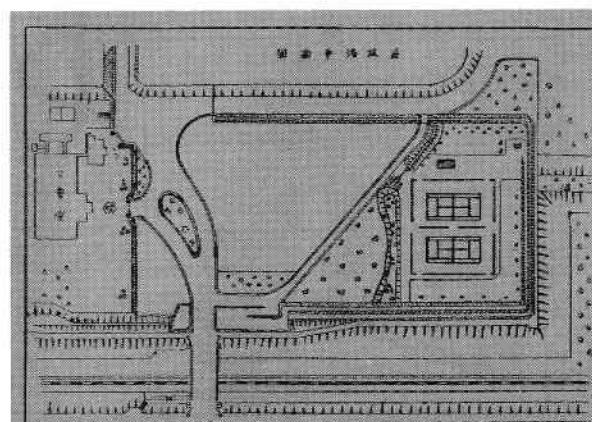
伝染病院建物配置図（『上田市史』）



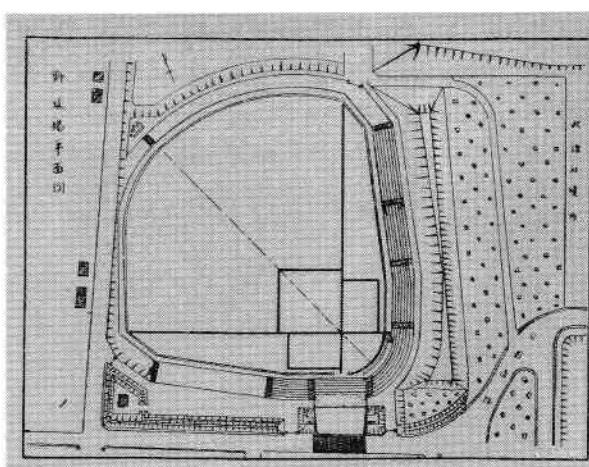
発掘調査で見つかった伝染病院の

汚水貯蔵所の残骸

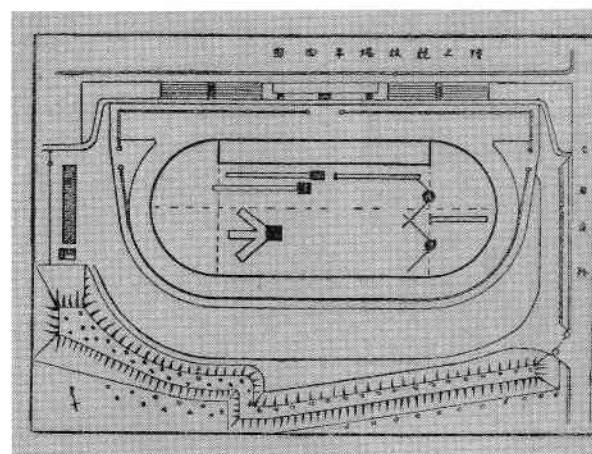
※北虎口石垣の東側付近で検出



テニスコート開設時の平面図

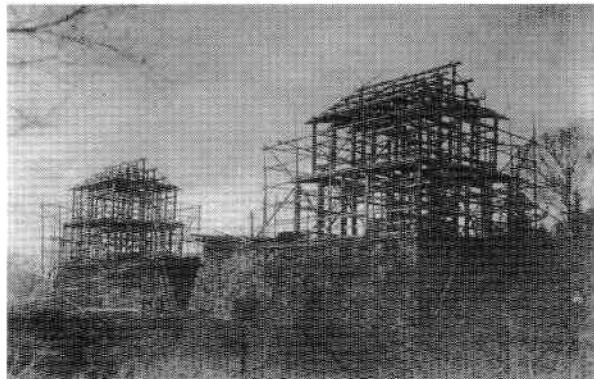


(参考) 野球場開設時の平面図



(参考) 陸上競技場開設時の平面図

〈写真図版 11〉 現代の公園等形成に関する記録(1)



上田遊廓からふたつの櫓を移転（昭和 19 年）



本丸堀をスケート場に（昭和 35 年）



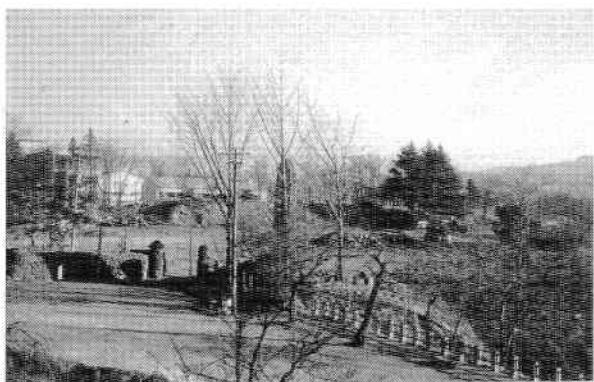
市民会館建設中（昭和 37 年）



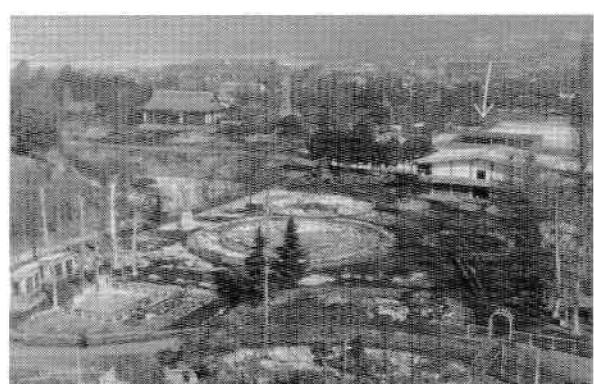
二の丸北堀を埋立て児童遊園地に（昭和 37 年）



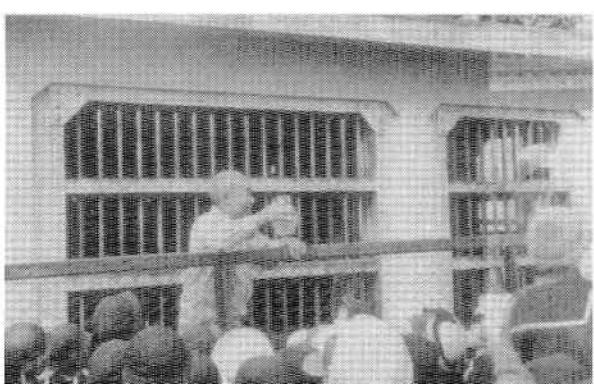
本丸西虎口周辺（昭和 37 年）



市民会館着工前（昭和 37 年）

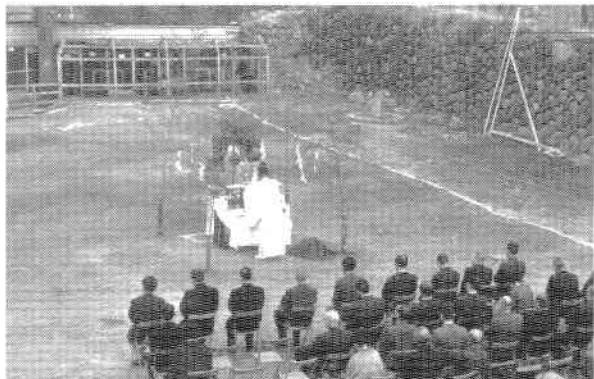


二の丸東虎口から北虎口方面（昭和 38 年）

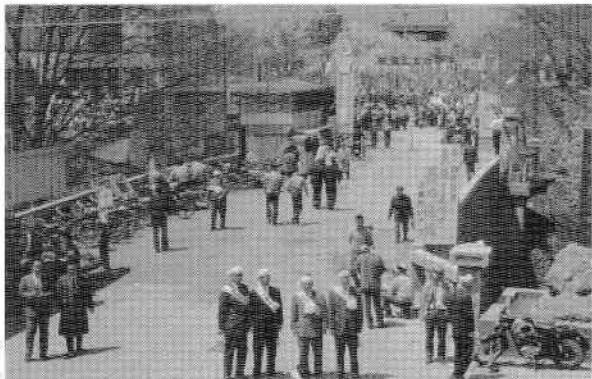


二の丸のクマ舎（昭和 40 年頃か）

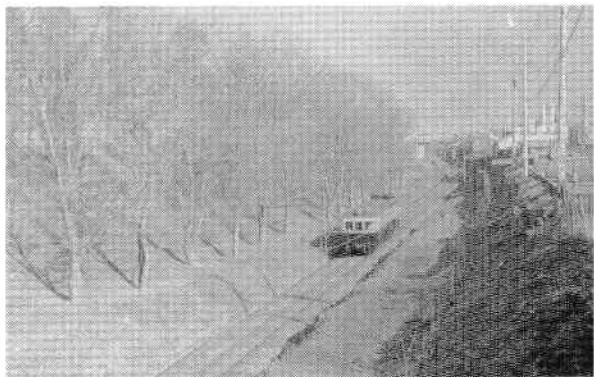
〈写真図版 12〉 現代の公園等形成に関する記録 (2)



市立博物館起工式（昭和 40 年）



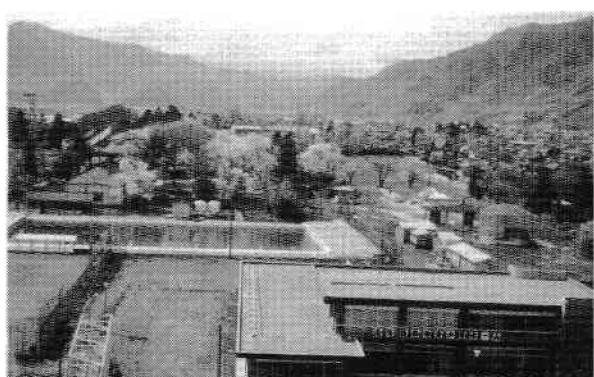
二の丸橋（昭和 40 年）



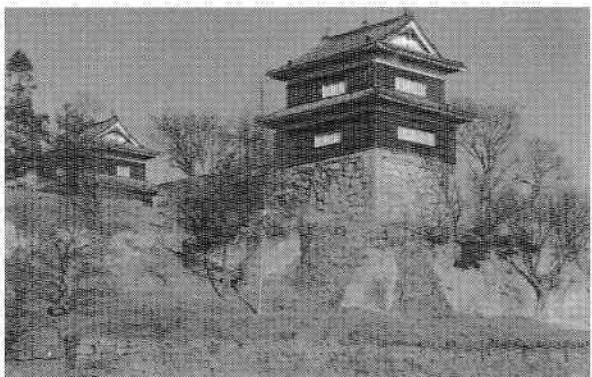
二の丸堀を通る北東線電車（昭和 40 年頃か）



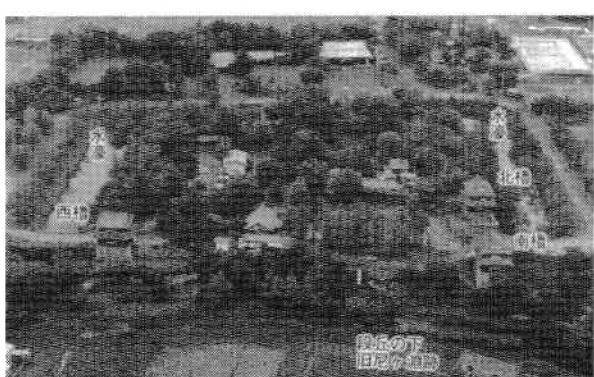
本丸堀で魚釣り大会（昭和 40 年）



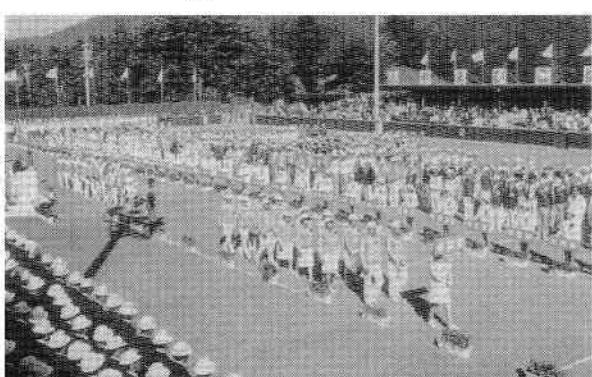
二の丸堀の東北隅付近（昭和 42 年）



崩壊前の南櫓下の中段石垣（昭和 42 年）



本丸（昭和 42 年）



やまびこ国体のテニス会場に（昭和 53 年）



昭和 30 年頃の上田城跡とその周辺



平成 13 年の上田城跡本丸周辺（発掘調査の際に撮影）

を庭球場、1,752坪を児童遊技場とする。

- | | |
|-------|---------------------------|
| 昭和9年 | 時の鐘が大手の石垣上から二の丸橋北側に移築される。 |
| 昭和28年 | 児童遊園地内の動物園が復活する。 |
| 昭和37年 | 山本鼎記念館を開設する。 |
| 昭和40年 | 市立博物館が新築される。 |
| 昭和42年 | 児童遊園地（動物園）を二の丸北虎口東側に移転する。 |

イ 伝染病院

大正6年（1917）3月に二の丸北虎口一帯に伝染病院（上田町外二ヶ村組合伝染病院）が完成し業務を行いました。

当時の日本はコレラの流行がたびたびあり、明治19年（1886）の大流行では長野県内においても多数の患者が発生しました。これを契機とし上田にも避病院が設置されました。避病院は隔離病院とも呼ばれました。当時はコレラのほかにも腸チフス、赤痢、ジフテリアなどが流行し収容患者は増加の一途をたどりました。

明治30年に伝染病予防法が制定されると、避病院は伝染病院という名称に統一されました。明治45年には上田町と塩尻村、城下村、かみしなむら神科村、豊殿村、神川村で、上田町外五ヶ村組合立伝染病院の設立が計画されましたが、神科村、豊殿村、神川村が相次いで脱退するなど足並みがそろわず、断念されました。

〈略年表〉

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 大正4年1月 | 上田町と塩尻村、城下村が上田町外二ヶ村伝染病院組合を設置する。 |
| 大正6年3月 | 二の丸に伝染病院（上田町外二ヶ村組合伝染病院）がしゅん工する。 |
| 大正8年5月 | 上田市制施行により上田市外二ヶ村伝染病院組合と改称される。 |
| 大正10年9月 | 城下村が上田市に合併し、上田市外一ヶ村伝染病院組合となる。 |
| 昭和29年 | 二の丸の伝染病院を廃止する。 |

(3) 上田市公会堂／上田市民会館

上田市公会堂は市制施行後の大正11年（1922）に用地買収を完了し、9月に工事着工、翌12年11月13日に開館しました。建設場所は二の丸の武者溜り跡です。市民から建設の要望があがり、寄付金は112,999円20銭に及びました。工事費は132,544円60銭であり、ほぼ全額を市民の寄付でまかない建築された施設です。本館は木造二階建てで、2階には280畳の和洋折衷の大広間と和室が3室（12.5畳1室、6畳2室）、1階には洋室1室（54畳）、貴賓室2室（10畳1室、12.5畳1室）、和室2室（14畳1室、17.5畳1室）、事務室1室（15畳）等があり、当時、建物の規模や美しさで東北信随一と評判だったそうです。

なお、当時の記録によれば、外周土壘は「東北西三方延長83間5分高平均3尺築立」という記載があり、公会堂建設の折に北と西の土壘は新たに築立てをし、公会堂の東側にある二の丸の土壘を現状の3尺の高さにした可能性があります。近世末期の絵図には土壘の高さは1丈2尺（約4m）とあり、現状は当時の3分の1程度の高さに改変されています。

終戦にともない、進駐軍の上田キャンプが作られると、公会堂は「アサマダンスホール」として使用されました。

昭和35年（1960）に公会堂を取り壊し、その3年後に上田市民会館がしゅん工しました。



昭和 30 年頃の上田城跡とその周辺



平成 13 年の上田城跡本丸周辺（発掘調査の際に撮影）

(4) 鉄道関係施設（上田温泉電軌株北東線軌道敷及び駅舎、二の丸橋）

上田温電北東線が開通したのは、昭和2（1927）年のことで、まず上田－伊勢山間が開業し、翌年には伊勢山－本原間、本原－真田、本原－傍陽間が順次開業しました。二の丸堀の東部分すべてが軌道敷として利用され、営業にあたってはコンクリート製の二の丸橋、公会堂下駅（昭和23年から公園前駅と改称）が設置されました。当時、堀の法面を削平する工事が行われたようですが、堀底に軌道を通す工事はそれほど難航しなかったとのことです。公会堂下駅は無人駅だったものの、花見の時期やイベントの際には乗降客が多くなったようです。昭和47年（1972）に廃線になり、レール、電柱、架線等は全て撤去されましたが、現在でも二の丸橋と駅舎プラットホームが残っています。また、廃線後に堀の法面は盛土をして景観回復を行っています。昭和56年に二の丸堀電車軌道敷跡地を利用してけやき並木遊歩道が完成しました。

(5) 石碑・胸像

史跡内に所在する石碑・胸像のうち、年代の判明するもので一番古いものは、明治23年（1890）に本丸に設置された「上野集義堂碑」（うえのしゅうじ 上野尚志 教育者・郷土史研究家）です。上田城跡に戦前に設置された石碑・胸像はこのような先人顕彰を目的としたものが多数を占めますが、本丸上の台に戊辰戦争上田藩従軍記念碑、二の丸招魂社に日露戦没者慰靈碑があります（第19表）。

(6) 植栽（ソメイヨシノ、スギ、ケヤキ等）

明治初期の公園内の植栽については、本丸に所在した樹木は払い下げられたため、一部を除いて伐採されたものと推定されます。史跡内に所在する樹木のうち、スギなどの巨木は近世から残っているものと推定されます。

先にふれたように、明治末頃の本丸・上田公園は花の名所として既に知られていたようです。また、本丸堀周辺のソメイヨシノは古写真から昭和初期頃に植えられたものと推定されます。

スギは尼ヶ淵に面した土塁跡や二の丸に植栽されています。既に古大木となり、倒壊の危険があるものも多く、隨時、伐採や枝の剪定を行っています。植栽された時期は近世と推定され、明治末頃の写真に生長したスギが写っています。また、ケヤキは東北線廃止後に軌道敷の西側法面にまとまって植栽され、現在はケヤキ並木遊歩道として親しまれています。

植栽とは異なりますが、養蚕が盛んだった頃、二の丸や尼ヶ淵には桑畑が設けられましたが、もはやその面影はありません。現在、民有地となっている部分は畑として自家用作物を栽培しています。

(7) 石垣

史跡内の石垣には、廃城後に新規で設置したか、あるいは近世の石垣を改変して利用しているものを多く見ることができます。

先にふれたように、二の丸東虎口の石垣は監獄の正門を造る際に改変された痕跡が見られます。石垣の上に白壁の高い堀があったことが写真から判明しています。

西櫓周辺では、眞田神社の裏手から登る石段とその周辺の石垣は近代に設置・改変されたものであり、櫓台石垣の西下にも近代の石垣があります。これらは徵古館として西櫓が利用された当時に施工されたものと考えられます。また、かつて尼ヶ淵から段崖を登るための道があり、堀の南側にあった石垣を解体し、改変しています。

現在、南櫓の公開のために使用している石段は近代の所産です。昭和20年3月に撮影された南櫓復元工事の写真にこの石段が写っています。この工事に合わせて設置されたのかは定かではありません

んが、戦後に南櫓を博物館として公開する以前からあった石段のようです。

本丸の上の台と下の段を区画する石垣は、一部に近世の面を残すものの近代に改変された部分が多く見られます。

〈現代の公園利用に関する諸要素〉

上田城跡は史跡面積の約 87%が公有地であることから、市立博物館等、各種の公共施設が多く所在します。これらはほとんどが史跡公園・都市公園としての管理活用に関する施設として位置づけられるものです。

(1) 公共施設

史跡内には市民会館をはじめ、山本鼎記念館、市営プールといった公共施設があります。これらは昭和 30 年前後に建設されたものです。

(2) 公園・便益施設

表示板、照明灯、トイレ、ベンチなどがこれにあたります。

(3) ライフライン（電気・上下水道）

住宅等が所在していたこともあります。上水道管は本丸東虎口を通り、上の台まで敷設されています。下水道管は二の丸の市民会館、博物館、市民プールの所在する一帯に埋設されています。電線は史跡内において一部を除き地中化されています。

(4) 史跡の保存管理活用施設（市立博物館、消火栓設備、ライトアップ施設、説明板）

市立博物館は史跡上田城跡の出土品や歴代藩主関連の文化財を展示しています。また、本丸 3 棟の櫓は長野県宝に指定されており、消火栓設備（櫓 1 棟につき放水銃 2 基）やライトアップ施設等を備えています。史跡に関する説明板は本丸を中心に配置しています。

(5) 石碑・胸像

先にふれた近代のものと比べて、先人顕彰のための石碑・胸像のほかに、歌碑や川柳碑がみられるようになることが特徴です。

(6) その他（愛の鐘鉄塔、ラジオ塔）

愛の鐘は、公園内の放送、昼の合図、夕方に子どもたちの帰宅を促す音楽等を流すスピーカーが付いた鉄塔の愛称です。

ラジオ塔には、信越放送のラジオ放送を流すためのスピーカーが付いていますが、現在は稼動していません。設置経過については不明な点が多いのですが、信越放送がラジオ放送を開始したのは昭和 26 年のことなので、設置はこの年以降と考えられます。

第 3 節 保存管理の内容

次のように、それぞれの場所や要素に応じて適切に保存管理を行うものとします。

1 維持管理

(1) 櫓、石垣、土塁、堀、地下遺構等が良好な保存状態を保っているか日常的な点検を行って確認します。万一き損が確認された場合には速やかに復旧のための措置を講ずるものとします。

(2) 史跡公園として快適な環境を維持するために、史跡内の整枝、除草等については適切に実施します。また、樹木の生長により根が石垣や土塁、地下遺構等に影響しないよう注意を払います。

(3) 地震や暴風雨等の後にはき損箇所の確認を速やかに行い、万一き損が発生した場合には、直ちに文化庁、長野県教育委員会の指示を仰ぎ、応急措置等を実施します。

2 防災及び防犯、事故防止

(1) 日頃から、適切な防災及び防犯、事故防止対策を講じます。

(2) 火災、事故、自然災害等が発生した場合に対応する管理体制を確立します。特に尼ヶ淵崖面の崩落危険箇所については日常的に巡視を行い、細心の注意を払うとともに景観に配慮した崩落防止対策を実施します。

(3) 夜間の立ち入りが可能な都市公園であるため、防犯上の観点からもライトアップや外灯による照明を行います。また、侵入盗による被害を防止するため各施設に施錠等の指導を行います。

(4) 横台石垣の上、堀の周囲、尼ヶ淵崖面等には景観に配慮した転落防止柵等の施設を設置します。

3 復旧

(1) 史跡の本質的価値を構成する要素にき損や劣化が認められる場合に、き損等の前の状態に戻すために行います。

(2) 復旧に際しては遺構の保存が大前提であり、旧景観を損なう施工は原則として行なわないものとします。

4 復元・整備、及びその他の現状変更

(1) 建造物や地形等の復元・整備は、十分な調査研究と整備効果を検討したうえで、文化庁、長野県教育委員会、上田市文化財保護審議会、史跡上田城跡整備実施計画検討委員会等の指導のもとに行うものとします。

(2) その他の現状変更については、所有権その他財産権に考慮し、関係者等との調整を図り、必要またはやむを得ないと判断される場合には現状変更の取扱基準（第5節）^{のつと}に則って行うものとします。

第4節 保存管理の方法

上田城跡の史跡指定範囲は本丸全域と二の丸の大半であり、史跡の本質的価値を構成する諸要素が数多く保存されている区域です。一方、二の丸のうち、指定範囲外となっているのは市営陸上競技場等の体育施設が所在する区域であり、ほとんどが市有地であることから施設移転後に史跡範囲の拡大を計画しています。

また、三の丸については、市役所、消防署、学校等の公共施設をはじめ、商店、住宅等が多数存在する区域です。三の丸を包括する史跡指定は、市民の生活及び経済活動を踏まえれば現実的ではありませんが、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地として登録し、城下町や三の丸堀の地下遺構の調査に積極的に取り組んでいます。

ここでは上田城の惣構え（本丸・二の丸・三の丸）の範囲について4つの地区区分を行い、それぞれ保存管理の方法を整理するとともに各地区に所在する史跡を構成する諸要素について個々の保存管理方法をまとめました。

1 地区区分と保存管理の方法

上田城の縄張りを基準に、本丸、二の丸、三の丸のブロックに区分し、二の丸については史跡指定の有無を基準に更に二の丸A、Bと区分します。こうして設定した4地区（本丸地区、二の丸A地区、

二の丸B地区、三の丸地区）についてそれぞれ保存管理の方法を提示します。

(I) 本丸地区

史跡上田城跡で最も本質的価値が顕在化している地区であり、隅櫓3棟、土塁、堀をはじめ、復元した東虎口櫓門等、城郭構造を体感できる極重要な区域です。

本丸は松平神社の建設が端緒となって最も早く公園化された場所です。しかし、近年まで飲食店等が所在するなどしたため、発掘調査の結果、地下遺構の遺存状況は良好ではありませんでした。仙石忠政の復興以降、本丸には天守や御殿ではなく、櫓7棟と櫓門2棟、そして侍番所という施設が所在したのみと伝えられており、廃城の際まで大きくその姿を変えることはなかったとされています。今後はこうした廃城時の状況を適切に復元整備し、史跡の景観向上にも配慮していくものとします。そのため、新たな建造物の設置は、学術的調査等の成果を踏まえ、櫓や土塁、石垣などの復元整備に関するもの以外は原則として認めないこととします。ただし、史跡を保存管理するために必要な施設等はこの限りではありません。

また、眞田神社は史跡の保存活用に寄与している現状を踏まえ、お互いの緊密な連携のもと、共存を図っていくものとします。

〈本質的価値を構成する諸要素〉

ア 隅櫓・土塁

- ・現存する隅櫓（西櫓・南櫓・北櫓）は、現状を適切に保存し、必要な修理を行います。保存のため西櫓の内部公開は行っていませんが、南櫓・北櫓は展示公開を積極的に行い、見学者が城郭構造を体感できるようにします。西櫓の内部公開は管理体制を整備したうえで実施を検討します。

- ・払下げの際に失われた4基の隅櫓のうち3基の遺構や土塁跡が発掘調査で検出されており、現地に保存されています。3基の隅櫓と土塁の復元整備実現に向けた調査、資料収集に取り組みます。西虎口櫓門の西側に所在した櫓は現在、櫓台石垣が解体撤去されて遺構が残っていませんが、将来の復元整備が可能となるよう資料収集に取り組みます。

イ 櫓門

- ・復元整備した東虎口櫓門は適切に保存しながら必要な修理を行います。南北櫓と接続していることから、両櫓とともに内部の展示公開を積極的に行います。

- ・失われた西虎口櫓門の遺構は平成3年度の発掘調査で検出されており、露出展示されています。今後は、上部構造の復元整備の実現に向けた調査、資料収集に取り組みます。

ウ 石垣（櫓台石垣・虎口及び土橋石垣・だんご山石垣）

- ・良好な状態を維持している石垣は現状を適切に保存します。

- ・き損もしくはその危険が生じた石垣は、発掘調査や文献調査、3次元レーザー測量の成果を反映させて解体修復等の措置を講じます。

- ・西虎口の復元整備は眞田神社との合意形成が必要であり、適切な時期に復元整備を検討します。

エ 井戸（眞田井戸）

- ・地下遺構の状態は比較的良好です。現在上部に木製構造物等はありません。また、経年変化により地上の石積みにズレが生じています。き損もしくはその危険が生じた場合には文献調査等の成果を反映させて解体修復等の措置を講じます。

オ 堀と土塁（土居）

・堀は将来にわたって水面を保持していくこととします。水深は正保絵図に記される2間（約3.6m）とするのが理想ですが、城が営まれていた当時と水源が異なる（現在は雨水や地下水を使用）ことや公園利用者の安全確保上の問題から、現状の50cm程度を維持します。なお、自然環境の変化により水が確保できなくなった場合にはこの限りではありません。

・堀の水質向上のために、堀底の堆積物についてはしゅんせつ等の適切な管理を実施します。ただし、水質浄化については、堀本来の機能を考慮し、水が極端に透明となるような浄化は行わないものとします。

・堀の法面の崩落が著しい箇所には植生シート等による保護を検討します。また、堀水による法面下部の浸食が著しい箇所には遺構の保存と景観上の観点から措置を検討し、防止対策を講じることとします。

・土壘が良好に保存されている場合は現状を適切に保存します。

・土壘がき損している箇所については復元整備を実施します。また、隅櫓等の建造物を土壘上に復元整備する際には発掘調査等の成果を反映させ、土壘の整備を実施します。

(2) 二の丸A地区

二の丸のうち史跡指定がされている範囲をA地区とします。北・東・西虎口や、市民会館が所在する武者溜り、博物館周辺に所在した穀蔵跡等、近世の絵図にはこれらの主要な遺構が描かれていますが現存するものはわずかです。発掘調査が行われていない区域については、今後、施設の移転等に合わせて発掘調査を実施し遺構の確認をします。そのうえで、虎口の石垣や櫓台、武者溜り、三十間堀等の復元整備を行います。

現状では、市民会館や山本鼎記念館、テニスコート等の施設が所在していますが、移転地が用意できるまでの間はこれを維持することとします。ただし、新たな建造物の建設は石垣などの復元整備に関するもの以外は原則として認めません。

また、史跡の本質的価値ではありませんが、堀に残る近代鉄道の遺構については上田市の歴史遺産として保存活用していくことも検討します。

〈本質的価値を構成する諸要素〉

ア 石垣（東及び北、西虎口）

・良好な状態を維持している石垣は現状を適切に保存します。

・き損もしくはその危険が生じた石垣は、発掘調査、文献調査及び3次元レーザー測量の成果を反映させて解体修復等の措置を講じます。

イ 櫓門礎石（北虎口及び西虎口）

・発掘調査で北虎口及び西虎口の櫓門礎石が良好に検出されており現地で保存されています。ただし、仙石忠政の復興では二の丸の虎口（東及び北、西虎口）の櫓門は造られず、廢城まで存在しなかつたことが史料から知られています。そのため、現在行っている遺構の露出展示をそのまま維持していくこととします。

ウ 堀、櫓台、土壘（土居）

・城が営まれていた当時の堀が良好に保存されている箇所はありません、そのため、適切な時機に原状回復を行い復元整備をしていく必要があります。

・三十間堀は水の手として重要な存在だったことが史料からうかがえるため、水を湛えた状態での

たた

復元整備も検討します。

- ・櫓台は8か所存在したことが知られており、現状では南西隅の1か所が良好な状態で保存されています。これについては城郭構造を体感できるよう整備をします。
- ・き損した櫓台は修復を行い、発掘調査や文献調査等の成果を反映させて修復等の措置を講じます。
- ・良好な状態を維持している土壘は、現状を適切に保存します。
- ・き損した土壘は修復を行い、発掘調査や文献調査等の成果を反映させて修復等の措置を講じます。

(3) 二の丸B地区

二の丸のうち、史跡指定がされていない範囲をB地区とします。市民体育館周辺の小泉曲輪や、市営陸上競技場・市営野球場が所在する百間堀・広堀、本丸南側の尼ヶ淵等を含みます。一帯は既にほとんどが市有地となっていることから、遺構の保存と活用を目指し、史跡の拡大を検討します。今後、発掘調査が行われていない区域については施設の移転後に発掘調査を実施し遺構の確認を行い、そのうえで、石垣、櫓台、堀等の復元整備を行います。現状では、体育施設等の施設が所在しており、移転用地が確保されるまでの間はこれを維持しながら使用することとします。

史跡指定までは二の丸A地区の方法に準じた保存管理ができるよう、府内各部局等の理解と協力を得ていくこととします。

〈本質的価値を構成する諸要素〉

ア 尼ヶ淵石垣（南櫓下、眞田神社下、西櫓下、本丸堀尻石垣）

- ・良好な状態を維持している石垣は現状を適切に保存します。
- ・き損もしくはその危険が生じた石垣は発掘調査や文献調査、3次元レーザー測量の成果をもとに解体修復等の措置を講じます。

イ 尼ヶ淵崖面

- ・将来にわたって崩落の危険性がある場合には、上田泥流層崖面の風合いを失うことのないように配慮した措置を検討したうえで、対策を実施します。

ウ 二の丸堀（百間堀、広堀）

- ・城が営まれていた当時の堀が良好に保存されている箇所はありません、そのため適切な時機に原状回復を行い復元整備をしていく必要があります。
- ・良好な状態を維持している土壘は現状を適切に保存します。
- ・き損した土壘は修復を行い発掘調査等の成果を反映させて修復等の措置を講じます。

(4) 三の丸地区

史跡指定範囲ではありませんが、藩主居館、作事場、大手門、三の丸堀といった地下遺構が点在し、武家屋敷の面影を保存する建造物もわずかに見られます。そのため、三の丸の区域については埋蔵文化財包蔵地・上田城跡（遺跡番号上田66）として遺跡分布地図に搭載し、開発行為等に伴う発掘調査を実施し、重要な遺構が発見された場合には適切な保護措置を講じています。ただし、近世遺構は近代のものと重複している事例が多く、建物基礎等の検出が難しいことが課題です。

三の丸地区は市街地の一部となっており、市役所や学校などの公共施設のほか、商店や住宅等が多数所在する場所であることから、開発行為の把握に努めるとともに、今後も埋蔵文化財包蔵地として

市民の理解と協力を得ながら発掘調査を実施し、遺構の状況についてデータを蓄積していくこととします。

2 本質的価値以外の価値を構成する諸要素について

これまで述べてきた価値以外にも上田城跡には多くの諸要素が存在します。ここでは、それらを一括して掲げ保存管理の方法を示します。特に、廃城後の上田公園一帯の形成過程を示す要素のうち、重要な位置づけが可能な要素については本質的価値との共存・調和を図っていきます。

(1) 日常的な維持管理

- ・園路等については遺構の保護に影響のない範囲で軽微な修繕等を実施します。
- ・柵杭の設置については遺構の保護に影響のない範囲で実施します。
- ・工作物については地面の掘削を伴わない軽微な修繕については適宜実施します。
- ・適切な樹木管理を行い遺構の保護や史跡の景観保全に取り組みます。
- ・花壇は軽微な盛土を行ったうえで設置するものとします。ただし、プランター等はこの限りではありません。

(2) 上田城跡公開普及施設

・市立博物館は上田城に関する展示を主体とした施設であり、当面は現状を維持します。ただし、穀蔵があったとされる場所であるため、建物更新の際には近接する史跡外の適地に移転、あるいは穀蔵を外観復元して内部を博物館とすることなどを検討します。その際には史跡のガイダンス施設としての機能を付加します。

・ライトアップ施設については現在高架式の施設を2基設置し、櫓と櫓門をライトアップしています。また、本丸堀等の周囲に地上式の機器を仮設し、櫓、石垣、土塁、樹木を照らしています。これらは夜間の史跡の活用の手段としてだけではなく、来訪者の安全性向上にも配慮しています。適切なメンテナンスを行い維持していきます。

(3) 公共施設及び都市公園関連施設

・市民会館、山本鼎記念館は史跡外に新たに建設する文化施設へ移転することが予定されており、跡地を武者溜り等として整備する計画です。

・体育施設としては、市営東テニスコート、市営プール（ちびっこプールを含む）を移転対象施設と位置づけています。また、史跡地拡大を想定している範囲には、市営陸上競技場、市営野球場、市民体育館、市営西テニスコート、市営弓道場、市営ボクシング場が所在します。これらは住民や中学・高校の生徒等が日常的に使用しているものであり、移転することによる影響が大きい施設と考えられます。今後も引き続き、移転に関する方策を検討するとともに、移転先等が具体化するまでは維持補修的な軽微な修繕等を容認し現状を維持することとします。

・トイレや水飲み場、休憩所などの便益施設については、今後、公園全体の配置を見直し、移転や増設を検討します。

(4) 神社

眞田神社の前身である松平神社は、明治12年以降本丸下の段に鎮座し、本丸を公園に転換する主導的な役割を果たすとともに、本丸一帯を管理し良好な環境を維持しました。その後、公園となつた区域を上田市に寄付したことにより、二の丸を含めて市が公園を整備する契機を作りました。廃城となつた城郭が数多いなかで、こうした一連の経過は土地の寄付者である丸山平八郎直義らの功績と合

わせて上田城跡の近代以降の歴史を考える上で最も特徴的な史実です。これまで眞田神社とは移転対象施設の取り扱いにおいて認識の行き違いがありましたが、保存管理や整備事業において神社活動に制限を設けることはありません。

眞田神社の参詣者は櫓や博物館の見学者となる場合も多く、建造物の少ない上田城跡の現状において集客のうえで眞田神社が果たしている役割を見過ごせません。今後の整備については史実に忠実な整備を進めるという観点を基本としますが、双方の立場を尊重し連携しながら課題解決を図ることが最重要と考えます。文化財保護の視点からは将来的な移転等についても課題の一つと認識しますが、現実的にはこれまでに眞田神社が上田城跡の保存に対して果たしてきた歴史的役割を評価し、また、現在も集客上大きな役割を果たしていることを考慮し、城郭の本質的価値と眞田神社との共存・調和を図ることが適切であると考えます。

上田招魂社は戊辰（北越）戦没者の御靈を祀ったのが設立の契機であり、当初は三の丸の藩庁（藩主屋形）表門前の広場北側に鎮座しました。次いで二の丸・三十間堀の北側に遷座し、明治14年に本丸上の台に移され、現在の二の丸に遷座しました。現在は先の大戦で犠牲になった多くの人の御靈も祀られています。招魂社の管理は遺族会が行っていますが、戦後70年余が経過し、遺族会会員は高齢化し、社殿等の維持管理が困難になりつつあることも事実のようです。境内地の一部公有化等については要望に沿って遺族会と協議を進めるとともに、これまでの歴史を踏まえ史跡外移転についても課題として認識しつつ、現状を維持していくことが適切であると考えます。

第5節 現状変更の取扱いの方針及び基準

1 現状変更等の取扱い方針

第2節で示したとおり、史跡上田城跡には城郭構造を表す「本質的価値を構成する諸要素」と「近代の公園等形成に関する諸要素」「現代の公園利用に関する諸要素」が存在します。このうち、「本質的価値を構成する諸要素」と一部の「近代の公園等形成に関する諸要素」については、これらを将来にわたって保存していくために保存管理の方法を定めるとともに、史跡内で想定される現状変更等の行為に対してその取り扱い基準を定めました。

その方針としては、史跡の復元整備事業に関する行為を除き、本質的価値や地形、景観を損なう行為についての現状変更は認められないことを原則としました。また、一部の「近代の公園等形成に関する諸要素」については個別に取り扱い基準を定めました。

なお、史跡指定地とその周辺は都市計画法、都市公園法、農地法などの規制を受ける区域もあるため、関係法令との調整を図りながら適切な事務処理をする必要があります。また、所有権や財産権にも配慮し、関係者との調整を図ることも必要です。

2 現状変更等の許可が必要な行為

史跡内において現状変更等の許可申請の対象となる行為、または史跡において現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）については、文化財保護法（以下、法）第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要があります。また、法第168条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合は文化庁長官の同意を求める必要があります。なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令（以下、令）第5条第4項の規定に基づき、上田市

教育委員会が許可事務を行うことになっています。

史跡上田城跡において想定される現状変更等の許可が必要な行為には次のようなものがあります。

- ア 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転、除去
- イ 工作物の設置、撤去、改修
- ウ 公園管理に伴う修繕等の行為
- エ 土地の掘削、切土盛土等による土地の形状の変更
- オ 木竹等の伐採、移植、植栽
- カ 発掘調査等の土地の掘削を伴う調査及び史跡の保存整備
- キ 地中に埋設された水道管等の設置、撤去
- ク その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

3 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条に規定する現状変更等の制限については、史跡内において以下のア～ウの行為を実施する場合には許可は不要とされています

(1) 維持の措置

- ア 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡をその指定当時の現状に復するとき
- イ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大の防止するための応急の措置をするとき
- ウ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧があきらかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

(2) 非常災害のために必要な応急措置

- ア 石垣、土塁、尼ヶ淵崖面等が崩壊したとき
- イ 樹木が倒壊したとき
- ウ 上水道管が破損し、多量の出水を生じているとき

(3) 公園の維持管理

- ア 植生の日常的な手入れ（枯損木、倒木処理、剪定、添え木の設置、病害虫防除、草刈りなど）
- イ 街灯、防火水槽ポンプ、消火栓などの機器の清掃・保守点検
- ウ 園路等の簡易な補修
- エ 工作物の塗装の塗り替え（同系統色とする）
- オ 堀、水路の清掃

(4) 現在実施されている農業行為

- ア 指定以前から土地の所有権を有し、地下遺構面をき損することがない方法で、現在の作物ないし同種の作物の栽培を行う場合

4 上田市教育委員会による現状変更の許可が必要な行為

2に示した法125条による現状変更が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、令第5条第4項に基づき、現状変更の許可及びその取消し並びに停止命令を上田市教育委員会が行います。

- (1) 小規模建築物で3か月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却（ただし、

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)

(2) 工作物の設置、改修もしくは除却（ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）

(3) 道路の舗装もしくは修繕（ただし、土地の掘削、盛土、切土、道路幅員の変更など土地の形状の変更を伴わないものに限る）

(4) 史跡の管理に必要な施設の管理、改修または除去

(5) 埋設されている電線、ガス管、上下水道管の改修（ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないもの）

(6) 史跡の保存活用に影響を及ぼす木竹の伐採

5 現状変更の許可基準（第10表）

保存管理の方法に基づき、4に示した現状変更の内容ごとに下記のとおり取扱い基準を定めます。

史跡内には公益上必要な施設等が存在し、都市公園としても市民に親しまれているため、これらの機能の維持にも配慮しつつ、遺構の破壊や景観の保全に影響がないよう、史跡の本質的価値の保存を前提に、現状変更の許可事務を取り扱うこととします。

(1) 公園施設・便益施設の改修、新設など

史跡の活用に資する施設を改修する場合は遺構に影響がないことを前提とし、史跡の価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合は認めるものとします。新設の場合は遺構の保存状況や施設の必要性を踏まえて判断することとします。

(2) 建築物の新築、増築、改築、移転または除去

建築物の新築は史跡整備を目的とした復元建築物を除いて原則として認めません。ただし、史跡外の場所では設置の意義を失うような必要不可欠な建築物の場合はこの限りではありません。建築物の除去は遺構に影響がないことを前提として認めるものとします。

(3) 工作物・土木構造物の設置、改修

防犯・防災を目的として史跡内の土地、建造物、施設を管理する際に必要な工作物、土木構造物の改修にあたっては遺構に影響がないことを前提として認めるものとします。また、新規に公共的な上下水道管等を埋設する場合は、試掘調査や工事立会いを実施し、地下遺構に影響のない範囲であることを確認した上で認めるものとします。

(4) 地形の変更

保存整備事業に伴う地形の変更を除き、土壘の削平や堀の埋め立てなど地形の大きな変更を伴う行為は原則として認めないこととします。

(5) 木竹の伐採・植樹

櫛、石垣、堀などの重要な遺構周辺での新たな植樹は法面保護や植生復元のための低木などを除いて原則として認めないこととします。

(6) 発掘調査及び保存整備

遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとします。学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、方法などを十分検討した上で行う場合のみ認めることとします。

6 公有化の方針

現在、史跡指定地の87.2%が市有地となっており、残りの土地は神社境内と民有地となっています。

第10表 現状変更の許可基準

	種別等	内容	史跡指定地		追加指定検討地	未指定地	
			本丸地区	二の丸A地区			
現状変更の取扱方針			史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの及び防災等の緊急を要する場合の措置以外は認めない				
①	公園施設便益施設	園路・水路・トイレ・水呑場、外灯・遊具など	新築	史跡の保存・管理・活用及び防災等の観点から必要と判断されるものは認める			
			増築改築移転	史跡の保存・管理・活用及び防災等の観点から必要と判断されるものは認める			
②	建築物	家屋・テニスコート・プールなど	新築	原則として認めないが保存管理・整備活用に資するものについては遺構の保護及び景観への配慮を前提に可			
			増築改築	保存管理・整備活用に資するものについては遺構の保護及び景観への配慮を前提に可 撤去及び宗教活動に必要な場合は遺構の保護及び景観への配慮を前提に既存建造物の範囲内で可			
③	工作物	道路・橋梁・ガス・電線・上下水道・水路・その他の工作物等	新築	原則として認めないが保存管理・整備活用に資するものについては遺構の保護及び景観への配慮を前提に可			
			増築改築改良維持管理	保存管理・整備活用に資するものについては遺構の保護及び景観への配慮を前提に可 撤去及び宗教活動に必要な場合は遺構の保護及び景観への配慮を前提に既存建造物の範囲内で可			
④	地形変更	土砂採取・掘削・削平・埋立・盛土・その他の地形改变等	改変	原則として認めないが包含層に達しない軽微な変更・発掘調査整備活用・防災上必要な場合はこの限りではない			
⑤	植栽	新規植栽 枯死木・老木等の伐採や剪定	植栽 伐採 剪定	伐採・剪定・樹種転換・外来樹種の撤去等の場合は地下遺構に影響のない範囲で可			

第 11 表 史跡周辺地域の環境を構成する要素

史跡周辺地域（二の丸・三の丸）の環境を構成する要素	本質的価値	城郭遺構	藩主居館跡（表門・土塀・土墨・濠・土蔵）・
			中屋敷（作事場）跡・大手門跡・藩校跡・大手通り・武家屋敷・
			小泉曲輪・百間堀・捨堀
		関連遺跡	寺社（芳泉寺（常福寺）・海禅寺・大輪寺・金昌寺・本陽寺・願行寺・
			日輪寺・宗吽寺・妙光寺・八幡社・科野大宮社
			寒松院の墓（大輪寺）・大蓮院（小松姫）の墓（芳泉寺）・
		立地環境	仙石家靈廟（芳泉寺）・仙石家墓所（本陽寺）
		移築施設	上田泥流層崖面
			作事場の門（房山）・時の鐘（二の丸）・米蔵（川原柳）・
		活用施設	藩主居館の門（本陽寺）
	本質的価値以外の価値	近代の利用に関する諸要素	文化財表示板 等
			上田温泉電軌 東北線軌道敷跡・公会堂下（公園前）駅舎跡・
			北大手駅跡地・
			市営陸上競技場・市営野球場・
		現代の利用に関する諸要素	旧上田市立図書館・小県上田教育会館
			市役所関連施設・商工会議所・小・中・高等学校・都市計画道路・
			公園施設（公園管理事務所・上田城跡駐車場・芝生広場）・
			市民体育館・市営西テニスコート・ボクシング場・
			体育施設駐車場・勤労青少年ホーム及び駐車場・市営プール・
			建築物（店舗・商業施設・銀行・病院・駐車場・一般住宅・
			集合住宅・公園等）等

管理団体である上田市は、現状変更の制限により、他の地権者が損失を受ける場合や整備のために、指定地内の土地の公有化（買上げ）を行います。ただし、これらの土地においては、現在も神社の活動、畠の耕作が行われていることから、条件が整い次第、公有化するものとします。

第 6 節 追加指定等の検討と史跡周辺の遺構の保全

現在の史跡範囲は本丸全域と二の丸の一部となっており、百間堀、小泉曲輪、尼ヶ淵等の遺構は指定地に含まれていません。また、三の丸、城下町、周辺地域にも史跡の本質的価値を構成する要素として位置づけられる藩主居館跡、武家屋敷、墓所、寺社等が数多く分布しています（第 11 表）。これらは国史跡の指定はされていないものの上田城の城郭構造を現在に伝える良好な遺構であり、指定地と同等あるいはこれに準じた保護を図る必要があります。

百間堀跡、小泉曲輪、尼ヶ淵等については地権者の理解と協力を得ながら、追加指定を検討して後世に伝えていくものとします。ただし、公有地化については、それぞれの箇所で追加指定が具体化した時点で改めて検討を行うものとします。

三の丸や城下町には、藩主居館跡（現：長野県上田高等学校）、中屋敷（作事場）跡（現：市立清明小学校）、上田藩校明倫堂跡（現：市立第二中学校）が学校敷地として利用されており、藩主居館跡には表門、土壙、濠（堀）、土塁が保存されているほか、中屋敷跡にも堀の一部が残っており、武家屋敷が丸堀や木町等に数軒残っています。また、大手門があった付近では、櫓台等は撤去されていますが、^{ますがた}枱形や三の丸堀の地下遺構が残っています。これらのほか、科野大宮社には二の丸から移された松平氏ゆかりの社があり、歴代城主及び近親者の墓所等が芳泉寺、^{ほうせんじ}大輪寺、^{だいりんじ}本陽寺等に所在します。これらについては市指定文化財とすることや、所有者の理解と協力を得ることで保存活用の対応を行うものとします。

第7節 整備・活用の基本方針と方法

上田市はこれまで、平成2年度に策定した整備基本計画に基づき、歴史的建造物の復元や史跡景観の維持等の整備事業を進めてきました。今後もこの基本方針に則って整備を進めていきますが、社会や史跡そのものに対する考え方の変化等もあり、保存管理計画の策定に合わせ、整備基本計画を改訂しました（第4章）。今回の改訂では、次のような基本方針に基づき、取り組みました。

1 上田城跡の本質的価値の保存を最優先にした整備・活用

整備・活用にあたっては、史跡の本質的価値である櫓、石垣、地下遺構等が将来にわたって適切に保存されることを前提とします。

- (1) 事前に発掘調査等を行い、その成果に基づいて保存整備事業を実施します。
- (2) 本質的価値以外の要素についても、その価値を十分に配慮し、活用を図ります。
- (3) 植栽樹木による地下遺構の破壊に細心の注意を払います。
- (4) 自然災害による被害を最小限に抑えるための対策を実施します。

2 本質的価値の顕在化のための整備

櫓や石垣、土塁、堀等の城郭構造を体感することが可能な整備を実施します。なお、史跡の指定外ですが、将来的に百間堀、広堀、尼ヶ淵は水堀の復元を検討します。

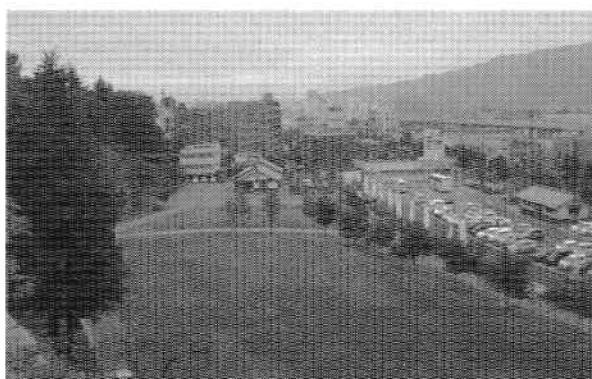
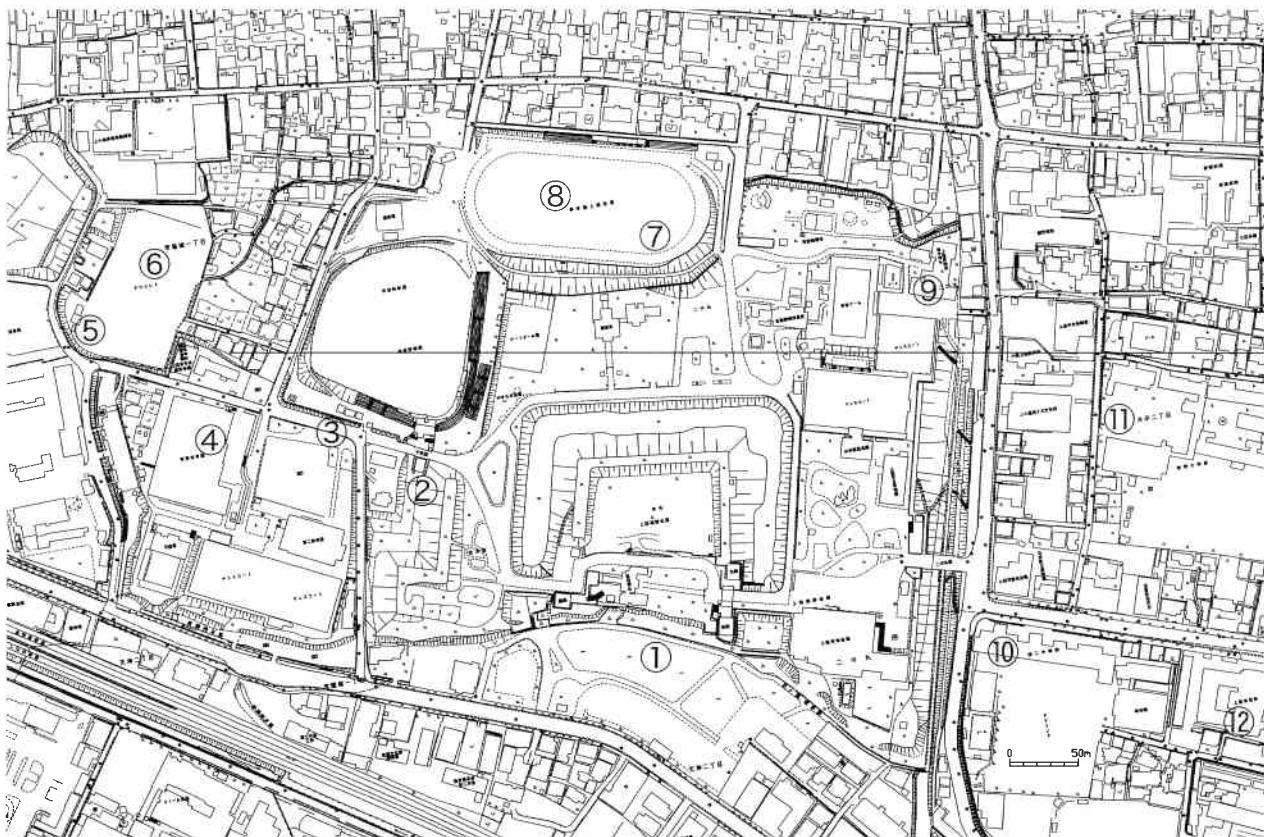
- (1) 櫓や石垣、土塁、堀等が常に明瞭な状態で見学できるよう維持管理を行います。
- (2) 本丸の櫓や二の丸虎口周辺等の復元整備を行います。
- (3) 三十間堀は水の手として重要な遺構であるため、水を用いた復元整備を検討します。
- (4) ガイダンスや遺構説明用の表示板等の充実を図ります。

3 市民や観光客に親しまれる上田城跡の整備

史跡として城郭構造を体感できるゾーンと、都市公園として憩いの場となるゾーンを設け、上田城跡公園が担ってきた多種多様な役割を維持できるような整備をします。

- (1) 本丸と二の丸東虎口周辺は、史実に忠実な整備を原則とした城郭体感ゾーンとして整備します。
- (2) 二の丸北虎口、西虎口周辺は、都市公園として市民や観光客の憩いの場として整備します。特に本丸堀周辺については現状の桜の維持・延命を図ります。他の二の丸域については、史跡の景観維持に配慮しながら、桜の植栽が可能であるか検討します。
- (3) 体育施設については移転先が決定するまでは現状を維持します。ただし、維持管理上の軽微な補修は認めるものとします。

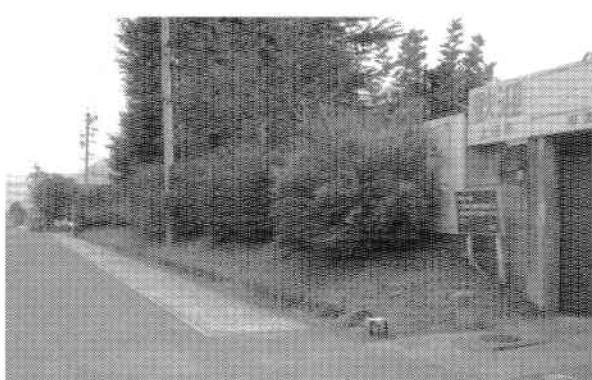
〈写真図版 13〉 史跡指定範囲外に所在する遺構



① 尼ヶ淵



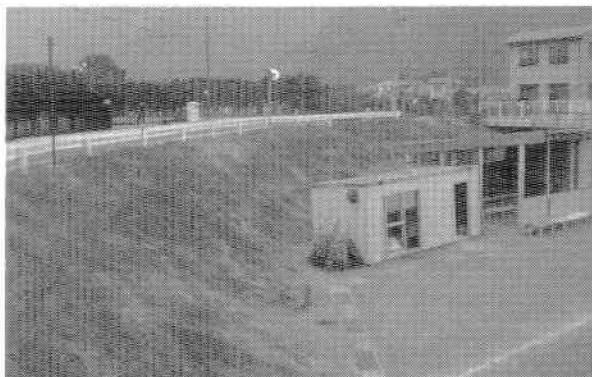
② 二の丸堀 (西側)



③ 土壘



④ 小泉曲輪



⑤ 捨堀の法面



⑥ 捨堀



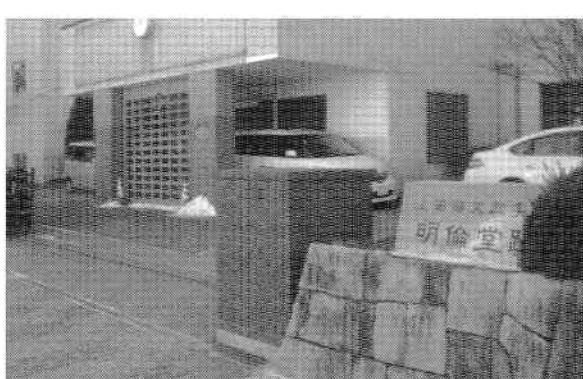
⑦ 百間堀の法面



⑧ 百間堀



⑨ 樹木屋敷の名称が残る区域



⑩ 藩校明輪堂跡



⑪ 中屋敷（作事場）跡



⑫ 藩主居館跡

- (4) 園路については史跡景観に配慮して舗装を実施します。その際にはバリアフリーに配慮します。
- (5) トイレや休憩施設等の便益施設を適切に配置します。

4 地域住民と連携した整備・活用

整備計画等の立案に際しては、上田中央地域協議会や上田・城下町活性会等関係機関の意見聴取を行います。また、市内文化団体等の主催による上田城跡能や和太鼓演奏等のイベント開催や上田真田まつり等での活用促進を図ります。

ガイド、シャッターマン等のボランティア養成については、引き続き市民の協力を得て実施します。これについては観光部局との緊密な連携のうえで行うものとします。

その他今後の課題としては、史跡内の植生を維持するため、外来植物の駆除などでボランティアの協力が必要となります。また、近世から城内にあるムクロジ等の樹木は老木となっており、枯死の恐れがあります。近世に意図的に植えた樹木は、城郭構造の一部と認められるものであり、枯死を見越して地元の学校や研究機関と連携した種子や実生による苗木の育成の実施等が考えられます。

第8節 保存管理及び整備活用の体制

1 管理に係る緊密な連携体制の確立

上田市は史跡上田城跡の管理団体に指定されており、文化庁、長野県教育委員会の指導・助言のもと、史跡の保存管理に関する事務は教育委員会文化振興課が担当しています。一方、上田城跡公園の維持管理については都市建設部公園緑地課が担当しており、石垣の修復や尼ヶ淵崖面の崩落防止工事等の整備を連携して行っています。なお、史跡内に所在する施設の管理については、上記部局以外に市民会館、市立博物館・山本鼎記念館、体育課が担当しています。また、史跡内には神社地や民有地があり、それぞれの土地所有者が宗教活動や耕作等を行っています。こうした関係機関同士が史跡の保存管理及び整備活用において緊密な連携を相互にとることができるとする体制を構築します。

- (1) 土地所有者は適切な管理を行い、行政関係部局は所有者等と充分な連絡調整を行います。
- (2) 史跡公園と都市公園という複合的な性格をもつ公園であるため、行政内部では文化財保護部局と公園管理部局が常に連携して保存管理及び整備活用にあたります。

2 整備活用を推進するための調査研究体制の充実

史跡の本質的価値を損なうことなく、後世に継承していく上で有効な手段として、復元整備事業が挙げられます。特に櫓や石垣などの復元建造物は、城郭構造の顕在化を図ることができ、史跡の景観向上にもつながるものです。

平成2年度に策定した整備基本計画において、本丸隅櫓等の建造物や、公共施設移転後の二の丸の復元整備を計画しており、これまでに本丸東虎口櫓門や二の丸北虎口の復元を実施しました。ただし、他の物件については復元の根拠史料となる古写真や史料に乏しく、いまだ実現していない状況です。そのため、今後の整備活用事業の推進のために調査研究体制の充実を図ります。

- (1) 史跡上田城跡整備実施計画検討委員会は整備活用計画の立案について指導的な立場を担います。
- (2) 二の丸の未調査地における継続的な発掘調査を行うための体制を充実します。
- (3) 復元の根拠史料となる古写真や絵図等の調査収集を行う体制を充実します。
- (4) 市立博物館をはじめ市立上田図書館等の史料所蔵施設との連携した調査体制を構築します。

第4章 史跡上田城跡整備基本計画

〈平成23年度改訂版〉

第1節 整備基本計画の概要

1 計画策定の目的と方針

上田市は平成2年度に「史跡上田城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」）」を策定しました。この計画は昭和61年度に決定した「上田城跡公園整備方針」をふまえ、具体的に整備事業を進めていくうえで、新たに長期的かつ理想的な城跡整備の方針を策定したものです。当時の上田城復元に対する市民意識の高まり等を考慮し、あらためて史跡指定地である本丸と二の丸、それに加えた三の丸地域の保存にも配慮して整備事業を進めていこうとしました。この整備基本計画では史跡上田城跡の整備について

- (1) 上田市の歴史を継承する、史実にそったシンボルの整備
- (2) 上田市民の憩いの場としてのゆとりの場の整備
- (3) 上田市の名所としての整備

という3つの目標を設定し、これらの調和を図りながら、史実に忠実な上田城跡の整備を計画的に行うこととしています。

また、整備の基本方針として、以下の5点を掲げています。

- (1) 計画的な発掘調査
- (2) 史実に忠実な史跡指定の検討と用地取得
- (3) 城にふさわしくない施設の移転
- (4) 二の丸内の遺構、建物、史跡環境の整備
- (5) 周辺地区の景観整備等

2 整備目標の設定

整備基本計画では、上田城跡の整備プログラムとして短期・中期・長期の三段階を設定し、次に掲げるとおり、概ね20年後を目途に中期整備目標を達成する計画としました。

〈整備プログラムと実施状況〉（実施状況は平成24年3月末現在）

(1) 短期整備目標（概ね平成2～8年度）

- ・ 整備基本計画、保存管理計画の策定 実施済み
- ・ 発掘調査 継続中
- ・ 本丸東西虎口、二の丸北虎口の整備 実施済み
- ・ 本丸堀のしゅんせつ 実施済み
- ・ 本丸内民家の移転 実施済み
- ・ 本丸東虎口櫓門の復元整備 実施済み
- ・ 本丸郭内の整備 未実施

(2) 中期整備目標（概ね平成9～18年度）

- ・ 市民会館、山本鼎記念館等の移転 未実施
- ・ 二の丸東虎口、三十間堀、武者溜り等復元整備 未実施
- ・ 七つ櫓復元（一部） 未実施
- ・ 尼ヶ淵崩落防止対策 継続中

(3) 長期整備目標（概ね平成19年度～）

- ・ 体育施設等移転 未実施
- ・ 二の丸西虎口整備 未実施
- ・ 二の丸郭、堀等の復元整備 未実施
- ・ 七つ櫓(残り)、本丸西虎口櫓門復元 未実施
- ・ 尼ヶ淵崩落防止対策 繙続中

第2節 整備事業の経過

以上のように、整備基本計画策定以降、上田城跡では本丸及び二の丸の一部において計画的な発掘調査を実施し、本丸東虎口櫓門の復元整備、二の丸北虎口石垣の復元整備、尼ヶ淵崖面の崩落防止対策工事（石垣の解体修復など）を進めてきました。事業の詳細については、第2章の第6表に掲載しましたが、発掘調査を実施した箇所から隨時整備を行い、史跡景観の復元に努力してきました。特に本丸東虎口櫓門の復元整備は上田城の玄関口の修景に大きく寄与しました。また、本丸内の民家移転に際しては、各方面の御理解と御協力をいただき、史跡景観の修景ができたことは大きな成果でしょう。

一方、整備プログラムどおりに事業が進んでいないものもあります。特に中期整備目標とした項目に未実施のものが多くあり、これは市民会館等の史跡にふさわしくない施設の移転が進まなかつたことや、復元整備に用いる古写真等の資料の不足が理由として挙げられます。櫓等の復元整備事業が未実施となっているのは、この資料不足が原因の一つとなっています。発掘調査で基礎遺構が検出されているため、今後さらに資料の調査・蒐集を進め、櫓等の復元整備事業が進捗するよう努めています。

第3節 現状と課題

このような整備事業の進捗状況のなかで、ついに従来からの懸案であった市民会館の移転計画が具体的になりました。上田城跡の南側に位置する市有地に新たに「上田市交流・文化施設（仮称）」として新設し、合わせて美術館を設置して市立山本鼎記念館の機能も移転するというものです。市民会館と隣接する駐車場の場所は、二の丸東虎口に接する「武者溜り」という石垣や土塁に囲まれた広場と「三十間堀」という堀の跡で、移転に伴い、城の正面の復元整備が可能になる一帯です。整備の根拠となる絵図等にも恵まれており、発掘調査を行って遺構を確認したうえで、石垣等の整備を進めていくことが可能であると考えられます。しかし、現状では市民会館の駐車場は公園利用者も多く使用するため、駐車場を廃止する際には近接した場所に代替の駐車場を確保する必要があります。また、武者溜り整備後は多目的広場として活用することとなりますが、石垣や堀をどの程度まで復元するかという点について、都市公園という性格からも十分に検討する必要があります。

また、上田城跡は桜の名所として知られていますが、明治から昭和初年頃に植えたソメイヨシノが老木となり、枯死する木も増えてきたことから、これらの取扱いについても検討し、植栽計画を整備して対応する必要があります。史跡として史実に基づく整備は大前提ですが、サクラのある上田城跡の景観は既に多くの市民や観光客に認知されており、市街地にあって緑地の豊富な都市公園としての

景観は、市民の理解を得たうえで、維持管理を慎重に行っていく必要があります。

そのほか、整備基本計画が策定された当時とは社会状況が変化したことに伴なうバリアフリーの課題などについても改めて方針を設定する必要があります。

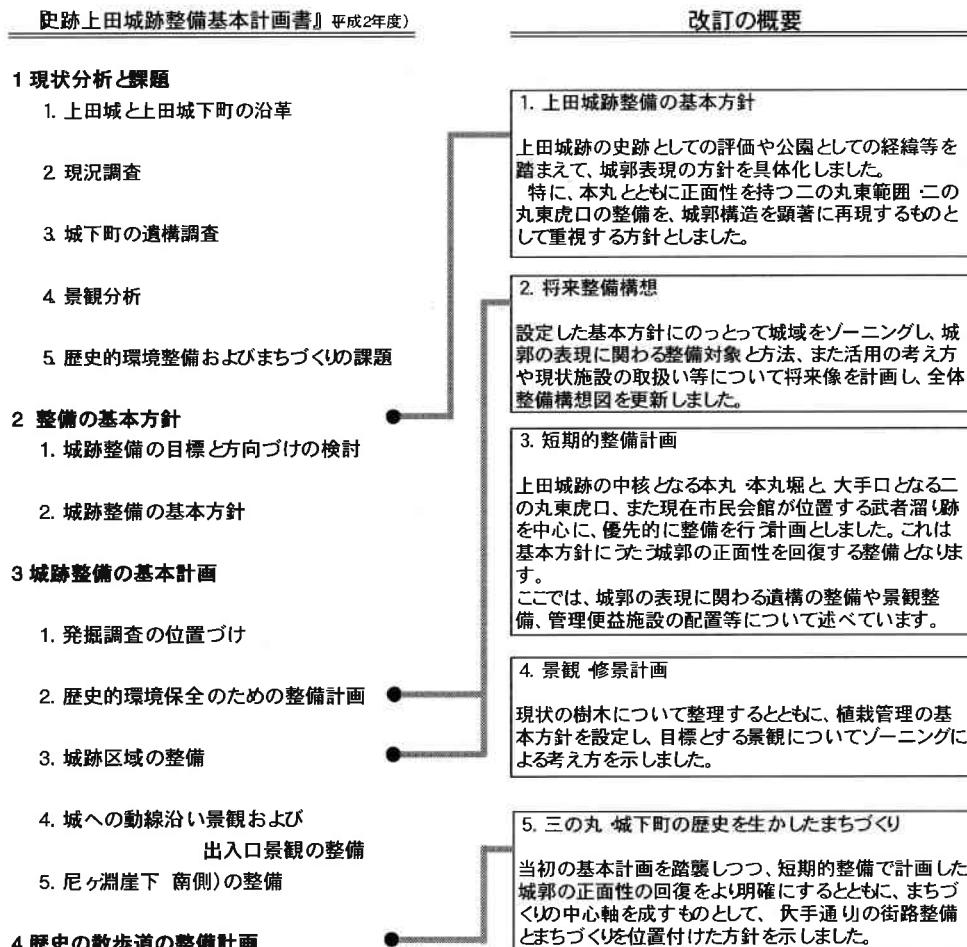
今回の整備基本計画の改訂は、史跡上田城跡をめぐるこのような現状と課題について検討し、当初に中期整備目標として位置づけた項目を、新たに短期整備目標として設定し直し、今後の整備事業の指針とします。

第4節 整備基本計画〈改訂版〉

上田市では、市を象徴する文化遺産である上田城跡の整備活用に向けて、平成2年度に『史跡上田城跡整備基本計画』を策定しました。この計画に基づいて継続的な発掘調査を実施し、本丸東虎口櫓門の復元や石垣の修復、また尼ヶ淵の崩落防止対策工事等の整備事業に取り組んできました。

今般、懸案となっていた二の丸に所在する市民会館の移転が具体化したことに加え、本丸の櫓や土塀の復元に向けた機運が高まっています。そのため、策定から二十年余を経過している整備基本計画を改訂し、改めて整備目標等を設定して整備事業を進めていくこととします。

なお、今回の改訂の内容は次のとおりです。



1 上田城跡整備の基本方針

(1) 上田城跡の歴史的評価

【史跡としての評価】

上田城は、天正 11 年 (1583) 真田昌幸による築城に始まり、一旦廃城後、元和 8 年 (1622) に入封した仙石氏によって再建されました。現在まで残る隅櫓（西櫓）はこの時期、寛永年間の建築であることが確認されています。宝永 3 年 (1706) 仙石氏に代わって松平氏が入封後は、160 年余りにわたってその体制が続き明治維新を迎えるました。この経緯の中で、本丸、二の丸、三の丸は真田氏時代の形状が概ね受け継がれたと考えられています。

上田城は段丘を利用した梯郭式構造の曲輪や、蛭沢川から導水した百間掘・広掘など、自然の要害を巧みに利用して築いています。さらに、本丸土壘の要所に二層の櫓を 7 棟配置するなど、実戦への備えに徹した城郭構造を持っていることが特徴といわれています。

史跡指定における解説文 (昭和 9 年・第 1 章参照) においても、真田氏時代に徳川との 2 度の実戦において戦果をあげたことに言及するとともに、本丸・二の丸の土壘や堀、石垣、また本丸の西櫓が現存することなどを評価しています。

以上のように、史跡上田城跡は本丸及び二の丸に残る実戦的な城郭構造に特徴があり、特に 7 棟の櫓を持っていた本丸跡は現存する櫓とともに重要です。

【公園としての経緯】

明治 4 年 (1871) 廃藩置県により上田城は東京鎮台の分営となりましたが、同 6 年には廃止されました。翌 7 年には城内施設の全てが払下げとなり西櫓を除く建物は民間に売却されました。その後は桑畠等になってしまいました。

公園としての利用は、明治 12 年本丸に歴代藩主を祭る松平神社 (現：眞田神社) がつくられ、同 18 年には残りの本丸が公園となったことが契機となります。しかし二の丸は依然として大半が畠地で、現在の市立博物館周辺には明治 18 年に刑務所が設置されました。

その後、大正 12 年に現在の市民会館の場所に上田市公会堂が建設され、同 13 年から昭和 3 年にかけて上田市により二の丸の公有地化が進められ、刑務所も移転しました。これと平行して、児童遊園地、庭球場、広堀・百間堀跡を利用した野球場・陸上競技場等の設置が進められました。

こうして本丸、二の丸は歴史の象徴であるとともに、市民公園として利用されるようになり、現在は都市公園としても位置付けられ、歴史的風致を持つ公園として親しまれています。

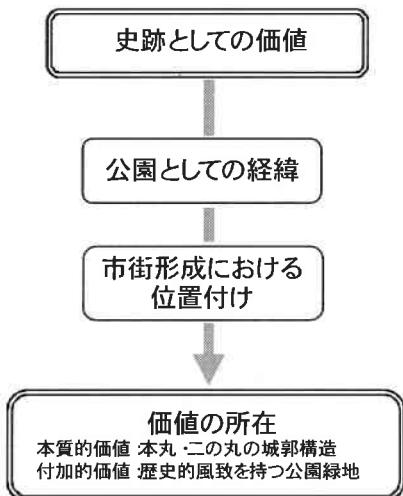
【市街地形成における位置付け】

上田市の市街地は、明治以降も上田城と城下町から形成される都市の骨格が継承されてきました。今日では、市街地が東西に拡大し城下町は近代化が進んだ状況となっているものの、大手口や藩主屋形跡 (現：上田高校) や作事場跡 (現：清明小学校) に顕著であるように、その骨格は江戸時代の概形が継承されてきたといえます。

この近代化の過程において、上田城跡は廃城以降も求心性を持ち続け、現在の上田市街における歴史性を明確に象徴するとともに、中心市街地の緑地としても重要な区域となっています。

以上より、上田城跡の歴史的価値評価は次のように整理されます。

- ・上田城跡の本質的な価値は本丸・二の丸の城郭構造にある。
- ・廃城後に形成された緑地空間は、付加的な価値要素となる。



〈上田城の修築等に関する略年表〉

天正 11 年 (1583)	真田昌幸が上田城を築き始める
13 年 (1585)	上田城が一応の完成をみる
慶長 6 年 (1601)	徳川軍により上田城が破却される
元和 8 年 (1622)	真田氏に代って仙石氏が入封する
寛永 3 年 (1626)	仙石忠政が上田城復興工事に着手する
5 年 (1628)	忠政死去により城普請が中断する
	その後藩内紛争もあり、城普請は未完成のまま終わる
8 年 (1631)	千曲川の洪水で尼ヶ淵の地形が大きく変わる
12 年 (1635)	武家諸法度により新規の城普請が禁止される
18 年 (1641)	本丸東虎口の土橋の石垣等を修理する
貞享 3 年 (1686)	本丸の大破した侍番所を建て直す
元禄 15 年 (1702)	二の丸東方の石垣を修理し、二の丸北虎口土橋下の木樋を石樋 (現存) に変える
宝永 3 年 (1706)	仙石氏に代って松平氏が入封する
享保 15 年 (1730)	城下町の大火で藩主邸も類焼する
17 年 (1732)	千曲川の洪水で本丸南側の崖下部分が大きく崩壊する
18 年 (1733)	前年の洪水による破損箇所を修復し、尼ヶ淵に護岸用の石垣を築く (同 21 年に完成)
宝暦 7 年 (1757)	本丸の石垣を修理する
寛政 元 年 (1789)	藩主邸が全焼するが、翌年には普請が完成する
弘化 5 年 (1848)	前年の善光寺地震で破損した櫓と三の丸の石垣の修築が終わる
安政 元 年 (1854)	安政東海地震により石垣が崩れ、櫓門が傾く
6 年 (1859)	西櫓等の修理を行う
明治 4 年 (1871)	廢藩置県が実施される
9 年 (1876)	上田城が民間に払下げられる。西櫓一棟を残し、その他の建物

	は破却または転売される。本丸にあった2棟の櫓が移築され、遊廓楼として使用される
12年（1879）	本丸に松平神社（現眞田神社）が置かれる
昭和3年（1928）	西櫓の屋根、木部、かべ等の修理をする
4年（1929）	西櫓を徵古館として一般公開する
9年（1934）	本丸・二の丸が史跡に指定される
19年（1944）	買い戻した南櫓・北櫓の城内移築に着手する（同24年に完成）
42年（1967）	南櫓・北櫓の屋根葺替、壁の小修理を行う
56年（1981）	上田城3櫓の修復工事が始まる（同62年に完了）
平成2年（1990）	二の丸北虎口の石垣を修復する
3年（1991）	本丸東虎口櫓門の復元工事が始まる（同6年に完了）
4年（1992）	本丸西虎口の整備（石垣の平面表示等）工事を実施する
5年（1993）	二の丸北虎口の整備（石垣の復元）工事を実施する
9年（1997）	尼ヶ淵崖面崩落防止対策工事に着手する
10年（1998）	尼ヶ淵広場・駐車場整備工事（同13年に完了）。
14年（2002）	尼ヶ淵本丸南櫓下石垣解体修復工事（同18年に完了）

(2) 整備の目標

「整備基本計画書」（平成2年度）では、城跡整備とまちづくりの目標として以下の項目を掲げています。

- ・上田らしい風景を持つ城と城を感じるまちづくりを進める
- ・城跡は、上田の歴史を継承し体験できる場として整備する
- ・市民に親しまれる、緑と水の憩いの城跡として整備する
- ・上田市にとっての名所、観光の拠点として整備する

さらに、同計画書において城跡整備の基本目標として次のように規定しています。

上田城跡の整備は、

- ・上田市の歴史を継承する、史実にそったシンボルの整備
- ・上田市民の憩いの場としてのゆとりの場の整備
- ・上田市の名所としての整備

という3つの目標を踏まえ、これらの調和を図り、究極的に史実に忠実な城の復元を行っていくものとする

今回の基本計画の改訂にあたっては、これら当初の目標を踏襲します。

特に、前章で整理したように史跡上田城跡の本質的な価値は本丸・二の丸に残る城郭構造にあると考えられ、学術的実証に基づくその表現と継承を優先すべき目標とします。

さらに、上田市において求心性を持ち続け、市民の拠りどころとなり、また多様な活用や観光の拠点となることは、城郭としての特徴を生かした上に成り立つものと理解されます。したがつて上田城跡の活用は、その構造や空間的な特性を生かした在り方を目指します。

(3) 整備の基本方針

「基本計画書」（平成2年度）において以下の基本方針を掲げています。

ア 計画的な発掘調査

- ・整備の前提として計画的な発掘調査を実施します。

イ 城郭の遺構に即した史跡指定と用地取得

- ・調査結果や施設の移転計画を踏まえて指定地の拡大を検討します。
- ・民有地の取得を推進します。

ウ 現状施設の移転

- ・城跡にふさわしくない施設の移転について、計画的かつ長期的に実施します。

エ 本丸及び二の丸の遺構、建物、環境の整備

- ・本丸と二の丸虎口（東虎口、北虎口、西虎口）の復元的整備を優先します。
- ・二の丸は本来の城構えや広がりを活かした憩いの場として、城跡にふさわし

い植栽、広場、散策路を整備します。

- ・尼ヶ淵は遺構保護の観点から崩落防止対策を行います。

オ 周辺地区の景観形成

- ・尼ヶ淵崖下からの眺望確保、広場整備を行います。
- ・尼ヶ淵南側の建築物等に対する景観誘導を図ります。
- ・城跡と城下町をつなぐ「歴史の散策道」や街角広場等の整備を推進します。
- ・城下町の景観形成に資する公共施設の整備などを検討します。

この基本計画の改訂においては、当初に基本方針に城郭表現の方針や景観の考え方を加えて、新たに以下のとおり基本方針を掲げます。

ア 計画的な発掘調査

- ・整備の前提として計画的な発掘調査を実施します。

イ 城郭の遺構に即した史跡指定と用地取得

- ・調査結果や施設の移転計画を踏まえて指定地の拡大を検討します。
- ・民有地の取得を推進します。

ウ 現状施設の移転

- ・城跡にふさわしくない施設の移転について、計画的・長期的に実施します。

エ 本丸・二の丸の遺構・建物・環境の整備

- ・本丸と二の丸虎口（東虎口・北虎口・西虎口）の復元的整備を優先します。
- ・二の丸は本来の城構えや広がりを生かした憩いの場として、城跡にふさわしい植栽、広場、散策路を整備します。
- ・尼ヶ淵は遺構保護の観点から崩落防止対策を行います。

オ 周辺地区の景観形成

- ・尼ヶ淵崖下からの眺望確保、広場整備を行います
- ・尼ヶ淵南側の建築物等に対する景観誘導を図ります。

カ 上田城最終期の形態を指標とした城郭表現

- ・城郭構造の表現は、幕末まで維持された最終期の形態を指標とします。

キ 本丸と正面性を重視した城郭表現

- ・城郭構造の表現は、本丸と本丸堀、また二の丸の虎口を最重要範囲とし、次に正面性のある二の丸東範囲と尼ヶ淵を重要範囲とします。

ク 城郭表現と調和した景観の創出

- ・都市公園としての経緯を踏まえつつ、適切な樹木管理によって城郭構造の顕在化と調和した景観へと誘導します。

2 将来整備構想（113 頁・第 4 図）

この構想は、上田城跡の在り方としての将来の目標を掲げたものです。この実現までには上田市の都市計画とともに検討すべき事項や、今後の発掘調査等によって実証すべき課題など、長期的な視野をもってその解決に向けた取り組みを続けることが必要となります。

ここでは、「基本計画書」（平成 2 年度）において計画された事項を整理するとともに、新たな測量図を元に再作図しています。さらに、次項（3 短期的整備計画）に計画する短期的整備の中で検討された以下の事項を付け加えています。

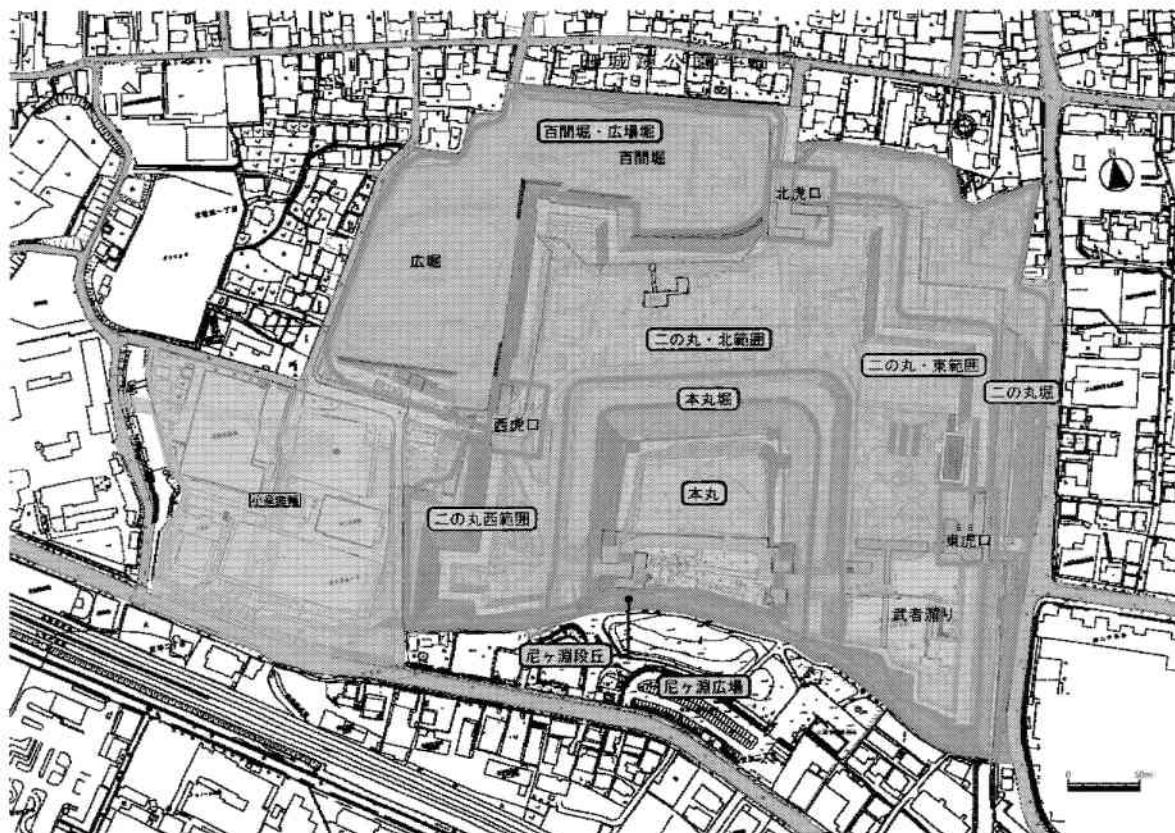
なお、順次実施する整備にあたっては、該当する範囲の発掘調査とその結果に基づく復元構造に関わる検討が必要であり、各部位の形状は最終的にその段階で決定します。

●短期整備の検討過程で付け加えた事項

- ・歴史表現としての重要範囲の位置付け
基本方針にのっとって、城郭構造を顕在化し、将来に継承する最重要範囲及び重要範囲を位置付けます。
- ・記念碑等の移設
史跡整備の過程で、適切な時期に適地への移設を検討します。
- ・景観・修景計画の追加（4 景観・修景計画を参照）



以下に、将来整備構想におけるゾーニングと整備計画について示します。



将来整備構想の概要

将来整備構想の概要

将来整備構想におけるゾーニング		整備計画	
		城郭の表現・遺構の整備	活用・現状施設との整合等
本丸	<ul style="list-style-type: none"> 上田城の中心領域として、歴史を体験する広場とする 上田城を象徴する復元空間 城の遺構や歴史的な情景に最も強く触れ合う 	<p>【歴史表現として最重要範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 七つの櫓の復元 櫓門の復元 （短期整備では、東側の櫓・土壙、 南側土壙を優先） 土壙の整備 曲輪内の景観確保 	<ul style="list-style-type: none"> 城郭構造の表現を重視して、土壙の現状植栽は将来的に低減 復元空間の活用
本丸堀	<ul style="list-style-type: none"> 本丸への景観領域 	<p>【歴史表現として最重要範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本丸の城構えをなす景観を明瞭にする 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構保護の観点から長期的に高木低減
二の丸 (東範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 武者溜りの空間体験と多様な活用の場 本丸を眺め、城の領域を感じる場 	<p>【歴史表現として重要範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の確認を前提に、土壙・石垣・三十間堀を復元 	<ul style="list-style-type: none"> 上田市民会館は移転 多様な催し等に活用
二の丸 (北範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのある空間を生かした緑地 上田城の歴史と経緯を伝える場 	<ul style="list-style-type: none"> 二の丸北虎口からの動線形態を整備 土壙、櫓台の復元 	<ul style="list-style-type: none"> 既設記念碑等は適地への移設を検討 緑地空間として整備
二の丸 (西範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 城内の区画を感じる場 	<ul style="list-style-type: none"> 良好に残る土壙・櫓台の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 現状植栽は土壙や西虎口からなる空間特性に則したものへ移行
東虎口	<ul style="list-style-type: none"> 虎口構造によって、城域を強く実感する所 	<p>【歴史表現として最重要範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東虎口・北虎口は石垣・櫓台の復元 西虎口は一部平面表示 	<ul style="list-style-type: none"> 市街や城跡公園駐車場からの主導入口
北虎口			<ul style="list-style-type: none"> 北国街道と結ぶ動線にあり、また住宅地からの導入口
西虎口			<ul style="list-style-type: none"> 城下の風情を残す坂下町からの導入口 管理車両等の出入口としても維持
百間堀 ・ 広 堀	<ul style="list-style-type: none"> 城郭の要害を表現する場 水域を生かした憩いの場 	<ul style="list-style-type: none"> 堀形状の復元的整備 水堀として河川から導水 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な余暇活動を展開する場 都市計画の中で既存体育施設の移転とともに検討
二の丸堀	<ul style="list-style-type: none"> 堀底の散策路 	<ul style="list-style-type: none"> 現状残る地形を保護する 	<ul style="list-style-type: none"> ケヤキ並木を維持した散策路
尼ヶ淵段丘	<ul style="list-style-type: none"> 段丘地形を利用した要害地形 崖面下からの秀逸な景観を重視 	<p>【歴史表現として重要範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 尼ヶ淵の崩落防止対策 石垣の修復 	<ul style="list-style-type: none"> 上田城や市街の成り立ちに関わる地形を景観として保全
尼ヶ淵広場	<ul style="list-style-type: none"> 城下の市街と城との接点 	—	<ul style="list-style-type: none"> 城への眺望、崖面の顕在化の観点から修景、活用 周辺地の景観誘導
小泉曲輪	<ul style="list-style-type: none"> 空間を生かした活用の場 	<ul style="list-style-type: none"> 曲輪形状の表現 	<ul style="list-style-type: none"> 上田城に関連する活用施設や駐車場を検討

3 短期的整備計画（115 頁・第 5 図）

ここで検討する短期整備では、二の丸武者溜り跡に所在する上田市民会館の移転が具体化したこととを契機として、上田城跡整備において計画する将来整備構想の実現に向けて計画するものです。

（1）整備の観点

上田城の構造から、その正面性は大手口となる東虎口方面となります。この短期整備で取り扱う範囲はまさにその正面にあたり、城郭の正面性を回復することが主たる目的として掲げられます。

一方、現状の利用形態では市民会館駐車場を上田城跡公園や市立博物館等の利用者が用いていますが、その位置は本丸東虎口の正面、武者溜り跡にあたります。そのため、城郭の表現を優先して、駐車場は史跡外の一角（現青少年ホーム敷地等）に位置付けます。

（2）城郭の表現に係る整備

ア 本丸跡

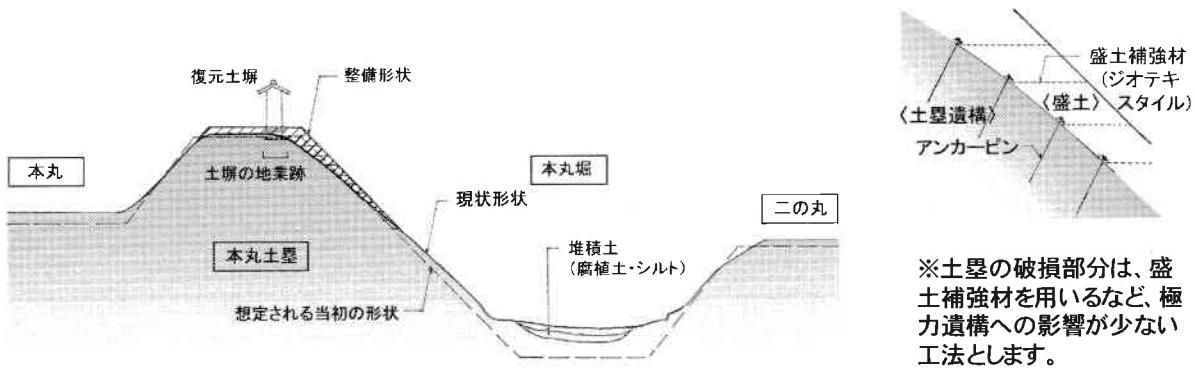
将来整備構想では 7 棟の本丸隅櫓と土壙、東西虎口櫓門の整備を計画しており、現存してきた西櫓（1 号櫓）とともに、東虎口櫓門、南櫓（2 号）・北櫓（3 号）が既に復元・移築復元されています。

短期整備計画では、正面性のある東側からの城郭景観の復元を優先して実施します。そのため、本丸跡では北東の隅櫓 2 棟（4 号・5 号）と東辺の土壙を復元整備します。さらに、尼ヶ淵下からの景観を構成するものとして、遺構が検出された南辺東側の土壙を現状で可能な範囲まで復元します。

なお、櫓や土壙の復元整備に伴い、その基礎地盤確保のため該当範囲の土墨の整備が必要となります。また、その土木工事に伴って影響する既存樹木は伐採を検討します。

本丸内の平坦地には主要な建築的遺構は想定されておらず、藩政期には樹林地であったと考えられています。明治初期には松平神社がつくられ、以降は公園等として利用されて、現状ではウメなどの在来種を主体とする樹林地となっています。

整備では、土墨や櫓・土壙によって強固に守る上田城の中心領域を体感する場として、現状樹木を維持しつつ適切に管理する計画とします。



本丸土墨整備模式図

イ 二の丸東虎口・武者溜り周辺

二の丸東虎口や武者溜りの構造を表現します。

発掘調査による遺構確認を前提に、既存石垣の復元修理や遺失した石垣の整備を行います。合わせて、虎口門の礎石を表現するとともに、三十間堀を整備します。

絵図史料『城内絵図』(年代不詳・松平文書)・『信州小懸郡上田城本丸二曲輪図』(享保14年(1729)松平神社文書)によると、虎口の石垣の高さは1丈5尺(約4.5m)、武者溜り北の石垣は1丈2尺(約3.6m)、武者溜り西の石垣は8尺(約2.4m)、冠壙台は1丈2尺です。

これは城構えそのものであり、虎口の守りの形や、虎口から入って展開する本丸の景観は極めて有効な歴史体験となります。

・二の丸東虎口の復元

二の丸東虎口では、南北の櫓台石垣・蔀壙台石垣が若干改変を受けてはいるものの現存しています。また内側の蔀となる蔀壙台石垣は遺構が残る可能性が高い箇所です。これらのことから、今後発掘調査や文献調査、また現存する石垣の詳細調査を行って虎口を構成する石垣の復元を目指す計画とします。

・虎口門の礎石

『城内絵図』に虎口門の柱位置の表現があります。これらの史料や発掘調査による痕跡を確認したうえで、礎石の復元を目指します。

・武者溜りの整備

今後、市民会館移転後の発掘調査や文献調査の結果を踏まえて、当時の構造が判るように土塁や石垣を整備します。石垣については、根石や地業等の痕跡を確認することが前提であり、その残る状況や整備活用の観点から復元あるいは表示等の手法を検討します。

復元には、平面的な構造の他、積石の材質・形状や工法等の詳細な根拠が求められます。

また表示の方法としては平面的な構造を表す平面的表示や、低木等で領域の区画を再現する立体的表示などが考えられます。

今後各種の調査結果によって石垣の整備方法を検討します。

・三十間堀の整備

三十間堀は本来水堀であったのですが、弘化4年(1847)の「上田城下町絵図」によると善光寺地震(1847)により水が枯れたために、二の丸橋を経て大手通りから導水されたとあり、この堀の水が重要であったと考えられます。

今後、各種の調査を踏まえて地盤を掘り下げて表現することや堀の範囲を表示すること、あるいは水をたたえていたことの表現等を検討します。

・石垣整備の手順

二の丸東虎口や武者溜りの石垣の整備は、上記にも触れたように文献調査や発掘調査、また現存するものは石垣の構造や変遷に関わる詳細調査が前提となります。それを踏まえて整備方法を計画します。また石垣の修復では整備工事で行う解体時にも構造や痕跡の調査を行い修復に反映します。さらに、復元や修復には、上田城に用いられたものと同質の石材(緑色凝灰岩等)の入手や、文化財石垣保存技術を保持する石工の確保も重要となります。

・二の丸・武者溜り北側(糸蔵跡周辺)

本丸への眺望を生かした広場として整備します。

現状では、池や樹林からなる庭園のような領域となっていますが、本丸への眺望が最も良好な場所であり、城郭の表現として視界と空間の広がりの確保が重要となります。

整備では、平坦面を回復するとともに現状樹木を個別に評価して維持あるいは伐採整理することで、眺望を生かした広場とします。

なお、現状の市立博物館は将来計画においてもその機能を維持します。また山本鼎記念館はその機能を新設する交流・文化施設に移動する予定であり、現状建物は将来的に撤去を検討します。また、柵蔵跡の発掘調査と整備はその計画が具体化した段階で改めて検討します。この短期整備では、将来計画を見据えて整合が図れるようにしておきます。

(3) 景観確保（本丸堀の既存樹木の取扱い）

本丸堀の外周から本丸への景観確保は、上田城跡の歴史体験として重要です。この短期整備では、本丸東辺に計画する櫓・土塀の復元にあたって、特に東辺の本丸側斜面に林立する高木の取扱いが、上記の武者溜りの北側とともに課題となります。

櫓・土塀の復元に必要な土墨の整備に伴う影響樹木の伐採は前述のとおりですが、景観確保の視点からも既存樹木を個別に評価して維持あるいは伐採整理の検討が必要となります。

調査	計画・設計	整備実施
文献調査	整備手法 構造・工法の決定	遺構・史料に基づく 整備の実施
発掘調査	修復 復元 平面表示 立体表示	(修復に伴う解体時の調査)
現存する石垣の 詳細調査		



二の丸東虎口周辺から本丸への現状景観



本丸堀外周から本丸東辺への現状景観

(4) 管理・便益施設の配置

現状では城跡内のトイレが不足していると考えられ、特にバリアフリーの観点から、車椅子等に対応する多機能トイレの充実が急務となっています。また、櫓や城跡の管理人・ボランティアガイド等の詰め所や、倉庫の確保が課題となっていることから、以下の施設を新設・改修あるいは維持により確保します。

・新設施設

市立博物館に隣接して多機能トイレと、利用者及び整備施設対応の管理人、ボランティアガイドの詰め所を設けます。トイレの機能は、車椅子対応のものを含めたものとし、規模は今後十分な検討を行って設置します。詰め所は、管理人2~3人とボランティアガイド等の待機場所とします。意匠は城内に調和したものとし、また軽快な木造平屋とします。

・改修利用施設

旧公園管理事務所を、倉庫及び管理人（作業員）詰め所に利用します。なお、資材置場は後述する北側動線整備に伴って移動し、簡便な仮囲いを設けます。

・現状維持施設

既存トイレ（市営庭球場西）男（小3・大2）女（大2）車椅子対応（1式）

(5) 記念碑等の取扱い

・記念碑類

本丸や二の丸内にある記念碑等は個別にその意義や来歴を整理し、将来的には適地への移設も検討します。

・平和の鐘

「平和の鐘」は近世の上田城跡に関係した文化財ですが、現在は、本来所在した場所に設置されていないため、虎口の整備時には適地を選定したうえで移設を検討します。

(6) 駐車場の新設

市民会館駐車場の廃止に伴って、城跡公園内と高低差の無い駐車場の確保が課題となります。その解決策として、史跡の北東に隣接する勤労者青少年ホーム施設の場所を駐車場として整備することを検討します。

勤労者青少年ホームには現在乗用車約20台分の駐車場がありますが、当該施設の廃止に伴いその用地を確保し、全面を駐車場とすれば乗用車約85台分程度が駐車可能です。

(7) 通路整備

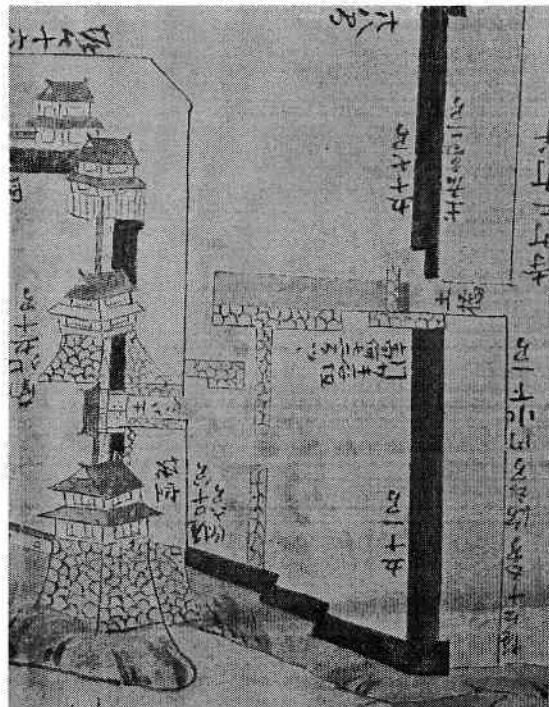
・城内への主たる歩行通路

現状の上田城跡公園への主な導入口として、二の丸の東虎口、北虎口、西虎口周辺があります。また、尼ヶ淵からの登坂路として本丸西虎口下付近に簡便な階段があります。

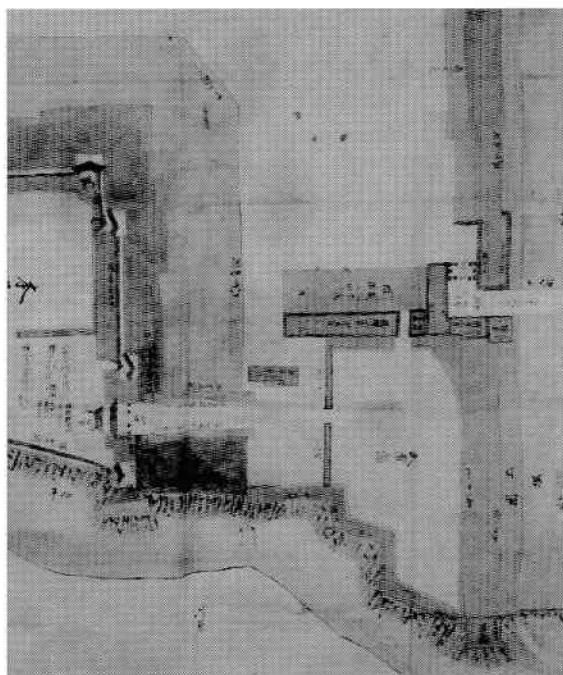
本来、上田城の正面性は東虎口にあり、また上田駅からの歩行動線においてもここが主たる導入口と位置付けられるため、今後の駐車場整備等では二の丸東虎口への主動線を考慮して設置する必要があります。また、車椅子対応の駐車帯は市立博物館付近に計画する多機能便所・管理人室に近接して設けるのが適当と考えられます。

・二の丸橋

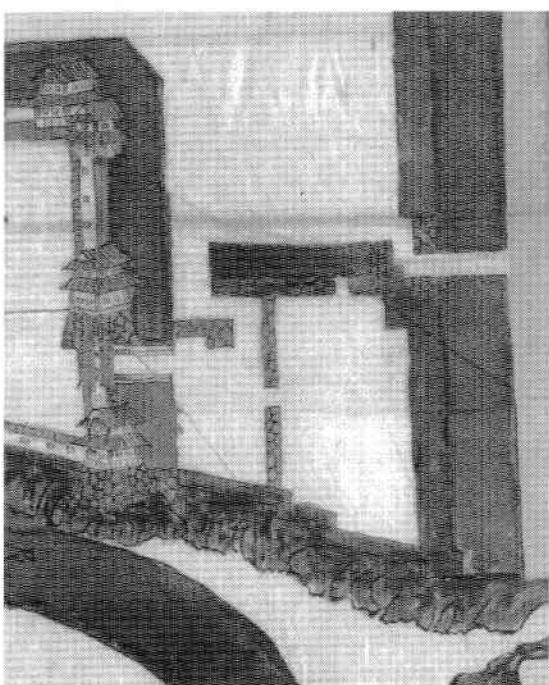
二の丸東虎口・武者溜り周辺に関する絵図史料



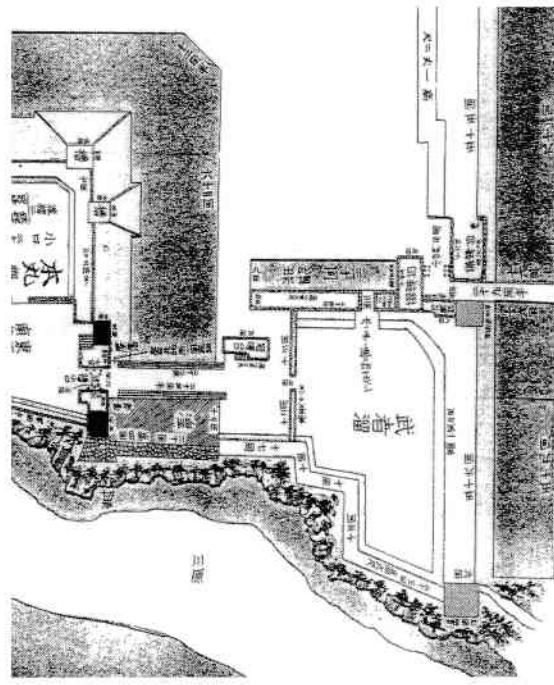
元禄仙石氏在城時の絵図



享保 14 年『信州小縣郡上田城本丸二曲輪図』



享保 19 年～延享 3 年頃の絵図



「城内絵図」松平神社文書

現状の二の丸橋は、昭和初期に二の丸堀に敷設された旧上田温泉電軌に伴って設けられたものですが、長く親しまれてきたものであり、その意匠においても特段の違和感を与えるものではないので当面現状を維持します。

・城内の通路

城内の通路整備として、主な整備範囲となる武者溜り周辺のほか、石垣の整備が行

われている二の丸北虎口からの通路線形を虎口形状に則したものに改めます。

また、歩道の仕上げとして、現状のクレイ系舗装に対し、降雨時の泥ねい化や車椅子等への難が問題となっています。その対策として主な歩行範囲では景観と歩行性に配慮した舗装を施工します。

舗装範囲	二の丸堀下（けやき並木）散策路、本丸堀外周園路、市立博物館周辺、東虎口・北虎口・東虎口周辺から本丸外周園路までの間、本丸内東虎口から西虎口までの間
------	---

舗装材については、景観や維持費等に配慮した仕様とし、今後有望な舗装材数種を用い、テストピースを用いた試験施工などを経て最終的に仕様を選定します。

武者溜りは石垣で囲まれ、西の本丸方向と北の三十間堀方向にそれぞれ一か所開口部があります。『城内絵図』（年代不詳・松平神社文書）では本丸方向の開口に「三間」、三十間堀方向の開口は「二間 水ノ手ノ通ニ切ルベシ」と記しています。堀方向の開口は武者溜りの排水を堀へ流す水吐きと考えられています。

整備では、本来の動線形状として本丸方向の三間の開口のみ通路として利用します。

4 景観・修景計画

(1) 植栽の現状（117頁・第6図）

全体的に落葉樹を主体とする公園植栽地として良好に維持管理・育成されており、「上田城千本桜まつり」をはじめ紅葉イベントなどでも賑わう公園緑地として広く親しまれ、上田市の重要な観光拠点ともなっています。

主体となる公園樹木は全体に調和がとれたものとなっていますが、局部的な密植箇所などもみられます。

また、将来整備構想に向けては長期的な視点に立って、城郭の表現との調和を図っていくことが求められます。以下に、史跡範囲内の区域ごとの概況についてまとめます。

ア 本丸

- ・カエデ、ウメ（シラカガ）、カシ、ソメイヨシノなどの在来種の落葉広葉樹を主体とするまばらな林として維持管理されています。
- ・眞田神社参道はソメイヨシノによる並木です。
- ・その南側はスギの高木が林立します。このスギは明治28年の松平神社の図に描かれる針葉樹や明治末期の絵葉書にあるスギと同じ位置にあり、近世には既に植栽されていたものと考えられます。

イ 本丸堀

- ・上田城跡のサクラを代表するソメイヨシノを主体としたサクラの景観領域となっています。
- ・サクラの品種としてはソメイヨシノの他、エドヒガン、ヒガンザクラ、シダレザクラ、ヨウコウ、ヤマザクラが見られます。
- ・高木の根茎が土壘の遺構へ進入することや、今後、斜面にある高木の倒壊に伴う遺構破壊、土壘整備に伴う樹木の取り扱いなどが問題となります。

- ・植栽から約100年経過していることを踏まえ、本丸の歴史的景観として良好に維持管理していくことが課題となります。

ウ 二の丸（市立博物館周辺）

- ・池を配し、和風庭園として整えられています。
- ・アカマツ、クロマツ、ヒマラヤスギなどの高木やツツジ類、ツゲなどの低木が仕立てられています。
- ・二の丸橋から本丸までの園路沿いはシダレクワの並木となっています。
- ・市立博物館北側の庭球場の一角にカシの高木が林立しています。

エ 二の丸（市民会館周辺）

- ・市民会館の東側、土壘跡にあたる範囲にモミが列植されています。

オ 二の丸（上田招魂社周辺）

- ・ソメイヨシノ、イチョウ、カエデ等が散在しています。
- ・北虎口からの園路沿いにイチイ、イチョウが列植されています。
- ・既存施設を取り囲むようにスギが林立しています。
- ・北側土壘の南斜面にはサワラ、ニセアカシアなどが主体として植えられています。
- ・陸上競技場側の北斜面にはソメイヨシノが植えられています。

カ 二の丸 西虎口周辺

- ・西虎口の南側は花木園として整備され、外周にはソメイヨシノが列植されています。
- ・西虎口正面は植栽地であり、クロマツ、アカマツ、イチョウ等の多様な高木が植えられています。
- ・北側は樹林地となり、ソメイヨシノのほか、トウカエデ、キンモクセイ、モクレン、モミジ等の植栽種を主体としています。

キ 二の丸堀

- ・二の丸堀の西斜面は良く生長したケヤキ並木となり、散策路として位置付けられています。
- ・対する東斜面にはソメイヨシノなどが列植されています。

ク 尼ヶ淵斜面

- ・崖面下斜面の一部にサワラ、ケヤキ等が生長しています

(2) 植栽管理の基本方針（112頁・第3図/117頁・第6図）

上田城跡の整備では、将来に継承する在り方として、学術的な実証に基づく城郭構造を顕在化させる整備を目指すとともに、市民の憩いや文化活動の場として、また観光拠点としての活用を目標としています。今後継続する取組みの中で歴史的な風致を良好に維持するとともに、城郭構造の顕在化と調和したものにすることが重要となります。ここに、現状植栽の管理や更新に向けた基本方針として以下の事項を掲げます。

ア 城郭の石垣や建物跡などの構造物や土壘などの土木的遺構の保存に悪影響を及ぼさないものとします。

イ 良好に維持継承されてきた本丸跡への景観や尼ヶ淵下からの景観等を再認識し、眺望確保や修景の観点から維持管理・更新をします。

ウ 利用者や構造物等に対する防災の観点から安全確保に努めます。

エ 既存の植栽を生かしつつ、新たな植栽にあたっては地域の風土や歴史性に根ざした植物種を選定し、良好な風致の向上に努めます。

(3) 目標とする景観

上田城跡の城郭構造を表現する景観として、「二の丸から本丸への景観」、また「尼ヶ淵からの景観」があげられます。本丸への景観は、上田城跡の城郭構造を顕在化するために重要な事項であり、この領域は後世に付加された要素である樹木を段階的に低減しつつ、長期的な取組みの中で史跡景観を形成していく方針とします。また、尼ヶ淵からの景観は現状で良好なものといえますが、崖面の一部にある高木は遺構保護と景観保全の観点から注視していく必要があります。また、尼ヶ淵の広場に植栽された樹木はその生長に伴って景観確保の観点から適切な管理が必要となります。

二の丸の景観については、都市公園としての性格にも配慮し、北範囲は広がりのある空間を生かした緑地として、サクラを含む景観樹木を計画的に植栽します。この範囲には、戊辰戦争以来の戦没者を祀る上田招魂社が所在しています。ここは廢城以降の経緯を伝える領域と捉え、また上田城跡の景観として、構造物をあまり顕著なものとしないための緩衝植栽の意味合いも兼ねた緑地とします。植栽は余りに異質なものとならない範囲で、比較的密度の高いものとし、近年上田城跡で広く親しまれているサクラ、マツなど、風土に根ざした在来種を用います。

二の丸東範囲では、短期整備で行う武者溜りの整備や本丸への景観確保のため、現状の景観樹木等を個別に評価して、支障となるものは整枝や伐採を検討します。

二の丸西範囲は現在花木園となっていますが、将来整備構想を見据えて城域の景観に調和したものへと移行していきます。

以上に景観に関する主な事項について述べましたが、範囲ごとの考え方については第13表にまとめました。

5 三の丸・城下町の歴史を生かしたまちづくり（119頁・第7図）

上田城三の丸や城下のまちづくりについては、『史跡上田城跡整備基本計画書』（平成2年度）において、城下町の変遷や現状分析を踏まえて「歴史的環境整備及びまちづくりの課題」を検討し、「歴史の散歩道の整備計画」を立案しています。その計画を受けて「歴史の散歩道」が整備され、町並みや旧北国街道を巡る歩行動線の整備、また、旧町名案内表示等が行われています。

ここでは、今回改訂した上田城跡の短期整備計画で重視した正面性をさらに明確なものとともに、今後の歴史を生かしたまちづくりの中心軸とすべく、「大手通り」の街路整備と町並み整備を計画します。

(1) 現状

江戸期から幕末の上田城三の丸や城下町の様相については、元禄15年(1702)の「上田城下絵図写」(110頁) や幕末を基準とした「上田城下町復元図」(111頁) が参考になります。

幕末の頃を概観すると、尼ヶ淵の断崖を南辺とし、東辺に三の丸堀を設け、また東から流れる蛭沢川と矢出沢川を利用して北辺から西辺を区画するように流路を作っています。

北国街道は東からかぎ折れとなって三の丸追手口に至り、北に折れて北辺を迂回します。

三の丸では東から二の丸東虎口に向かって大手通り（「追手」）が延び、その東端には柵形があります。大手通りの南は藩主居館を中心に石高の高い武家屋敷があり、北は「作事場（中屋敷）」を中心に武家屋敷・足軽長屋などが配されます。その外周には町屋が広がり、東辺の外には社寺が多

植栽の維持管理・整備方針

将来整備構想におけるゾーニング		現状植栽の概況	維持管理・整備方針
本丸	<ul style="list-style-type: none"> 上田城の中心領域として、歴史を体験する広場とする 上田城を象徴する復元空間 城の遺構や歴史的な情景に最も強く触れ合う 	<ul style="list-style-type: none"> 在来種の落葉広葉樹による疎林 眞田神社参道サクラ並木 スギ高木 	<ul style="list-style-type: none"> 本丸内の遺構表現との整合を個別に検討して維持・整理 本丸の広がりと櫓・土塀で囲まれる景観を重視 歴史性のある樹木の維持管理
本丸堀	<ul style="list-style-type: none"> 本丸への景観領域 	<ul style="list-style-type: none"> 堀の水面とサクラを主体とする樹林地からなる緑地 	<ul style="list-style-type: none"> 当面現状を維持しつつ、段階的に樹木を低減 遺構への影響と本丸への景観を考慮した維持管理 短期的に土塁整備に伴って一部伐採
二の丸 (東範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 武者溜りの空間体験と多様な活用の場 	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館側 モミ列植 	<ul style="list-style-type: none"> 武者溜りの整備計画との整合 新規に緑陰樹木を植栽
	<ul style="list-style-type: none"> 本丸を眺め、城の領域を感じる場 	<ul style="list-style-type: none"> 博物館前 庭園を模した緑地 	<ul style="list-style-type: none"> 本丸への視界確保のため、個別に維持・整理を検討 縄張りの広がりの表現と修景
二の丸 (北範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのある空間を活かした緑地 上田城の歴史と経緯を伝える場 	<ul style="list-style-type: none"> 落葉樹主体の植栽 土塁斜面樹林 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的高い密度の緑地空間として整備 構造物への緩衝植栽
二の丸 (西範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 城内の区画を感じる場 	<ul style="list-style-type: none"> 花木園 植栽地 	<ul style="list-style-type: none"> 現状植栽は土塁や西虎口からなる空間特性に則したものへ移行
東虎口	<ul style="list-style-type: none"> 虎口構造によって、城域を強く実感する所 	<ul style="list-style-type: none"> 西虎口周辺に高木を含む植栽 	—
北虎口			—
西虎口			<ul style="list-style-type: none"> 西虎口周辺の整備計画との整合
百間堀 ・ 広 堀	<ul style="list-style-type: none"> 城郭の要害を表現する場 水域を生かした憩いの場 	<ul style="list-style-type: none"> 競技場周辺に若干植栽 	<ul style="list-style-type: none"> 新規修景植栽
二の丸堀	<ul style="list-style-type: none"> 堀底の散策路 	<ul style="list-style-type: none"> ケヤキ並木、サクラ並木 	<ul style="list-style-type: none"> ケヤキ並木、サクラ並木の維持管理 高木、高齢木の安全管理
尼ヶ淵段丘	<ul style="list-style-type: none"> 段丘地形を利用した要害地形 崖面下からの秀逸な景観を重視 	<ul style="list-style-type: none"> 一部サワラ、ケヤキ 	<ul style="list-style-type: none"> 上田城や市街の成り立ちに関わる地形を景観として残す
尼ヶ淵広場	<ul style="list-style-type: none"> 城下の市街と城との接点 	—	<ul style="list-style-type: none"> 斜面への影響評価による検討 南側からの景観確保
小泉曲輪	<ul style="list-style-type: none"> 空間を生かした活用の場 	—	—

数置かれています。

幕末以降、明治から大正期にかけて上州街道、北国街道沿いに市街地が形成され、昭和に至って

国道や都市計画道路の整備なども行われ、市街地が拡大し、三の丸や城下の様相が変容してきています。しかしながら、大手通りの形や町割り、また矢出沢川、蛭沢川に江戸期の骨格が残り、さらに街道沿いの町並みや社寺に歴史的な風情を伝えています。

現状で見られる歴史的な要素として以下があげられます。

- ア 藩主居館跡 現上田高校、東辺と北辺の一部の堀、表門、土壙等が現存します。
- イ 作事場（中屋敷）跡 現清明小学校、方形の区画や堀跡の形状を土地の形として残します。
- ウ 大手通り 桁形や路線形状が踏襲され、現在も二の丸東虎口に至る主動線となっています。
- エ 城下の町並み 旧北国街道・旧上州街道沿いや西辺の坂下に歴史的建築物を残す町並みが見られます。特に、常田・柳町の町並みは高く評価されています。
- オ 社寺 城域の外周に置かれた寺院や神社、またそれらの参道が残っています。
- カ 近代建築 大手通りや街道沿いにみられる近代建築も町並みをつくるものとなっています。

(2) まちづくりの方針

『史跡上田城跡整備基本計画書』（平成2年度）において、「歴史的環境整備およびまちづくりの課題」また、基本方針として策定された事項を踏襲しつつ、大手通りの整備を重視する観点を加えて改めて方針を掲げます。

ア 三の丸と城下の歴史が感じられるまちづくり

- ・立地環境が感じられる景観の確保

北の太郎山・虚空蔵山・東太郎山、北東の湯の丸高原の山容、また、南の千曲川・尼ヶ淵の崖面は上田城の選地に関わる自然条件であるとともに、秀麗で豊かな景観を与えています。市街化が進む現状にあって、山容を望むことができる道筋などは貴重なものとなりつつあります。現状で川や山への良好な眺望地点を保全し、積極的に位置付けていきます。

- ・三の丸・城下の構造の表現

旧北国街道・旧上州街道、また、矢出沢川・蛭沢川は当時の骨格を伝えています。また大手通りを中心軸とした道筋や藩主居館跡（現上田高校）、作事場跡（現清明小学校）に見るよう、三の丸の地割り・町割りの概形が踏襲されています。これらのことを見れる人や住む人々が実感できるように、例えば道路の修景舗装や表示施設の整備、あるいはわかりやすい教材を用いた歴史学習等、ハードとソフトの多面的な手法による普及啓発に努めます。

イ 歴史的要素の保全と活用

- ・町並みの保全

旧北国街道沿いに残る「常田の町並み」と「柳町の町並み」、また、上田城の西辺にある「坂下の町並み」は「歴史の散歩道」に位置付けられています。さらに旧上州街道沿いの「川原柳の町並み」や多くの社寺、また、点在する歴史的な建築物が上田城下の景観要素となります。さらに、近代の建築物の中でも上田の町並み景観に資するものも多くあります。

今後、これらの建築物を良好に保全するとともに、町並み景観の整備を市民参加・協働によって推進します。例えば、歴史的建築物の登録制度や街路整備事業、また、景観

条例に基づく整備事業の活用等を検討します。

・上田城に関連する遺構の調査と保存整備

市指定文化財となっている「上田藩主居館表門及び土壙・濠・土塁」は今後とも良好に保存整備を行います。さらに、現上田高校となっている藩主居館と関連施設跡の範囲や現清明小学校である作事場跡等、三の丸の遺構は積極的に調査を行い、これを保護するとともに将来的に整備を検討します。

保存管理計画では城域における調査と現状変更の取り扱い、整備活用の方針等を定めました。

ウ 大手通りの整備

大手通りは三の丸の中心軸であり、上田駅から二の丸東虎口に至る主要な観光動線ともなります。その東端には枠形が残り、歴史を伝える表示施設やシダレグワの並木が整備されています。しかし、江戸期の情景を感じさせるものは希薄といえます。

今後、大手通りの歴史的な検証に基づく景観整備を積極的に行うことにより、三の丸と城下の町並み景観整備の推進に資する方針とします。

・街路整備

絵図・古写真等の調査や発掘調査を前提に、当時の幅員の表現や歩道・車道の在り方、また、街路施設のあり方や情景を表現する施設の整備等について検討します。さらに、快適な歩行空間の創出を目的とした計画を検討します。

・町並み整備

大手通りと二の丸通りの町並みは上田城の景観形成において重要な要素となります。江戸時代の武家屋敷を再現することは現実的ではありませんが、例えばファサードの修景やわずかに残る近世建築物の整備活用は可能と思われます。



元禄 15 年 (1702) 上田城下絵図写



上田城下町復元図（長野県地名研究所作成）

第3図 段階的な植栽管理のイメージ

○現 状

本丸土壘や堀外斜面はサクラやスギが多い緑地となっている。

本丸への眺望が損なわれている。



○短期・中期

本丸土壘の整備や、景観確保に伴って、支障となる樹木を整理伐採

本丸土壘・堀外斜面には新規植栽は行わず、残る樹木を維持する

二の丸北範囲に新規植栽

将来整備を見据えて計画的な整理に着手



○長 期

本丸土壘・堀外斜面の樹木は、寿命の尽きたものや、傾倒したものを・次伐採・撤去

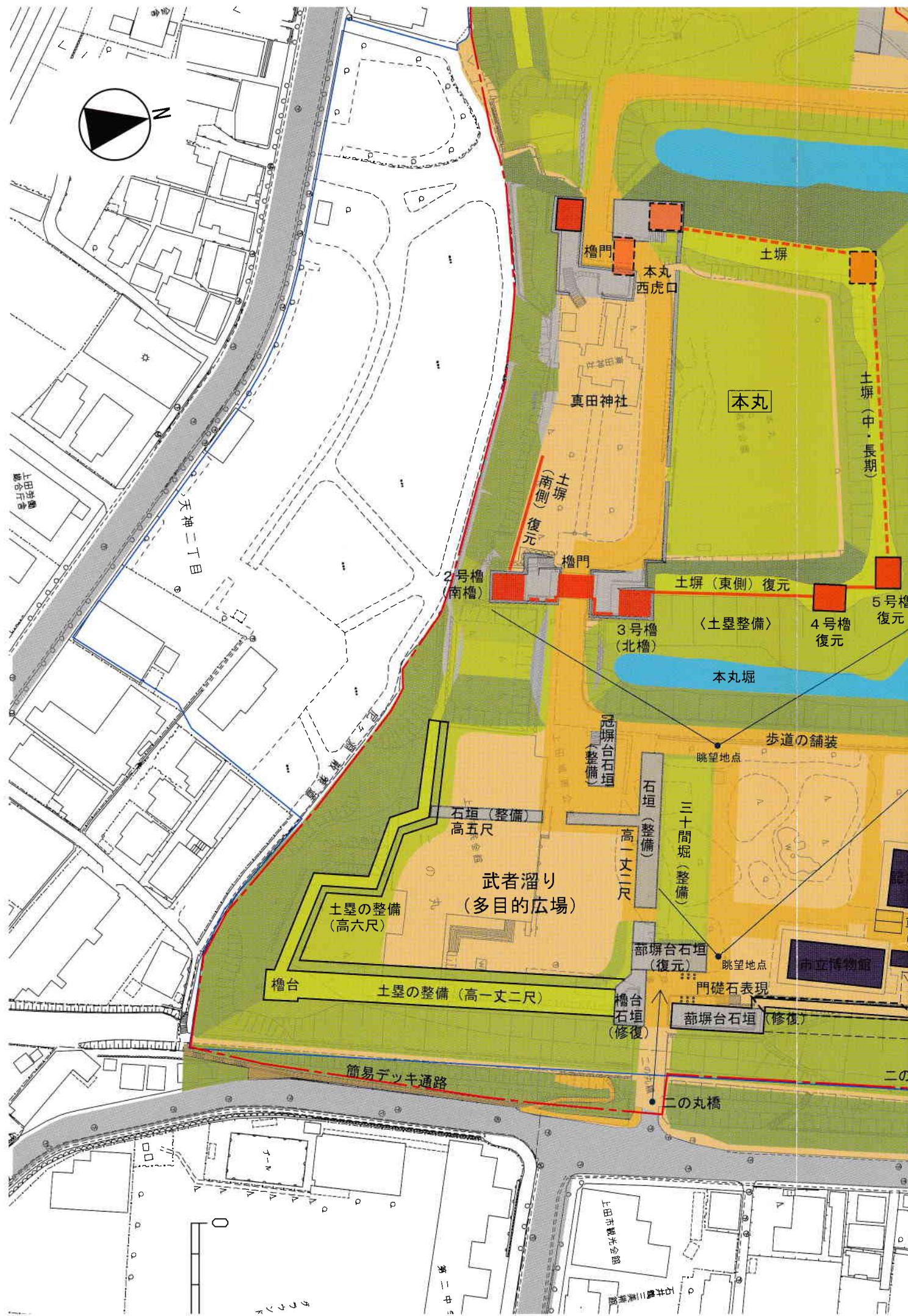
本丸への眺望が優れたものとなる

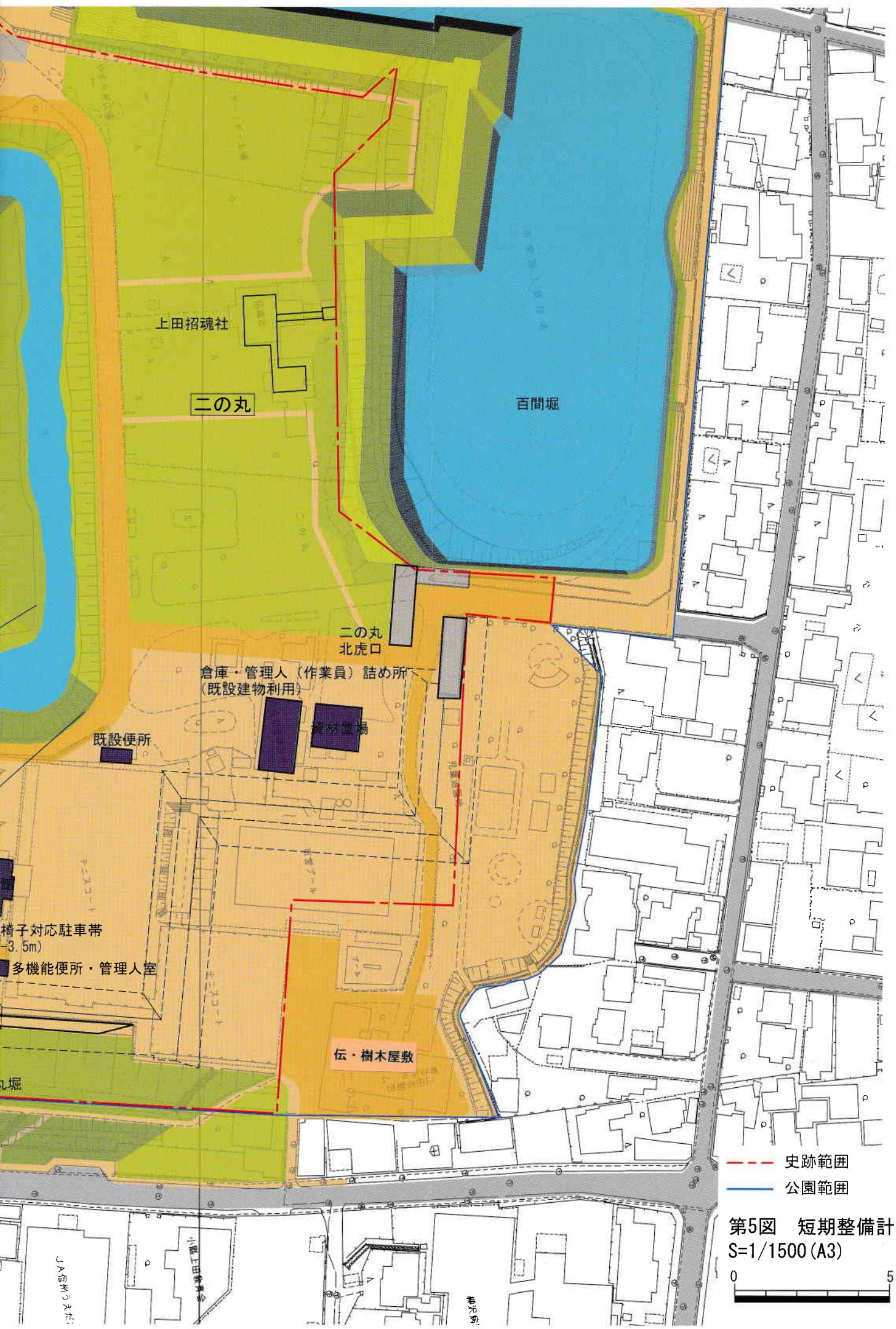
二の丸北範囲の樹木が生長し、緑地空間が創出される









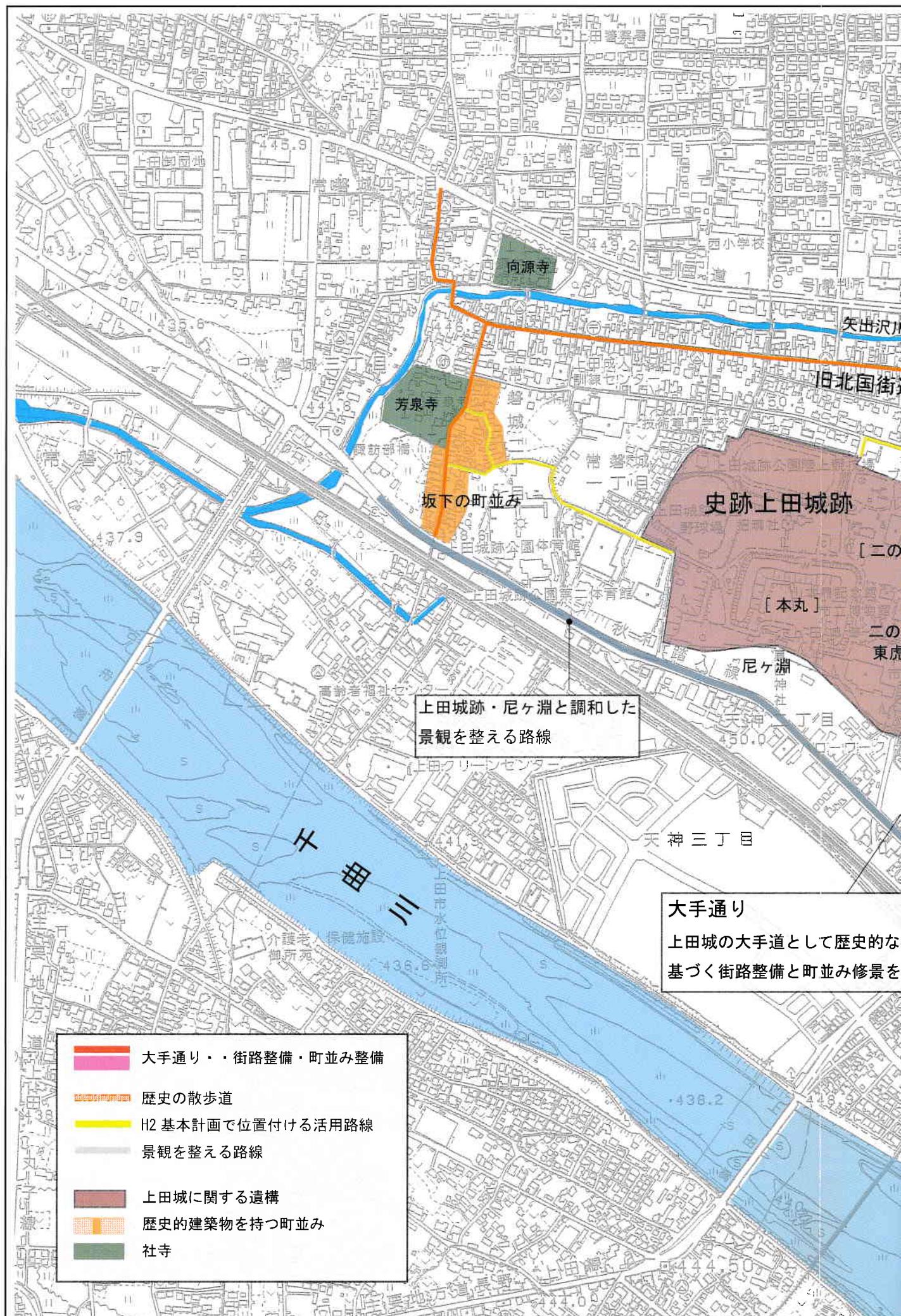


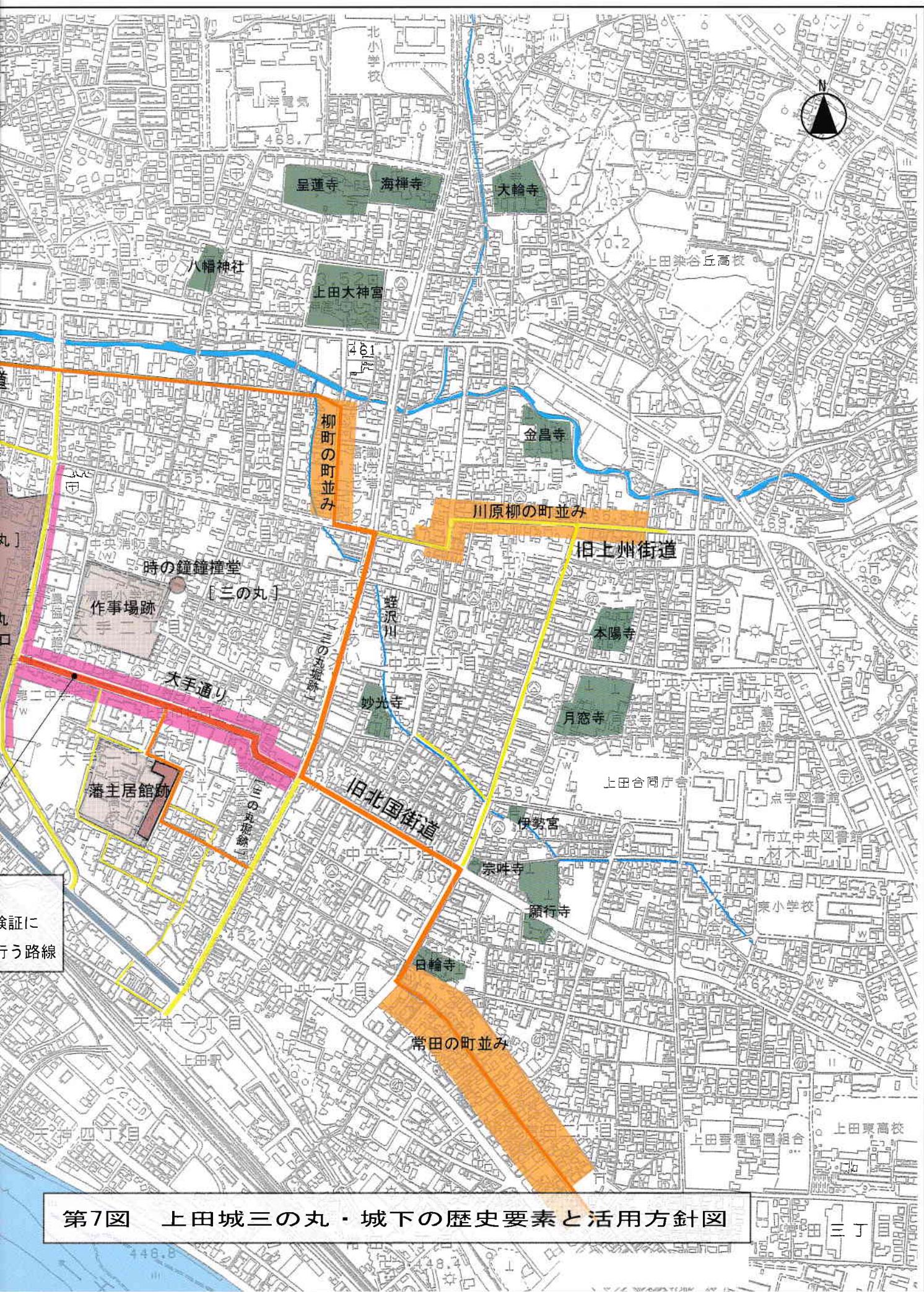




第6図 植栽管理方針ゾーニング図
S=1/2000 (A3)

0 50m





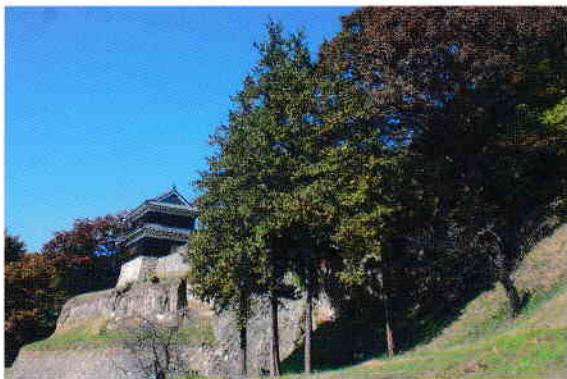
第7図 上田城三の丸・城下の歴史要素と活用方針図

資 料 編

〈写真図版 14〉 史跡内の現在の植生（平成 23 年）



老齢のソメイヨシノ



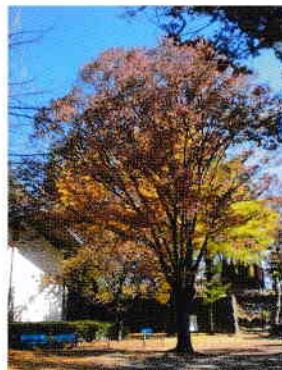
老齢のスギ



アカマツ



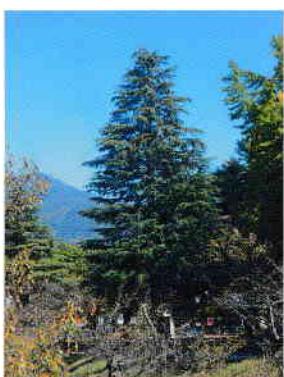
イチョウ



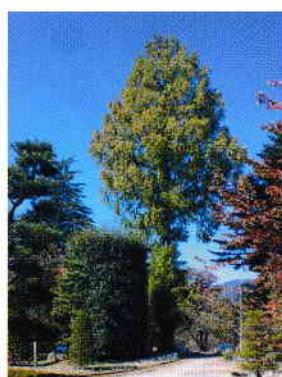
ケヤキ



シラカシ



ヒマラヤスギ



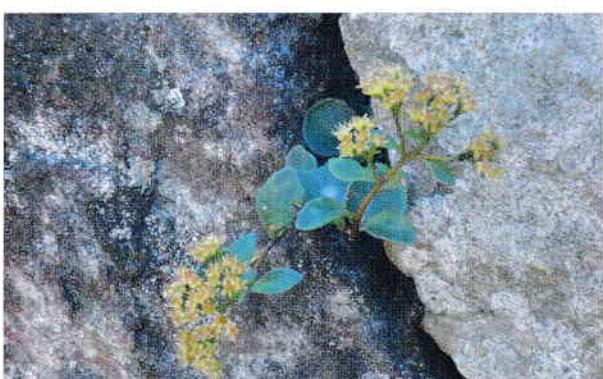
メタセコイヤ



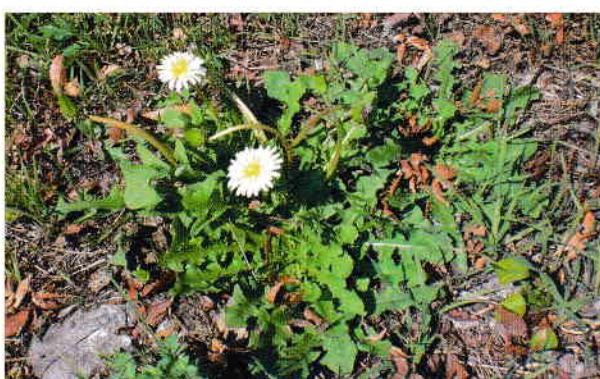
ムクロジ



シダレグワ



チチッパベンケイ

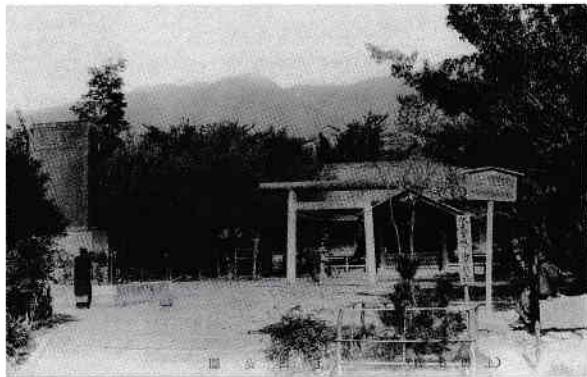


シロバナタンポポ

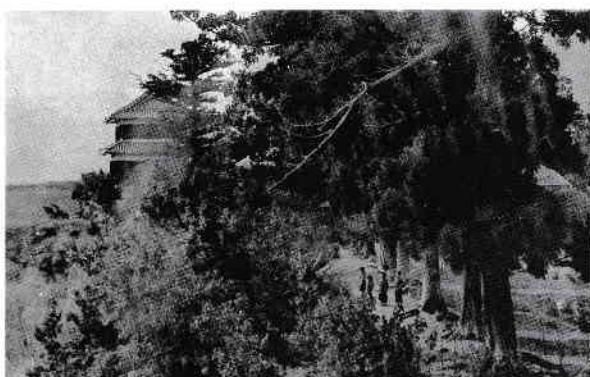
〈写真図版 15〉 近世から近代の植生を表す資料



明治 10 年頃の本丸



明治 40 年頃の本丸・上の台



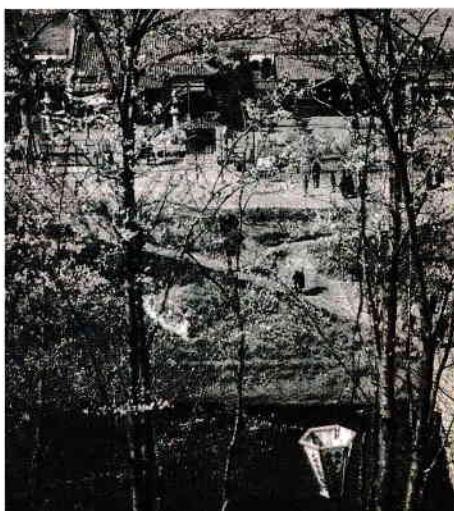
明治 40 年頃の本丸・下の段



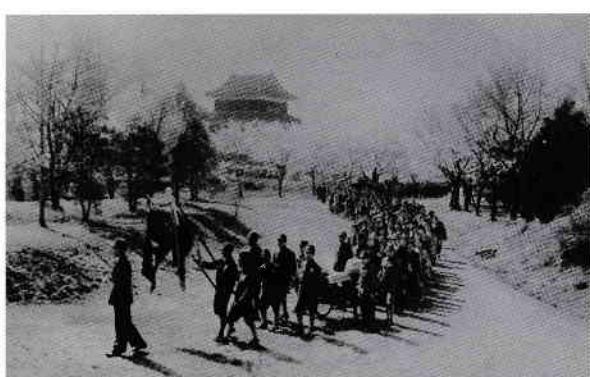
大正 10 年頃の本丸西虎口



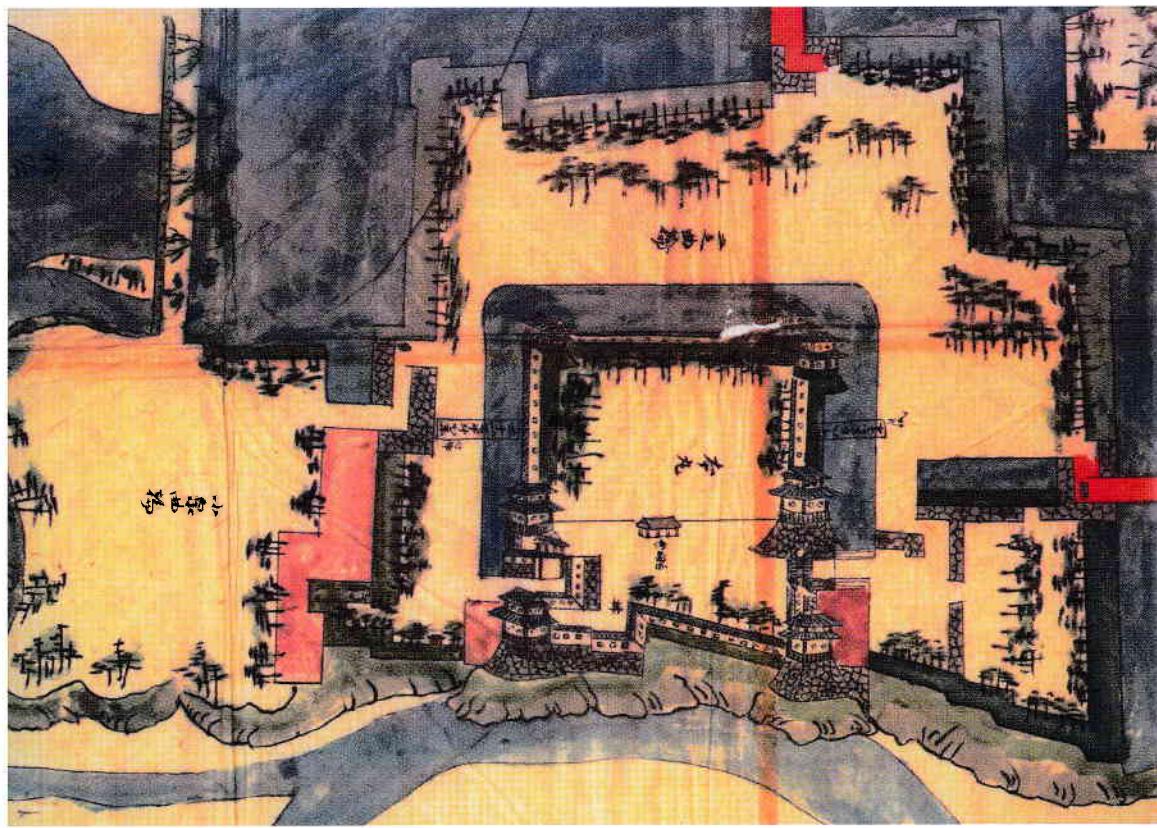
昭和初年頃か



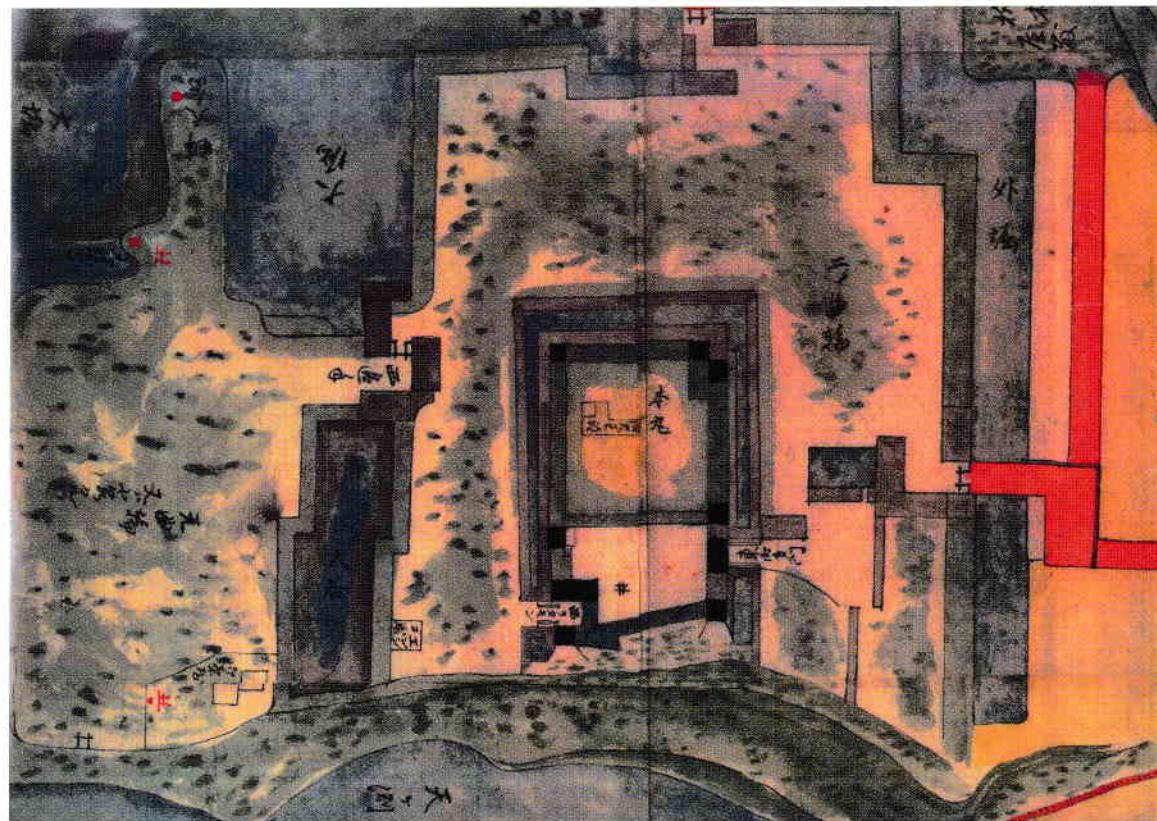
昭和 3 年本丸北部から招魂社を望む



昭和 15 年の二の丸西虎口周辺



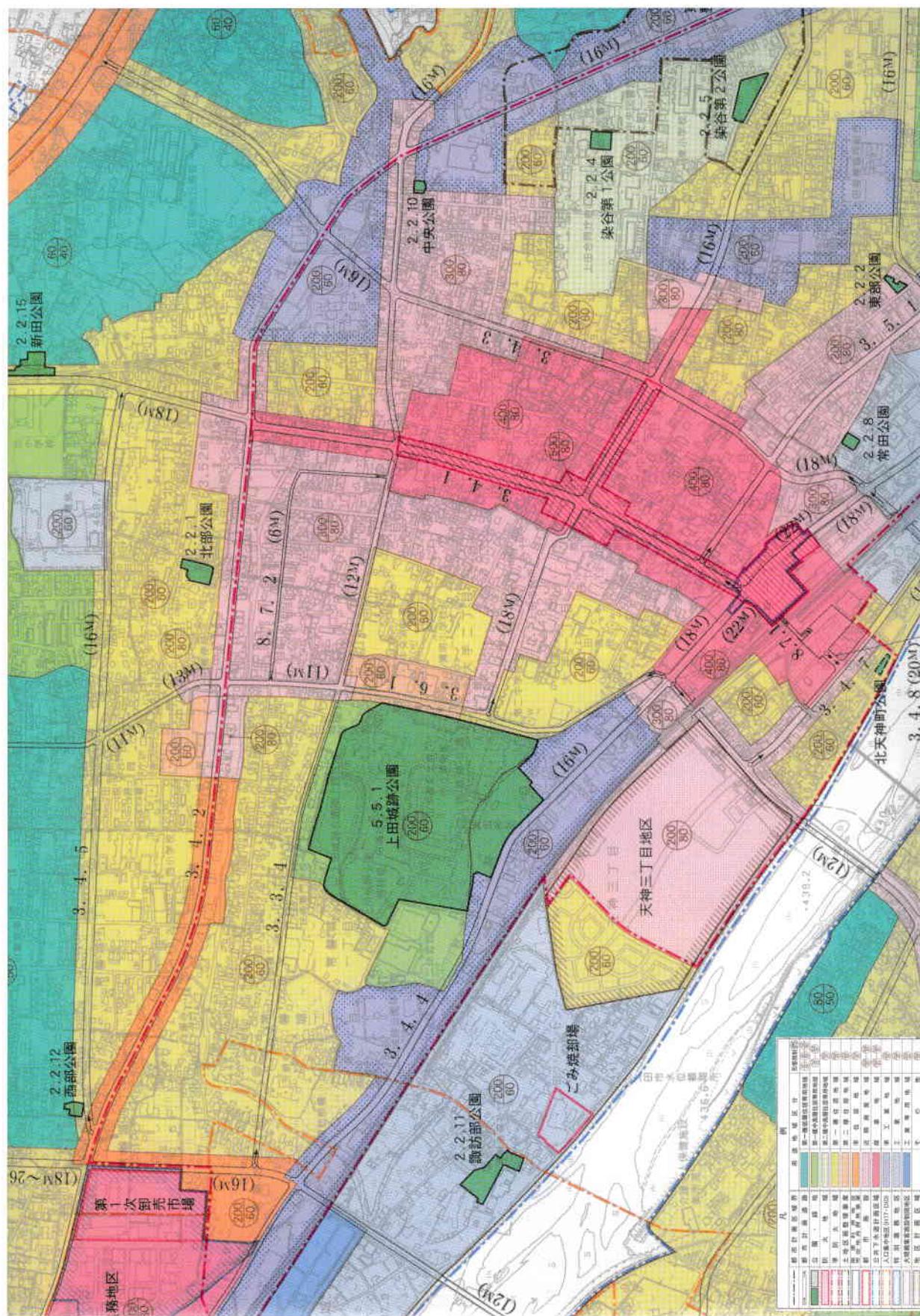
宝永3（1706）年～享保20（1735）年頃の絵図の写し（花月文庫郷土資料附図3）

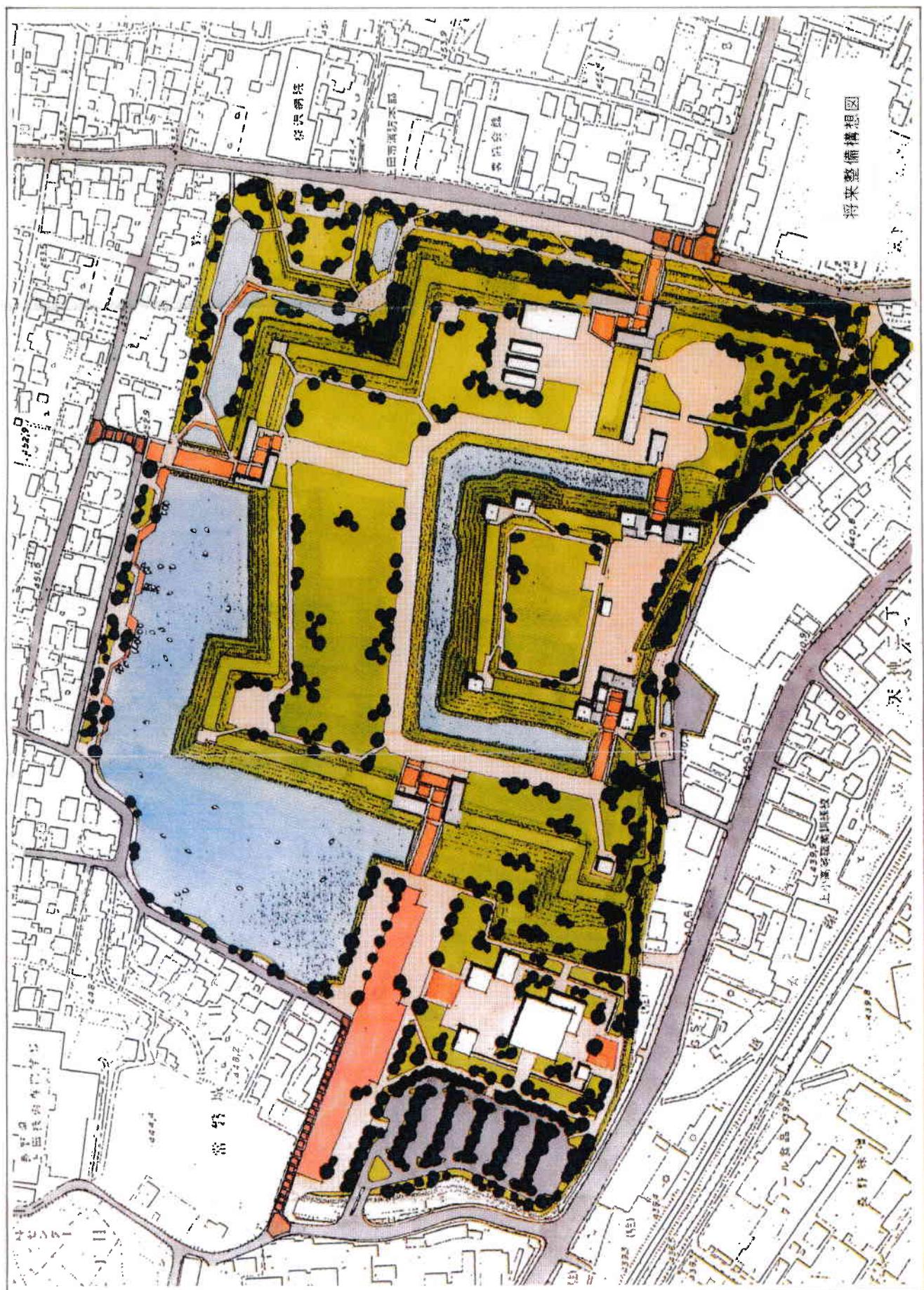


寛永年間（1624～1645）頃の絵図の写し（花月文庫郷土資料附図1）

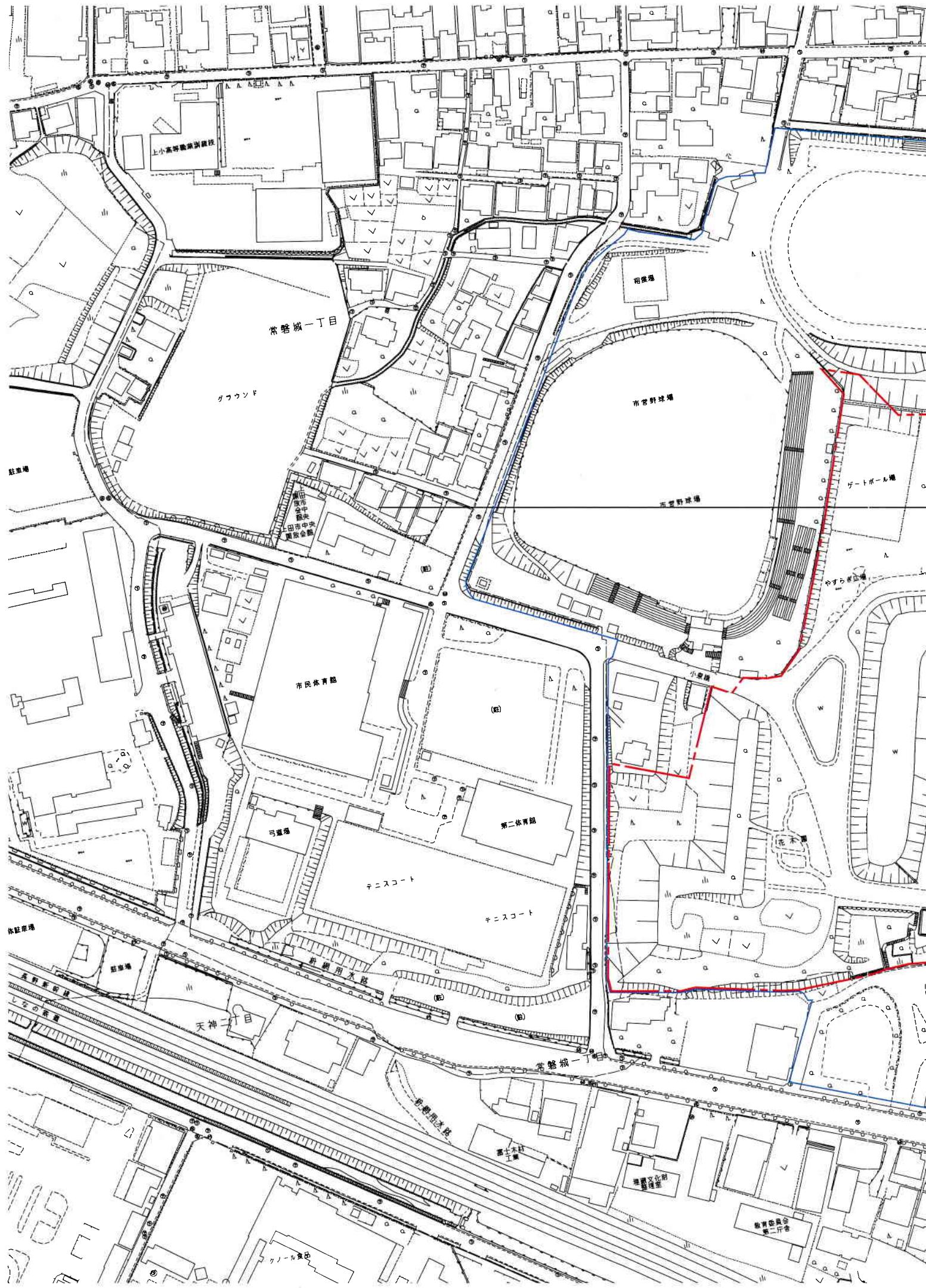
第8図 上田城跡周辺の都市計画図

(「上田・丸子都市計画図 上田市役所 平成23年3月」を一部抜粋)

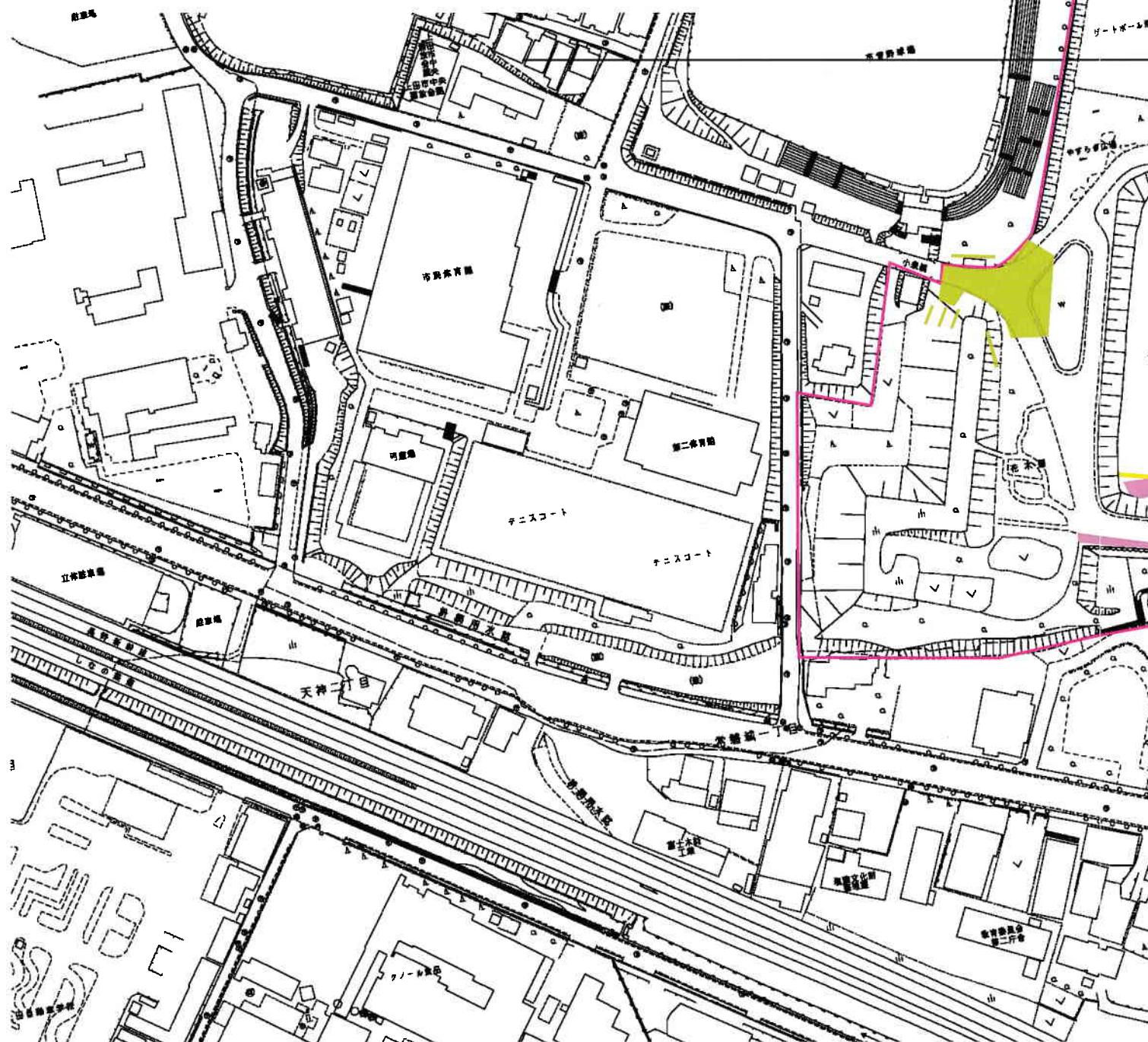
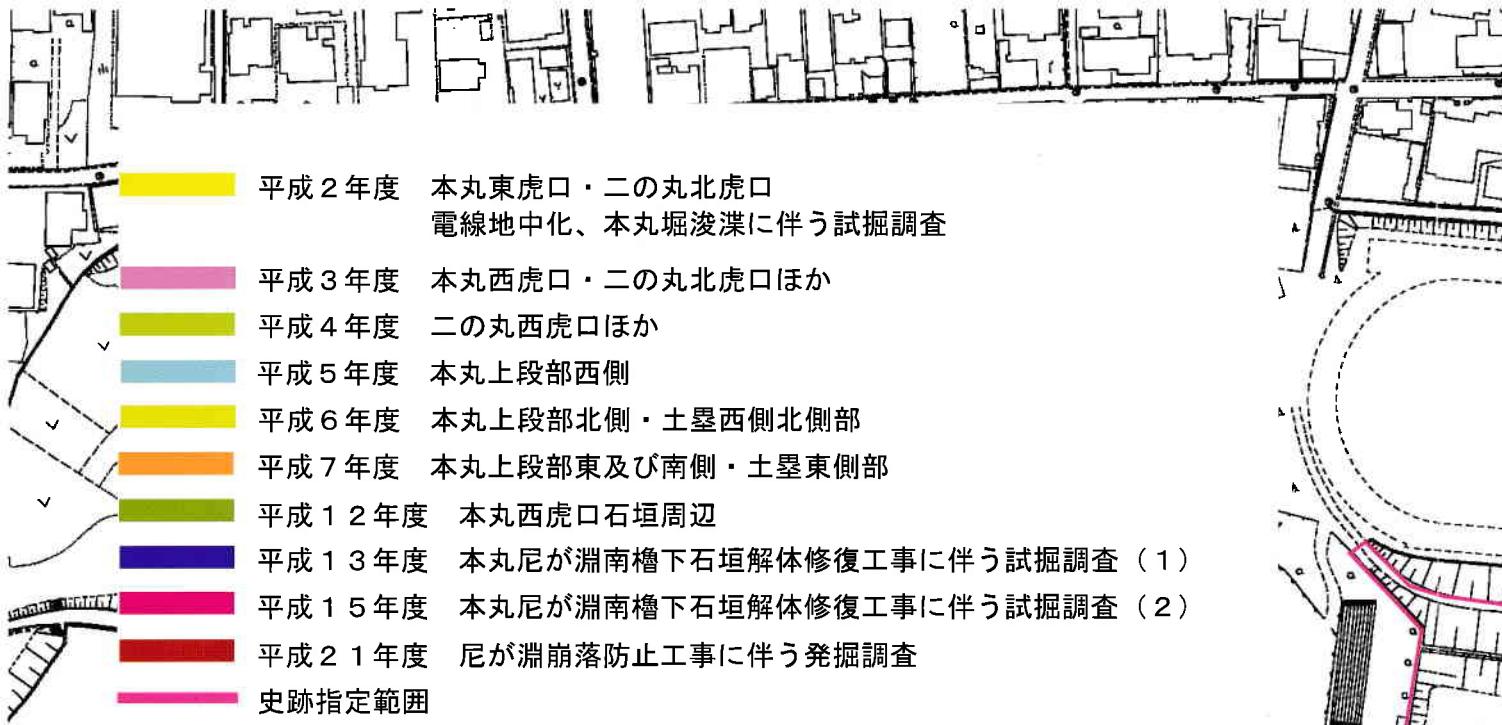


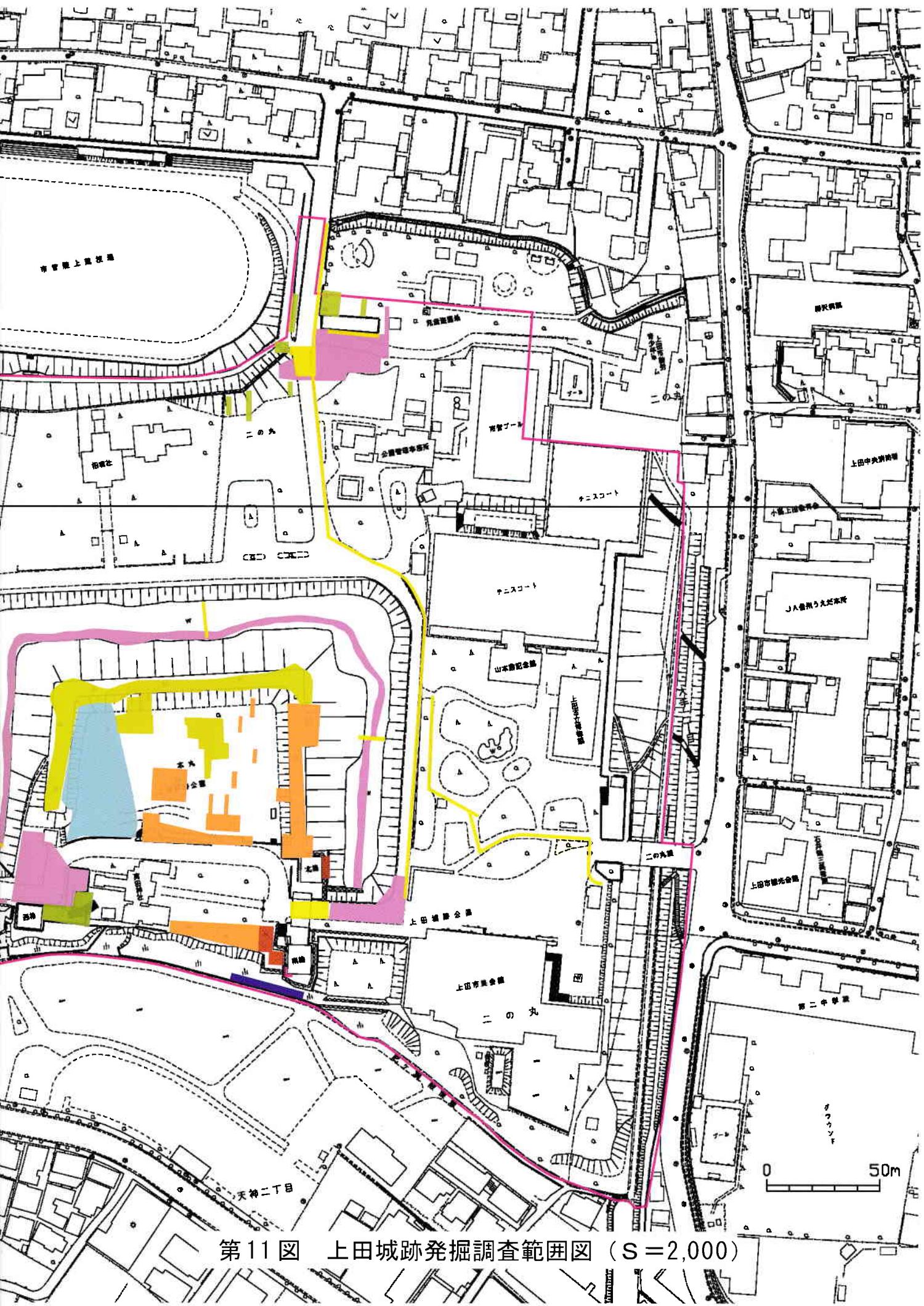


第9図 将来整備構想図〈平成2年度策定の整備基本計画のもの〉









第11図 上田城跡発掘調査範囲図 (S=2,000)

〈資料1〉過去の整備計画立案の経過

上田市は整備基本計画の策定以前から、上田城跡（上田城跡公園）の整備に向けて、さまざまな形で取り組んできました。まず昭和51年度に観光課が事務局となり「上田城跡環境整備委員会」を組織して調査研究報告書をまとめました。内容は上田市長期基本構想に基づき、上田城跡公園の整備について調査研究を行ったもので、史跡の保存と復元、都市公園機能の充実、諸建築物の整理、史跡内の環境の向上、管理の一元化等について検討がされました。

次いで企画調整課が主体となり、「上田城跡公園整備方針」（昭和56年度）が策定されました。この際には三櫓の改修、史跡外の施設の移転、多聞櫓（本丸虎口櫓門）の再建などが課題とされました。特に櫓の改修は重要文化財への格上げを目指したもので、また、「保存管理に関する基本方針」が示されました。この整備方針はさらに第二次（昭和61年度）として改訂され、公園全体の整備を日本的庭園とし、櫓、多聞櫓、土壘などの再建整備を進めることとしました。これらの整備方針には「城跡の庭園化」という史跡整備の観点では好ましくない要素も含まれていますが、整備基本計画に繋がる方針が設定され、上田城跡整備事業で大きな契機になりました。

第12表にそれぞれの計画・方針を比較したものを掲げました。



過去に策定された整備計画

第12-1表 各整備計画等の内容

	上田城跡公園整備方針	上田城跡公園整備方針(改訂版)
策定年度	昭和56年度(1981年度)	昭和61年度(1986年度)
作成期間	昭和55年10月～57年3月	
立案組織	上田城跡公園整備方針調整会議 行政(教育次長、商工部長、建設部長、財政部長、総務部長、社会教育課長、体育課長、観光課長、財政課長、市民会館長、都市計画課長、管材室長、企画調整課長) 学識経験者(なし)	
事務局	総務部 企画調整課	
内 容	第1章 上田城跡の概要 第1 上田城跡の沿革 第2 上田城跡の指定及び城櫓等の保存経過 第3 現況と問題点 第2章 上田城跡整備基本方針 第1 基本方針 第2 整備計画(短期・中期・長期) 第3章 保存管理に関する基本方針 第1 保存計画 第2 管理計画 参考資料(経過、名簿、図面等)	第1章 上田城跡の概要 第1 上田城跡の沿革 第2 現況と問題点 第2章 上田城跡整備基本方針 第1 基本方針 第2 整備計画(短期・中期・長期) 第3 上田城跡の指定及び城櫓等の保存経過 第3章 上田城跡公園整備方針の推進、管理体制 第1 推進計画 第2 管理体制 参考資料(図面)

史跡上田城跡整備基本計画	史跡上田城跡整備基本計画(改訂版)
平成2年度(1990年度)	平成23年度(2011年度)
	平成22年4月～24年3月
上田市上田城跡公園整備計画研究委員会 行政(助役、教育長) 学識研究者(黒坂周平、渡邊定夫、吉田博宣、平井聖、牛川喜幸、宮本長二郎)	史跡上田城跡整備実施計画検討委員会 学識研究者(渡邊定夫、浅倉有子、五味盛重、千田嘉博、平井聖、宮本長二郎、吉田博宣) 市民代表(上田市文化財保護審議会、上田・城下町活性会、上田市中央地域協議会、上田観光コンベンション協会、公募委員) オプザーバー(文化庁記念物課整備部門、長野県教育委員会文化財・生涯学習課)
教育委員会 社会教育課	◎ 教育委員会 文化振興課 都市建設部 公園緑地課 観光商工部 観光課 教育委員会 上田市立博物館
1 現状分析と課題 1. 上田城と上田城下町の沿革 2 現況調査 3 城下町の遺構調査 4 景観分析 2 整備の基本方針 1. 城跡整備の目標と方向付けの検討 2. 城跡整備の基本方針 3 城跡整備の基本計画 1. 発掘調査の位置づけ 2 歴史的環境保全のための整備計画 3 城跡区域の整備 4 城への動線沿い景観および出入口景観の整備 5 尼ヶ淵下(南側)の整備 4 歴史の散歩道の整備計画 参考資料(整備プログラム等)	1. 上田城跡整備の基本方針 (1) 上田城跡の歴史的評価 (2) 整備の目標 (3) 整備の基本方針 2 将来整備構想 3 短期的整備計画 (1) 整備の視点 (2) 城郭の表現に係る整備 (3) 景観確保 (4) 管理・便益施設の配置 (5) 記念碑等の取扱い (6) 駐車場の新設 (7) 通路整備 (8) 短期整備における動線系統 4 景観・修景計画 (1) 植栽の現状 (2) 植栽管理の基本方針 (3) 目標とする景観 5 三の丸・城下町の歴史を活かしたまちづくり (1) 現状 (2) まちづくりの方針

第 12-2 表 各整備計画等の内容

	上田城跡公園整備方針	上田城跡公園整備方針(改訂版)
短期整備目標	① 旧健康センター跡の活用 ② 堀の水質浄化 ③ 本丸の整備(民家移転と防災施設整備) ④ その他(二の丸東虎口の景観向上、散策道設置、市民会館前広場の舗装)	① 公園測量図の整備 ② 発掘調査 ③ 展示館前整備(二の丸北虎口付近) ④ 尼ヶ淵散策道の整備 ⑤ 樹木名や案内板の整備 ⑥ 「信州の花木園」の整備 ⑦ 堀のしゅんせつ ⑧ 本丸の整備(民家移転、庭園整備) ⑨ 電線埋設 ⑩ 尼ヶ淵崖の崩落防止整備 ⑪ その他(3櫓の活用・排水路整備・3櫓の重文指定)
中期整備目標	① 堀の土手保護 ② 3櫓の改修と本丸の整備 ③ 動物園の改良 ④ その他(愛の鐘の移転撤去)	① 博物館前整備(「憩の森」整備) ② 遊園地整備 ③ 動物園整備 ④ 公園管理事務所の移転整備 ⑤ 公園内の散策道整備
長期整備目標	① 城跡周辺を含めた散策道の整備 ② 民家等の移転の促進 ③ 多聞櫓の復元 ④ 7櫓の新設 ⑤ 熊舎の撤去 ⑥ 土地の公有化	① 多聞櫓の復元 ② 櫓と土塀の復元 ③ 建物の協定 ④ 城跡周辺を含めた散策道の整備 ⑤ 民家等の移転整備 ⑥ 土地の公有化と整備 ⑦ 石碑等の移転整備 ⑧ 尼ヶ淵下の土地公有化と整備(駐車場と公園)
保存管理計画	方針と管理体制についてわずかに触れて いる	なし
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・隅櫓と櫓門の復元整備や史跡景観の修景を掲げるなどその後の上田城跡整備の方向性を決定付けたものとして評価できるが各項目の内容については史跡の保存という観点から不十分な点もみられる ・保存管理に関する基本方針を定めたことに注目される 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備の前提として発掘調査を実施するという方針が明確にされ史実に忠実な整備を進めるとした点で評価できる ・一方で都市公園として市民の憩いの場としての整備の必要性も認めこれらの両立を目指した ・整備の方向性の中には史跡としてふさわしくないものもある ・保存管理についてはふれていない

史跡上田城跡整備基本計画	史跡上田城跡整備基本計画(改訂版)
① 保存管理計画の策定 ② 本丸及び虎口の発掘調査 ③ 本丸東西虎口・二の丸北虎口の整備 ④ 堀のしゅんせつ ⑤ 民家の移転 ⑥ 本丸東虎口櫓門の復元 ⑦ 本丸郭内の整備	① 市民会館、山本鼎記念館等の移転 ② 二の丸東虎口、三十間堀、武者溜り等復元 ③ 七ッ櫓復元(一部) ④ 尼ヶ淵崩落防止対策
① 市民会館、山本鼎記念館等の移転 ② 二の丸東虎口、三十間堀、武者溜り等復元 ③ 七ッ櫓復元(一部) ④ 尼ヶ淵崩落防止対策	① 体育施設等移転 ② 二の丸西虎口整備 ③ 二の丸郭、堀等の復元整備 ④ 七ッ櫓、本丸西虎口櫓門復元
① 体育施設等移転 ② 二の丸西虎口整備 ③ 二の丸郭、堀等の復元整備 ④ 七ッ櫓、本丸西虎口櫓門復元 ⑤ 尼ヶ淵崩落防止対策	
なし	「史跡上田城跡保存管理計画」をあわせて策定
<ul style="list-style-type: none"> ・整備を進めるため市民会館や体育施設等の移転に初めて言及し将来整備構想図が作成され上田城跡の整備イメージを確立させた ・短期目標に保存管理計画の策定を盛り込んだが達成できなかった ・都市公園の立場からの整備方針がなく植栽計画にもふれられていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会館の移転が具体化したことから前計画で中期整備目標とした項目について新たに短期整備目標として設定し事業を進めていくこととした

〈資料2〉現状変更行為の履歴

第13表に昭和30年以降に史跡上田城跡で行われた現状変更行為の一覧を掲げました。これまで、上田城跡においても事業の公益性を踏まえ、やむを得ず遺構を改変するということがありました。特に外灯や案内表示の設置等の事例が多く見られます。史跡の保護に係る石垣や堀などの整備の際にも届出は必要であり、今後も法令に沿って適切に事務処理を進めます。

なお、文化財保護法施行令第5条4に規定された次に掲げる項目については、当該市の教育委員会が許可事務を行うことになっています。

〈文化財保護法施行令〉

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行なわれる場合、同号チに掲げる現状変更を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

1 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行なわれるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

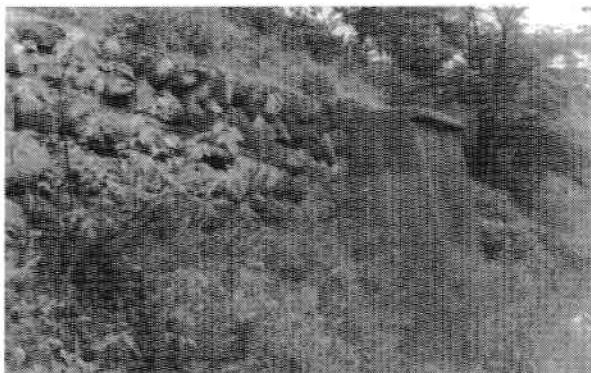
チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているもの

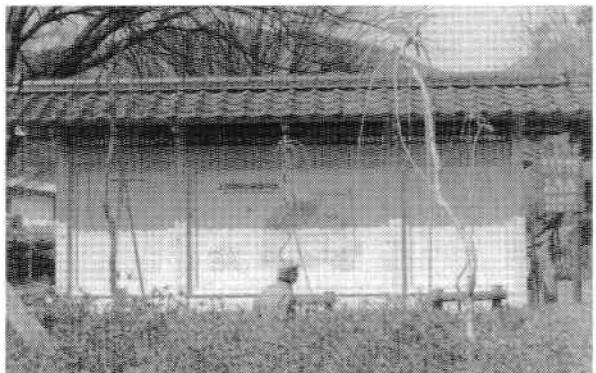
を除く。) の除却

ヌ イからり今までに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

2 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）



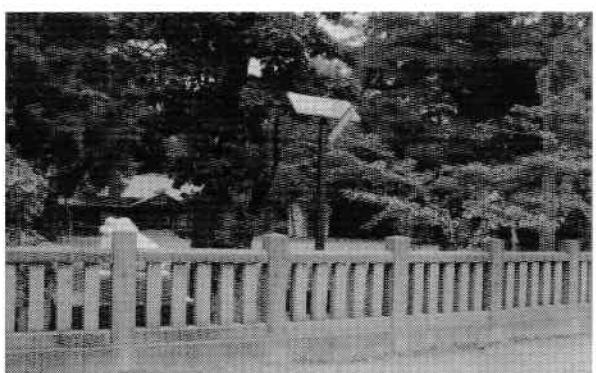
本丸堀の橋台撤去（昭和 58 年）



史跡説明版新設（昭和 63 年）



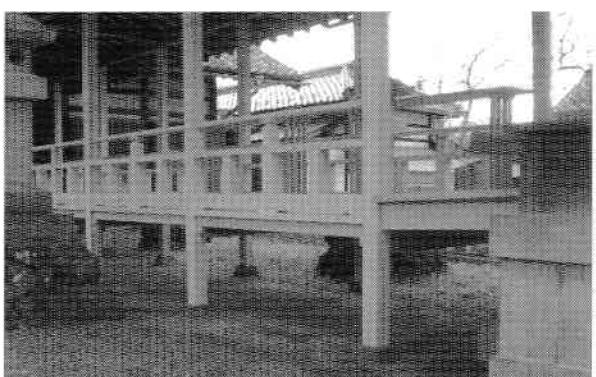
尼ヶ淵地質調査（平成 8 年）



ソーラー外灯の新設（平成 12 年）



桜ライブカメラ設置撤去（平成 21 年～）



真田神社社殿改修（平成 22 年）

第13-1表 現状変更申請一覧(1)

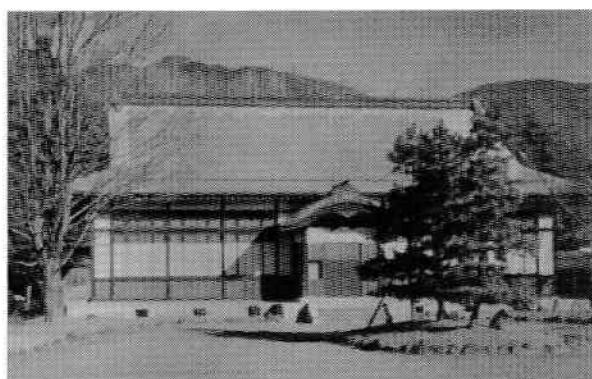
	申請日	実施場所	内 容	事業概要等
1	昭和32年頃	本丸堀	本丸堀鉄橋建設	明治期からの木橋を架替
2	昭和36年4月5日	二の丸・プール西側	市営柔道場建設	
3	昭和36年7月2日	二の丸・市民会館西側	県宝上田城櫓説明板設置	
4	昭和36年8月28日	二の丸・プール西側	愛の鐘鉄塔建設	
5	昭和36年9月1日	二の丸・西虎口ロータリー	勝俣栄吉郎胸像建設	
6	昭和36年10月1日	二の丸	三櫓ライトアップ用夜間照明灯設置	
7	昭和36年10月16日	二の丸	車両通行禁止柵の設置	
8	昭和37年1月17日	二の丸・穀藏跡	山本鼎記念館建設	
9	昭和37年4月30日	二の丸堀	鹿園設置	堀法面を利用する計画(不許可)
10	昭和37年7月31日	二の丸・武者溜り	市民会館建設	旧公会堂解体、市民会館建設工事
11	昭和39年5月25日	二の丸	市立博物館建設	
12	昭和41年1月21日	二の丸堀	二の丸堀法面整備	二の丸堀北側の西法面に鹿園設置(不許可)
13	昭和41年4月21日	二の丸	鹿放し飼い用柵と鹿小屋設置	(不許可)
14	昭和43年5月6日	二の丸	山極勝三郎博士胸像建設	二の丸山本鼎記念館西側
15	昭和46年2月17日	二の丸	自動車通行禁止柵の設置	虎口の車止めの設置
16	昭和46年12月25日	二の丸	公衆便所移転改築	東虎口のトイレ(博物館南側から現在の位置に移転)
17	昭和47年3月27日	二の丸・招魂社南西部	胸像建設	羽田武嗣郎代議士の胸像
18	昭和52年2月10日	本丸・上の台	富貴建物撤去	本丸に移築されていた旧藩校明倫堂を解体
19	昭和52年3月4日	二の丸	市民会館受水槽、ポンプ室新設	消火栓設備の新設
20	昭和52年7月4日	二の丸・東虎口～市民会館前	下水道整備工事	
21	昭和52年9月6日	二の丸・東庭球場付近	電柱統合	
22	昭和52年9月22日	二の丸・東庭球場	庭球場整備(管理棟、屏、照明設置)	
23	昭和53年3月29日	本丸、二の丸	水銀灯設置	本丸1基新設、二の丸北虎口1基増設
24	昭和54年5月29日	二の丸	水銀灯設置	本丸堀北東と北西に各1基新設
25	昭和55年8月9日	二の丸	招魂社玉垣設置	
26	昭和55年11月25日	二の丸堀	土壠復旧、遊歩道新設	公園前駅石段撤去、土壠修復
27	昭和56年1月20日	本丸	南櫓及び北櫓石垣修復工事	南櫓台石垣積み直し、北櫓台石垣補修
28	昭和56年4月22日	本丸西虎口	水銀灯設置	本丸西虎口2連1基
29	昭和56年7月10日	二の丸北虎口、二の丸南西部	下水道整備	
30	昭和56年9月30日	二の丸	尼ヶ淵崖面崩落	市民会館南側
31	昭和57年4月27日	二の丸北西部	個人住宅撤去	
32	昭和57年7月8日	二の丸・市民会館～東虎口	市民会館車椅子スロープ通路設置	
33	昭和57年7月30日	二の丸	テニスコート西便所改築	老朽化による改築
34	昭和58年1月31日	二の丸・北虎口～青少年ホーム	下水道整備	
35	昭和58年3月10日	二の丸・武者溜り	市民会館周辺整備(樹木植栽、防塵舗装)	

	申請日	実施場所	内 容	事業概要等
36	昭和58年4月10日	二の丸・武者溜り	二の丸橋補修と市民会館周辺舗装	市民会館駐車場の舗装
37	昭和58年5月30日	本丸堀	コンクリート橋台撤去	堀に残っていた鉄橋橋脚1組を撤去
38	昭和58年5月28日	二の丸・東虎口、本丸	西櫓外柵及び案内板設置	二の丸東虎口案内板増設、西櫓防護用木柵
39	昭和59年11月10日	二の丸	山本鼎記念館倉庫増築	
40	昭和62年12月5日	本丸堀(東虎口土橋付近)	送水管設置(堀の水位を上げるため)	堀への地下水送水管を敷設
41	昭和63年2月3日	二の丸・北虎口付近	展示館撤去	旧武徳殿の解体撤去
42	昭和63年2月3日	本丸～二の丸・鼎記念館西側	電線地中化	
43	昭和63年2月3日	本丸	西櫓脇の散策道整備	石段施工、植栽整備
44	昭和63年2月8日	二の丸	二の丸案内板設置	案内板2基を1基に統合整備
45	昭和63年5月6日	二の丸南西部	花木園植栽	土壌法面
46	昭和63年7月27日	本丸、二の丸	案内標識及び説明板設置	6か所
47	平成2年2月28日	二の丸・東虎口付近	電線地中化	
48	平成2年9月18日	本丸・東虎口、二の丸・北虎口、本丸堀	発掘調査	
49	平成2年9月18日	二の丸	二の丸排水路設置	開渠と暗渠による排水溝の新設
50	平成2年9月18日	二の丸・北虎口	二の丸北虎口石積工事	石垣復元整備
51	平成2年10月15日	本丸	電柱建替工事	本丸内電柱取替
52	平成3年3月8日	二の丸	市民会館横身障者用トイレ設置	市民会館前駐車場(二の丸土壌跡)
53	平成3年5月28日	本丸西虎口・東虎口、二の丸北虎口	二の丸北の虎口、本丸東土橋及び西虎口発掘調査	
54	平成3年6月29日	本丸堀	本丸堀浚せつ及び排水路設置	
55	平成3年9月10日	本丸・東虎口	本丸東虎口櫓門及び袖塀の復元、水道管等埋設	
56	平成4年6月9日	二の丸・西虎口、北虎口	発掘調査	土壌、石垣の確認
57	平成4年6月10日	本丸・西虎口	本丸西虎口整備、二の丸西虎口及び北虎口発掘調査	遺構地上表示、整備事業
58	平成4年6月16日	二の丸・北虎口～本丸堀東側	二の丸北虎口から本丸堀まで電線地中化	
59	平成4年10月15日	二の丸・北虎口	二の丸北虎口の水道管敷設替え	
60	平成4年11月4日	本丸・上の台	個人住宅撤去	住宅兼店舗解体撤去
61	平成5年4月30日	尼ヶ渕	尼ヶ渕石垣崩落	
62	平成5年5月10日	本丸	本丸隅櫓自動火災報知設備の電線地中化	
63	平成5年6月25日	本丸・上の台	発掘調査(本丸1,200m ²)	
64	平成5年7月7日	二の丸・北虎口	二の丸北虎口の遺構復元及び環境整備事業	
65	平成5年9月28日	本丸・東虎口	本丸東虎口の遺構復元及び環境整備事業	
66	平成5年10月1日	二の丸	小泉曲輪の道路修景整備	
67	平成5年10月4日	二の丸	山本鼎記念館雨水排水管の敷設替え	

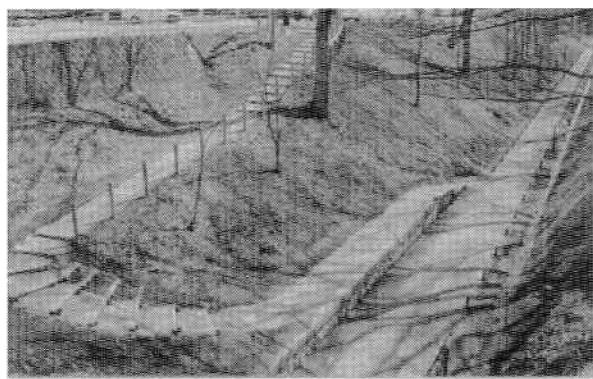
第13-2表 現状変更申請一覧(2)

	申請日	実施場所	内 容	事業概要等
68	平成6年7月20日	本丸・上の台	本丸発掘調査	
69	平成6年12月1日	二の丸	市営プール給水管敷設替え	
70	平成7年3月6日	二の丸	南櫓門から北櫓門まで電線地中化	
71	平成7年6月7日	本丸・上の台	本丸発掘調査	
72	平成7年7月8日	二の丸	き損届(博物館東側石垣崩落)	
73	平成8年8月23日	尼ヶ淵	西櫓南側の尼ヶ淵崖面地質調査 (ボーリング調査2ヶ所)	
74	平成9年10月17日	二の丸	電話ボックス建替え(市民会館入口)	
75	平成10年1月14日	二の丸堀	二の丸堀跡(ケヤキ並木の散歩道)整備	公園前駅ホーム跡地付近
76	平成10年8月31日	二の丸・招魂社境内	石碑の建立(1基)	
77	平成11年4月8日	二の丸	説明板建替、水飲場改修	東虎口土橋
78	平成11年4月20日	二の丸	二の丸南東部の東屋撤去	市民会館南側土塁
79	平成11年6月4日	本丸	南櫓石段手摺設置	
80	平成12年6月1日	尼ヶ淵	二の丸南東部尼ヶ淵崖面ボーリング調査2ヶ所	市民会館南側崖面
81	平成12年7月7日	二の丸	ソーラー外灯1基設置	招魂社前
82	平成12年8月11日	二の丸	二の丸石積改修	博物館裏
83	平成12年11月15日	本丸・西虎口	本丸西虎口石垣発掘調査	
84	平成12年11月15日	二の丸	便所改修(児童公園、テニスコート西)、東屋建替	東屋は三十間堀跡付近のもの
85	平成12年11月24日	尼ヶ淵	尼ヶ淵崖崩落防止対策工事	市民会館南側崖面ジオファイバー補強工事
86	平成13年7月30日	二の丸	電柱新設(山本鼎記念館西側1本)	
87	平成14年10月28日	尼ヶ淵	石垣修復、試掘調査	本丸南櫓下石垣の解体修復工事に伴う調査
88	平成14年11月28日	尼ヶ淵	試掘調査、地質調査	本丸南櫓下石垣の解体修復工事に伴う調査
89	平成15年1月31日	二の丸	市民会館スロープ改修2ヶ所	
90	平成16年1月27日	本丸・東虎口	南北櫓の袖塀雨落改修	
91	平成16年10月22日	尼ヶ淵	き損届(崖面崩落)	台風23号による崩落の応急措置
92	平成17年4月18日	本丸	眞田神社外柵撤去及び木製柵設置	
93	平成17年5月27日	尼ヶ淵	崩落箇所修復、崩落防止工事	平成16年の崩落箇所の本格復旧
94	平成17年6月10日	尼ヶ淵	南櫓下下段石垣修復工事	享保期石垣の伝統的工法による修復工事
95	平成18年2月7日	本丸・二の丸	櫓と博物館の案内板設置	
96	平成18年6月12日	尼ヶ淵	南櫓下中段石垣修復工事	明治期石垣の修復工事
97	平成18年11月9日	本丸	眞田神社土蔵補修工事	
98	平成18年11月20日	本丸	西櫓脇階段設置	
99	平成20年1月23日	本丸	北櫓石段手摺補修	木製
100	平成20年5月20日	本丸	眞田神社社務所木塀改修及び境内杉の伐採	
101	平成20年6月4日	尼ヶ淵	杉の伐採	
102	平成20年6月6日	二の丸	「宝くじ松」の植栽	山本鼎記念館前
103	平成20年10月6日	尼ヶ淵	杉の伐採	
104	平成20年10月15日	本丸・二の丸	測量杭の設置と除却	
105	平成20年10月27日	二の丸	テニスコート防球フェンスの改修	

	申請日	実施場所	内 容	事 業 概 要 等
106	平成20年10月29日	本丸	西櫓石段手すりの設置	ステンレス製手すりを設置
107	平成20年12月5日	二の丸	「宝くじ松」表示板の設置、博物館前ビワの伐採	
108	平成21年1月16日	二の丸	招魂社境内の枯死ケヤキの伐採	
109	平成21年4月1日	本丸堀	千本桜祭りライブカメラの設置と除却	東虎口堀の法面
110	平成21年4月22日	二の丸	ウォーキング園路表示板の設置	
111	平成21年6月29日	二の丸・武者溜り	大阪城友好城郭提携記念碑の設置	
112	平成21年8月20日	本丸・東虎口	発掘調査(石垣基礎調査関連本丸東虎口)	
113	平成21年10月20日	本丸	眞田神社手水舎の改修	
114	平成22年1月20日	本丸堀	南櫓東側空堀石垣崩落	
115	平成22年1月12日	本丸堀	南櫓東側空堀竹林伐採	
116	平成22年1月28日	本丸	西櫓前木柵の改修	
117	平成22年3月1日	本丸	眞田神社お札売り場・本殿渡り廊下の改修	
118	平成22年3月16日	本丸堀	千本桜祭りライブカメラの設置と除却	東虎口堀の法面
119	平成22年4月14日	二の丸	三吉米熊胸像前イチイ2本の伐採	
120	平成22年5月20日	本丸	眞田神社拝殿高欄の設置と参道改修	
121	平成22年8月23日	二の丸	電柱更新	山本鼎記念館西
122	平成22年9月14日	尼ヶ淵	尼ヶ淵崩落防止工事	市民会館南側崖面モルタル吹付工事(化粧仕上げ)ほか
123	平成22年12月14日	本丸・二の丸	本丸及び二の丸のライトアップ機器常設工事	取り下げ(東日本大震災後の電力供給不安定な時勢による節電に対応するため中止)
124	平成23年3月18日	本丸堀	千本桜祭りライブカメラの設置と除却	東虎口堀の法面
125	平成23年4月8日	本丸堀	き損届(瓦の盗掘)	西北隅櫓の櫓台法面で発生した案件
126	平成23年8月26日	本丸	櫓門下の排水路の改修	玉砂利の清掃と通路の不陸矯正



武徳殿（昭和63年解体撤去）



ケヤキ並木散歩道整備（平成10年）

〈資料3〉 土地公有化の経過

史跡の指定面積は111,586m²で、昭和9年の指定以降、追加指定はありません。指定以前から、上田市は松平神社をはじめとして多くの地権者の理解を得て、公園化を推進するために城跡の土地公有化を進めてきました。大正12年には上田市公会堂の新築にあたり、約8,000m²の土地を取得し、また、大正14年から15年にかけては72筆、約48,000m²もの土地を取得しています。史跡の指定

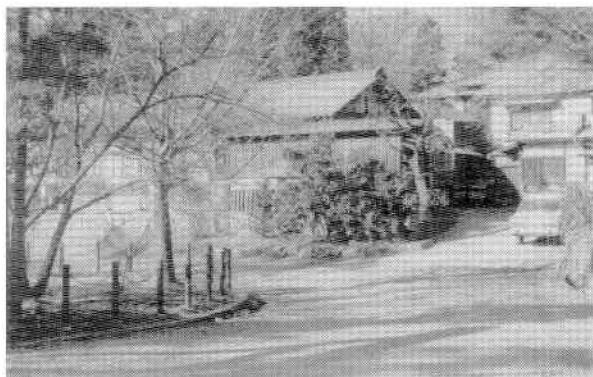
第14表 史跡上田城跡の公有化の推移

登記年月日	筆	面積(m ²)	累積(m ²)	取得率	形態	旧所有者	備考	
大正	10.1.27	5	3,580.00	3,580.00	3.21%	寄付	松平忠礼	M41.11に松平氏が取得した本丸
	12.3.28	2	1,063.00	4,643.00	4.16%	売買	個人	1名 公会堂用地
	12.3.31	9	4,320.00	8,963.00	8.03%	売買	個人	1名 公会堂用地
	12.5.2	3	2,818.00	11,781.00	10.56%	売買	個人	2名 公会堂用地
	14.6.23	27	26,046.00	37,827.00	33.90%	寄付	松平神社	本丸
	14.7.2	4	2,358.00	40,185.00	36.01%	売買	個人	1名
	14.11.27	2	542.00	40,727.00	36.50%	売買	個人	1名
	14.11.30	1	899.00	41,626.00	37.30%	売買	個人	1名 武徳殿用地
	14.12.1	3	722.52	42,348.52	37.95%	売買	個人	2名 武徳殿用地
	14.12.2	1	919.00	43,267.52	38.78%	売買	個人	1名
	14.12.3	4	1,462.00	44,729.52	40.09%	売買	個人	3名
	14.12.5	1	327.27	45,056.79	40.38%	売買	個人	1名
	14.12.15	1	634.71	45,691.50	40.95%	売買	個人	1名
	14.12.17	2	1,304.93	46,996.43	42.12%	売買	個人	1名
	14.12.18	2	392.00	47,388.43	42.47%	売買	個人	1名
	14.12.19	3	934.74	48,323.17	43.31%	売買	個人	1名
	14.12.23	6	2,288.18	50,611.35	45.36%	売買	個人	1名
	14.12.25	1	264.46	50,875.81	45.59%	売買	個人	1名
	14.12.27	1	145.00	51,020.81	45.72%	売買	個人	1名
	15.1.27	2	1,520.30	52,541.11	47.09%	売買	個人	2名 1筆は武徳殿敷地
	15.2.17	1	426.00	52,967.11	47.47%	売買	個人	1名
	15.3.27	1	327.27	53,294.38	47.76%	売買	個人	1名
	15.4.2	4	3,674.00	56,968.38	51.05%	売買	個人	2名 S57に個人住宅移転(国庫補助事業)
	15.4.7	1	1,722.00	58,690.38	52.60%	売買	個人	1名 武徳殿敷地
	15.4.10	1	337.00	59,027.38	52.90%	売買	個人	1名
	15.9.7	1	360.33	59,387.71	53.22%	売買	個人	1名
	15.11.3	1	185.00	59,572.71	53.39%	売買	個人	1名
	15.11.19	1	198.00	59,770.71	53.56%	売買	個人	1名

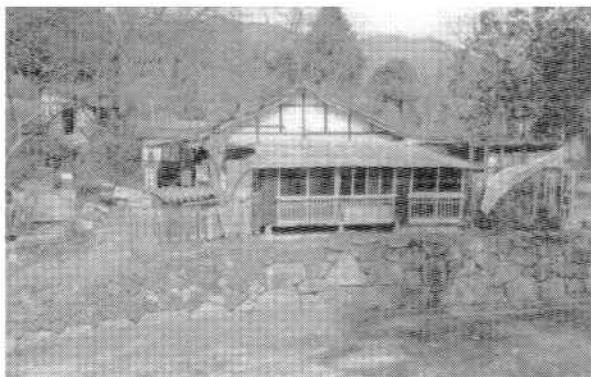
登記年月日	筆	面積(m ²)	累積(m ²)	取得率	形態	旧所有者	備 考	
昭和	2.5.16	1	198.00	59,968.71	53.74%	寄付	個人	1名
	2.10.14	3	10,283.00	70,251.71	62.96%	売払	国	
	4.2.21	2	5,153.00	75,404.71	67.58%	交換	国	
	4.10.14	2	5,864.00	81,268.71	72.83%	売払	国	
	9.12.28 史跡指定 111,586m ²							
	10.5.25	1	271.00	81,539.71	73.07%	売買	個人	1名
	28.11.12	1	1,844.00	83,383.71	74.73%	寄付	上田護国神社	S54に店舗兼個人住宅移転(市単) H4に店舗兼個人住宅移転(国庫補助事業)
	43.2.20	1	558.00	83,941.71	75.23%	売買	個人	1名
	43.2.28	5	1,408.00	85,349.71	76.49%	売買	個人	2名 二の丸北虎口
	44.12.5	1	82.64	85,432.35	76.56%	交換	長野県	
平成	45.1.12	1	137.00	85,569.35	76.68%	売買	個人	1名
	46.7.22	2	231.00	85,800.35	76.89%	売買	上田招魂社	市民会館敷地
	48.3.2	10	2,180.00	87,980.35	78.85%	売買	上田交通	旧軌道敷(二の丸堀ケヤキ並木遊歩道)
	51.8.24	1	19.00	87,999.35	78.86%	売買	個人	1名
	3.12.20	1	1,180.00	89,179.35	79.92%	売買	個人	1名 市営プール
	合 計	123	89,179.35	※当初から上田市が所有していた土地及び官有地等は含んでいない。なお、取得率は取得した土地の累積面積が史跡指定面積(111,586m ²)に占める割合を示す				

以前に上田市が多くの土地を所有していたことは、その後の公有化及び追加指定の動きにも大きな影響を与えたものと考えられます。

近年では、大規模な公有化はありませんが、史跡内に所在した店舗や個人住宅の移転を国庫補助事業として進めた結果、現在、史跡内に住宅・店舗等は所在していません。



本丸東側旧景（昭和 52 年解体撤去・旧明倫堂）



本丸西側旧景（平成 4 年解体撤去）

第15表 年別の公有化率

年	登記の日による区分				寄付・売買等の完了日による区分				備 考
	筆	面積(m ²)	累積(m ²)	取得率	筆	面積(m ²)	累積(m ²)	取得率	
大正10年	5	3,580.00	3,580.00	3.21%	5	3,580.00	3,580.00	3.21%	
大正11年	0	0	3,580.00	3.21%	5	3,881.00	7,461.00	6.69%	
大正12年	14	8,201.00	11,781.00	10.56%	9	4,320.00	11,781.00	10.56%	
大正14年	59	39,239.81	51,020.81	45.72%	71	47,606.71	59,387.71	53.22%	T14.10.20に70筆を23人から買入
大正15年	13	8,749.90	59,770.71	53.56%	3	654.00	60,041.71	53.81%	
昭和2年	4	10,481.00	70,251.71	62.96%	5	16,345.00	76,386.71	68.46%	
昭和4年	4	11,017.00	81,268.71	72.83%	2	5,153.00	81,539.71	73.07%	
昭和10年	1	271.00	81,539.71	73.07%	0	0	81,539.71	73.07%	
昭和28年	1	1,844.00	83,383.71	74.73%	2	3,024.00	84,563.71	75.78%	
昭和41年	0	0	83,383.71	74.73%	1	558.00	85,121.71	76.28%	
昭和43年	6	1,966.00	85,349.71	76.49%	1	1,408.00	86,529.71	77.55%	
昭和44年	1	82.64	85,432.35	76.56%	6	219.64	86,749.35	77.74%	
昭和45年	1	137.00	85,569.35	76.68%	0	0	86,749.35	77.74%	
昭和46年	2	231.00	85,800.35	76.89%	2	231.00	86,980.35	77.95%	
昭和48年	10	2,180.00	87,980.35	78.85%	10	2,180.00	89,160.35	79.90%	
昭和51年	1	19.00	87,999.35	78.86%	1	19.00	89,179.35	79.92%	
平成3年	1	1,180.00	89,179.35	79.92%	0	0	89,179.35	79.92%	

〈資料4〉尼ヶ淵崖面崩落防止対策工事の経過

尼ヶ淵の崖面は千曲川の河岸段丘崖であり、上田城はこの自然地形を要害に利用しています。この尼ヶ淵から本丸を仰ぎ見る景観は、上田城跡の中でも絶好のものです。城跡付近の崖の比高差は7～13mを測り、下層は軟らかい河床堆積物（染屋層）、上層は強固な火山泥流層（上田泥流層）で構成されています。この崖面は河川や風雨の浸食で次第に崩落が進み、築城以来数次にわたって護崖石垣が構築されてきました。

整備基本計画では尼ヶ淵崖面の保護を重要な課題と位置付けており、中・長期目標として崩落防止対策工事を設定しています。平成9年度に西櫓下と周辺の崖面に強化材吹付工や暗渠排水工事を行い、平成12年度には市民会館周辺崖面の強化材吹付工、ジオファイバー工による法面補強工事などを行いました。また、平成14から18年度にかけて南櫓下石垣の解体修復工事を実施しました。さらに近年、市民会館南側崖面の崩落（落石）や、南櫓西側崖上で雨水による浸食が目立つようになってきたことから、平成22年度には景観保全を前提としたモルタル吹付工事（化粧仕上げ）を実施しました。

〈工事の経過〉

平成9年度	(西櫓～眞田神社南側) 強化剤吹付工 (西櫓南側) ロックボルト工、鋼纖維補強モルタル(SFRM)吹付工、 厚層基材吹付工、暗渠排水工、クラック充填工
平成12年度	(市民会館南側) 崖面への強化剤吹付工・ジオファイバー補強工
平成14～18年度	(南櫓下) 石垣解体修復工事
平成17年度	(二の丸南西部) 崩落箇所の危険部位除去 (市民会館南側) 崩落土の除去と植生シート敷設
平成22年度	(南櫓西側) 崖面への雨水浸透抑制を目的とした暗渠排水工 (市民会館南側) ロックボルト工、モルタル吹付工(化粧仕上げ)

〈各施工場所と内容〉

(1) 二の丸西南部崖面

平成16年10月の台風23号による雨水浸透により、風化して脆くなっていた崖面が崩落しました。翌年度にバックホーを用いて崩落した崖面に残る危険部位を取り除きました。

(2) 西櫓南側崖面

かねてから崩落やクラックの発生が著しく、近代以降、石積みを用いて崩落防止対策がされてきた箇所です。平成9年度に、崖面上部で雨水浸透を抑制するための遮水シートを用いた暗渠排水工を実施し、併せて崖面上部には強化材の吹付工とクラック充填工、下部にはロックボルトを貫入し、鋼纖維補強モルタル吹付後に盛土をして、植物種子を混ぜた厚層基材を吹き付ける工事を実施しました。

施工に伴い、排水路として西櫓西側斜面に集水枠を3箇所設置し、硬質塩ビ管を敷設して堀水の排水路に接続しました。

強化剤は、岩石の風化を抑制するCH100という溶剤を使用しました。また、クラック充填は、目地材として現地で採取した崩落土にセメントとCMC(増粘剤)、水を混合してクラックに詰めた後、

セメントにベントナイト（増粘剤）、水を混合した注入剤をクラックに注入しました。

植生回復のために厚層基材に混合した種子は、ギョウギシバ（バミューダグラス）、ナガハグサ（ケンタッキーブルーグラス）、ヤマハギ、コマツナギ等です。

なお、崖面下に設けられた石垣（享保石垣）は解体修復等を行ったことはなく、良好な状態を保っています。

(3) 真田神社南側崖面

近世以降、石垣を用いて何度も崩落防止対策等がされてきましたが、平成9年度に崖面が露出している部分に強化剤の吹付工を行いました。

なお、この周辺の石垣は解体修復等を実施したことはなく、良好な状態を保っています。

(4) 南櫓南側崖面

この場所は狭い範囲に石垣が長期間、複数回にわたって築造されており、崩落の危険と常に向かい合いながら管理をしてきた箇所といえます。西櫓南側と同様に最下段には享保石垣があります。この石垣は便宜的に「下段石垣」と仮称しました。さらにその上に幕末から明治時代にかけて4～5回にわたって積まれた石垣があります。こちらを「中段石垣」と仮称しました。

平成14～17年度にかけて石垣の解体修復工事を施工しました。まず、最下段の享保石垣東側部分の解体修復工事(158m³)に着手しました。この石垣は、崖面が享保17(1732)年に発生した千曲川の洪水で大きな浸食を受けたため、翌年から護崖のための石垣築造に着手し、享保21年に完成したものです。この工事では原則として伝統的工法で修復しましたが、裏込背面の盛土部分は現代的版築層で築くとともに、ジオテキスタイル工法を用いて、地盤強化などの補強を行いました。なお、石材は再利用に耐えうるもの以外は新補石材とし、石切場である太郎山の緑色凝灰岩入手が困難なため、佐久石を購入して使用しました。

下段石垣の解体中に中段石垣の東側が大雨で崩壊したため、下段石垣のしゅん工後に、修復工事(54m³)に着手しました。崩壊部分が近代以降に積み増したものであったことや、崖面と南櫓台石垣の保護が最優先と判断し、現代工法で修復を行いました。崖面にロックボルトを貫入し、モルタル吹付工で安定させた後に、崩落した石材を用いて修復を行いました。また、石垣の基礎も下段石垣の天端上にモルタル混合土を盛り、コンクリート基礎を設置して強度を高めました。なお、石垣中央の崖面露出部分は、着色モルタルを貼り付けることで原状の風合いに近づけました。

平成22年度には、中段石垣脇の崖面が雨水の浸食が著しくなっていたため、雨水の浸透を抑制するために崖面上部に遮水シートを用いて暗渠排水工事を実施しました。西櫓下で施工した同工法の経過が良好なことから採用したものです。

(5) 市民会館南側崖面

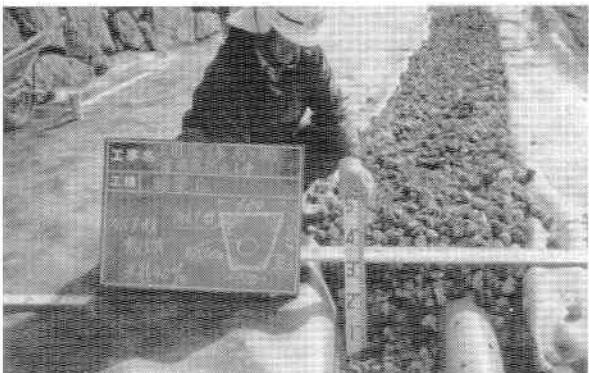
西櫓下と同様にかねてから崩落やクラックの発生が著しく、近代以降石積みを用いて崩落防止対策がされてきた箇所です。

まず平成12年度に崖面上部に強化剤の吹付工とクラック充填工、下部には連続繊維複合補強土工(以下、ジオファイバー工)を実施しました。強化剤吹付工及びクラック充填工は西櫓下と同じ工法で行いました。ジオファイバー工とは、崖面へのロックボルト貫入とモルタル吹付による地山補強工に、砂質土にポリエステル等の連続繊維、保水材、接合材、植物の生育基盤材を混合した連続繊維補強土を積層し、表面に植物種子を混合した厚層基材を吹き付けるものです。西櫓下で実施した工法

とは連続繊維補強土を用いる点で異なります。なお、植生回復のために厚層基材に混合した種子は、ギョウギシバ、ナガハグサ、ヨモギ、メドハギです。また、併せて崖面下の園路に土砂が流入しないよう、擬木を用いて防護柵を設置しました。

平成 16 年には台風 23 号による雨水浸透により、崖面下部に堆積していた崩落土が滑落しました。滑落土を除去する等の応急措置を実施し、翌年度に不安定な崩落土を除去し、植生シートを設置して法面の安定化を図りました。

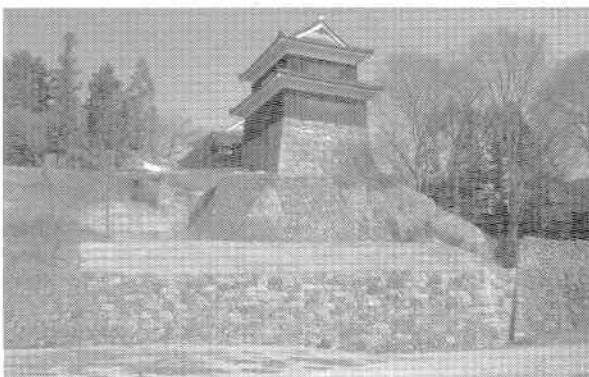
平成 22 年度には崖面上部にモルタル吹付工（化粧仕上げ）を実施しました。強化剤吹付工を実施した区域の一部で、崖面に浸透した雨水等が冬季に凍み上がることなどでその効果が薄れ、落石等が発生していることから施工したものです。計画当初はジオファイバー工を用いる方向で準備を進めましたが、史跡上田城跡整備実施計画検討委員会での工法検討の結果、ジオファイバー工で施工した場合には植物が繁茂し、上田泥流層が露出した崖面の風合いとは異なってしまうことから、関係各機関とも協議を行い、表面を着色するモルタル吹付工を採用しました。まず、崖面にロックボルトを貫入し、浸透水の排水措置を講じたうえでモルタル吹付工を実施しました。その後、顔料と現地の崩落土を混合した化粧モルタルを作業員が施工面に貼付けて崖面の風合いを再現しました。なお、この工法は南櫓下中段石垣の崖面露出部に施工したものと同様のもので、数年にわたり試行錯誤を重ねて完成させた工法です。今後も経過をみながら未施工部分に採用したいと考えています。



(西櫓南側) 暗渠排水工



(二の丸南西部) 崩落箇所の危険部位除去



(南櫓下) 石垣解体修復工事



(市民会館南側) モルタル吹付工（化粧仕上げ）

〈資料5〉 指定文化財

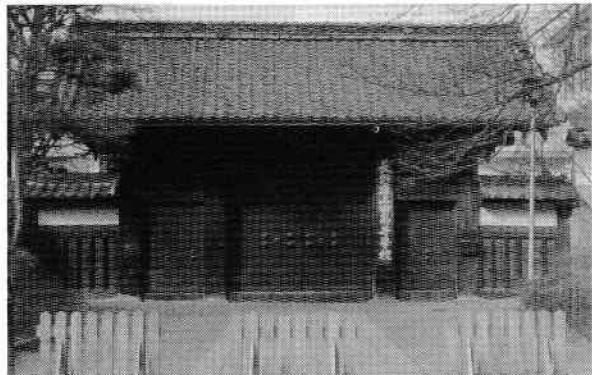
第16表 上田城跡に関連する指定文化財

	指定	名 称	種別	所有者	指定	備 考
1	国	上田城跡	史跡	上田市ほか	S9.12.28	
2	県	上田城櫓（南櫓、北櫓、西櫓）	建造物	上田市	S34.11.9	
3	県	砥石城跡（米山城を含む）	史跡	私所有42名	S44.5.15	真田昌幸時代の山城と居館
4	県	真田氏館跡	史跡	上田市ほか	S42.10.23	真田幸隆、信綱、昌幸時代の居館
5	県	正保の信濃国絵図	絵画	上田市	S49.11.14	藩主・仙石政俊の時に幕府に提出
6	市	元禄信濃国絵図	古文書	上田市	S44.5.9	藩主・仙石政明の時に幕府に提出
7	市	天保信濃国絵図	古文書	上田市	S58.4.8	藩主・松平忠優の時に幕府に提出
8	市	上田藩主居館表門及び土塀・濠・土塁	建造物	長野県	S44.5.9	真田信之以降の藩主居館
9	市	日向畠遺跡	史跡	上田市	S50.4.1	真田幸隆より前の真田氏の墓と推定
10	市	真田幸隆・昌幸夫妻の墓	史跡	長谷寺	S47.4.1	宝篋印塔
11	市	真田信綱夫妻・昌輝の墓	史跡	信綱寺	S47.4.1	宝篋印塔
12	市	寒松院（真田昌幸室）の墓	史跡	大輪寺	S46.4.8	宝篋印塔
13	市	小松姫の墓（真田信之室大蓮院の墓）	史跡	芳泉寺	S45.5.11	宝篋印塔
14	市	仙石家墓所	史跡	本陽寺	S56.4.8	秀久夫人、忠俊の墓ほか
15	市	仙石家靈廟	史跡	芳泉寺	S56.4.8	秀久、政俊の墓
16	市	真田氏本城跡	史跡	十林寺区ほか	S47.4.1	真田幸隆、信綱、昌幸時代の山城
17	市	松尾城跡	史跡	横沢区ほか	S47.4.1	真田幸隆、信綱、昌幸時代の山城
18	市	天白城跡	史跡	赤井区ほか	S47.4.1	真田幸隆、信綱、昌幸時代の山城
19	市	横尾城跡・内小屋城跡	史跡	横尾区ほか	S47.4.1	真田幸隆、信綱、昌幸時代の山城
20	市	根小屋城跡	史跡	曲尾区ほか	S47.4.1	真田幸隆、信綱、昌幸時代の山城
21	市	洗馬城跡	史跡	個人ほか	S47.4.1	真田幸隆、信綱、昌幸時代の山城
22	市	真田氏文書	古文書	上田市ほか	S59.8.31	信綱・昌幸・信之文書
23	市	真田氏給人知行地検地帳	古文書	個人蔵	H11.3.26	真田昌幸が実施した検地の帳面
24	市	海野町柳沢家日記（本陣日記）	古文書	個人蔵	S44.5.9	延宝9年（1681）～明治6年（1873）
25	市	原町滝沢家日記（問屋日記）	古文書	個人蔵	S44.5.9	寛文3年（1663）～明治2年（1869）
26	市	上田藩村明細帳	古文書	個人蔵	S61.6.5	「宝永差出帳」寛政3年の写し
27	市	紺糸緘白熊毛当世具足	工芸品	上田市	S44.5.9	松平忠周着用具足
28	市	常田獅子	無形民俗文化財	常田獅子保存会	S43.4.24	上田城築城の際に地固めの祝に演舞したと伝わる
29	市	房山獅子	無形民俗文化財	房山獅子保存会	S43.4.24	上田城築城の際に地固めの祝に演舞したと伝わる
30	市	三ッ頭獅子	無形民俗文化財	旧上原区三ッ頭獅子保存会	S54.5.1	お屋敷（真田氏館跡）を作った際に踊ったと伝わる
31	市	能面狂言面	有形民俗文化財	上田市	S46.4.8	松平家旧蔵品

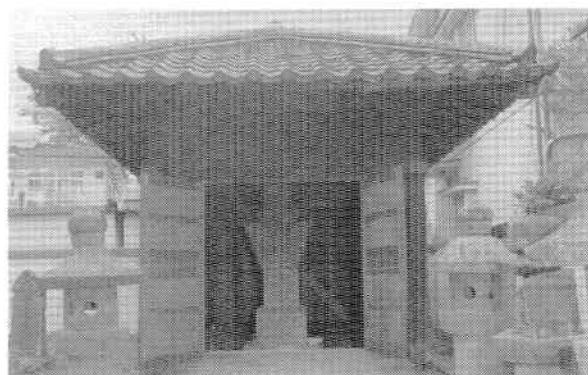
上田市には国県市指定の文化財が289件あります（平成24年3月現在）。このうち、上田城跡及び歴代藩主に関わる指定文化財のみを第16表に掲げました。これらは、上田城下と城を造る前の本拠だった旧真田町に多く分布しています。



真田氏館跡



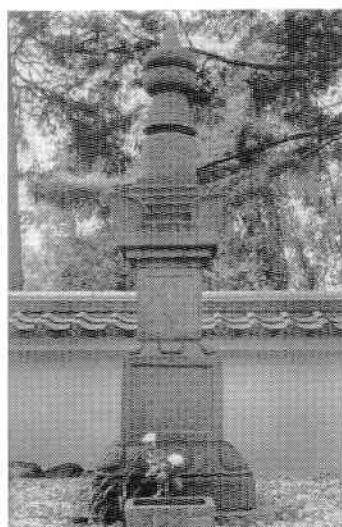
上田藩主居館表門



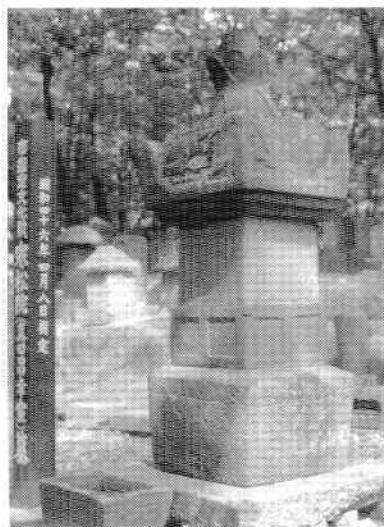
本陽寺仙石家墓所（政俊の墓）



能面狂言面（松平家旧蔵）



芳泉寺小松姫の墓



大輪寺寒松院の墓

※写真は全て『上田市誌』及び『真田町誌』から転載

〈資料6〉 史跡内に所在する石碑・胸像

史跡内に所在する石碑・胸像は25基で、一番古いものは明治23年（1890）に設置されたものです。戦前のものには先人顕彰を目的としたものが多く、戦後になると歌碑なども見られるようになります。かつて招魂社があった本丸上の台には、戊辰戦争上田藩従軍記念碑があります。また、上の台には

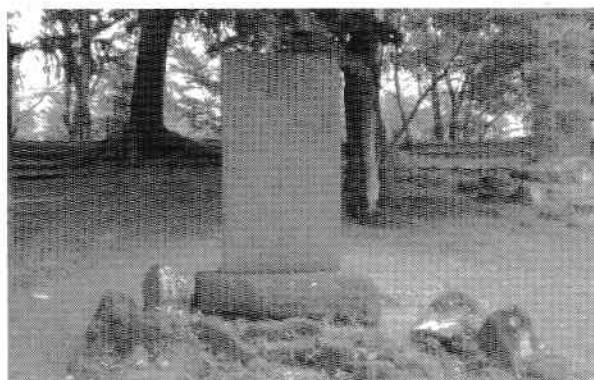
第17表 石碑・胸像等一覧

	名 称	設置場所	設置年月日	設 置 者	内 容 等
1	史跡上田城跡本丸跡碑	本丸上の台	昭和58年10月	上田ライオンズクラブほか	史跡上田城跡本丸跡
2	上野集義堂碑	本丸上の台	明治23年8月	不明	（篆額 松平忠礼 筆 金子之恭 書）上野尚志『信濃国小県郡年表』著者。
3	小島大治郎翁頌徳碑	二の丸愛の鐘	明治32年5月	遺徳頌徳会	（五島慶太 書）上田温泉電軌 の創設者。
4	報恩碑一松堂内堀君	二の丸西虎口	大正3年1月	不明	（篆額 三島毅 岡田起作 書）明治6年依田村に生まれ、41歳で死亡した内堀先生を追慕し建立。
5	三吉米熊先生胸像	二の丸東虎口	大正5年2月	長野県立小県蚕業高校	（中村直人 作）近代日本の養蚕教育の先駆者。胸像は2代目。初代は全身像だった。
6	新田義徳先生寿藏碑	本丸上の台	大正8年9月	不明	（篆額 松平忠正 筆 佐藤知敬 書）松平忠周が上田に移るときの家臣。フランス語に長けた。
7	故渡邊平和君殉職記念碑	二の丸西虎口	大正11年11月	不明	（横井時敬 書）大正8年7月17日、利根川支流で児童を助けようとしておぼれ、25歳で他界した教師。
8	成田喜太郎先生彰徳碑	招魂社西側	昭和11年11月	不明	松平学校、上田街学校等の教員を務めた。
9	小河滋次郎博士胸像	二の丸愛の鐘	昭和15年	上田市方面委員の代表者	（三沢寛 作）監獄制度の改良と方面委員（民生委員）制度の創設者。胸像は2代目（S25年に再鋳造、H11年に修復）。昭和15年に全国の方面委員から1円ずつ寄付を募って建設した。
10	山極先生之碑 ①	二の丸東虎口	昭和16年5月25日	上田郷友会ほか	世界で初めて人口癌実験に成功した医学博士。
11	贈従五位赤松小三郎君之碑	二の丸愛の鐘	昭和17年2月	上田史談会	（東郷平八郎 撃毫）幕末の洋式兵学者、議会政治の先唱者。
12	浅井敬吾先生之碑	二の丸愛の鐘	不明（戦後）	不明	戦時下の上田市長、長野県医師会長。
13	第二代上田市長勝保栄吉郎翁像	二の丸西虎口	昭和36年11月3日	上田市体育協会	（内堀功 作）文化、教育、厚生事業に尽力した市長。上田城跡公園に体育施設や歴史館を整備し、上田市史の編さんにも尽力。

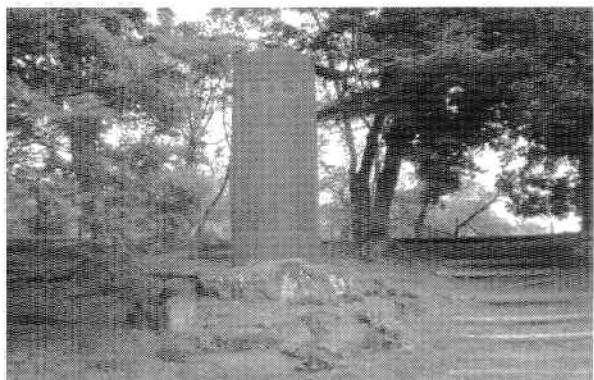
日清戦争戦勝記念碑がありましたが、太平洋戦争敗戦の折に破壊されて現在はありません（写真図版16参照）。二の丸の招魂社境内には、日露戦没者慰靈碑がありますが、かつては武者溜り（本丸東虎口東側）にあったものを移設したものです。

	名 称	設置場所	設置年月日	設 置 者	内 容 等
14	山極勝三郎胸像 ②	二の丸東虎口	昭和43年7月28日	長野県医師会	(清水多嘉示 作) 世界で初めて人口癌実験に成功した医学博士。
15	山極先生誕生百年記念碑 ③	二の丸東虎口	昭和43年7月28日	長野県医師会	"
16	羽田武嗣郎先生之像	二の丸西虎口	昭和47年4月	羽田武嗣郎顕彰会	(竹内不忘 作 / 銅版略伝 佐藤栄作 書) 新聞記者、衆議院議員。
17	戊辰役上田藩従軍記念碑	二の丸西虎口	明治36年4月	不明	(松平忠正 書)
18	日露戦没記念碑	招魂社西側	明治42年3月	小県郡義勇会	(乃木 希典 書) 明治37年2月に始まり、8年10月。小県郡から3,100余人、戦死者230余名。
19	加舎白雄句碑	本丸上の台	大正8年4月13日	山蘋社	(自筆) 「鄙曇 必与 山子規(碓氷峠にて) 」ひなぐもり かならずよ やまほとぎす 江戸後期の俳人。
20	金子春風川柳碑	二の丸西虎口	昭和39年3月8日	長野県川柳団	(号 篠妻居春風) 真田父子を偲びて「城一つ伸びゆく街灯を見つめ」川柳作家、上田六文錢川柳社の代表。
21	六川水声句碑	本丸上の台	昭和29年	山蘋社	「木免愛し雨夜もとほく来て啼ける」
22	板垣峰水句碑	招魂社境内	平成10年10月	小県郡義勇会	「凍傷者 カアヤン カアヤンと呼びて逝く」シベリア抑留の戦友を偲んで建立。
23	花尊し（歌碑）	二の丸東虎口	昭和34年6月	上田華道協会	(川村駿山 書) 花供養(4月20日頃)として花碑まつりを行う。
24	天皇皇后行幸啓記念碑	二の丸東虎口	昭和39年5月13日	上田市	国土緑化植樹祭の際に記念植樹をした。
25	大阪城友好城郭提携記念碑	二の丸東虎口	平成21年12月28日	上田市	前年の友好城郭提携に関するもの。市民会館移転後は、整備の支障とならない場所に移転する。

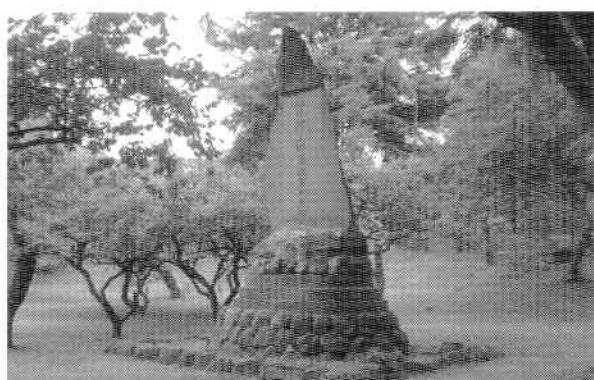
〈写真図版 16〉 史跡内に所在する石碑・胸像



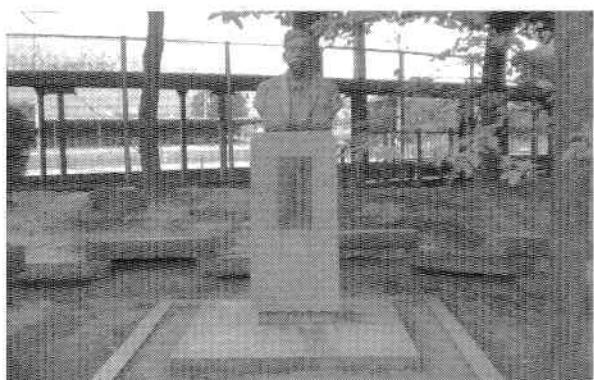
上野集義堂碑



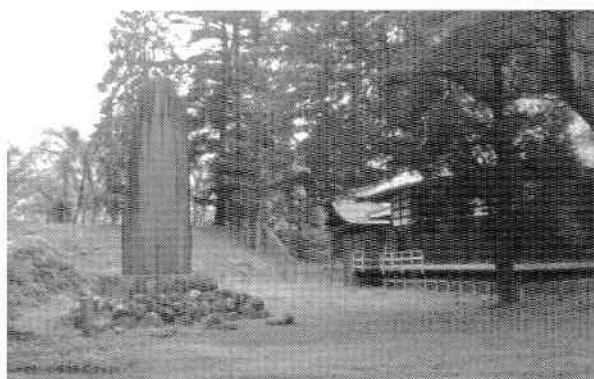
新田義徳先生寿蔵碑



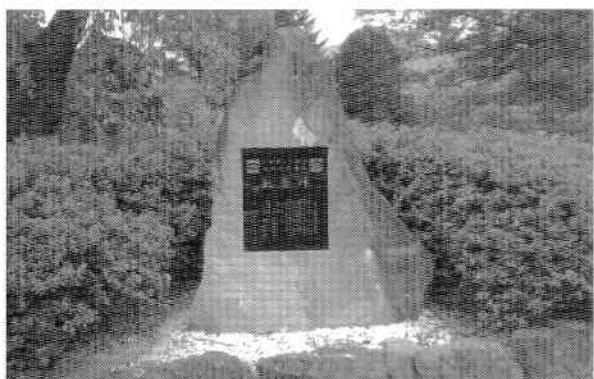
戊辰戦役記念碑



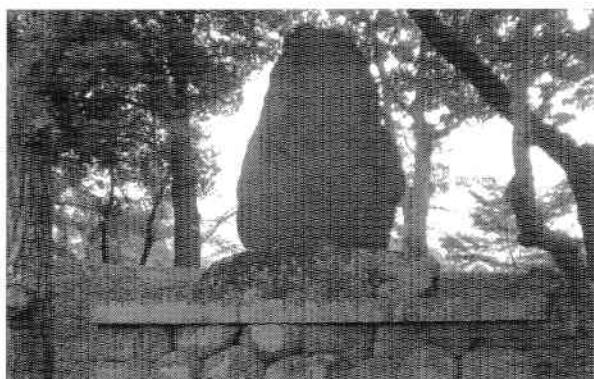
山極勝三郎胸像



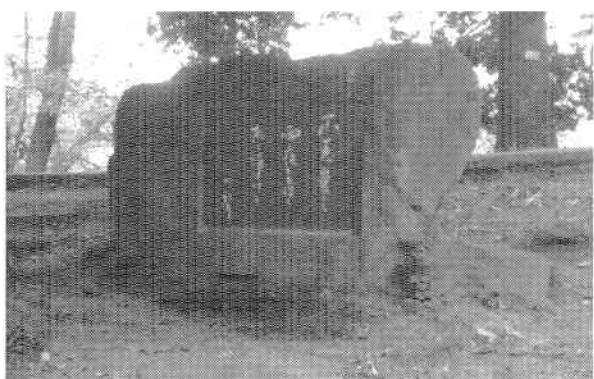
日露戦没記念碑



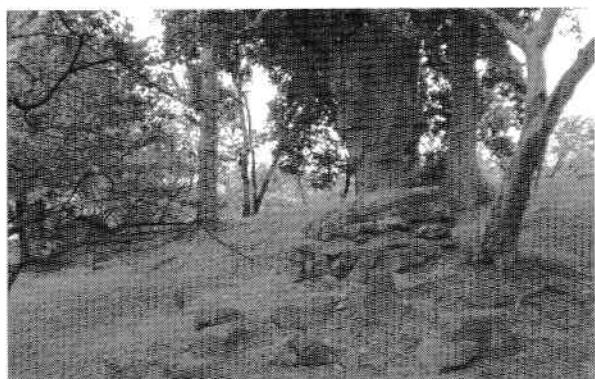
大阪城友好城郭提携記念碑



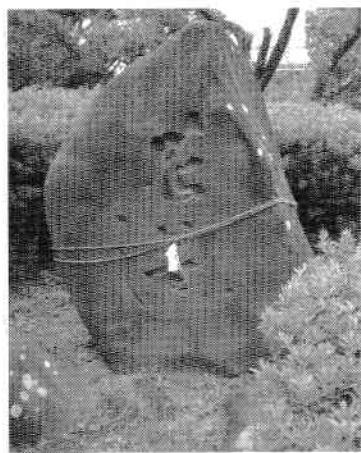
故渡辺平和君殉職碑



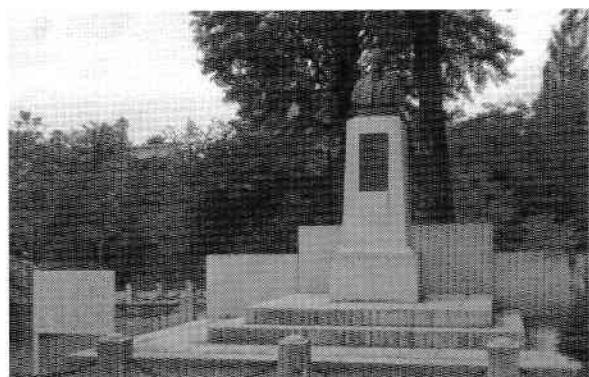
六川水声句碑



加舎白雄句碑



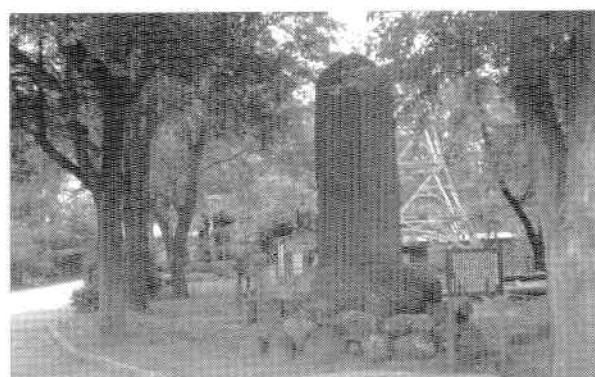
花尊し（歌碑）



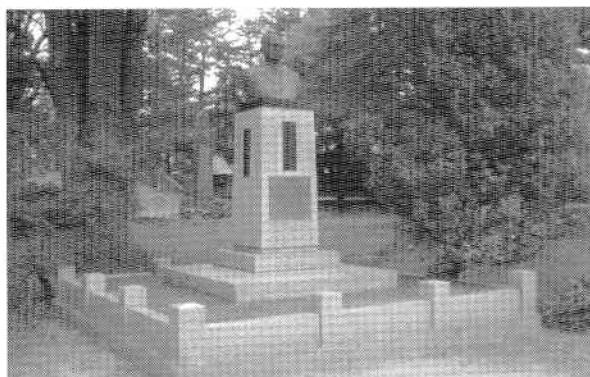
三吉米熊先生胸像



小河滋次郎博士胸像



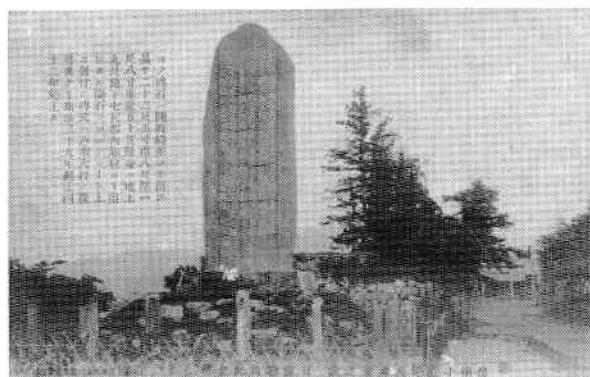
贈従五位赤松小三郎君之碑



羽田武嗣郎先生之像



日清戦勝記念碑（太平洋戦争後に破却）



武者溜りにあった頃の日露戦没記念碑

◎文部省告示第三百十二号號

史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通り指定ス

昭和九年十二月二十八日

文部大臣 松田源治

第一類

名勝 史蹟

地名

上田城址 長野縣上田市大字上田

地

六二六〇番ノ一、六二六〇番ノ二、六二六〇番ノ四、六二六一番ノ一、六二六一番ノ二、
六二六一番ノ四、六二六二番ノ一、六二六二番ノ三、六二六二番ノ四、

自六二六三番ノ一至六二六三番ノ三、六二六三番ノイ、六二六三番イノ一、

六二六三番イノ二、六二六三番口ノ三、六二六四番ノ一、六二六四番ノ二、六二七一番、

六二七一番ノ一、六二七二番ノ口、六二七八番口ノ一、六二七九番、六二七九番ノ一、

六二七九番ノ二、六二八〇番、六二八一番ノイ、六二八一番ノ口、

自六二八二番ノイ至六二八二番ノ二、六二八三番ノ一、六二八三番ノ二、六二八四番ノ一、

六二八四番イノ一、六二八四番イノ二、六二八八番、六二八九番ノイ、六二八九番ノ口、

六二九〇番ノ一、六二九〇番ノ二、六二九一番ノ二、六二九一番ノ四、

六二九二番ノイ内一段二十八步、六二九三番ノイ、六二九四番、六二九五番ノイ、

六二九五番ノ口、自六二九六番ノ一至六二九六番ノ四、

自六二九七番ノ一至六二九七番ノ四、自六二九八番ノ一至六二九八番ノ三、

自六二九九番至六三〇一番、自六三〇二番ノ一至六三〇二番ノ四、六三〇三番、

六三〇四番ノイ、六三〇四番ノ口、六三〇五番ノ一内ニ敵十五步、六三〇五番ノ二、

六三〇五番ノ三内ニ敵歩、六三〇五番ノ四、六三〇六番ノ一、六三〇六番ノ二、

字上田

六三〇六番ノイ、六三〇七番、自六三〇八番ノ一至六三〇八番ノ四、

自六三〇九番至六三一二番、六三一三番イロ合併ノ一、六三一三番イロ、合併ノ二、

六三一四番六三一五番六三二三番口合併、六三一六番、六三一七番

六三一八番イノ一ノニ内五畝二十九歩、六三一九番、六三二〇番、六三二二番ノイ、

六三二一番ノロ、六三二二番一、六三二三番ノ二、六三三三番ノイ、

自六三三四番ノイ至六三三四番ノ八、六三三五番ノ一、六三三五番ノ三、

六三三五番ノ五、六三三五番ノ七、六三三六番ノ一、六三三六番ノ三、六三三六番ノ五、六三三六番ノ

一〇、六三三六番ノ一二、六三三五番六三三六番六三三七番六三三六番

六三三〇番合併イノ一、六三三五番六三三六番六三三七番六三三〇番合併イノ二、

六三三六番六三三七番六三三〇番合併ノロ、六三三八番、六三三九番、

自六三三一番ノイ至六三三一番ノハ六三三一ノニ内一畝八歩、

六三三一一番ノヘ内四畝二十九歩、六三三一一番ノト、六三三二番、六三三二番ノ一、

六三三三番、六三三六番、六三三九番ノイ、六三三九番ノロ、六三四〇番合ワノ一、

合ノツ、合ノネ、合ノノ、三合ノホ、自三合ノヌ至三合ノワ、三合カノ一、三合カノ二、

三合ヨノ一、三合ヨノ二、三合ノタ、三合レノ一、三合レノ二、三合ソノ一、三合ソノ二、

三合ツノ一、三合ツノ二、七合甲イノ一内二畝二十歩、七合ノロ内六畝十二歩、

七合ノエ内三畝九歩、七合ノヒ内三畝九歩、七合ノモ内三畝十九歩、七合ノモ三畝十九歩、

七合ノセ内二畝二十八歩、七合ノス

五三三九番ノ二 五三三九番ノ四、

一九三七番

同大字常盤城字城下
同字舊館

同字上田城廻

一〇三六番ノ一内二十五歩、一〇三七番内一畝四歩、一〇四四番ノ一内二十歩、
一〇四四番ノニ内一步、一〇四五番ノ内二十八歩、右地域内二介在スル道路敷

〈資料 8〉

史跡上田城跡整備基本計画

〈平成 2 年度策定・縮刷版〉

あいさつ

社会は、国際化社会を迎えたといわれ、また、物の豊かさから、心の豊かさを求める時代へ移行したといわれます。[解説] 1990年代後半は軽井沢にて

眞の国際化、眞の心の豊かさを一言で言い表すならば、「春旗<はるはた>」すなわち、私たちの生まれ育った郷土の風土と歴史という脚下をかえりみ、それを世界に向かって、誇りを持ってアピール出来ることでないかと思います。幸いにも、上田市は、古代の信濃国分寺跡が、わが国でも稀に見るスケールで調査・保存され、中世の仏教文化が塙田平の地に花開き、多くの国宝・重要文化財として現在に遺っています。また、近代には、雅都として栄え、当時の建築物が市内の各所に見られ、豊多の文化人を輩出しています。そして、千曲川の清流と、上田盆地を囲む山々の緑は、豊かな自然の恵みを私たちに与えています。

このたび、これら上田の歴史風土の遺産の中でもひときわ光彩を放ち、日本全国に名を馳せた喜田氏の上田城を、将来にわたって保存・整備していく指針である『上田城跡公園整備計画』が、全国的にも著名な諸先生方のご指導の下に策定されました。このことは、ただ史跡の整備にとどまらず、急激な社会の変化の中で、ともすれば見失いがちな郷土の恵まれた歴史的遺産を、第二次上田市長期基本構想のテーマである「あたたかいい心のふれあううまち」の、「ところ」多豊かにし、郷土上田の象徴である上田城を世界に向かって誇れる城にしようという、市民の心の触れ合いの表れであります。そして、これに続く上田城の整備とはすなむち、心豊かな上田市民の、世界に目を向けた『国際都市上田』づくりの第一歩と言っても過言ではありません。

最後に、本計画策定に当たり、その中心となってご指導いただいた『上田市上田城跡公園整備計画研究委員会』の諸先生方、ご助言をいただいた文化庁・長野県教育委員会各位のご尽力に、衷心より感謝申し上げるとともに、今後改めて参ります事業に対して、なおいっとうのご援助をいただけますよう、お願い申し上げます。

平成3年3月

上田市長 水野 裕 虎

序 文

今から400余年の昔、天正11年(1583)、真田昌幸は、その居城とすべく上田城の築城許情に取りかかりました。この上田築城は、現在の上田市街地の原型となつた上田城下町の始まりでもあつたのです。第一おおや堅の小内丸(小御内丸)また真田氏は、この上田城に立てこもつて2度にわたる徳川の大軍の攻撃を退け、真田氏と上田城の名を天下に鳴り響かせてあります。マヤアーリドウル。上田城には石垣の天守閣もなく、石垣も少なく、特段の要害堅固な城にも見えません。しかも、全国に数多い近世城郭の中で、2度も実戦を経験し、しかも、そのような輝かしい戦歴をあげた城は、ほかにないことも言うまでもありません。城下町や周辺の千曲川、矢出沢川、さらには神川などの河川までも含めた全体の構造が、優れたものであったことは、この2度にわたる実戦の結果が証明しているといえるのです。

しかし、この真田昌幸の築いた上田城は、関ヶ原合戦後に被却され、その後、真田氏の次の城主仙石氏により復興される、という経過がありました。堀、土壁など全体の構造は、真田氏時代のままと考えられますか? 今に残る櫓室の3基の構は、この仙石氏により江戸時代初期に建られたものです。マヤアーリドウル。その後、城主は松平氏に替わり明治維新の廃城にまで至ったのですが、上田城跡は上田の町の生育・発展の原点ともいべき貴重な史跡であつ。上田の歴史・文化を理解する上々次々こので済まないものです。マヤアーリドウル。これらに汚い貴重な史跡を、後世によろよろ姿で継承していくことは、我々上田市民の責務であるとも言えましょう。

今回、上田城跡公園整備計画を策定いたしましたことは、史跡上田城跡を今後長い将来にわたって保存しきかつ、適正に整備するための基本方針が確立されたことになります。マヤアーリドウル。長野県教育委員会文化課の「合意等実施指針」本計画は「上田城跡公園整備計画研究委員会」の先生方のご意見をまとめていただきとともに、文化庁・長野県教育委員会のご指導をいただき、策定させていただいたものです。関係各位に対して深く感謝申し上げますとともに、今後進めて参ります事業に対しまして、引き続き絶大なるご支援・ご助言を重ねてお願い申し上げます。

平成3年8月

上田市教育長 内藤 邦輔 ㊞

例 言

1. 本書は長野県上田市大字二の丸に所在する国指定史跡上田城跡の整備基本計画書である。

2. 本計画は、平成2年度上田市単独事業として、㈱都市環境研究所に事業委託して実施し、策定したものである。

3. 本計画の策定にあたっては、上田市教育委員会が「上田市上田城跡公園整備計画研究委員会」を設置し、同委員会の指導を受けた。

4. 上田市上田城跡公園整備計画研究委員会の構成は次のとおりである。

委員長	黒坂 周平	市文化財保護審議会長
委員	渡辺 定夫	東京大学工学部教授
	吉田 博宣	京都大学農学部助教授
	早井 聖	東京工業大学工学部教授
	牛川 喜幸	奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部長
	宮本 長二郎	奈良国立文化財研究所建物研究室長
	佐藤 次雄	上田市助役
	赤羽 聰	上田市教育委員会教育長、平成2年10月10日退任
	小林 陽三	上田市教育委員会教育長職務代理者教育次長、平成2年12月18日退任
内藤 尚	上田市教育委員会教育長、平成2年12月18日兼任	

5. 本計画策定にあたり、文化庁記念物課及び長野県教育委員会文化課の助言を受け、幹事として、上田市商工部公園管理事務所長及び建設部都市計画課長の参考を得た。事務局は、上田市教育委員会社会教育課及び上田市立博物館で担当した。

6. 本書の編集は、上田市教育委員会社会教育課において行った。

史跡上田城跡整備基本計画書目次

あいさつ 上田市長
序 上田市教育長

① 現状分析と課題	1
1. 上田城と上田城下町の沿革	3
1) 上田城跡の概要	3
2) 城下町の特性	8
3) まちの変遷	10
2. 現況調査	15
1) 地形	15
2) みどりの分布	16
3) 土地利用現況	17
4) 用途地域指定状況	18
5) 道路現況	19
6) 公共公益施設	20
3. 城下町の造構調査	21
1) 城下町網の重ね合わせ	21
2) 城下町の造構	24
3) 水路網	30
4) 二の丸内の状況	32
4. 景観分析	35
1) 城を中心とした景観分析	36
2) 尼ヶ淵の景観分析	37
3) 主要な通りの景観分析	42
5. 歴史的環境整備およびまちづくりの課題	44
② 整備の基本方針	47
1. 城跡整備の目標と方向づけの検討	49
1) 上田城の位置づけ	49
2) 城跡としてふさわしい整備、利用のあり方	54
2. 城跡整備の基本方針	56
1) 基本目標	56
2) 基本方針	56

③ 城跡整備の基本計画	61
1. 発掘調査の位置づけ	63
1) 整備の前提となる発掘調査	63
2) その他遺構の調査方針	63
3) 発掘調査の手順	63
2. 歴史的環境保全のための整備計画	64
1) 二の丸内の復元的整備	64
2) 尼ヶ淵の整備および城郭の縁の保全	66
3) 城への動線計画と入口の整備	67
3. 城跡区域の整備	68
1) 城跡の空間構成	68
2) 遺構の整備	71
3) 動線の形成	75
4. 城への動線沿い景観および出入口景観の整備	77
1) 東のアプローチ道路および「東虎口」	78
2) 西のアプローチ道路および「西虎口」	80
3) 北のアプローチ道路および「北虎口」	82
4) 南のアプローチ	84
5. 尼ヶ淵崖下（南側）の整備	85
1) 南衛市街地の整備	86
2) 尼ヶ淵崖の整備	88
④ 歴史的散歩道の整備計画	93
1) 歴史的散歩道のネットワーク化の方針	95
2) 散歩道ルートの設定と整備の方向	96
参考資料	107
参考資料-1 整備プログラム	109
参考資料-2 城跡の段階的な姿	110
参考資料-3 施設移転の候補地について	113
参考資料-4 尼ヶ淵崖下の整備の考え方	114

1. 上田城と上田城下町の沿革

1) 上田城跡の概要

上田は古代から信濃における重要な場所として発生し、中央の相当な勢力者の領地として開拓していたが、海野町・原町を中心とした上田城下町の形成は、天正11年（1583）の上田城築城とともに始まり、現市街地の原型となった。また慶長8年（1603）頃からは北国街道の宿場町としても盛んになり、真田信之の命による町割り変更（区画整理）により城下町は整備されていった。

このように上田城下町は中世末期に城下町として成立し、近世には宿場町としての機能も譲せられ、約400年の歴史を歩んできた。その間、大灾害や戦火からは免れながら、町の近代化とともに往昔の面影は急速に失われつつある。

上田城は市街地のほぼ中央にあり、信越線上田駅から徒歩で北方へ約10分ほどの場所にある。城跡は本丸、二の丸の地域一帯が昭和9年12月に国指定史跡となった。

上田城は戦闘本位の城だったため、土と水と木で囲められ、本丸の段丘下に堀えんを掘り、城の東方蛭沢川を改修して、その水を城下の飲料と防火の用に充てるとともに、東部外郭をはじめ各曲輪の水濠に埋め、さらに北部外郭に大水濠を作った。また本丸には天守閣は設けず、そのかわりに土居櫓の要所に二層の望楼のような櫓を7棟配置した。この城には特に美貌というほどの建築は見られないが、尼が體をはじめ天然の要塞として、実戦に耐えた風格を残している。

現在は城跡内に三棟の櫻橋が残るほか、本丸の土塁とその外側の有水堀、またそれを廻む二の丸一帯は上田市の象徴としてまた市民の憩いの場として親しまれている。

(1) 上田城の沿革

① 真田氏と上田

上田城は天正11年（1583）真田昌幸によって築かれ、上田の城下町としての形成が始まった。当時の資料によると尼が城と呼ばれ、子曲輪のふみに譲っていたことはまちがいなく、地形上からも現存の城跡であったと考えられる。

真田氏はまず本丸を中心として家臣の居住地を定め、さらにその外郭に原郷・海野郷等の住民を移して、原町・海野町等の城下町づくりを行い、必要に応じて魔術・農業・漁業の集落を作った。

天正13年（1585）と慶長5年（1600）の徳川の大軍の前にも真田氏はこの城を守った。しかし、真田昌幸・幸村父子は関ヶ原合戦後に高野山に流され、上田城は破却城となってしまった。

一方、昌幸の長子信之は徳川方にについたため、関ヶ原の戦後上田城を改めて与えられ、65,000石の上田藩が成立した（沼田と併せて65,000石）。信之は上田城が破却されたため、現在の上田高校の地に居館を構えて藩政にあたった。

1 現状分析と課題

◎近世

元和 8 年（1622）真田氏のあとへ小諸から仙石氏が入城し、35年にわたって土地開拓、産業振興を活動を行い、上小地方の近世封建体制を確立した。

現在の上田城の規模および構造はほぼ仙石氏の再建によるものである。仙石忠政は寛永 3 年（1626）に幕府の許可が下りるとただちに上田城の復興にとりかかった。その規模は大きく、関ヶ原戦後埋め立てられた堀を掘り返し、塹を開き、いくつもの橋を建設した。現在残る三基の橋は寛永年間の建築であることが、その建築様式および昭和 56～61 年度の修理工事によって確認されている。

忠政は寛永 5 年死去し政権が譲生となるが、その後の藩内紛争もあり、上田城復興は未完成のまま終わることになる。この忠政の時代につくられた上田城がそのまま幕末まで大きな改修もなく続いた。なお、この復興においても本丸・二の丸・三の丸の櫓は、真田氏の築いた上田城のそれを受け継いでいるといつてよい。

寛永 3 年（1706）仙石氏に恩賜出石への移封が命じられ、出石藩主松平忠周は信州上田へ移封が命じられた。上田と出石の藩主交替である。

松平氏による上田藩支配は、初代藩主忠周から七代忠礼まで 160 年余にわたって続き、明治維新を迎えるに至った。

◎明治以降

明治 4 年藩蔵県により上田城は東京銀台の分宮所となつたが、同 8 年には廃止された。翌 7 年には城内施設がすべて払い下げとなり、大半の建物が民間に売却されたが、西櫓は取り壊しを免れた。なお現在の北櫓と南櫓は売却されて太郎山麓へ移され遊郭として使用されていたが、昭和 17 年上田城跡保存会が結成され、同 24 年に城内へ移転復元されたものである。

明治 7 年に民間に払い下げられた後上田城は、蒸畠、麦畠等に化してしまったものの、明治 12 年には本丸南側の場所が松平神社（現真田神社）となり、同 18 年には残りの部分も公園となつた。これが上田城跡の公園化の第一歩である。

こうして本丸跡は公園として整備されるようになつたが、二の丸については馬鹿も含め、その大部分が空地となっていた。特にその東側（現在の博物館周辺）には、明治 14 年に高い土塁を巡らした刑務所があり、公園の雰囲気を損ねていた。

その後、大正 10 年には市民文化会館の場所に上田市公会堂が建設され、同 11 年から昭和 3 年にかけては、上田市により二の丸の地の買上げが進められ、また刑務所も移転した。これと平行して児童遊戯場、庭球場、蹴球場を利用しての野球場、陸上競技場等の設置が進められていった。こうして、上田城跡の本丸・二の丸のはば全城が市民公園として整備されることになつた。

この後、上田城跡は昭和 9 年国の史跡に指定され、また昭和 34 年には三櫓が県宝に指定され今日に至っている。

トーンを取る以前の別れ方として、本城を守護する城主を「守護官」と呼ぶが、

この守護官は時々別称で「第一防城内修築などに関する略年表」（昭和 27 年 1 月 1 日

～昭和 27 年 12 月 31 日）

◎天正 11（1583）：真田昌幸、上田城を築き始める。（がゆう）

～ 13（1585）：上田城一志の完成を見る。（がゆう）

～ 16（1601）：徳川軍により上田城城壁が破壊される。（がゆう）

◎元和 8（1622）：真田氏に代って仙石氏入封。主城櫓を忠政

～ 3（1626）：仙石忠政、上田城復興工事に着手。（がゆう）

～ 5（1628）：忠政死去により城營繕中断。（がゆう）

～ 8（1631）：千曲川洪水、尼ヶ淵の地形大きいに変わる。（がゆう）

～ 12（1635）：幕府、武家諸法度により新規の城普請を禁止する。（がゆう）

～ 16（1641）：本丸東虎口の土塁、石垣等を修理。（がゆう）

～ 3（1668）：本丸内の大破した待番所を建て直す。（がゆう）

～ 5（1702）：二の丸東方石垣その他の中石垣修理。二の丸北口土塁下の木橋

を石橋（現存）にかえる。（がゆう）

◎宝永 3（1706）：仙石氏に代って松平氏入封。（がゆう）

～ 5（1730）：上田城下町大火、藩主邸も焼焼。（がゆう）

～ 7（1732）：千曲川洪水、本丸南側の住下部分大きく削減。（がゆう）

～ 8（1733）：前年の洪水による破損箇所修復。合わせてその前面に護岸用の石垣を築く。（がゆう）

～ 7（1751）：本丸石垣修理。（がゆう）

～ 8（1769）：藩主邸全焼。翌年修造完成。（がゆう）

～ 5（1788）：前年着火寺地震で破損の北櫓、三の丸の石垣修繕完成。（がゆう）

～ 6（1794）：上田地方豪震。石垣が崩れ、塀・櫓門傾く。（がゆう）

～ 6（1859）：西櫓他修理。（がゆう）

◎明治 4（1871）：廢藩置縣。（がゆう）

～ 7（1874）：上田城、民間に払い下げられる。西櫓一棟を残し、その他の建物は破却または転売される。南・北兩櫓は市内北方の新屋堆区に移築され遊廓櫓として使用される。（がゆう）

～ 3（1878）：西櫓の屋根、木部、かべ等修理。（がゆう）

～ 4（1888）：西櫓を歴古館として一般公開。（がゆう）

～ 19（1944）：買い取った南櫓・北櫓を城内に復旧。同 24 年に完成。（がゆう）

～ 42（1987）：南櫓・北櫓の屋根葺替、かべ修理。（がゆう）

～ 50（1991）：上田城 3 棒修復工事始まる。（がゆう）

- 163 -

-4-

-5-

(2) 上田城跡の現状

上田城跡は国指定史跡であり、多目的公園として、また市民の憩いの場としても親しまれています。上田市上田城跡公園として、史跡・都市計画公園および観光資源としての性格を併せ持っています。

上田市上田城跡公園の公園管理区域は18.1haあり、うち城跡区域が11.9ha、国指定史跡11.1ha、都市計画公園区域1haの敷地からなっています。

史跡区域内には三輪堂を中心とした文化施設として土田市立博物館・山本廬記念館・市民会館があり、また体育施設として東庭球コート・市営プール・陸連公認ランニングコースやゲートボール場が散在している。(図2-2)

さらに史跡区域を外れた隣接地には青少年センター・ちびっこプール・児童遊園地・陸上競技場・相撲場・市営球場・市民体育館・弓道場・西庭球コート・勤労者体育センター・市民体育館分室がある。(図2-3)

また史跡区域内には個人住宅・真田神社・招魂社および各種の記念碑等があり、これらの施設は今後の城跡整備の課題である。(図2-4)

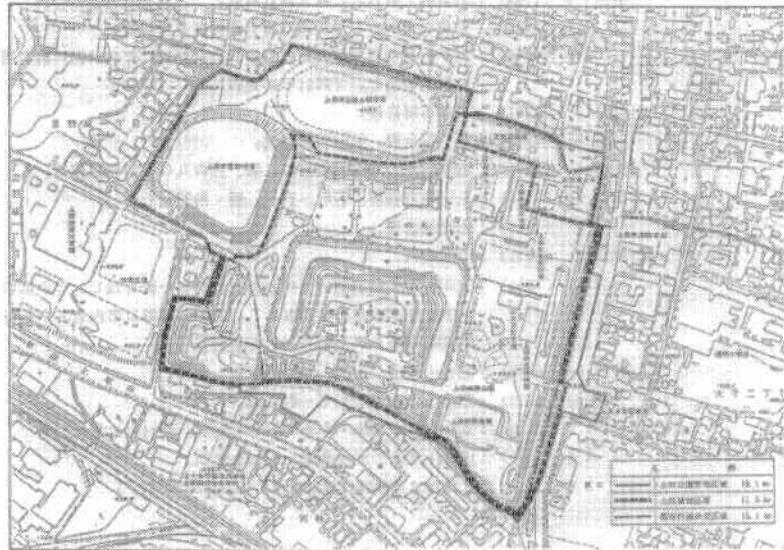
今野アゼナ長野有八・鈴木一郎・井川洋一・(註記)・市原義

久保田千賀・佐藤千賀・鈴木千賀・(註記)・(註記)・(註記)

・(註記)・(註記)

・(註記)・(註記)

図 史跡指定区域等



■上田城跡の指定年月日・位置・面積等

1. 種別 史跡

2. 名称 上田城跡

3. 所在地 長野県上田市二の丸(旧地名 長野県上田市大字上田字上田)

4. 指定等級、年月日及び告示番号 昭和9年12月25日 史跡指定 文部省告示 812号

5. 指定面積

①史跡指定面積(昭和9年12月25日現在) 111.586m²

②都市計画決定面積(昭和40年11月24日指定) 151.000m²

③公園管理面積 181.000m²

6. 告示番号

昭和9年12月25日 史跡指定 文部省告示 812号

7. 公開面積

8. その他

9. その他

10. その他

11. その他

12. その他

13. その他

14. その他

15. その他

16. その他

17. その他

18. その他

19. その他

20. その他

21. その他

22. その他

23. その他

24. その他

25. その他

26. その他

27. その他

28. その他

29. その他

30. その他

31. その他

32. その他

33. その他

34. その他

35. その他

36. その他

37. その他

38. その他

39. その他

40. その他

41. その他

42. その他

43. その他

44. その他

45. その他

46. その他

47. その他

48. その他

49. その他

50. その他

51. その他

52. その他

53. その他

54. その他

55. その他

56. その他

57. その他

58. その他

59. その他

60. その他

61. その他

62. その他

63. その他

64. その他

65. その他

66. その他

67. その他

68. その他

69. その他

70. その他

71. その他

72. その他

73. その他

74. その他

75. その他

76. その他

77. その他

78. その他

79. その他

80. その他

81. その他

82. その他

83. その他

84. その他

85. その他

86. その他

87. その他

88. その他

89. その他

90. その他

91. その他

92. その他

93. その他

94. その他

95. その他

96. その他

97. その他

98. その他

99. その他

100. その他

101. その他

102. その他

103. その他

104. その他

105. その他

106. その他

107. その他

108. その他

109. その他

110. その他

111. その他

112. その他

113. その他

114. その他

115. その他

116. その他

117. その他

118. その他

119. その他

120. その他

121. その他

122. その他

123. その他

124. その他

125. その他

126. その他

127. その他

128. その他

129. その他

130. その他

131. その他

132. その他

133. その他

134. その他

135. その他

136. その他

137. その他

138. その他

139. その他

140. その他

141. その他

142. その他

143. その他

144. その他

145. その他

146. その他

147. その他

148. その他

149. その他

150. その他

151. その他

152. その他

153. その他

154. その他

155. その他

156. その他

157. その他

158. その他

159. その他

160. その他

161. その他

162. その他

163. その他

164. その他

165. その他

166. その他

167. その他

168. その他

169. その他

170. その他

171. その他

172. その他

173. その他

174. その他

175. その他

176. その他

177. その他

178. その他

179. その他

180. その他

181. その他

182. その他

183. その他

184. その他

185. その他

186. その他

187. その他

188. その他

189. その他

190. その他

191. その他

192. その他

193. その他

194. その他

195. その他

196. その他

197. その他

198. その他

199. その他

200. その他

201. その他

202. その他

203. その他

204. その他

205. その他

206. その他

207. その他

208. その他

209. その他

210. その他

211. その他

212. その他

213. その他

214. その他

215. その他

216. その他

217. その他

218. その他

219. その他

220. その他

221. その他

222. その他

223. その他

224. その他

225. その他

226. その他

227. その他

228. その他

229. その他

230. その他

231. その他

232. その他

233. その他

234. その他

235. その他

236. その他

237. その他

238. その他

239. その他

2) 城下町の特性

①自然地形を活かした城構え

上田城の大きな特徴は自然地形を利用した築城をもっていたことである。城の最も大きな堀は二の丸北側の百間堀とその西続きの尼ヶ堀（現陸上競技場・野球場）だが、人工的に築いた堀とは別に、天然の河川も城を要塞化するための堀として利用された。上田城は尼ヶ堀の崖の上に築かれているが、尼ヶ堀は千曲川べりにできた淵であり、上田城南側はこの淵を土塁とし、尼ヶ堀を堀としている。

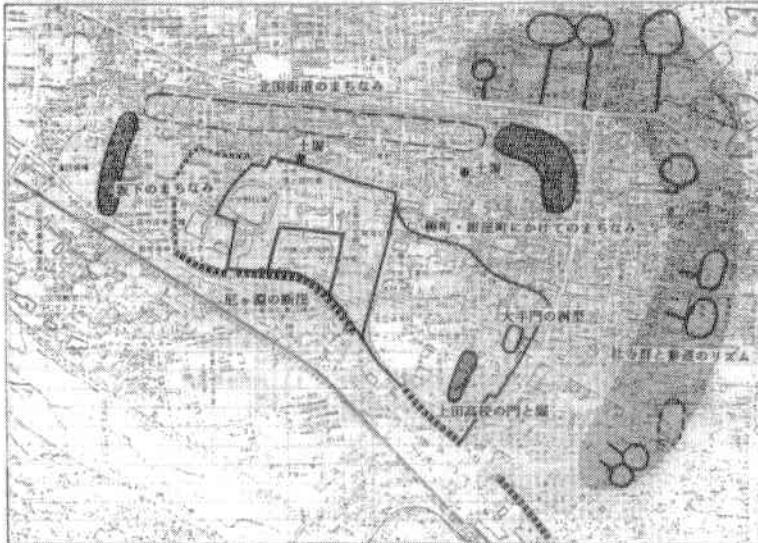
また東側から城下町に流れ込んでいる矢出沢川と蛭沢川は、班屋町の東北で合流し、北国街道に沿ってほぼ直線的に東から西へ流れ、その後源訪部の手前高橋で流路を直角に変えて南下し、千曲川に落ちているが、これは人工的に手が加えられた流路であり、外堀の役割を果たしていた。

②寺院と神社

一般的に城下町の周辺には多くの寺院や神社が配置されているが、上田城下も東端の船越町やそれに続く横町は寺町と呼んでもよいほど多くの社寺が並んでおり、北端は後に春前町と名付けられるほどで、ここにも多くの社寺が配置された。

寺院は大きな建築や多数の墓石を伴なうことから、城下の最高級陣地の役割りを負わされていたといわれ、また地方の豪族との間わりが深いことから、旧勢力を排除しようとする新城主が我藩を理由に城下周辺に移転させ、監視したものであるとも見られている。

図 城下町の特徴



-8-

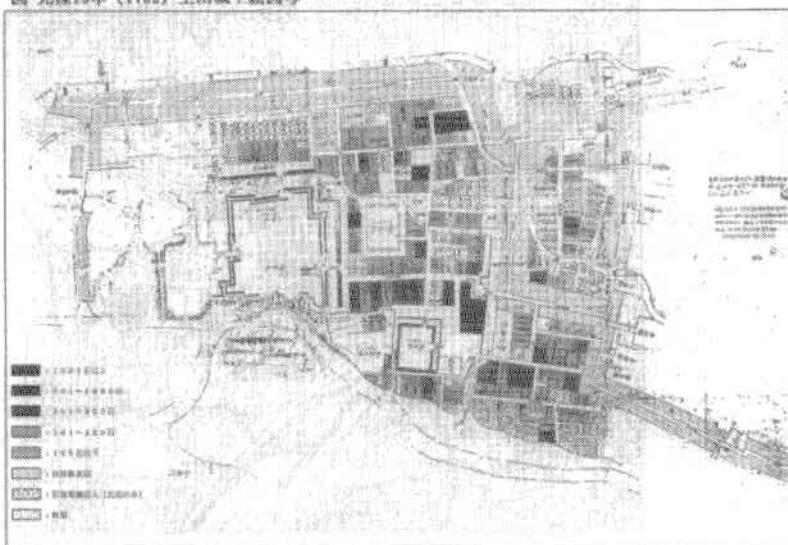
③身分制度をあらわす構造

城下町の構造は身分制度を反映しているといわれる。

上田城下町も大きな構造としてみれば、図（仙石氏時代の石高をあらわす）にみられるように、城主を象徴する城郭本丸・御屋形を中心として、武家屋敷・足軽長屋・町屋・社寺が同心円状に並べられていたといえる。このうち、武家屋敷は、元禄15年（1702）の石高算定図から、おもに豪農豪商の邸宅や官舎の跡地であることが示されている。また、武家屋敷は、武家・士族・兵士の居住地であるが、武家は、主として城主の一族や重臣の邸宅である。一方で、武家屋敷は、武家・士族・兵士の居住地であるが、武家は、主として城主の一族や重臣の邸宅である。

武家屋敷は、武家・士族・兵士の居住地であるが、武家は、主として城主の一族や重臣の邸宅である。

図 元禄15年（1702）上田城下絵図写



-9-

3) まちの変遷

現在入手可能なもっと古い地形図(大正14年)から現代までの上田市のまちの変化を概観する。(開拓地帯なども取扱い難いため不詳)

①大正14年(1/50,000 大日本帝国陸地測量部 上田・坂城から)

- ・上田町は面的には現在の都市計画道路上田駅川原藤線沿道以西から、上田駅大星線までを中心とし、そのほか上田城北側ならびに大星方面に向かう北国街道、上州街道沿いにまちが形成されている。
- ・道路は基本的に城下町時代の形状を踏襲しており、とくに北国街道の大星方面からの入口、上州街道(沼田街道)からの入口の鉤の手がはっきり残っている。
- ・東方を流れる神川から上田のまちまでのゆるやかな西斜面には水田が広がっているほか、丸子電気鉄道が敷設されている。
- ・上州街道北側から新堀(現在の常盤塚・緑が丘)にかけてと、上田城南の千曲川沿いには桑畠が広がっている。



②昭和12年(1/50,000 地理調査所 上田・坂城から)

・まちは東側で現在の文化センター・合同庁舎まで拡大し、その間の道路網が整備されているが、これらは水田地帯を通る農道を活かしたものと考えられる。

- ・西側では清明小学校周辺、上田高校周辺でまちの拡大が読み取れる。
- ・上田駅から二の丸堀を北上し、呈進寺・大輪寺の南側を抜けて、上州街道沿いに延びる上田温泉北東線が敷設されている。
- ・道路網では、矢出沢をはさんで北国街道の北側、現在の国道18号の位置に道路が新設されている。
- ・千曲川沿いには現在の日本たばこ産業の位置に工場の立地が認められる。



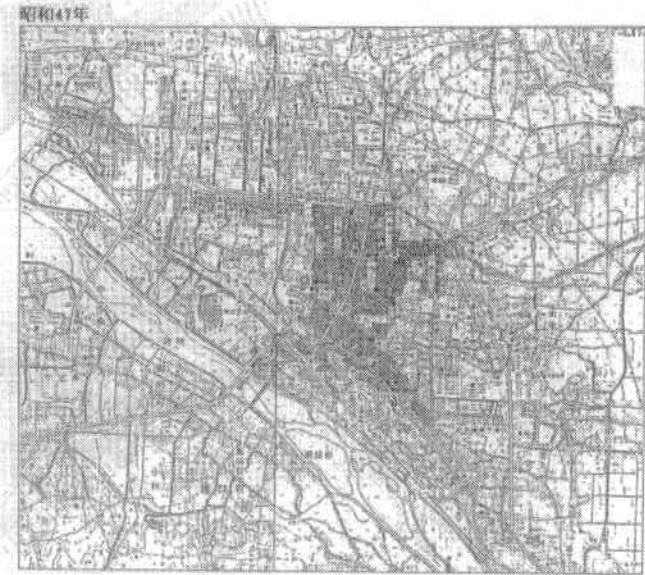
②昭和27年(1/50,000 地理調査所 上田・板城から)



- 12 -

④昭和47年(1/25,000 國土地理院 上田・別所温泉から) 関東母語文庫

- ・国道18号線、114号線、ならびに秋和神煙線の開通、上田丸子電鉄丸子線・同鹿澤線の廃止により、ほぼ現在の市街地の骨格ができるがっている。
 - ・上州街道入口・北国街道入口の鉤の手は、その姿を消している。
 - ・専売公社（現日本たばこ産業）周辺の桑畠では、工場立地が進んでいるが、城跡南側を通る秋和神煙線は未整備である。
 - ・国道18号線沿いに立ち並んで、東方向に市街化が進み、染谷・小岩門・國分など周辺集落とほぼ連携する。
 - ・また新地などの太郎山・東太郎山のふもとでは、宅地開発が進んでいる。
 - ・上州街道北側の水田・桑畠は果樹園に変化している。

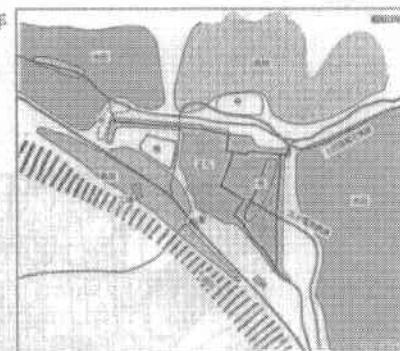


-13-

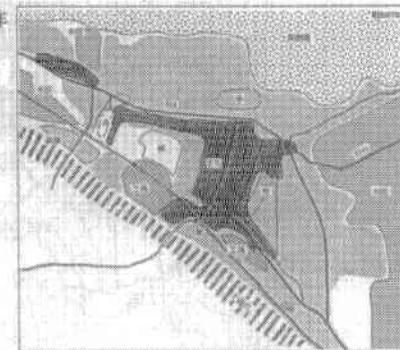
まちの変遷概念図　(上)北東部　大正14年



昭和12年



昭和47年



2. 現況調査

西側斜面の急峻な地形を有する上田市は、その地理的条件から古より多くの災害が発生している。特に、1923年の関東大震災による土石流や、1925年の北信濃地震による土砂崩れなど、歴史的な災害は多く存在する。

1) 地形

上田市の市街地は千曲川の4つの段丘のうち第2段丘面上に立地している。

上田城の立地点は第2段丘崖上の断崖をもって尼ヶ瀬に接している。

しかもその位置は、第2段丘の中心点にあたり、またこれを囲む

第1段丘崖と太郎山麓線はあたかも弓のよう

な内弧となっており、第3段丘崖はその弦に

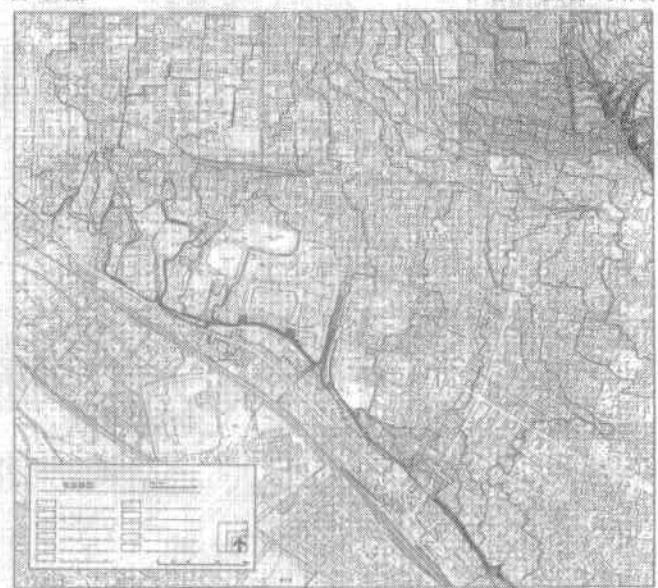
あたる。上田城はその弦、すなわち矢をつけえる所に立地している。

上田城の崖高は12mあり、火山岩層が露出している。火山岩層は河床灘に比べ比較的堅硬なため、急崖を保ちえたといえる。

また火山岩層は千曲川の土流にある火山から流下した泥流によって運ばれたものである。これによって大浴岩塊が運搬され、城の西方切削の登口にある勝子岩もそのひとつである。

図 等高線

1/2,500地形図より作成



2) みどりの分布

昭和60年代はじめの航空写真により緑の分布をみると、図に示すように上田城跡公園内に大きな緑の塊が見られるが、市街地内部にはほとんど緑が残っていないことがわかる。

とくに尼ヶ淵の園緑の延長は、かつては斜面緑地が連なっていたはずであるが、現在は道路やその他の開発によって緑が分断されてしまっている。

そのほか緑の塊が見られる箇所は、矢出沢川沿岸、上田高校、社寺の境内などである。

図 みどりの分布



-16-

3) 土地利用現況

かつての町人街を中心とした南野町、原町を中心としたその後の上田駅の開業および上田駅と設丘山上を結ぶ道路整備に伴ない、国道141号、県道小諸・上田線沿道に商業が集積している。そのほか市街地北部の国道16号沿いに沿道型の商業系土地利用が見られる。

上田城跡公園の東部には、公共系土地利用が集積していることから、第二次後期基本計画において、国道141号以西は城跡公園を含めて教育・文化ゾーンとして位置づけられている。

域の西側および南側の鉄道を挟んで千曲川までは大規模な工業系土地利用として利用されている。

図 土地利用現況図



-17-

参考資料：昭和61年都市計画基礎調査

6) 公共公益阶段

旧城下町の施設分布は図に見るよう、城跡公園およびその周辺にスポーツ施設、文化施設、市民サービス施設がある。

とくに城の史跡区域内あるいは城跡公園内に市民会館やスポーツ施設が立地していることは、駅から徒歩圏内にあるという点で利便性は高いが、城本来の位置づけからは問題がある。

市民サービス・利便施設としては、市役所・市民会館は比較的近傍にあるが、税務署・登記所は国道18号以北に、また図書館は市街地の東部（材木町）と散在的に立地している。

图 公共基础设施分布



3. 城下町の高齢調査

（）城下町の重ね合わせ山口一九二一、西田敏行著「山口縣」

現在の地形図に幕末期を基準とした「上田城下町復元図」を重ね合わせてみると、次のような変化が読み取れる。

の実験結果

◎ 人物

- ・城下町外周に国道10号線、国道144号線、都市計画道路秋和上堀線、同秋和神宿線などの幹線道路が整備されている。
 - ・その内側は、真田氏時代および仙石氏時代と比較しても大きな変化がないとされる幕末期の道路パターンを残している。
 - ・しかし取り付け道路の新設による鉤の手の消滅、その他の道路整備によって、道路網に変化が見られる。
 - ・中でも大きな変化は、現在の上田駅から北へ延びる本市の中心商店街のうち、駅から北国街道（海野町商店街）まで、上州街道以北は後世（少なくとも大正14年以前）に新設されたことである。
 - ・大手門の鉤の手および城下町北東部の北国街道の模型（鉤の手）は当時の形状を残している。

◎醫・御用・水路

- ・道路のほとんどが消滅していないのに対して、全般的に堀・河川・水路の変化は著しい。
 - ・本丸堀のみがほぼ完全な形で残っているものと考えられる。
 - ・尼ヶ堀は完全に姿を消しているが、その断崖と斜面緩地の連なりが当時の状態を残していると考えられる。
 - ・上田城の大きな特徴であった「百間堀」「広堀」「捨堀」はそれぞれ陸上競技場、野球場、専門学校になっている。
 - ・二の丸堀には水はないが、よく成長したケヤキ並木の気持ちのよい散策路として利用されている。
 - ・ただしこの丸堀の北端は完全に埋め立てられ、児童遊園、プール等の施設になってしまっており、面影が失われている。
 - ・三の丸堀も全く姿を変え、地形的な面影は残っていない。
 - ・現在の上田高校敷地にあった「御屋形（館）」（上田藩主館跡）の堀は、東面及び北面の一部が現在も水をたたえ、当時の面影を忍ばせている。
 - ・また、現在の清明小学校「御作事（中庭敷）」は、敷地西側に堀があったことを感じさせる石垣が残っている。
 - ・矢出沼（矢出沼川）、源沼（源沼川）、小金沼（曾金沼川）の流路は、母地変化

がないが、水量が少なく、相当程度家庭糞排水が入っている。
・幕末当時あったとされるその他の水路のうち、ほとんどは消滅してしまっている
か、残っていても暗渠化され、その一部は物置等として民間が使用している箇所
もある。

ふ。今はこうも・まだそれらの水路は、河川と同様に水量が極めて少ない。

◎ 社會

・城下町への西のおさえの向源寺、芳泉寺、東から北にかけてのおさえの日輪寺、顯行寺へ八幡宮はその位置に変化がないが、顯行寺は道路によって分断され、参道がなくなっている。



2) 城下町の造構

・残された歴史的要素

城下町の造構は、すでに改変、破壊によって残されているものが多く、面的な広がりをもつものは認められない。

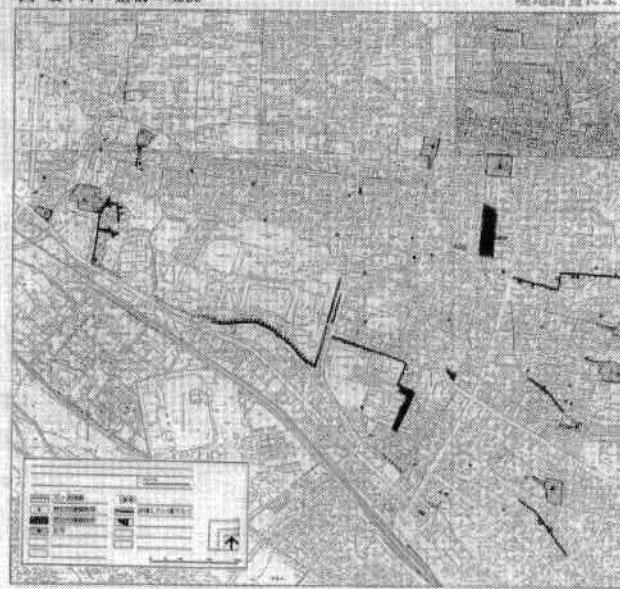
しかし、町家などが少ないながら点々と存在しており、旧上田町の入口に比較的歴史的な面影をもつ建造物が存在する。具体的には、木町～柳町付近（現在の中央四丁目、上田大神宮の参道にあたる）、常田町（現在の常田二丁目付近、北国街道）、上房山～川原柳（現在の中央五丁目付近、上州街道）、牧下（現在の常盤城三丁目）などに比較的良好な町家が残されている（これらは全て、旧上田町の区域外である）。

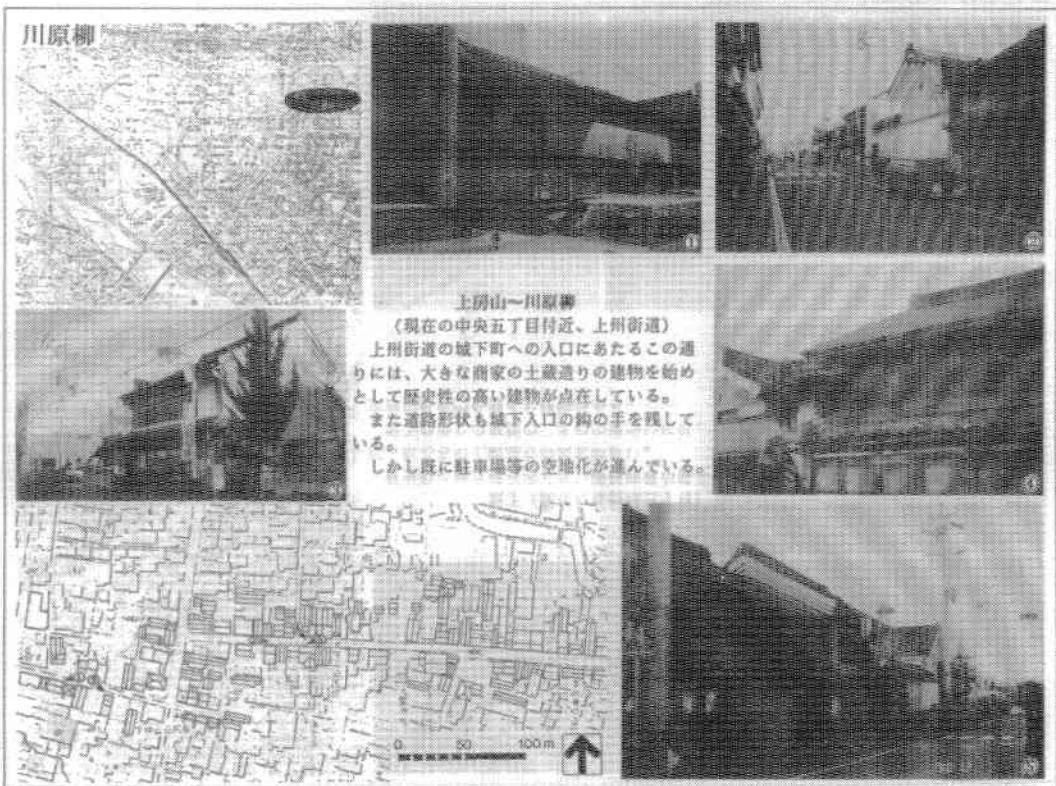
武家屋敷は、一部に塀敷門、あるいは土塁が残されているが、旧態を残しているものが極めて少ない。なお、木町には長屋が存在する。概して、上田の武家地には伝統的な建造物が少ない状態である。

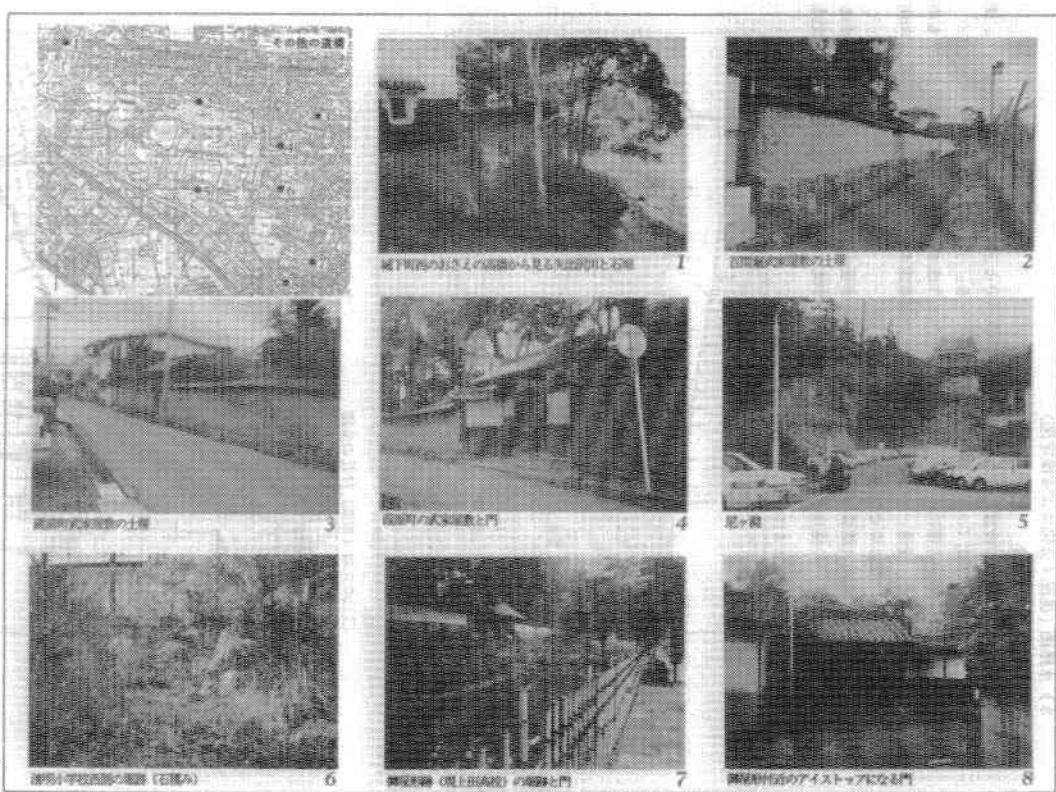
なお、東治町～横町にかけては、寺（廃）があり、古い形態を残している。

これらは、上田城下に残された数少ない歴史を感じさせる要素であり、まちづくりの中で大事に活用していく必要がある。

図 城下町の造構の現況







3) 水路網（現況＋公園による推定図）

・城構えの改変

水路、堀の改変は著しく、二の丸堀の大部分と三の丸の堀は埋め立てられて、ほとんど宅地化（一部は公共施設化）されている。

百間堀、広堀については、公園（明治期に作成され、昭和47年に整理されたもの）によると、里道、水路、及び農地の区画割が確認され、明治期には農地として利用されていたものと推定できる。

三の丸堀（新参町周辺）は、公園によりほぼ堀の形が推定できるが、丸堀跡のあたり中庭敷の堀は公園からはその位置がうかがえず、このあたりの堀自体が未完成

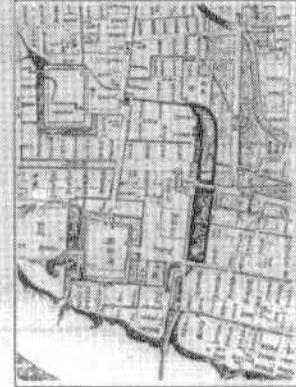
○公園による百間堀、広堀の地図



○三の丸堀（東側）付近の公園



○弘化4年城下町用水給水図



であった可能性が強いといえよう。

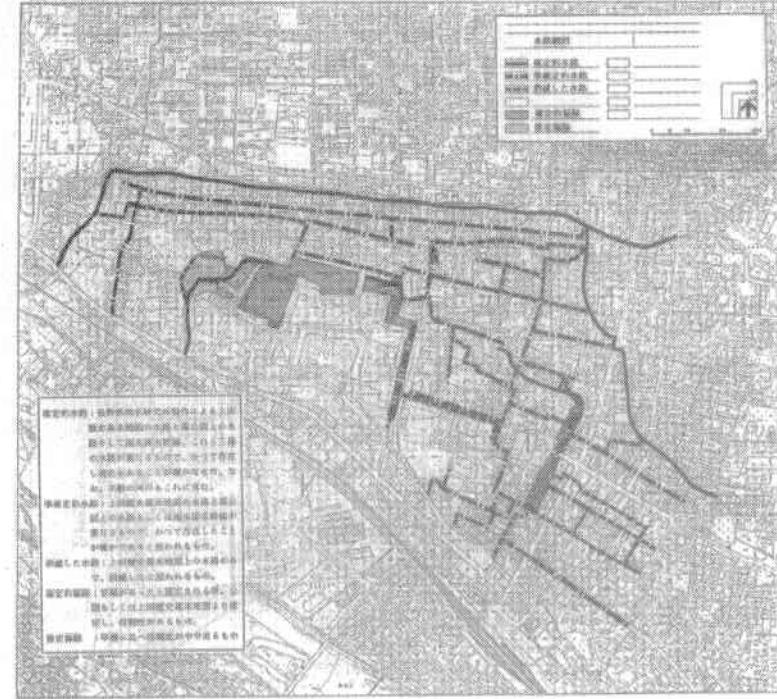
堀への水の供給系統が明確でなくなっている。ただし、これについてはかなり早い時代から変化していた可能性もある（二の丸の堀は早くから空堀であったという記録があり、また昭和初期には本丸の堀底で遊ぶことができたといわれている）。

トヨタヨシタケル氏 なお現在、千曲川から導水されて沼澤、水量は現在の状況となっているが、堀へつながる水の系統はよくわからない。豊田耕野「白鷹」(1971)

（参考文献）堀への水の供給系統を推定するためには、旧公園を参照することが最も確実である。しかし、本調査では旧公園を参照できなかった。そこで旧公園を参照して作成された上田歴史基本地図（長野県地名研究所）および現況の公園を基本とし、参考的に雨水排水幹線を参照して水路網図を作成した。（参考文献）

また、現在は完全に姿を消してしまっている三の丸堀についても公園の読み込み（分界過程を示す地番、形状等）から、その形を推定した。大手東側の堀は概ね推定しうると考えられるが、三の丸堀北側は、公園からも堀としての形状が読み取れず、この部分はもともと幅員の狭い水路状のものであったことが推定できる（現在も水路が現存している）。

図 水路網の推定復元図



（4）二の丸内の状況
 二の丸内は、北側が城主として運動施設となっており、かなりの程度城のイメージから離れた利用状況となっている。また、二の丸の東側には市民会館が建てて市議会議事堂も隣接し、城の雰囲気を阻害している（駐車場の存在の問題もある）。上田城は一時民間に払い下げられたという経緯をもっていることから、旧態の復元に関する課題は多いが、公共施設の区域については、可能な限り適切な対策を実現していく必要がある。

（1）主要施設の現状

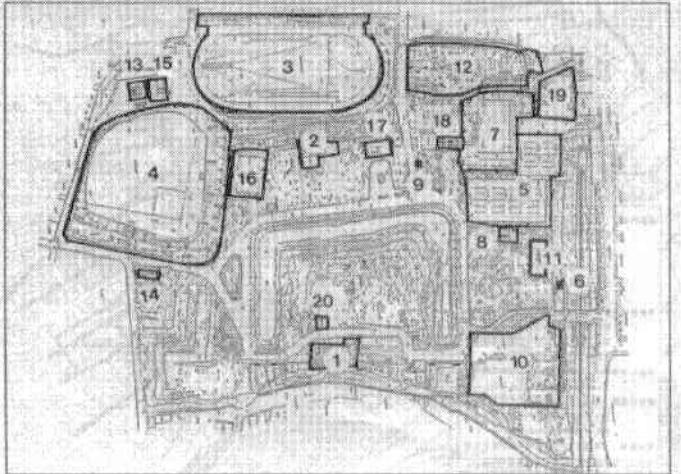
- ・利用状況と課題

二の丸内の施設の中でも特に本丸にはまだあります。受託者による運営によって二の丸内の状況は、北側が主として運動施設となっており、かなりの程度城のイメージから離れた利用状況となっている。また、二の丸の東側には市民会館が建てて市議会議事堂も隣接し、城の雰囲気を阻害している（駐車場の存在の問題もある）。上田城は一時民間に払い下げられたという経緯をもっていることから、旧態の復元に関する課題は多いが、公共施設の区域については、可能な限り適切な対策を実現していく必要がある。

（2）主要施設のリスト

1. 真田神社 (昭11)	13. 相撲場 (昭14)
2. 上田相撲場 (大11)	14. バドミントン場 (不明)
3. 市営陸上競技場 (昭3) (C)	15. ゴルフ練習場 (不明)
4. 市営野球場 (昭3)	16. ゲートボールコート (不明)
5. 市営テニスコート (昭4)	17. 武道館 (昭5)
6. 平和の鐘 (昭5)	18. 公園管理事務所 (昭6)
7. 市営ゴルフ (昭14)	19. 駒形青少年ホーム (不明)
8. 山本義紀会館 (昭11)	20. 所々土産店 (昭11)
9. 葵の森 (昭11)	その他の
10. 市民会館 (昭11)	市民体育館 (昭4)
11. 市立博物館 (昭4)	弓道場 (昭13)
12. 児童遊園地 (昭11)	競技者宿泊センター (昭13)

図 二の丸内の施設分布



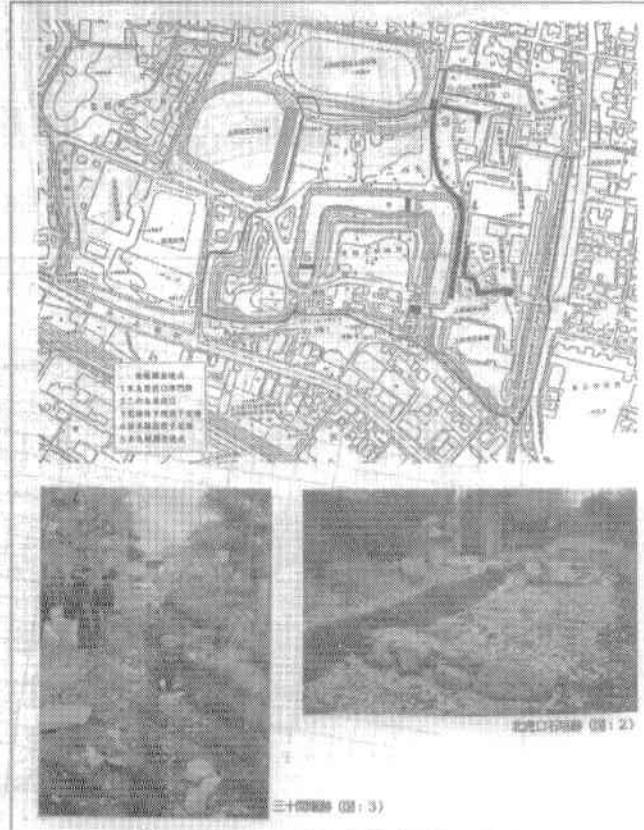
（2）造構の発掘調査

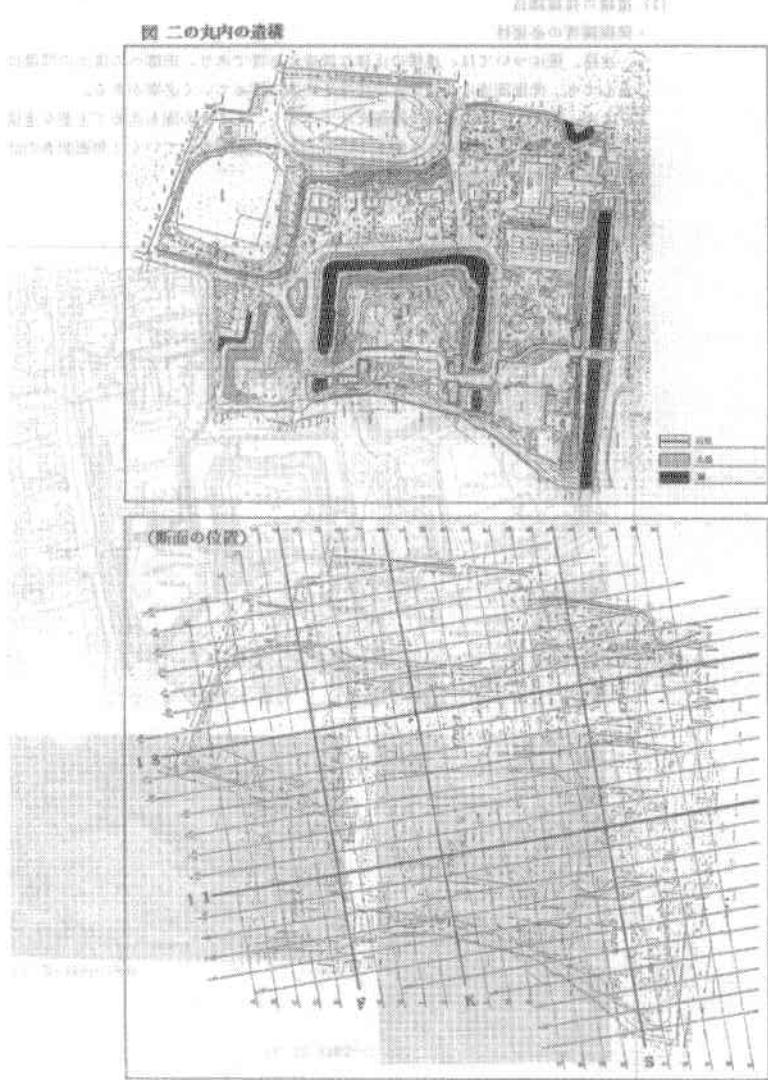
・発掘調査の必要性

水路、堀については、造構の正確な調査が必要であり、旧態への復元の問題は別としても、発掘調査により史実の把握を的確に進めていく必要がある。

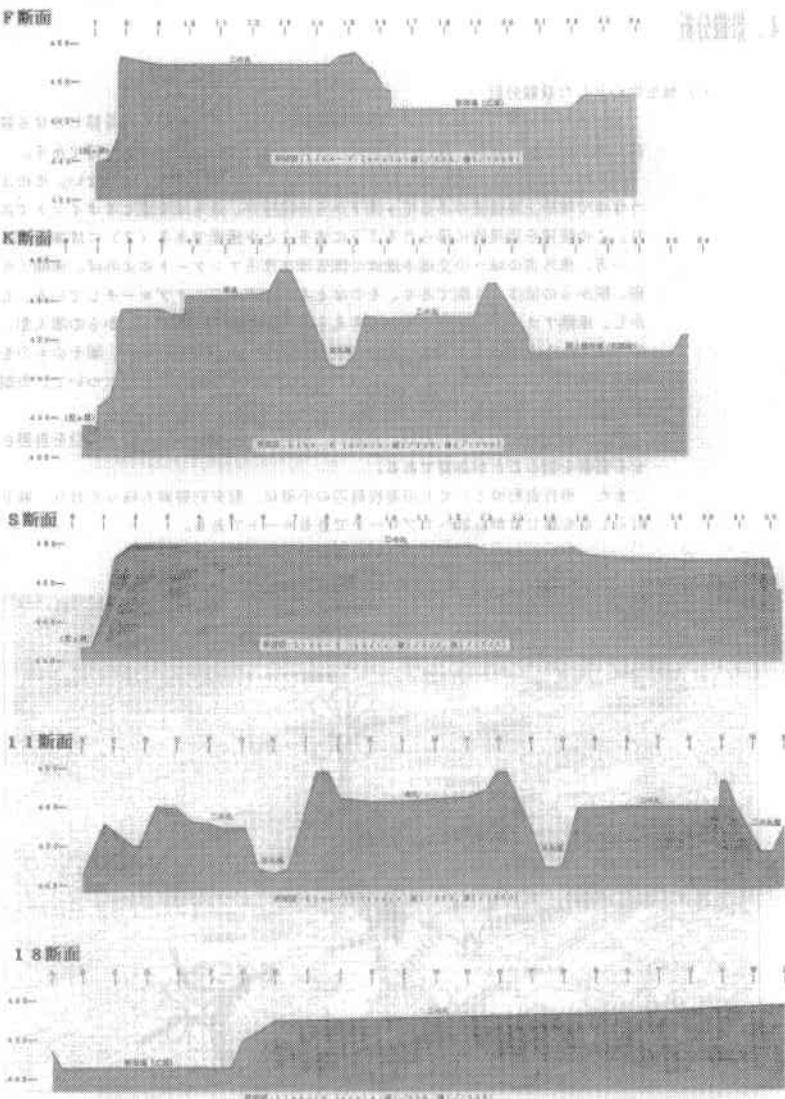
また、本丸、二の丸造構の把握だけではなく、三の丸の堀も含めて主要な造構については、民有地についても調査が行われるよう指導をしていく（発掘調査の計画へ反映させる）必要がある。

○平成2年度の発掘調査（上田市）





図二の丸の断面 (縮尺比= 5 : 1)



4. 景観分析

1) 城を中心とした景観分析

上田城は誰にでもわかりやすい天守閣を持たず、「城」そのものを感じさせる要素は格、尼ヶ淵の堤線、及び《広いオープンスペースを認識させる》線である。

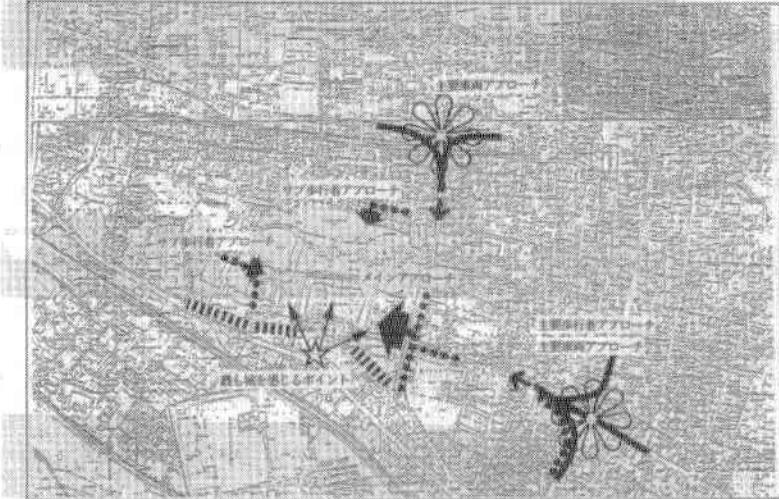
視覚的に高さのあるものがないため、縦構えを感じるポイントは少ない。そのような中で地形上高低差のある尼ヶ淵下からの眺望が、最も城を感じるポイントであり、この眺望を効果的に得られるようにすることが重要である（2）に詳細分析）。

一方、来外者の城への交通手段は公園管理事務所アンケートによれば、車両：6割、駅からの歩行：2割であり、そのほとんどが東虎口にアプローチしている。しかし、車両アクセスの主要ルートと考えられる国道141号（北方方向）からの導入部、歩行者ルートとも重なる国道141号（東方向）からの導入部とともに、城そのものを意識させる、あるいは徐々に城に近づいていくという心理的な効果について、景観上の配慮が必要である。

そのほか城へのアプローチは、北虎口、西北口があるが、いずれも入口を意識させる整備を図ることが必要である。

また、歩行者動線として上田高校周辺の小道は、歴史的要素も残っており、城下町らしさを感じながら城へアプローチできるルートである。

図 城を中心とした景観特性



2) 尼ヶ淵の景観分析（視覚効果に関して）

景観の目地は北…

（二）前記の地図を下図は秋和×上掘線の両側歩道、及び信越線から橋が眺望できる範囲と眺望の障害物にならでいる建築物を示したものである。

（一）歩道からの眺望

（二）歩道からの眺望が良好なのは、道路前面にまとまった空閑地がある箇所である。

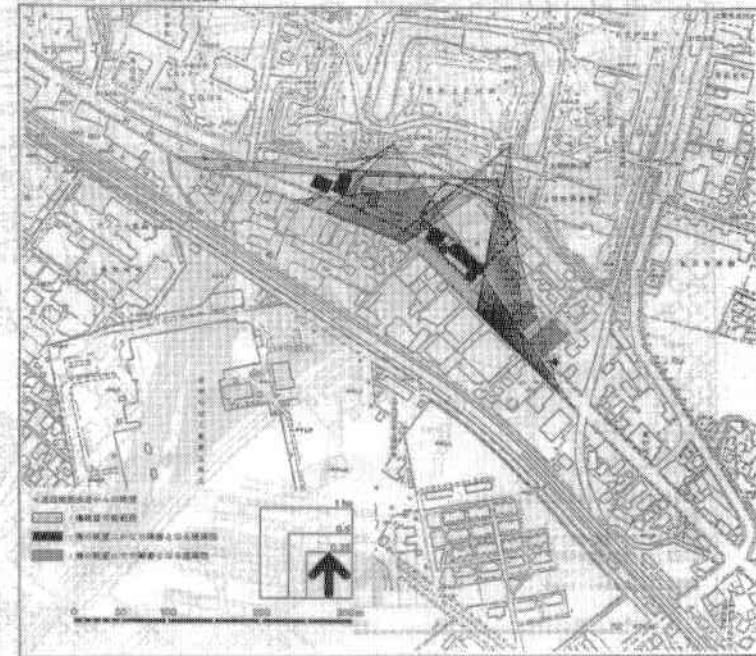
（三）歩道からの眺望が良好なのは、西側、東側とともに眺望できる範囲は、民間駐車場が歩道北側（その北側、尼ヶ淵

まで市営駐車場）にある1区間（延長約80m）である。

・このほか、東側はその東側工場を挟んだ、やはり民間駐車場が前面にある箇所で眺望が可能である（延長：約150m）。

・このうち、西半分の範囲では、奥まっている北側も眺望できる。

図 歩道からの眺望範囲



…（参考）歩道から良好な眺望を得るための方策の検討（参考）

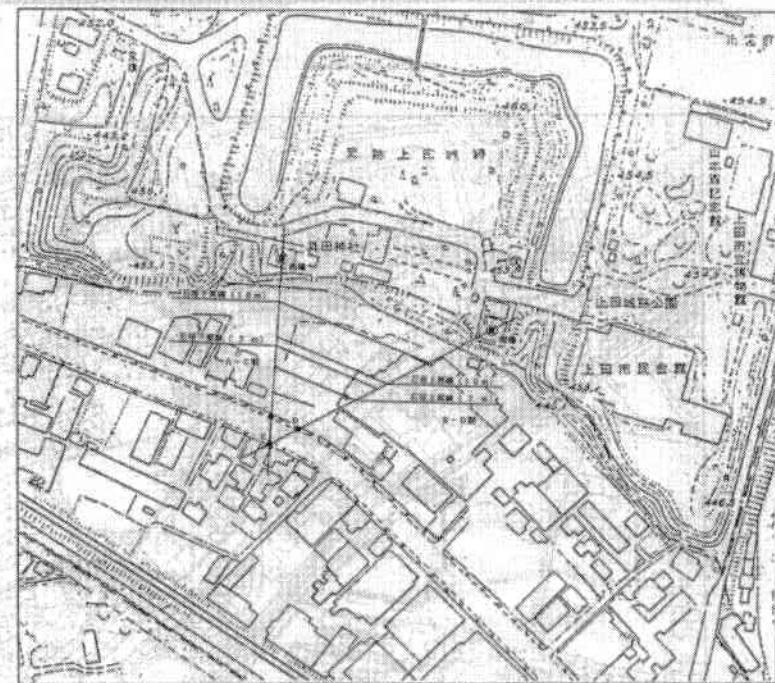
・この区域を認識させる構造は、天守閣と異なり小規模な建築物である（高さがない）ため、
歩道北側から約35mの後退距離で沿道建物の高さを規制し、かつ道路からの後退距離を大きく取らないと、歩道か
らの眺望は良好なものにならない（歩道北側から約42mの後退が必要）。

（仮に沿道建物に對して高さ規制を設けるとしても、道路からのセットバック距離を相当程度とらないと、規制効果が得られない）

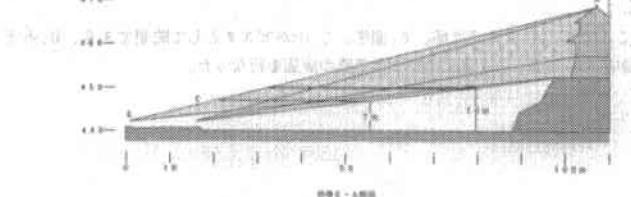
・図は、沿道建物の高さ規制を仮に7m・10mとした場合、石垣下部・上部・橋上部を可視するには、どの程度セットバックすればよいのかをスケッチしたものである。

・歩道北側から石垣上部（橋下部）を見るためには、7m規制の場合は官民境界から約35mの後退、10m規制の場合は約42mの後退が必要である。

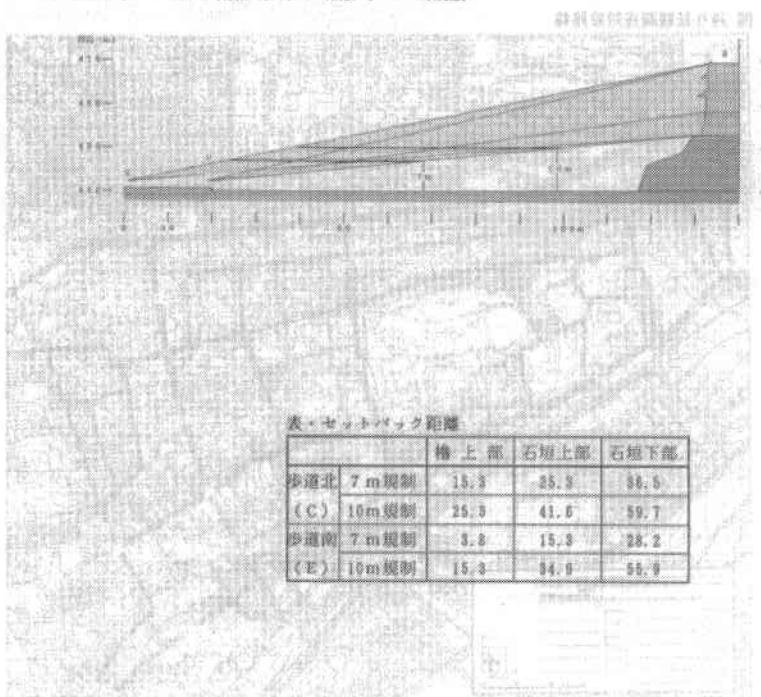
図 尼ヶ瀬からの眺覗



E・Cポイントからの西橋（A）の眺望（A-E断面）



E・Dポイントからの南橋（B）の眺望（B-E断面）



表・セットバック距離

		橋上部	石垣上部	石垣下部
歩道北	7m規制	15.3	35.3	38.6
(C)	10m規制	25.3	41.6	59.7
歩道南	7m規制	5.8	15.9	38.2
(E)	10m規制	15.3	34.9	55.9

3) 主要な通りの景観分析（延長一千㍍）堤頂付近（左）堤側山丘地帯と右岸（右）

歴史的に古い道、現在の主要な道路を図のように87路線選定し、道路の使用状態（主観的な交通量、人通り等）、沿道土地利用、ピスト等の景観実況調査を行なった。

ここでは、A. ごたごた感、B. 個性、C. 山がピスクとして眺望できる、D. みどりが感じられる、の4点について各道路の評価を行なった。

問 通力行駛調查對象路線

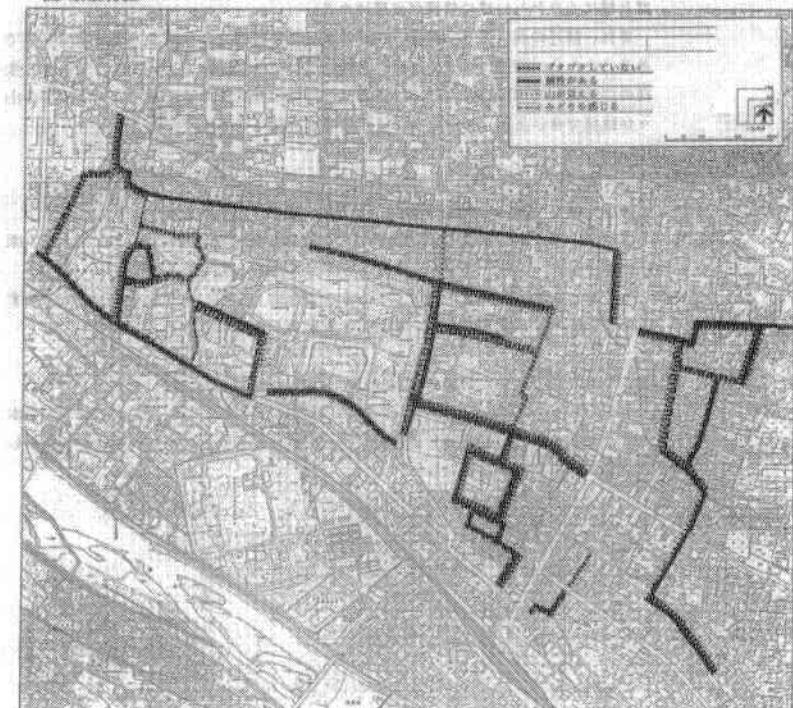


-10-

- ・通りの個性・まとまりの点から評価できる通りは、それのみでは網になりにくい。
 - ・しかし、沿道の公的土地区画整理事業や建築物等を結ぶルートが設定できれば、その可能性はあると考えられる。

・住民にとって日常的な風景である山の景観だが、通りの雰囲気を形づくる要素のひとつであり、南北方向の通りで、ある程度の幅員を有するものは、その景観が得られる。

第四章 特性



- 9 -

5. 歴史的環境整備およびまちづくりの課題

—城下町らしさを感じるまちづくり—
—尼ヶ瀬と矢出沢川の活用によるまちづくり—

①大きな城構えを意識できるまちづくり

上田城は、自然地形を巧みに活かした城であり、このことは上田城の大きな特徴である。まちの大きな構造として見れば、北方の太郎山・虚空蔵山・東太郎山、北東の湯の丸高原の山々と千曲川に囲みをおき、さらに城下町そのものは尼ヶ瀬と矢出沢川、東から北にかけてのおさえとしての寺群で城構えをなしていた。

この特徴を活かし、城下町全体が大きな城構えであることを意識できるまちづくりを展開していく必要がある。

特に尼ヶ瀬は城としても極めて重要な要素であり、これ以上、コンクリートに覆われて自然要素の面影が失われないようにすることが大切である。また、尼ヶ瀬の下は唯一上田城の全容を認識できるポイントであり、この場所の景観には十分な配慮と城にふさわしい場の整備が必要である。

また、前述の要素のうち矢出沢川は水量もある程度あり、橋からの眺望も良好であることから、市民にとっても、来外者にとっても親しみのある川として、現代生活において再評価したい川である。同様に、北向きの道路からは太郎山等の山々が眺望でき、上田らしさとしてその景観を大切にする必要がある。

②残っている歴史的要素を大切にする

前出の尼ヶ瀬同様、現在残っている要素は極力保全する必要がある。

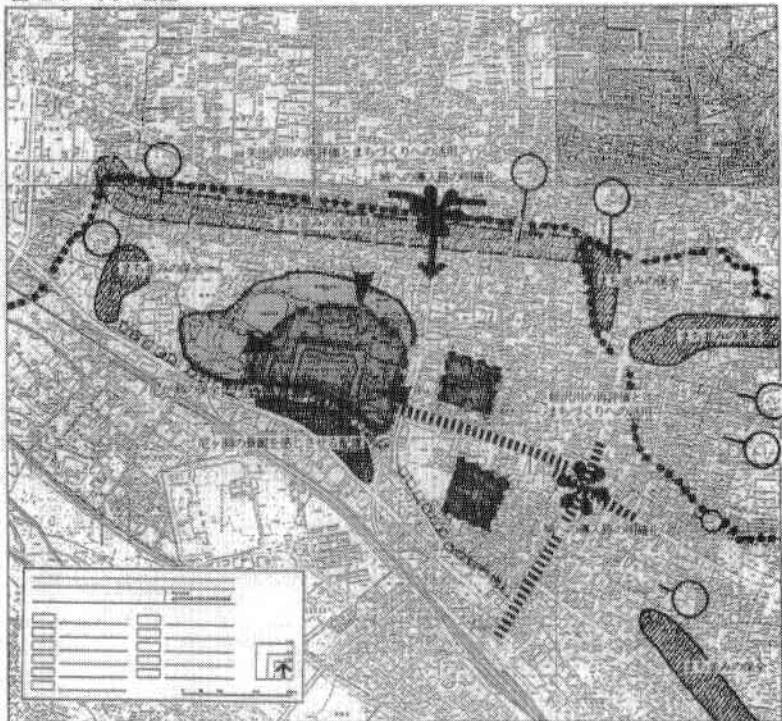
中でも、通りとして歴史性を感じさせる木町～柳町付近、常田町、上房山～川原町、坂下などは、居住者の協力を得て、保全に努める必要がある。

そのほか、散在的な分布になってしまった遺構（単体）をつなぐルートを設定することによって、城下町らしい雰囲気を創出する必要がある。

③城へのアプローチを大切にする

現在、城へのアプローチルートは計画的に欠ける面があるが、旧城下町全体の構造の中で、上田城を明確に位置づけ、動線計画とともに城への入口にふさわしい整備形態にする必要がある。

図 まちづくりの課題



1. 城跡整備の目標と方向づけの検討

1) 上田城の位置づけ

(1) 城の位置

上田城は、歴史的には千曲川（尼ヶ瀬）の段丘の上という位置を占めていたが、その後、上田駅（信越本線）の設置、あるいは千曲川の低地部の市街化によって、町における城の位置が変化した。

駅の位置は沼追手の南、千曲川河川敷に立地したため、構造的変化は大きくないが、商業機能の展開、あるいは新設道路との関係から、大きな形態的変化がもたらされた。この中でも、とくに堀、城下町へのアプローチルートが変化したことがポイントとなっている。

(2) 道路ネットワークとの関係

これには、道路網の変化が大きく関わっている。すなわち、明治期までは千曲川の低地部は（低湿地として）土地利用、道路の位置づけがなく、道路網は段丘台地の上部に限られていたといってよい。

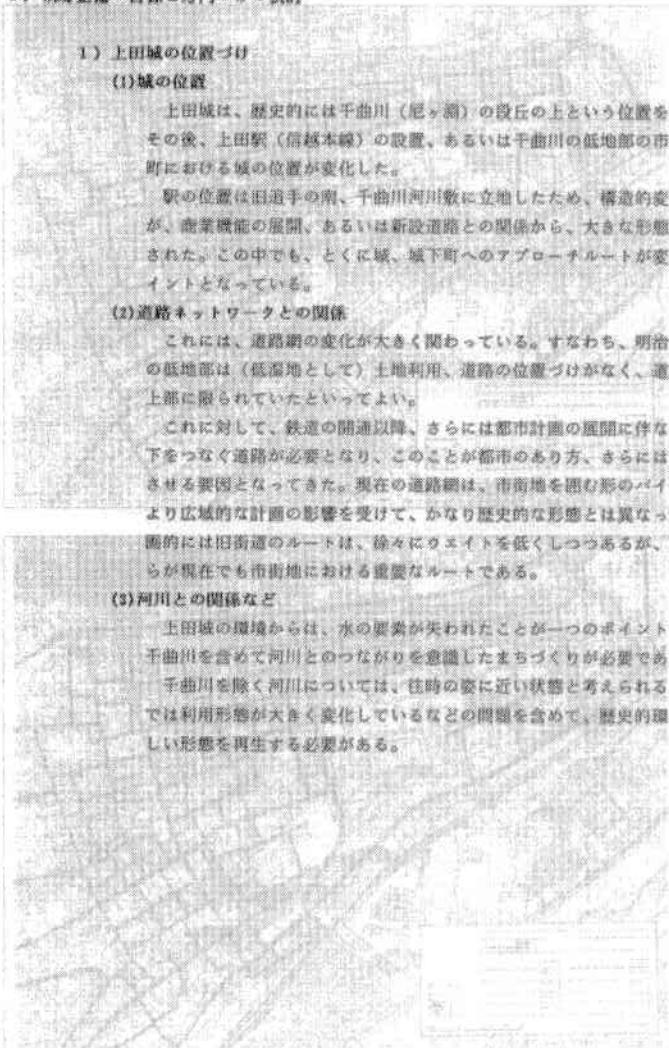
これに対して、鉄道の開通以降、さらには都市計画の展開に伴って、段丘の上下をつなぐ道路が必要となり、このことが都市のあり方、さらには城の位置を変化させる要因となってきた。現在の道路網は、市街地を囲む形のバイパス、さらにはより広域的な計画の影響を受けて、かなり歴史的な形態とは異なってきている。計画的には旧街道のルートは、徐々にクエイクを低くしつつあるが、現実的にはこれらが現在でも市街地における重要なルートである。

(3) 河川との関係など

上田城の環境からは、水の要素が失われたことが一つのポイントとなっている。千曲川を含めて河川とのつながりを意識したまちづくりが必要である。

千曲川を除く河川については、往時の姿に近い状態と考えられるが、一部の区間では利用形態が大きく変化しているなどの問題を含めて、歴史的環境としてふさわしい形態を再生する必要がある。

② 整備の基本方針



5. 歴史的環境整備およびまちづくりの課題

① 城下町らしさを感じるまちづくり

上田城は、自然地形を巧みに活かした城であり、このことは上田城の大きな特徴である。まちの大きな構造として見れば、北方の太郎山・虚空蔵山・東太郎山、北東の湯の丸高原の山々と千曲川に囲みをおき、さらに城下町そのものは尼ヶ淵と矢出沢川、東から北にかけてのおさえとしての寺群で城構えをなしていた。

この特徴を活かし、城下町全体が大きな城構えであることを意識できるまちづくりを展開していく必要がある。

特に尼ヶ淵は城としても極めて重要な要素であり、これ以上、コンクリートに覆われて自然要素の面影が失われないようにすることが大切である。また、尼ヶ淵の下は唯一上田城の全容を認識できるポイントであり、この場所の景観には十分な配慮と城にふさわしい場の整備が必要である。

また、前述の要よりうち矢出沢川は水量もある程度あり、橋からの眺望も良好であることから、市民にとっても、来外者にとっても親しみのある川として、現代生活の中において再評価したい川である。同様に、北向きの道路からは太郎山等の山々が眺望でき、上田らしさとしてその景観を大切にする必要がある。

② 繋いでいる歴史的要素を大切にする

前に挙げた尼ヶ淵周辺、現在残っている要素は極力保全する必要がある。

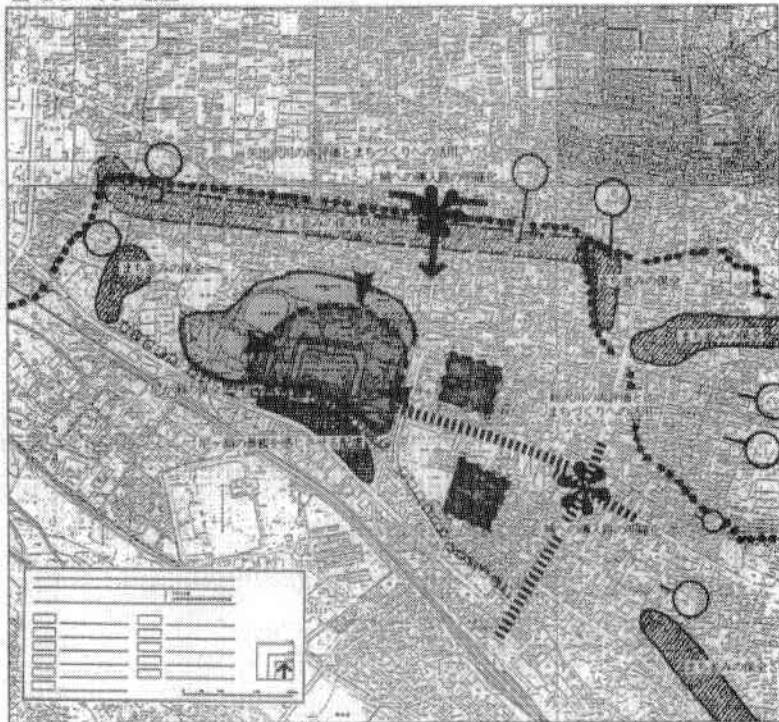
中でも、通りとして歴史性を感じさせる木町～柳町付近、常田町、上原山～川原町、坂下などは、居住者の直力を得て、保全に努める必要がある。

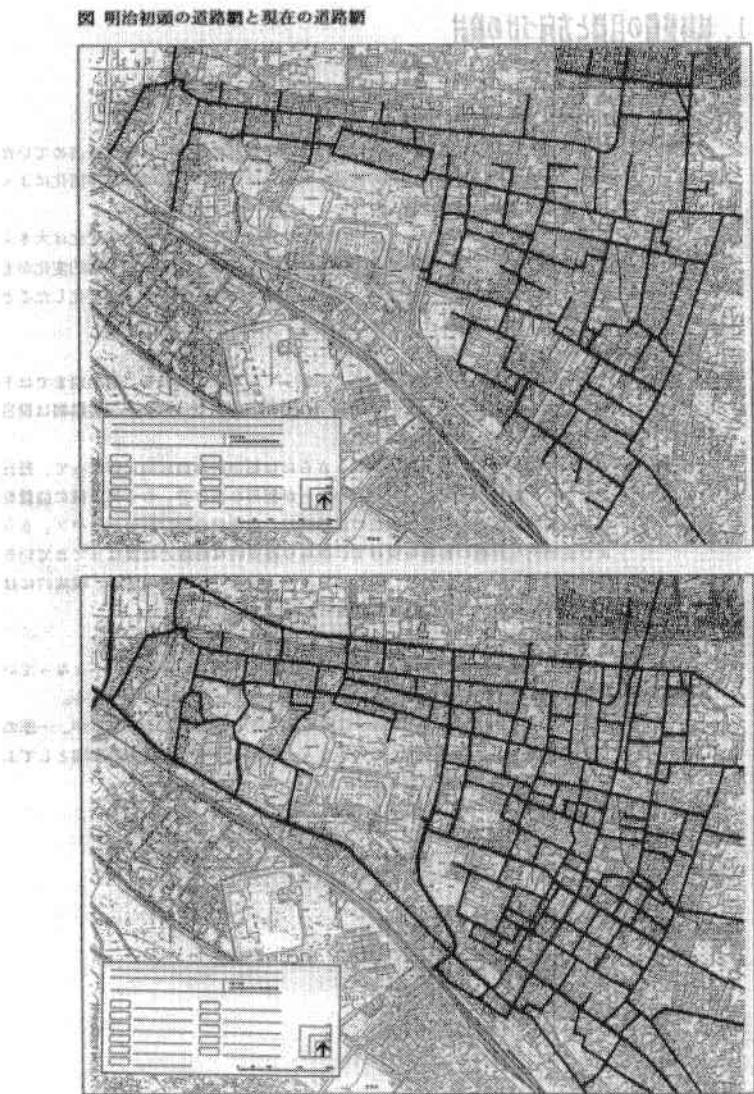
そのほか、散在的な分布になってしまった遺構（単体）をつなぐルートを設定することによって、城下町らしい雰囲気を創出する必要がある。

③ 城へのアプローチを大切にする

現在、城へのアプローチルートは計画的配慮に欠ける面があるが、旧城下町全体の構造の中で、上田城を明確に位置づけ、動線計画とともに城への入口にふさわしい整備形態にする必要がある。

図 まちづくりの課題





-50-

(4) 城の位置づけと整備課題

このような市街地構造の変化、さらには北の山々や千曲川の大きな自然の構造を考慮し、上田城の市街地における位置づけを検討する必要がある。

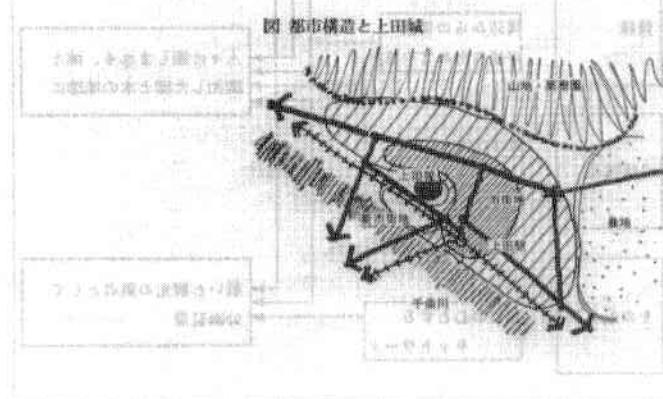
そのポイントとして、

- …かつては千曲川の河岸段丘線の要衝にあった城が、現在では市街地の西側への拡大により、市街地に取り込まれてきつつあること。
- …このような市街化動向に伴ない、次第に緑地やオープンスペースが減少しつつあり、城がこれまで以上に貴重な空間となりつつあること。
- …市の玄関口である上田駅に近く、また主要道路から円滑な連絡を確保できる位置にあること。
- …上田市の市街地展開の中で、千曲川沿いの低地部の工業立地地区が、将来大きな役割を果たす可能性があり、上田城がこれに近接していること。
- …山地と河川の間に広がる市街地と農村集落の構造において、河岸段丘上という地形的变化点であり、土地利用的な变化点を占めていること。

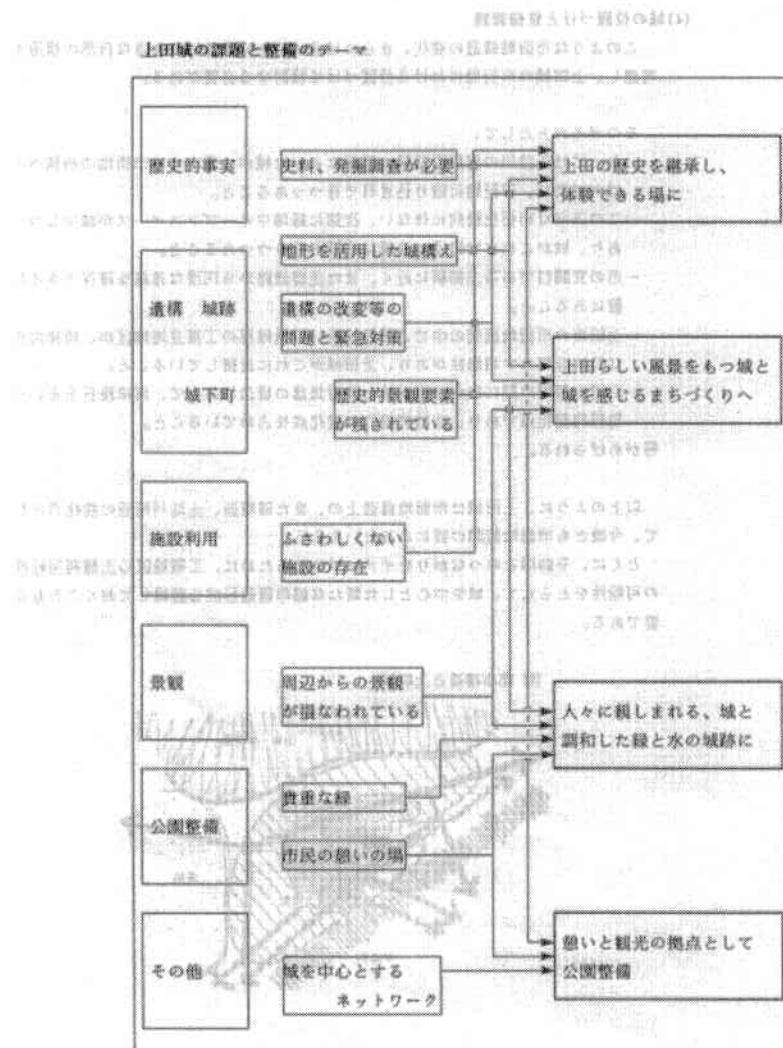
等があげられる。

以上のように、上田城は市街地構造上の、また環境面、土地利用面の変化点として、今後とも市街地展開の要にあるといえよう。

とくに、千曲川とのつながりをイメージさせるために、工業地区の土地利用転換の可能性をとらえて、城を中心とした新たな都市構造形成を意識しておくことも重要である。



-51-



(5) 整備のテーマ 街並みの復元・歴史の継承のための在路

城の整備の方向については、「過去から未来へ歴史を継承していく場」とともに、上田市における「貴重な市街地空間の要」という点を考慮し、城の利用、景観形成とともに、城を中心とした大きな都市づくりへの展開を意識する必要がある。

城跡整備のテーマとしては、次のような3つの方向が考えられる。

A 歴史の学びの場に着目したテーマ

・上田市の歴史シンボル空間の形成

…遺構の完全な復元をめざし、史実に忠実な「場」を再現しつつ、文化（教育）的な利用を主体とする方向

…城跡にふさわしくない施設の移転と城跡にふさわしい場の形成

B 憩いと集いの場に着目したテーマ

・上田市のゆとりの空間の形成

…主たる造構とその延長形態（フォーメーション）を復元し、城構えを整備する方向

…施設型でない利用形態

C 観光と余暇の場に着目したテーマ

・上田市の名所空間の形成

…造構の復元の方はBと同様であるが、観光を意識した様景整備を付加していく方向

…特色ある水面、花木や城に適合する施設を配置

上田城の現状はCに近い状態だが、この点を全て否定することは現実的ではないと考えられる。また、Aが最も理想的な姿に近いといえるが、CからAにしていくためには相当の長期間を要することも事実であり、またそのための学術的調査などを準備が前もって必要である。

したがって、上田城の整備にあたっては、それぞれのテーマの良い点を取り入れつつ、C→B→Aという段階的整備の流れの中で、長期的に史実に忠実な城の復元を実現していくこととする。

短期的には本丸の整備、及び一部の城の入口（虎口）の整備に重点をおき、新幹線の開通に合せて、上田のシンボルとしての城のイメージづくりを図ることとする。

中期的目標としては、城にふさわしくない施設利用を排除してオープンスペースを生体とした城跡とし、発掘調査の進展に対応して、可能な部分から、造構の復元を図ることとする。

長期的には、二の丸堀（百間堀、広堀を含め）内において、史実に忠実な城跡の復元を実現していく。

2) 城跡としてふさわしい整備、利用のあり方

卷二四 藝術(3)

以上をふまえて、上田城跡整備基本計画の目標を以下に設定する。

- 上田らしい風景をもつ城と城を感じるまちづくりを進める
 - 城跡は、上田の歴史を継承し体験できる場として整備する
 - 市民に親しまれる、緑と水の憩いの城跡として整備する
 - 上田市にとっての名所、観光の拠点として整備する

その要点は以下のとおりである。

- ・上田城の環境・景観を歴史的事実に忠実であり、かつ歴史的環境としてふさわしい姿に復元的に整備する。
・上田城跡の歴史的事実が十分に把握されていない部分があるため、常に史実等との整合性を図り、計画の見直しを必要に応じて行う。
 - ・二の丸を中心とした城構えの保存、復元とともに、城下町の範囲をとらえた、大きなまちづくりの展開を意識した計画とする。
 - ・これらを進める上で前提となる、城跡としてふさわしくない施設の移転計画等を具体化する。
 - ・以上の考え方方にしたがって、城跡・城下町の整備について、市民の合意形成を図るとともに、適切な役割分担（公共事業の推進と一民間への衆知、協力要請）により、整備を進める。

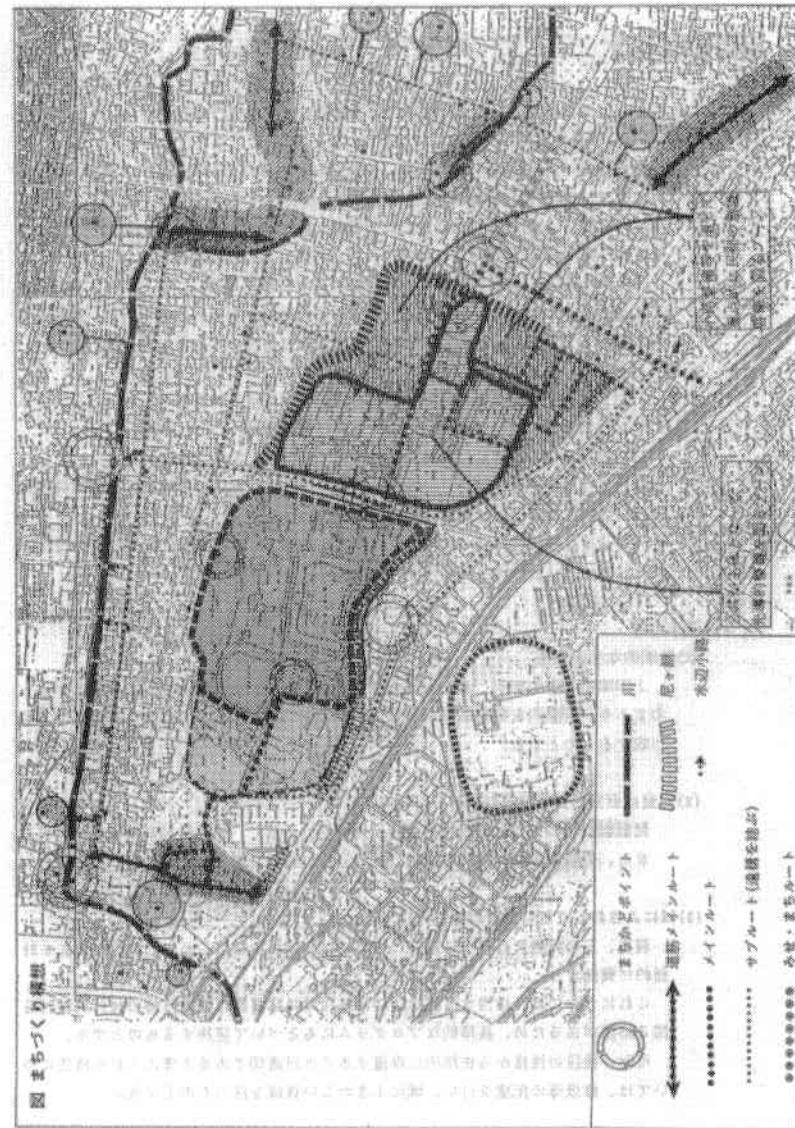
城跡（公園）の具体的な整備形態としては、民間施設、城にふさわしくない施設等を移転し、歴史文化機能とオープンスペースを主体にした緑の空間とする。また、城への歴史的面を考慮し、適切な人口の整備を進める。

また、二の丸内は現在の史跡指定地の範囲にとどまらず、城壁えの復元を図る整備を進め、必要に応じて、かつ調査等の結果をふまえて、適切な時期に、史跡指定地の拡大を検討するものとする。

(2) 城下町(二の丸区域の外)のまちづくり

二の丸周囲の三の丸の区域には、建物等はほとんど消失しているが、上田城を構成する重要な遺構が存在しており、公共施設としての利用がなされているものが多い。三の丸内の公共施設については、とくに城へのアプローチルート沿道において、城下町にふさわしい総庭整備を積極的に進めるものとする。

また、城跡と城下町が一体となって、上田の歴史性を強調していくよう、城下町の主要な造橋、川・水路などを活用し、これらをむすぶネットワークづくりによって、「城を感じさせるまち」をつくる「歴史の散歩道」整備の全体構想を作成する。



2. 城跡整備の基本方針

以上をふまえて、上田城跡整備の基本方針を以下のように設定する。

1) 基本目標

上田城跡（公園）は、市民の憩いの場であり、かつ上田市にとって貴重な観光の場である。これまで昭和9年の史跡指定をうけ、その整備を実施してきた。また昭和51年には、上田城跡公園整備方針を策定し、これにもとづいて、測量の実施、あるいは一部の整備を進めてきた。

近年の上田城の復元に対する市民意識の高まり等を考慮し、あらためて史跡としての城の保存に配慮し、指定区域及びその周辺地域を含めて、長期的かつ理想的な城跡整備の方針を策定し、これに沿って整備を進めていくものである。

上田城跡の整備は、

1. 上田市の歴史を継承する、史実にそったシンボルの整備
2. 上田市民の憩いの場としてゆとりの場の整備
3. 上田市の名所としての整備

という3つの目標をふまえ、これらを調和を図り、究極的に史実に忠実な城の復元を行っていくものとする。

このような目標の実現のために、以下のような方針にそって、上田城跡の整備を史実に基づき、計画的に進めるものとする。

2) 基本方針

(1) 計画的な発掘調査

上田城の学術的解明、あるいは遺構等の確認は、城跡整備の実施の前提となるものであり、計画的な発掘調査を実施し、この成果をふまえて城跡全体の整備計画を作成するものとする。

(2) 史実に忠実な史跡指定の検討と用地取得

発掘調査をふまえ、施設移転計画の具体化に合せて、史跡指定の拡大を検討する。
また、史跡指定地内の民有地について、その取得を進める。

(3) 城にふさわしくない施設の移転

現在、二の丸内に存在する施設については、城にふさわしくない施設の移転を計画的に実施する。

これについては、該当する各施設の移転用地の確保及び移転方策の具体的検討を図る必要があるため、長期的なプログラムにもとづいて実施するものとする。

なお、施設の性格から史跡内に存置することが適切であると考えられる施設については、修景等の配慮を行い、城にふさわしい景観を保つものとする。

① 移転対象とする施設

本丸内民家、上田市民会館等の建造物については、適切な移転候補地を選定し、計画にもとづいて移転を進める。そこで、以下に長野市

i. プール、陸上競技場等の体育施設等については、総合運動公園等の具体化に伴なって、移転を具体化する。

ii. 碑・像については、景観等に配慮しながら適切な位置に移転、再整備を行う。

iii. 駐車場は、市民会館の移転に合せて、史跡隣接地に確保する計画とする。

② その他

iv. 中央浴場の移転候補地として、お宮町の南側の南側の南側の南側の南側

v. 神社等については、移転方策を検討する。

vi. 博物館については、発掘成果の周知、保管のための機能をもつことから現在の位置に存置することとし、その修景等を実施する。

vii. 上田市立美術館は、城跡の南側の南側の南側の南側の南側

viii. 市政資料室は、城跡の南側の南側の南側の南側の南側

ix. 二の丸内の構造、建物、史跡環境の整備

x. 二の丸内は、基本的に史実をふまえて城にふさわしい環境として整備する。これについては、施設の移転の具体化、発掘調査等をふまえて段階的に整備する。

③ 堀、土塁等の整備

堀については、水質の汚濁の問題、水枯れの問題があり、土塁の破損や城の景観

xii. 城の虎口は、その改変が著しく、城の整備の大きな課題であり、発掘調査等を

xiii. 本丸の整備

xiv. 民家の移転を早急に実現し、城にふさわしい形態に整備する。

④ 横門等の整備

現在三つの横が整備されているが、本丸入口の横門を始め、七つの復元を行う。これについては、古図及び発掘調査の成果をふまえて、史実に忠実に復元する。

⑤ 城の各虎口の整備

城の虎口は、その改変が著しく、城の整備の大きな課題であり、発掘調査にもと

づいて、正確な復元を行う。

⑥ 尼ヶ淵の崩落防止工事

尼ヶ淵は西橋～南橋において、崩落が進んでおり、史跡保護の観点から、城跡内の排水工事等を実施するとともに、崩落の防止工事を行う必要がある。

工法については、過去実施された工法に従うとすることが適切と考えられるが、今後さらに崩落防止工事の技術的検討を進め、崩落の進行状況に対応して実施する。

⑦ 二の丸内の環境整備

二の丸内については、市民の憩いの場としての整備を基本に自動車の進入を排除し、城にふさわしい樹木、広場、庭園、散策道等の整備を行う。とくに、各虎口に

接する区域は、城跡公園の趣として適切な整備を実施する。また、城内の架空線は、地下埋設化を図る。

植栽については、原則として城にふさわしい和種による構成に徐々に変更していく

くが、良好な景観を構成しているものについては、これを維持・管理していくものとする。

散策道については、うるおいのある空間、市民の利用形態、各虎口との関係をよく見て、多目的に利用されるネットワークとして再整備する。

(3)周辺地区の総合整備等

カヤカの尼ヶ原下の移転

推の下、尼ヶ瀬の南側の区域は、城の眺望を確保する上で重要な位置にある。一部は市有地として駐車場に利用されているが、さらに民有地の取得を検討し、広場眺望の確保等を実現する方策をまとめた整備の具体化を検討する。

⑥尼ヶ瀬南側の景観評導

新幹線の整備とともに、城、橋の景観を確保することが、上田市の将来にとって極めて重要である。このため、尼ヶ瀬と信越本線の間については、建築物の高度、形態、色彩等について適切な規制・誘導手法を選定し、地域住民の理解を得て実現するよう努力する。

③周辺を含めた肺循環の整備

城跡と城下町をつなぎ、歴史的環境にふさわしい市街地として整備するため、市民が気軽に散策でき、観光客の史跡巡りのルートともなる「歴史の散歩道」の整備を検討する。これについては、すでに昭和63年度から整備に着手しているところであるが、今後城下町全体のネットワーク形成を図る方向で検討を進める。

また、散策道周辺については、民間の協力を得て、街角の広場整備等を実現するよう働きかけるものとする。

◎その他

上田市の公共施設を始め、学校等の公的施設については、城下町の環境形成のため、堀や門、堀の造構などについて、歴史的な要素を取り入れた整備を検討する。
尼ヶ瀬につながる崖線の縁については、その保全とともに、眺望の確保等を図るため、今後地権者の協力を得るよう努めるものとする。

また、三の丸内の主要な遺構が存すると考えられる箇所については、今後埋蔵物調査による遺構の範囲に繋めるととする。- 遺跡記録

（注）本表は各年間の新規登録者数と既存登録者数を合算して算出した。また、登録者数は、新規登録者数と既存登録者数の合計である。

上加寫了「設該品種有特種的風氣，在張之北和中華通印的算卦，一經算出，必定中」

两个大群的单峰驼对繁殖地进行了大规模的侵扰和掠夺，造成了严重的生态失衡。

在課外活動上，這次「小手牽著大手護理安樂推子」主題的衛教活動，也吸引了不少老師和學生的參與。

※ 59～60 ページは資料編第 9 図にカラーで掲載しました。

1. 発掘調査の位置づけ

資料計画の立地と城跡整備の実験

1) 整備の前提となる発掘調査

道構の残存状況と問題点の把握にあたっては、発掘調査による正確な史実の把握が不可欠である。しかし、上田城の場合、これまでほとんどその実績がなく、平成2年度に着手されたばかりである。

したがって、城跡の整備に先行して歴史的事実を解明するため、発掘計画を整備に先行して位置づけ、史跡の形態を正確に把握していくものとする。

整備計画についても、史実に応じて適切に見直していくという考え方を重視し、整備のプログラムを先行して、しっかりととした発掘調査計画を策定する。

（参考）「城跡の整備と発掘調査の関係」

2) その他道構の調査方針（公共施設、民間開発・建築に関する指標）

三の丸道構など、現在公共施設（学校など）、あるいは民有地となっている部分についても、建築の建設歴などに、発掘調査を行うよう指導を要めるものとする。また、山形文化の公共施設および復元等の可能性が少ないと考えられる民有地についても、重要な部分については、部分的な道構の復元等を要請する。

（参考）「城跡の整備と発掘調査の関係」

3) 発掘調査の手順

発掘調査については、本丸、二の丸の順に進めるものとし、上田城の構えの確認を進めることとともに、道構等の整備計画と整合した発掘調査のプログラムとする。



③ 城跡整備の基本計画

2. 歴史的環境保全のための整備計画

せんじ城跡の整備見本

1) 二の丸内の復元的整備

歴史的環境を有する二の丸内においては、原則として史実にそらた復元が行われることが望ましい。ただし、復元には相当長期の期間が必要であると考えられ、短期的に具体化することにこだわらず、しっかりととした方針の確立を行い、この方針にもとづいて、復元計画を逐次検討し、に際しての条件が充足された部分から計画補修を具体化していくという考え方方に立つことが重要である。

現存する未だ復元的整備にあたっては、城にふさわしくない施設の移転などを進めるとともに、歴史を維持し体験できる場としての整備を実現することを究極の目的とし、かつ、現代における城跡の空間を市民が効率的に利用できる場とすることも重視して進めるものとする。

公算よりて、以下のためのポイントとともに、以下のようなることがあげられる。

- (1) 本丸の整備
- (2) 主要な入口の整備（東追手（東虎口）・西追手（西虎口）・北追手（北虎口）の入口）
- (3) 堀の復元
- (4) 二の丸内施設の移転及び城壁の整備（復元）

…移転対象施設

民家（本丸内民有施設）

上田市民会館、山本記念館、労働青少年ホーム、遊園地、公園管理事務所、碑・像、体育施設（プール、テニスコート、野球場、陸上競技場、他）、駐車場

…神社等の移転方策の検討

真田神社、上田振興社

…存置する施設

上田市立博物館

小堀曲輪内の施設は、施設移転の計画にあわせ扱いを検討する

…西側民有地用地取得

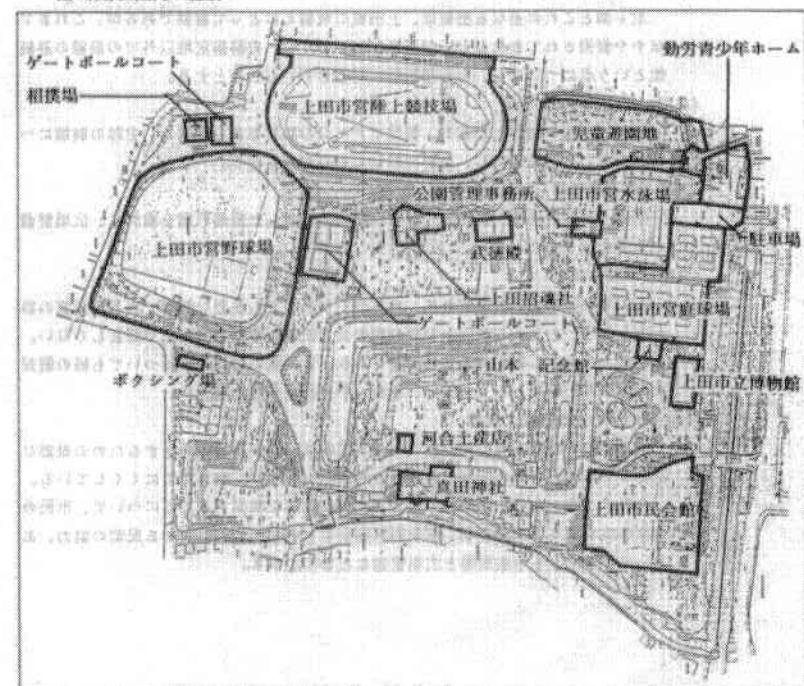
(5) 指定区域の検討

現在の史跡指定地は、城構えを正確に反映したものではないため、今後の理想的形態として、史跡指定地の拡大を検討する。史跡の拡大に関しては、既に述べたように、発掘調査を先行させ、正確な曲輪取りを復元できるよう努めるものとする。

(6) 保存管理計画の策定

以上の点を明確にした、保存管理計画を早急に策定する。

図 城跡公園内の施設



2) 尼ヶ瀬の整備及び崖線の縁の保全

尼ヶ瀬と共に城の構造を成す重要な要素である。これまでにはやや軽視されてきたきらいが否めない。そこで、史跡指定地以外での崖線の連続性という点についても、今後積極的に対応していくものとする。

- (1) 尼ヶ瀬の崩落防止対策
崩落の原因の調査と対応策、整備イメージの検討をさらに進め、史跡の破壊にならない工法を選定し、必要に応じてその実施を行う。
- (2) 尼ヶ瀬下の整備
南側（道路、鉄道、新幹線）からの景観に配慮した整備形態を検討し、広場整備の検討を行うものとする。
- (3) 崖線の縁の保全
上田城の城構えの特徴であり、まろづくりの中でも重要な要素である段丘崖の縁が失われつつあり、これ以上の縁の喪失は上田城の特性を保つ上で好ましくない。現在残されている樹木の保全が必要であり、また崖の防災工事についても縁の確保に配慮した形態をとる（とくに、車坂～小泉曲輪西面の範囲）。
- (4) 崖線沿いの景観形成・誘導
尼ヶ瀬沿いの旧千曲川河川敷にあたる区域は、城の景観を確保するための重要なゾーンであり、すでに一部に中高層の建築物が立地し、城を見えにくくしている。今後は、沿、あるいは崖線の縁など、城の景観を確保することについて、市民の合意形成を図り、高度規制、風致地区指定などの法規制等に関する民間の協力、あるいは公共による用地取得と広場整備などを検討する。

3) 城への動線計画と入口の整備

上田城へのアプローチルートは、駅からのルート、主要な国道・県道からのルート等が考えられるが、現状では東側からのアプローチが重視されている。今後は城跡における駐車場を排除していくという点も考慮し、入口（史跡を踏まえる必要がある）の整備を適切に行うものとする。ぐにい南側は尼ヶ瀬下の整備に合わせ、良好な景観のアプローチ空間の整備を行うことによって、入口としての重要度が増すと考えられる。

このような点を考え、東・西・北の各虎口、さらには尼ヶ瀬の整備とともに、これらに至るルートの景観整備を進めるものとする。
各入口の位置づけは次のとおりである。

- (1) 東側 東虎口周辺の整備（橋の架け替え他）
市役所通りの整備（公共施設の景観形成と民有地の景観誘導）
- (2) 南側 尼ヶ瀬周辺の施設整備（散歩道、広場、駐車場等の整備）
市街地景観の誘導（風致地区、高度規制等）
- (3) 西側 入口の景観整備（西虎口の復元）
小泉曲輪の活用（公共施設の再整備と駐車場の確保）

- (4) 北側 北虎口の整備（城にふさわしいイメージと市民に親しまれる場の整備）
城周辺の重要な要素（小泉曲輪）による（歴史・文化）資源の活用



3. 域体区域の整備

翻訳PJU未了算出問題集へ戻る

一个像这样的项目，所要投入的精力和时间远远大于一个小小的应用程序的开发。

第1章 第1節 基礎の空間構成

在這段時間，我會將我的研究工作和個人生活分開來，以免受到干擾。

また、この区域(面積12ha)の整備は、さらに今後3年間を目標とする事

他の割合重みのカウントで元のデータを再構成する。各群の割合をもとにデータの割合が計算される。

「歴史的遺構の復元と継承、ならびに、歴史的環境の保全」

を基本とするが、その利用面や空間(景観)形成面等を考慮すると、

の利用する“共有の公的的な場”としての整備を求めていくことと

《得来的な全体ゾーン構成》

遺構の空間構造を踏まえつつ、それらの規模や形状や動線等を勘案して、以下のように、城跡－城跡区域および周辺－全体を大きく3つのゾーンに、そして、それぞれをさらに9つの中小ブーンに分けて、将来的な空間構成を設定する。

(被説区域のゾーン)

このうち、被験区域として使用する、約7.4haの耕種地

支店・喫茶(本丸)ゾーン、本丸店舗ゾーン、本丸水道ゾーン

2. 城内(二の丸)ゾーン: C. 城史文化ゾーン、D. 駅いの広場ゾーン

3. 外周(外環、曲輪)ゾーン：P. 堀の散策ゾーン(-Ⅲ)、主役丘陵

これに、1.出入口ゾーンを加えた範囲が概ね対応している。

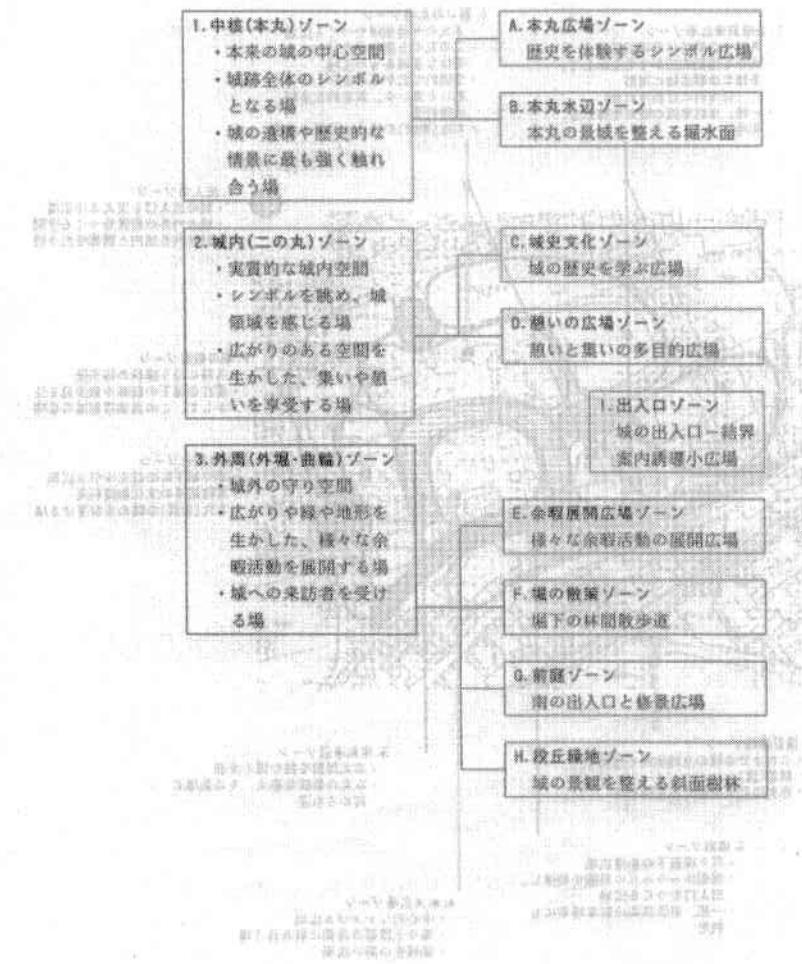
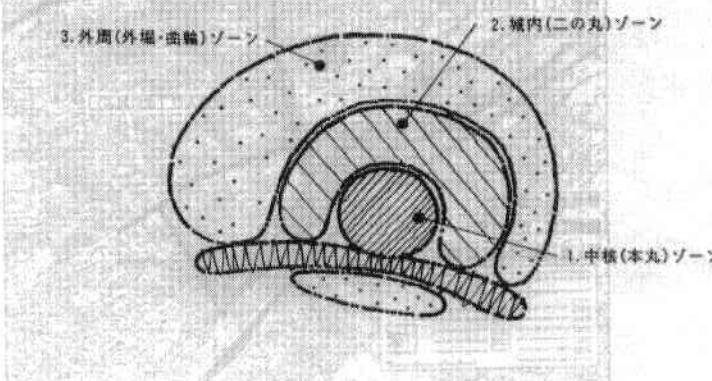
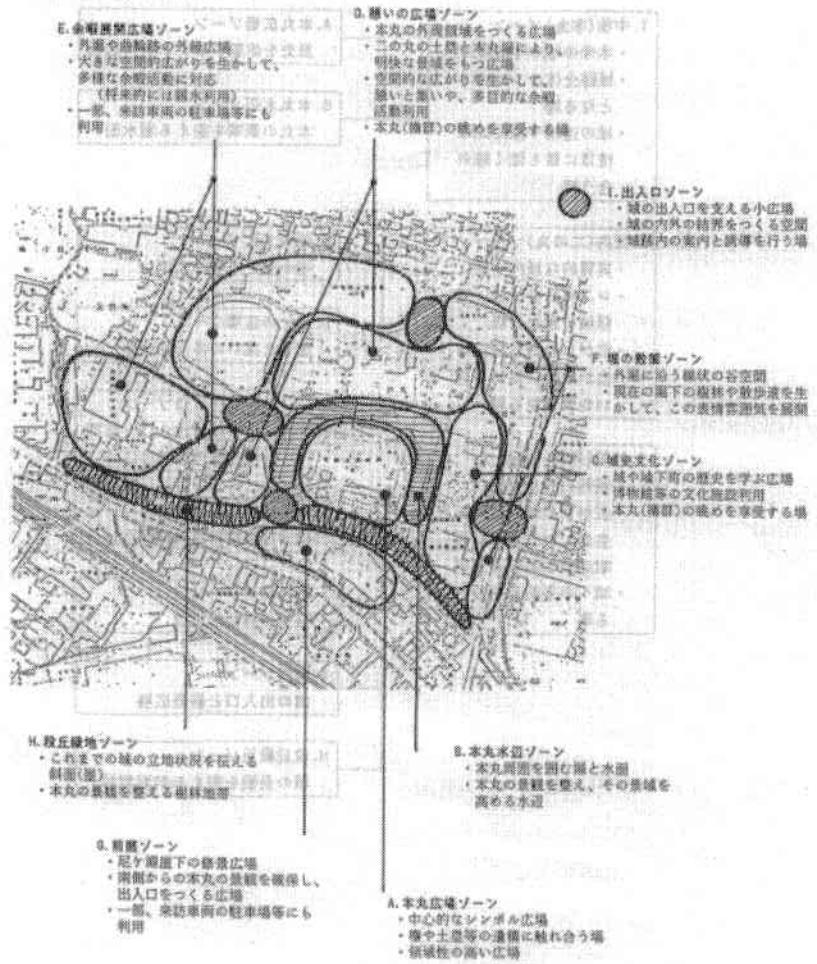


図 全体的なゾーン構成



2) 造構の整備

新規整備方針(既存の復元)アプローチ方針
（1）造構整備の方針

造構は、最終的には、発掘調査にもとづいて全体を史実に忠実に復元していくこそが基本であるが、前述したようにこれには相当な期間を要することから、復元整備の条件が整った→即ち、可能な一部分から順次整備を進めていくこととなる。前段で「既存整備方針」（既存の復元）アプローチ方針について述べた。

（2）既存整備方針（既存の復元）アプローチ方針

既存が既存方針（既存の復元）アプローチ方針

1. 整備効果や市民意識の喚起等を考慮して、城跡のシンボル性を高める造構および城跡空間（領域）を印象づける造構に着目して復元整備を進める

2. 史実を踏まえつつではあるが、基本的には、城跡の造構の大さな空間構造を表現（再現）するような整備を目指す

また、それぞれの造構（要素）の整備の方針は次のとおりである。

■櫓および門

- ・櫓と石垣門（櫓門、東・西・北の虎口と櫓門）は、城跡のシンボル性を高める造構である。
- ・当面は、発掘の進捗に合わせて、その位置や形状（平面型等）の表現－簡易な表示－等を行い、最終的には完全に近い復元整備を目指す。
- ・この場合、素材や工法等の継承がポイントとなる。

■土塁および櫓台

- ・土塁および櫓台－この場合は土塁上の櫓台－は、城跡の空間構造や領域を印象づける造構である。
- ・これらは、そのフォーメーションそのものを復元したうえで、崩壊防止、余暇利用、景観修景の効果を高めるとともに、その延長規模や空間的特色を効果的に表現するために、地被類や灌木等による“単純な緑化被覆”を行う。
- ・また、土塁沿いは、可能な限り“開放的な空間”を保ち、その視認性を高める。

■堀

- ・堀も、城跡の空間構造や領域を印象づける造構である。
- ・土塁および櫓台と関連する－あるいは一體的に行う－復元整備となるが、

この場合、

- *史実に即して、水堀や空堀の忠実な再現整備
 - *フォーメーションのみ再現し、土壁と同様に縦化被覆して、広場的な整備—城跡空間を抽象的に表現
 - *積極的な特色植栽や水面創出等により、名所的な整備といったように、幾つかの整備方向が考えられる。

- ・ 二の丸内(本丸堀および三十間堀)は、基本的には“史実系承型”で整備することとし、外堀(二の丸堀、百間堀、広堀)に関しては、ある程度“景観整備効果や一得的ではあるが一余暇的利用”等をも考慮した整備を目指していくことが有効である。

七、在社會上，我們要對社會問題採取積極的態度，努力為社會做出貢獻。

圖考の散策

- *基礎や柱等の造構領域(範囲)の表現—平面的整構
- *構造等による案内
- *案を説明していくこととする。

門名大指標
人來引領指路，科「仔細」曰免夜謀，熟一讀，門爭》內而子子爭，
手觸守斷走之作落。
諸侯以《巴楚蘇詩》為作指路以求，了首句始此兩種兼得，然指路，
子措其體謂指路，或說其聲以指路，如劉伯承一長輩軍說。

那样，它通过各种途径传播开来。而另一方面，由于“五四”新文化运动的推动，新思想、新知识、新观念、新方法等大量传入中国，使中国社会发生了深刻的变化。

新羅古跡“韓屋”和古市裡的獨特文化，以及漢城的傳統文化遺產。

(2) 腹痛的分型治疗

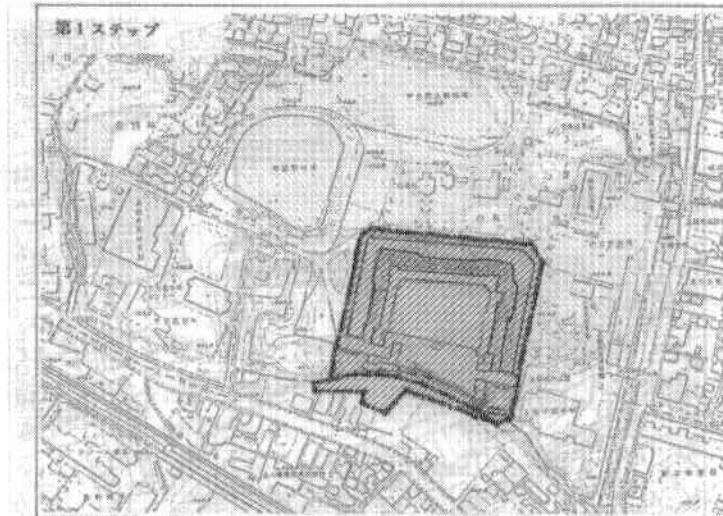
城路の現況を踏まえ、造構整備の基本的な方針にもとづき、次のように大きく3つのステップで段階的な復元整備を想定する。

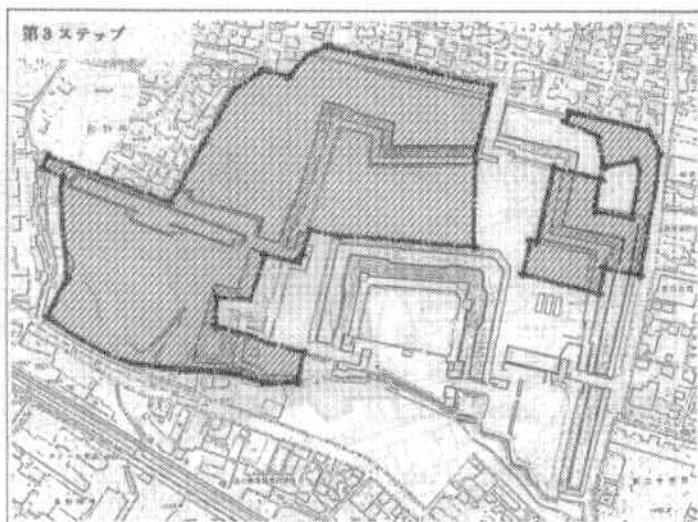
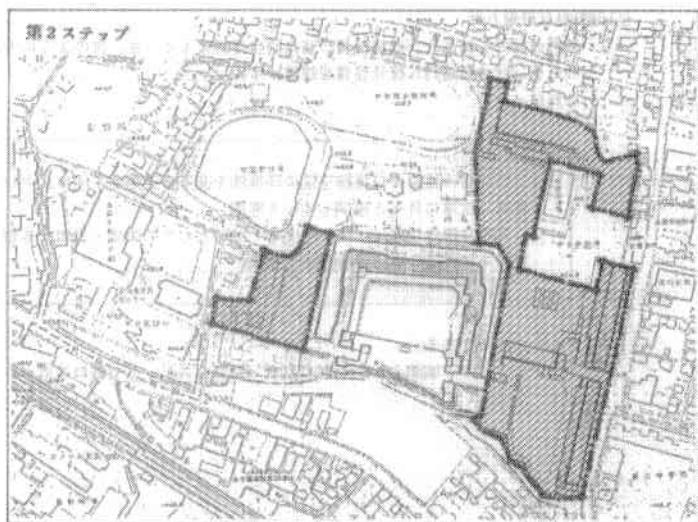
これは、

- i. シンボル性および城跡空間の領域性を高める造構を主体に、中心部から次第に外へと展開していく整備
 - ii. 可能な限り早期に、ある程度の「城跡としての環境—表情や雰囲気をもつ空間」の形成を目指す整備

を実現したものである。

ここでは、この“城壁らしい空間の形成”を第2ステップで概ね達成することを目指している。





3) 動線の形成

ゾーンの構成を受けて、城跡区域および周辺の主たる動線形成を次のように設定する。

城跡としての表情や雰囲気を再現することや、円滑なアクセスを確保すること等を考慮して、基本的な方針を次のように設定する。

歩行者動線は、城跡内、堀川沿い、城跡外縁部、城跡外縁部周辺の各ゾーンの構成を受けて、城跡区域および周辺の主たる動線形成を次のように設定する。

城跡(二の丸)内は、遺構や歴史的的表情・雰囲気の保全等から、歩行者主体(専用)ゾーンとして設定する。

II. 城跡へのアクセスは、遺構そのものの眺望や利用利便性等を配慮して、東・西・南・北の各方向から確保し、それぞれを円滑に連絡する。

歩行者および自動車それぞれの整備の方針は次のとおりである。

①歩行者動線

- 歩行者動線は、東、西、南、北それぞれのアクセス動線を受けて、本丸広場ゾーン内、城史文化ゾーンおよび憩いの広場ゾーンを連絡する“周回動線”を形成する。
- これを主骨格として、これから分岐する補助動線(細園路等)を設けて、全体の動線ネットワークを形成する。
- この場合、特に、遺構としての魅力や本丸の椿の景観一帯から眺望一帯から、復元予定の本丸堀沿いや土壌沿いの動線の利用が高いと想定されるため、これに留意して全体のネットワークを形成する。
- また、南側の尼ヶ淵崖下からのアクセスに関しては、現在の歩行者路を活用することとし、斜面樹林や法面への影響を極力避ける。
- 全体的に、その仕様一例えは、舗装や緑化施設等一は美朴かつ簡素なものとして、往時の表情や雰囲気に近づける。
- また、動線上の通所一例えは、橋や橋台上、出入口(虎口)および園路の主要交点等には、憩いや休憩や見晴らしのための小広場等を設けて、快適で魅力的な動線空間を形成する。

②自動車動線

- 二の丸内への一般車両の進入は規制一原則として禁止し、管理用車両および緊急車両のみ通行可能とする。
- また、管理用車両や緊急車両等は、主として上記の主骨格となる周回動線を利用する。
- それらの車両の二の丸への出入は、当面は現在の東、西、北のそれぞれの出

4. 城への動線沿い景観および出入口景観の整備

歴史の散歩道等の動線を奪く、城へのアプローチ道路沿い、および「城跡の出入口付近」の景観形成は、城を感じるまちづくりを目指すうえで重要である。それは、次第に城跡へ近づく際の表情や空気感の高まりを演出し、また、城跡の出入口付近での明快な結界を割り出すことである。

間も、それぞれのプロジェクト動機別に新規出入口付近においては、

（四）着力推進公司內部各項工作在時間上達到統一、在空間上達到

不知道你是否还记得我之前发过的《新外星人》

（アプローチ動線沿い）
目的（目標物）としての城跡の表情や雰囲気が手前（前方）から感じ

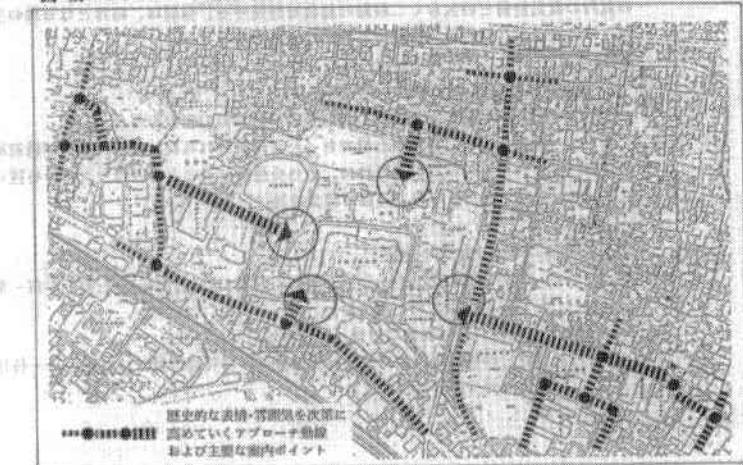
は、歴史的実情や基盤地盤に応じて道路路線と沿道指非の整備

『出入口付近』　奥野洋介著　アーバンリサーチ
Ⅲ、史実に忠実な復元整備を順次目指すが、それまでは歴史的一時に、
姫路的な表情や空気感を高める修景整備

講の「歴史的因象を導く教例」を確実に導くいくことである。

前述した動線形成から、特に配慮すべき東、西、南、北それぞれのアプローチ動線(区間)および出入口は図に示すとおりである。

図書へのアプローチ動機と室内ガイド



-77-

1) 東のアプローチ道路および「東虎口」

上田駅から城跡へと結ぶ主幹線であり、商店街や主要公共施設－市役所や中学校や商工會議所等一を抱き、日常的にも交通量の多い道路であることから、城をシンボリックに意識(認識)できるような修景整備を行う。

○ 薬膳のアイストップに「糖」が登まる理由

- 落葉の時期以外は地が樹木により覆われてしまうことから、二の丸堀の樹木および道路沿い並木それぞれの移植や枝の剪定等を行い、四季を通じて地を明快に目通りギリストを確保する。

○ 治療施設(認可精神科や療養病院)の再配置あるいは改善

全体的に、椎を際立たせるような配慮が必要である。また、沿道の施設のファサードや彫等は、歴史的表情や雰囲気を高めるための整備を行う。

○ 公共施設等において先導的な修繕

・ 表情豊富さづくりとしては、屋等の境界部は“瓦のせた白壁塗り”が、また、各施設ファサードは“樺や武家屋敷の面影を伝えるような造形”が望ましい。

二の丸東虎口は、現在、その周辺(二の丸内)で幾つかの公共施設利用がなされており、一般車両等の出入もあることから、早期の復元整備には無理がある。今後、それら施設の一移転を含む再編に伴って、虎口および二の丸内の復元整備が可能となる。

従って、ここでは、複数機能を保ちつつ行う当面の暫定的整備と、施設移転後の工事の内での復元整備との大きく二段階の整備を想定する。当面は、結界となる城の主出入口の要塞や空隙気をより密めるための修築を行うこととする。

【卷四】

○ 機の歴史的変遷や雰囲気の強化等

- ・**構上**：歩道の特色舗装、高欄および橋燈等の修景を行う。
 - ・**側面**：本来、石積み土壌であったと推定されるが、現在は崖下が政策路となっているために、これを生かすこととし、現トンネルを抜いたまでの、石張り修景を施す。

【原文】

○ 有機農業による機会の開拓

- 可能な限り、往時の仕様・関係の素材で「打込はぎ」の石積み手法を伝えるような復元を目指す。

○ 橋上および虎口の一体的な修景

- ・虎口の構造と合わせて、橋上全面の一歩行者空間にふさわしい一歩行者橋装搭備を行う。

図 アイストップと街並形成

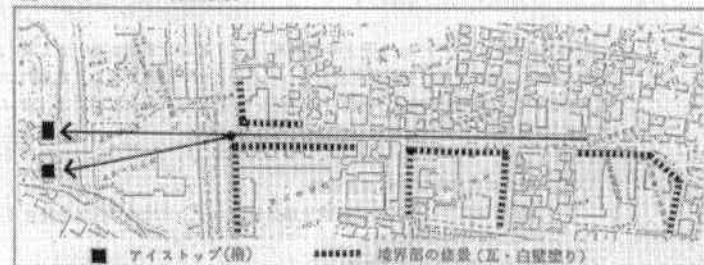


図 沿道のイメージ

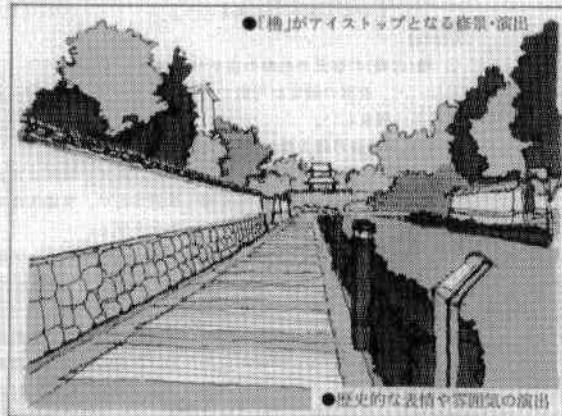
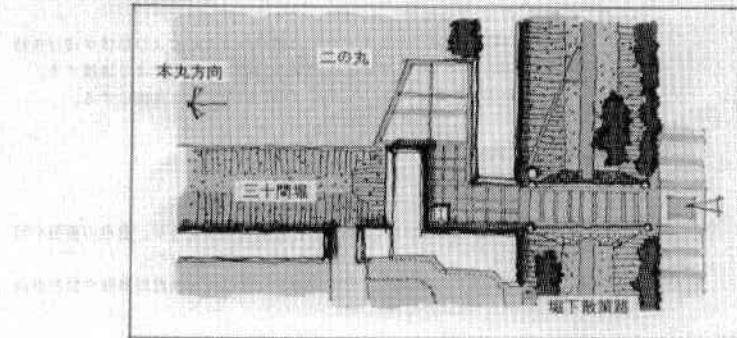


図 古来的な整備イメージ



2) 西のアプローチ道路および「西虎口」

西側からのアプローチは、「歴史の散歩道」として良好な風情を残す坂下町と結ぶ動線であり、これに見合う表情雰囲気をつくり出したい道路である。長期的には、沿道施設の再整備－既設の公共施設等の移転－が想定されるが、当面は、城への迎え受け(案内導入)を整える修景整備を行うこととなる。

【当面】

○ 実内導入の要請を強める道路修景

- ・ 特色樹木の配植および特色舗装等により、表情や雰囲気を整えるとともに誘導性を高める。

○ 沿道施設の境界部の緑化修景

- ・ 特に、駐車場等の被覆を草むしの緑化、また、壁や外壁等の被覆緑化あるいは生垣への改修を行う。

【将來】

○ 堀(広堀)の復元や曲輪の広がりの復活

- ・ 造構の確定が可能であれば、百間馬場等の復元または表現(表示)等も望ましい。

○ 新たな施設の導入整備

- ・ また、まとまりある敷地を生かして、城跡に見合う文化系等の施設の導入整備や主要な駐車場の設置を行い、有効利用を図るとともに、外れとなる西側のある程度の活性化を図る。
- ・ この場合、施設の造形や駐車場の修景等は、城跡に調和するとともに、出入口としての表情や雰囲気を高めることを充分に配慮する。

二の丸西虎口－これは発掘を待つこととなるが、既設の野球場と並なっていると思われる－は、野球場の移転の後に、土壠とともに復元整備を行うこととなる可能性が高い。従って、当面は暫定的な整備となるが、ここでは、造構の存在を伝え、ある程度の結界をつくり、歴史的な表情や雰囲気に合わせる修景整備を行う。

【当面】

○ 虎口を表現(暗示)する修景

- ・ 発掘の結果、虎口－あるいはその部分－の位置および形状が通行を妨げない場合には、その平面型を灌木の列植等の緑化により表現する。
- ・ それが通行動線上にある場合は、特色舗装等により表示する。

【将來】

○ 堀と土壠に併せて、橋、石積虎口、権台の復元

- ・ 1)と同様に、往時の仕様に近い復元を目指す。
- ・ 桥から虎口内にかけて、一體的な特色舗装を行う。
- ・ 本丸の櫓(復元予定)へのギスクを確保するような、樹木の移植や剪定を行う。
- ・ また、前述したように、西虎口は、長期的にも管理用車両や緊急車両

の出入口となることから、内側正面部分の石積虎口の復元は行わず、当面の整備と同様に、あるいは、それを残すようにして、虎口の平面型を特色舗装によって表現する。

図 沿道のイメージ

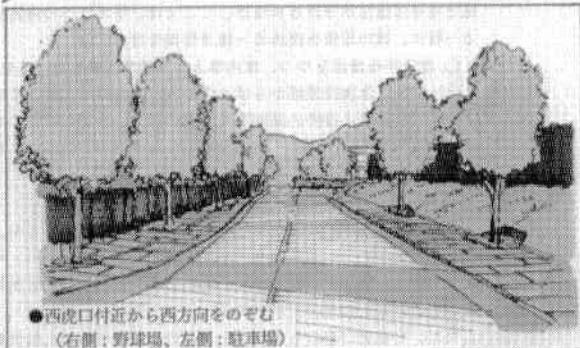


図 既設の野球場との関係（推定）

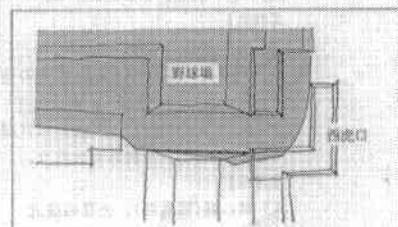
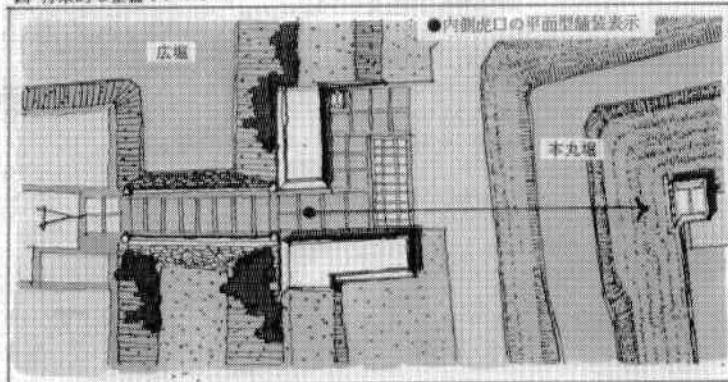


図 将来的な整備イメージ



-81-

（3）北のアプローチ道路および「北虎口」に関する方針
●北側からのアプローチは、北側周辺の住宅地の動線を果てる道路である。長期的には、両側の公共施設（陸上競技場や児童遊園地）の移転と掘等の復活が予定されるが、ここでは、予め城への道受け（案内導入）を整える特に、城の印象を高める一修景整備を行う。

○ 北進手を暗示しつつ、案内導入の表情雰囲気を強める修景

- ・ 北側交差部から城への導入部において、北進手に合わせて、樹木の配置および特色舗装等の整備を行い、表情と雰囲気を整える。
- ・ 特に、交差部周辺の舗装やサイン等の演出により、城へ導く案内表現を強化する。

二の丸虎口は、外側の石積虎口を一部残していることや、現在、これと対（ツ）になる内側の虎口の発掘調査が進められていること等から、可能な限り早期に復元整備を行い、現在の課題一ぱち、北側からの城の表情と雰囲気が乏しいこと一に応えることが望まれる。

ただ、石積虎口そのものは、土壠との連続性や、陸上競技場の利用との関係等を考慮しつつ整備することとする。

【当面】

○ 石積虎口の復元

- ・ 1）と同様に、往時の仕様に近い復元を目指す。

○ 沿道施設の緑化修景

- ・ 両側の公共施設の境界部（フェンス等）の被覆緑化の強化や、あるいは生垣への改修等を行う。

【将来】

○ 橋、堀（百間堀）、土壠の復元

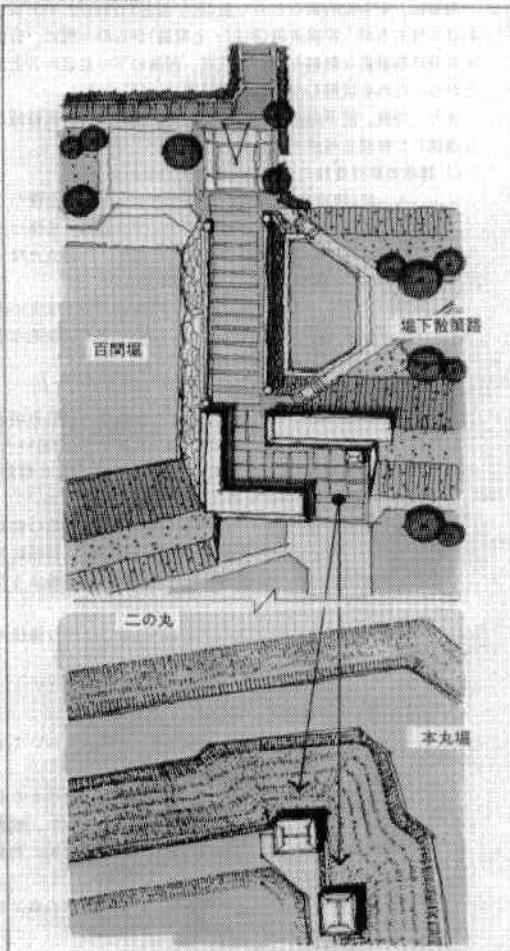
- ・ アプローチ道路の舗装との連続性を考慮しつつ、橋から虎口内への一体的な特色舗装整備を行う。
- ・ 百間堀は、可能な限りその広がりを生かした水面を再現し、出入口としての修景効果および結界性を高めることが望ましい。
- ・ また、2）と同様に、本丸の橋（復元予定）へのヴァイスクを確保する。

○ 堀下散策路（二の丸堀）の整備

- ・ 現在の二の丸堀下の散策路を延伸展開する整備を行う。
- ・ ここでは、堀の幅も広がることや、百間堀との空間的な連続性等を考慮して、ある程度親水性の高い散策空間を形成する。

-82-

図 将来的な整備イメージ



4) 南のアプローチ

南側は、本来は防衛のための崖(泥ヶ瀬崖)であり、アプローチは存在しなかったわけではあるが、幹線道路(秋和・上堰崎)からの一特に、自動車によるアプローチを要する重要な動線となる。現在、西槽の下の空地から上がる散策動線があることから、これを活用しつつ整備を行う。

また、今後、崖下の既存の工場用地が駿河湾開発の代替地となることから、これと連携した整備を考慮する。

○ 現在の歩行者路の活用

- ・ 崖(地山)への影響を抑制するとともに、南側からの眺めに対して“防衛のための崖あるいは石垣としての表情”を保つために、アプローチは現状の歩行者路を利用し、基本的に目立たない整備とする。

○ 広い仰戻を確保するための開放的な修景

- ・ アプローチの脇の一また、周辺から一本丸の橋や石垣を見上げる良好な眺めを確保するため、可能な限り開放的な構景整備を行う。

【当面】

○ 現市有地内の前庭的な整備

- ・ 幹線道路からの来訪を受ける広場および駐車場を整備する。
- ・ この広場を、西(西槽)方向および東(崖沿い～二の丸槽下散策路)方向の動線に接続し、本丸への円滑なアクセスを確保する。

○ 城跡との関係を大切にする代替地の街並形成

- ・ 本丸の直下(崖下)に予定されている代替地の整備等に際しては、“本市のシンボルであり財産である城跡”との関係に充分に留意し、城との景観面での調和を図るとともに、城が映えるような空間構成を図ることを望ましい。
- ・ この場合、橋をアイストップとするような動線軸および街並の形成は極めて効果的である。

【将来】

○ 崖下一帯を城の前庭として整備

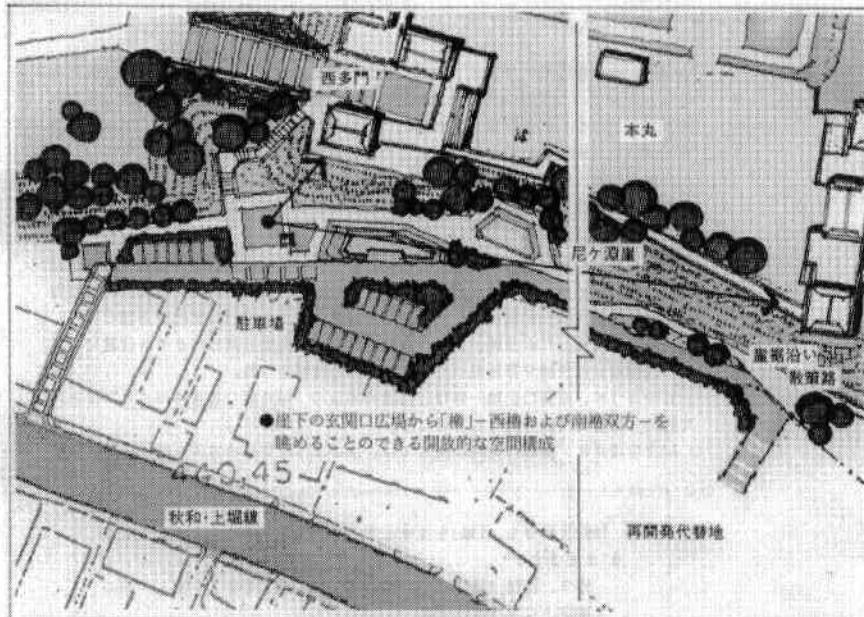
- ・ 城跡の全体的な復元整備が進んだ時点においては、それに相応する南側崖下の整備が必要である。
- ・ 即ち、南側から本丸へのアプローチを受けとめる一広場や駐車場や関連施設等のための、充分な空間整備とともに、城跡の南景観を整え、印象景観を継承し、これを幹線道路側や駿河側に効果的に見せる空間構成を行う。

・ このためには、よりまとまりのある用地の確保や活用等を想定する。

○ 崖沿いの散策路空間の整備

- ・ 西槽下から東の二の丸槽下散策路へと結ぶ崖沿いの散策路は、憩いや休息の場を配置した拡幅等を行い、快適な園路空間として整備する。

図 整備イメージ



5. 尼ヶ淵崖下(南側)の整備

1) 南側市街地の整備

現在、尼ヶ淵崖南側は、崖下を治すように市有地があり、その南側一帯は民有地となっており、市有地に隣接するように駅前駅周辺の再開発のための代替地ー市が取得予定ーがある。民有地は、幹線道路(秋和・上堀線)に沿う土地利用ー即ち、工場や沿道型商業施設や駐車場等ーが主体の混在地区となっている。

いま、城跡ー特に、橋や石垣ーの指揮の姿は、道路沿いや鉄道沿いに、民有地の空地部分から見通す“仰景観”として現れているが、今後の施設立地状況によってはこの景観も次第に減少していくものと思われる。

また、今後は新幹線の整備が予想されるー現在、高架構造による軌道導入の検討が進められているーが、これは、新幹線そのものが“来訪や通過する人々に城跡を印象づける視点場”となることでもあり、これに対する充分な配慮が必要となる。

そして、前述したように、ここは、城跡本丸への主要な南のアクセス位置であり、それに相応する表情や雰囲気づくりが求められる場となる。

このように、南側市街地一帯は、今後の本市の“城を感じるまちづくり”にとって極めて重要な役割を担うこととなる。

以上を踏まえ、南側市街地に関しては、次のような整備の方向を想定する。

- 「城」と共存し、「城」を主役にするとともに、その迎え受けを支える“まちづくり”
- ー即ち、城跡(橋、石垣、庭)の景観を際立たせる整備と、城の前庭となる空間の形成

I. 建築物の景観的配慮

いま、南側からの仰景観は、民有地の空地部分からの“見通し”として得られているが、今後の周辺の市街化に伴い、この歴史的景観は弱まってくるものと思われる。また、城跡と周辺との景観面での調和を図ることにおいては、公共サイドの役割が大きいものと思われる。

民有地の買収等によるオープンスペースの確保とともに、新幹線から城跡が視覚認識できるような建築物の計画等についての方法を、地域住民の理解を得つつ検討し、それを基準として指導する。

II. 建築についてのルールづくりと指導

城跡との調和を図り、城跡を際立たせるとともに、城下町を受け継ぐ“上田らしい個性的な市街地景観”的形成に向けて、建築物の形態、素材、色調、また、広告物等についての基準を検討し、それをもとに指導する。

三、機への景観動線軸の形成への配慮

次第に失われていく城跡への「仰景観」を保ち、常に城を意識し感じることのできる街づくりのための効果的な手法として、城跡を視覚認識するあらわす手の術の一つと位置づけられる。土居洋一(経)式城跡空間開拓による城跡をもたらすまちの創成目、ひまわりの城跡開拓
土居洋一著「まちの城跡」、迎え受けにふさわしい玄関口空間の形成、経営
本丸への南からのアプローチを受けとめる広場、駐車場、文化系あるいは「城跡の園」の園舎等は、城壁光景の間接施設等を設けて、特色のある快適な導入空間を形成する。
また、可能な限り開放的な空間構成とするとともに、歴史性を感じさせる緑化修景を積極的に行うことにより、城の玄関口としてふさわしい情景感のある空間を形成する。

卷之三

2) 尼ヶ瀬座の整備

尼ヶ瀬屋の整備等のこれまでの経緯は、概ね次のようである。

- 初期の頃は、段丘(崖)端上に橋が設置されたが、上田城の南の守り固めとして有利なこともあります、自然地山はそのままの状態であった。
 - その後、千曲川の洪水によって、下部が洗われ崩壊したために、崖の修復と石垣の新設が行われた。こうして、上部の橋や崖の基礎部の石垣と、崖下の洪水対策の石垣とで、その間に地山を残した“大きく2段の石垣施設”が構築された。
 - また、この石垣は、時代ごとに難度の部分的な補修が行われて現在に至っている。

一方、これまでに、この急崖面の地質調査(S. 62)等も行われており、それによるところ、

- ・急崖面の崩落は、複合的な要因が考えられるが、特に、基岩の潜在的な船直方向の脆弱や、これへの樹木の根の侵入等の影響が大きい。

という結果がでており、景観面等を配慮した対策工法としては、大きく次の3つの方法を掲げている。

*断面の現状保存(地山内鉛錠)

ルートバイル、グラウト、モルタル吹き付け等の工法

半構造物による保護

空石積み + 掘壁や上記(1-16体、7-37号)との併用工法

* 権利による保護

表面吹き付け、のり枠+維生袋等の工法

そして、これらのそれぞれ長短ある工法の中から、次の工法が望ましい一あるいは、可能であるとしている。

*危険性の高い部分や長大な崖面部分に対しては、空石積みの併用工法（ルートバイルまたはアースアンカー等）
*それ以外の部分に対しては、空石積み等

図 幕末に近い塙の絵図

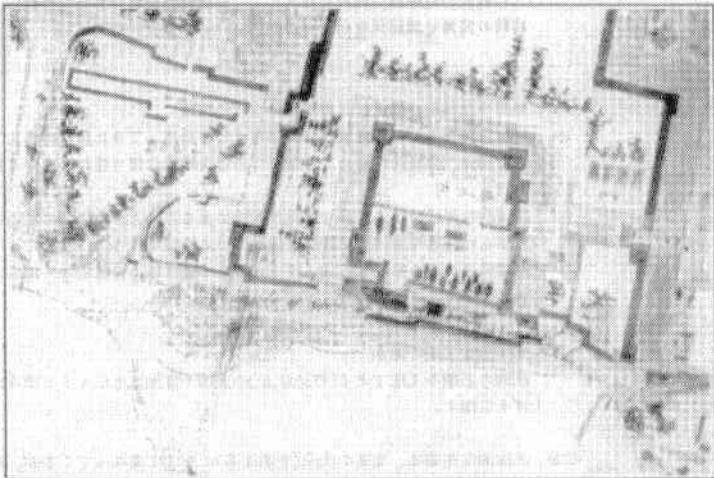
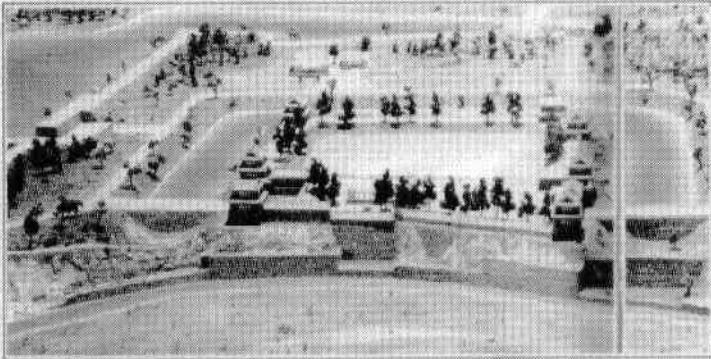


図 復元模型



資料：定本「信州上田城」

以上を踏まえて、今後の尼ヶ瀬急崖面の整備の方向を、次のように設定する。

- これまでの築城の歴史を踏まえて、自然地形を生かすとともに、往時の表情や雰囲気を伝える整備

I. 地形や既設石垣の“原風景イメージ”的継承
自然地形をそのまま効果的な防護壁として活用してきた築城の考え方を受け継ぎ、現在の地形および既存の石垣を可能な限り生かしていく整備を行う。

基本的な形状である2段で変化(凹凸)のある石垣と、その間の地山の双方がもつ独特な表情や雰囲気を残していく整備を行う。

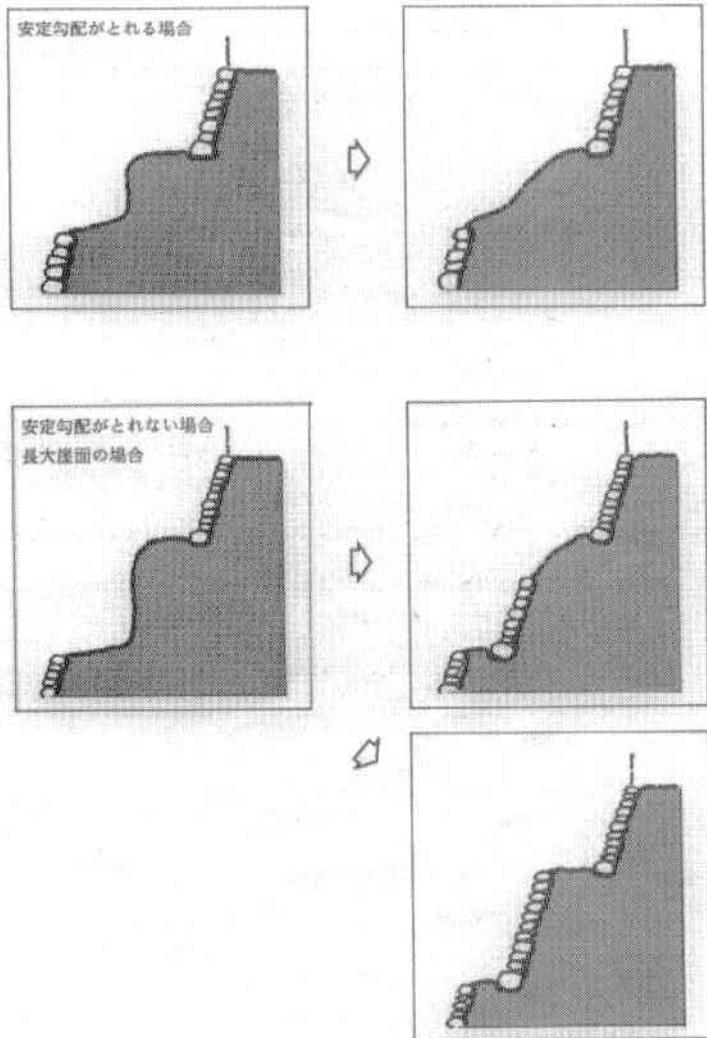
必要箇所にのみ新たな石積み壁面を、その他は極力自然的な一面、整地や植栽等を主体とする一整備を行う。

II. 伝統的な工法の継承

往時の石積み工法である「打込はぎ」の表情や雰囲気を伝える石積み仕上げを目指す。

なお、具体的な整備は、地質の状況(危険性等)によって異なってくるが、概ね次の工法を想定する。

- ・ 上下の石積みの間の地山が安定勾配をとれる部分については、崩壊前に安定勾配に整地するに止める工法
- ・ 安定勾配がとれない部分および長大崖面の部分については、支持地盤の強度等にもよるが、周辺への影響が予想される軽体擁壁工は極力避け、石積み工法か、または、石積みとアースアンカーやルートペイル等の併用工法



④ 歴史の散歩道の整備計画

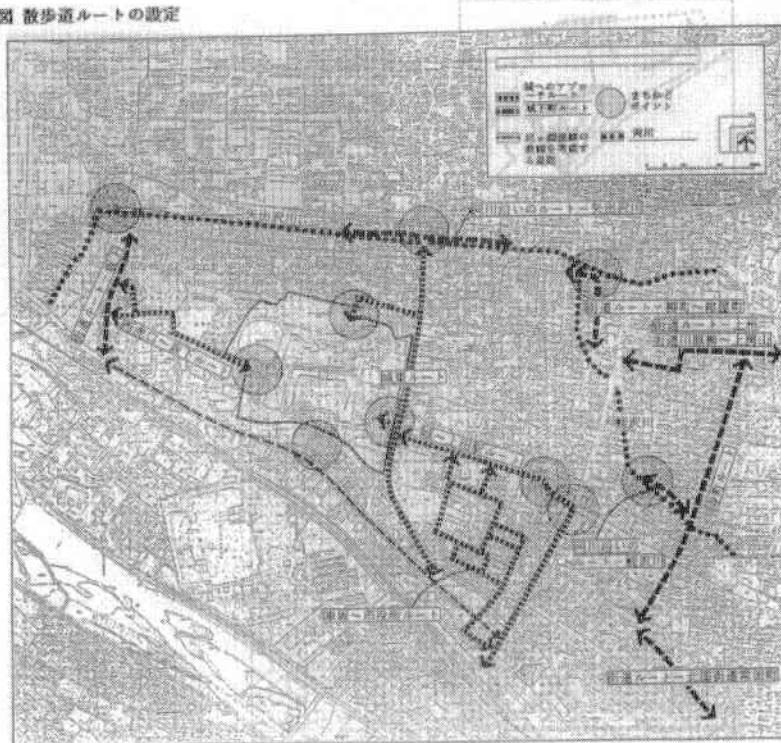
1) 歴史の散歩道のネットワーク化の方針

当市では昭和62年度から歴史の散歩道整備事業を進めている。

これらの路線を次の視点から城下町域全体でネットワーク化し、城を感じるまちづくりにつなげていくことが重要である。
 ①旧街道など歴史性を有し、かつ現在も遺構などがある程度まとまって存在している
 道筋を大切にする。
 ②その他、既在的に分布している歴史的建物・社寺・橋詰などをつなぐ。

ルート設定に際しては、城へのアプローチの道筋として大切にしていくルートと、
 各造橋や橋詰などのポイントへのアクセスのしやすさや周辺の保全に留意した城
 下町ルートを設定する。
 まことに、美作市は既存街路は輪郭線を重視する形で、歩行者動線を確保する方針
 で、また、歩行者動線は輪郭線を重視する形で、歩行者動線を確保する方針

図 散歩道ルートの設定



2) 散歩道ルートの設定と整備の方向

①城へのアプローチルート

城へ上田駅ルート

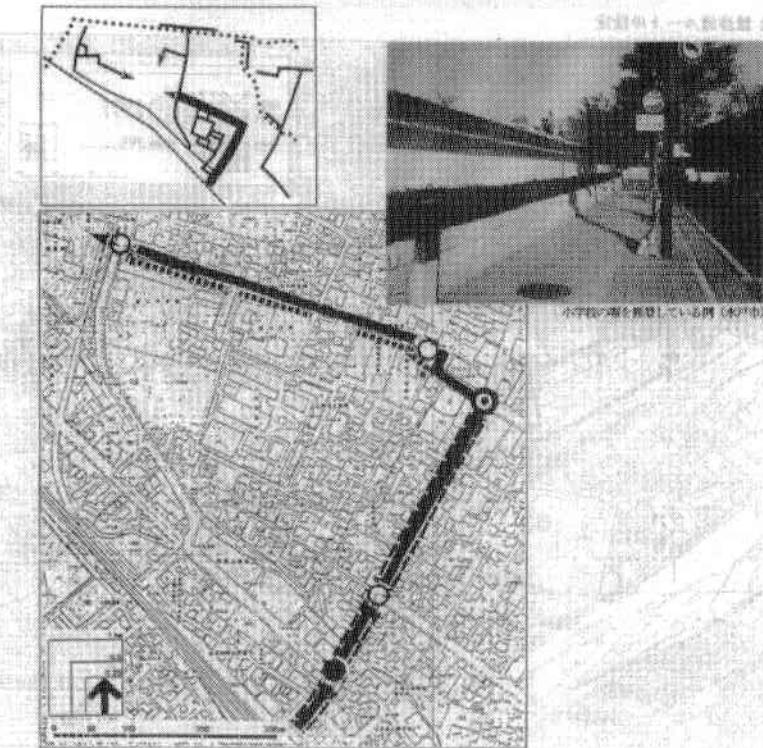
鉄道により上田を初めて訪れる来街者が自然にとるルートである。大手町本通り
 は整備が完了しているが、駅前通りは今後の商店街整備の一環として城下町にふさ
 わしい整備形態を考慮し、駅から城へのメインルートとしての性格を強化する。

②歩行者動線の整備済みの大手町本通りについても、特に公共公益施設は街路に面した終点整備
 を図っていく。駅前通りと大手町本通りの交差点は歩行者動線の重要な結節点であり、サインなどによってわかりやすさを考慮した整備を図る。

また、駅前通り天神一丁目の横断歩道橋は歩行者動線の阻害要因と考えられ、周

辺の道路整備の進捗に併せて平面交差化を検討していくこととする。

計画都市の散歩道



・車坂～市役所ルート（上田駅－車坂－上田高校－市役所－城）

前記ルートは車両交通・歩行者双方の主要路線だが、より歩行者の空間スケールに適する路線として車両→市役所ルートが位置づけられる。

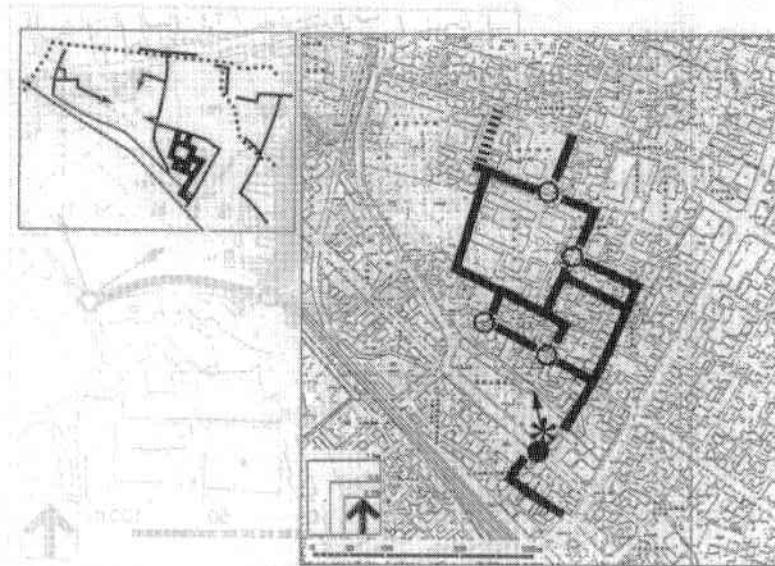
さの千曲川の岸壁段丘を切り通した車坂は、古くからあった川に近づく数少ない坂のひとつで、平成3年度に石垣化などの歴史の散歩道整備事業が実施される予定である。

車板を見る際には、左手の百貨店駐車場上方に尼ヶ崎の岸壁と斜面斜地を一望する

むことができ、大きな城楼感を感じられる場所である。本来は百貨店建物部分も含む和洋折衷は二つ並んで屋根が見えた場所であることを考慮し、歴史の散歩道整備事業に関連して、東京で「今更」内板のある小市場整備を民間企業に委託していく。

車両を界りさまたのち御屏風跡（上田高校）へ向かう路線には社や武家屋敷の門蔵などの歴史的な要素が残っており、静かな住宅地の中の落ち書きのある路面の整備をし、徐々に城へ近づく雰囲気づくりをする。

また、市役所西端を通り抜けできるように整備することによって御星形跡西側道路と大手町本通りの歩行者動線を確保し、御星形跡周辺に多様なルートを設定する。



-97

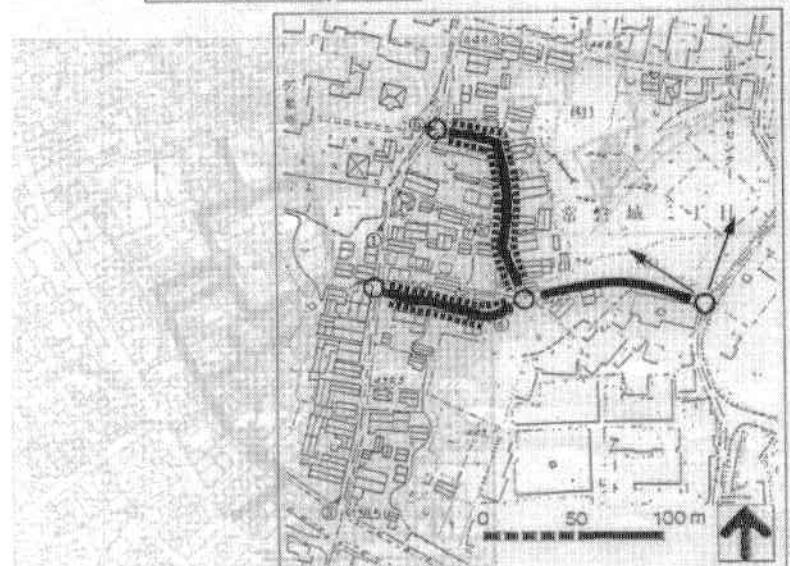
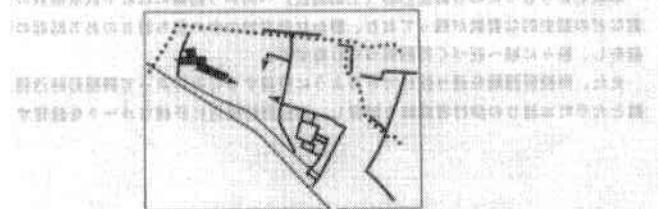
• 第二章 五法一脉

西虎口の外、小原曲輪（現市民体育館）と桔梗（現上田高校第二グラウンド）の間の道路は「いこいの道」として平成5年度。これに先んじて坂下に向かう2本の小道は平成4年度に歴史的散歩道整備事業が実施される予定である。

前者は史跡指定区域外ではあるが、かつて曲輪および堀であったこと、沿岸土地利用が公共施設であることから、散歩道整備にふさわしい修景整備などを進める。

第一空港駅徒歩 案下への小道沿道は良好な民家がこの通りの高層化を割り出しており、これらの改

築等に際しては門、鎖を残す等の協力要請をする。なお現在は居住者以外の通り抜けはないと考えられ、極めて静かな環境であるため、整備に当たっては地区住民の理解を得ることと共に、駅前広場などが路とすゞしまについて抜本的配慮をしていく。



100

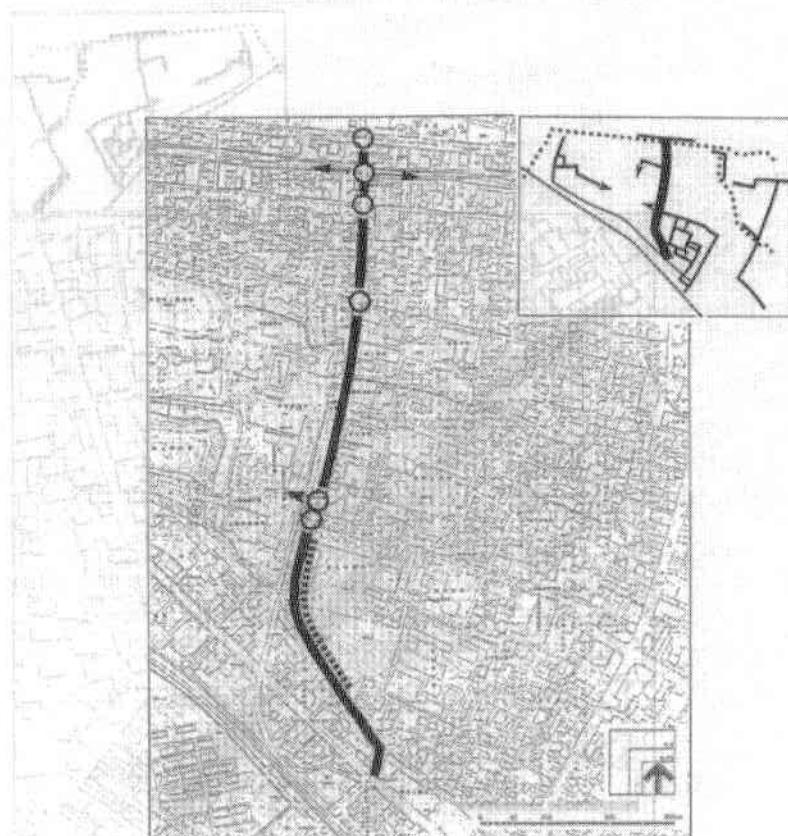
①城裏ルート

東虎口より北の二の丸堀に面する部分は昭和63年度に歴史的散歩道整備事業による整備が完了している。

これを幹線道路と結ぶため、北方向・国道15号線まで、南方向・国道141号線まで上記に準じた歩道整備を図る。

このルートから北虎口へのアクセスを明確にするようサインを設置する。

また、南側は既世に尼ヶ瀬の屋根を削って築造した道路であり、上田高校グラウンドの路面の緑化等の可能性について検討していく。



②城下町ルート

北虎口より、街道ルート・北国街道當田町下条郷方面の流れ上町方面

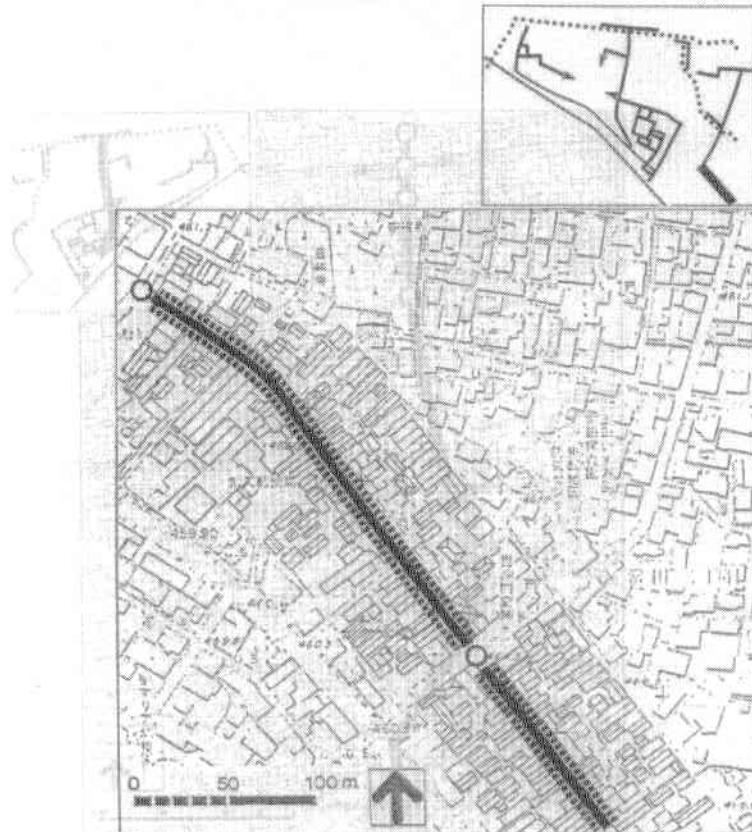
城下町手前の村であった當田は早くから街化が進んだ。社蔵づくりの家々や料野

川、馬の大宮社、肥沙門堂などの歴史的な要素がある。主な古跡がある

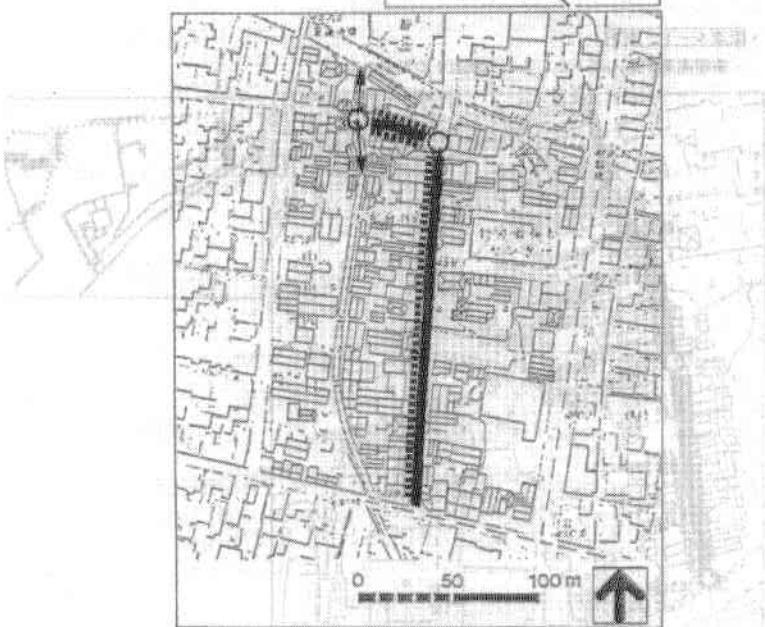
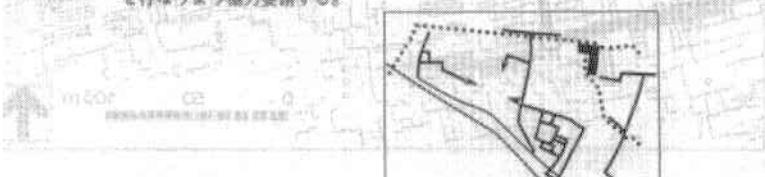
特に町並みは上田市の中でも最もよく残っており、その保全を図るために、伝統的建造物群保存地区の指定を検討する価値がある。

また現在通りは通過交通が多いが、国道141号線に並行な通りであることから、

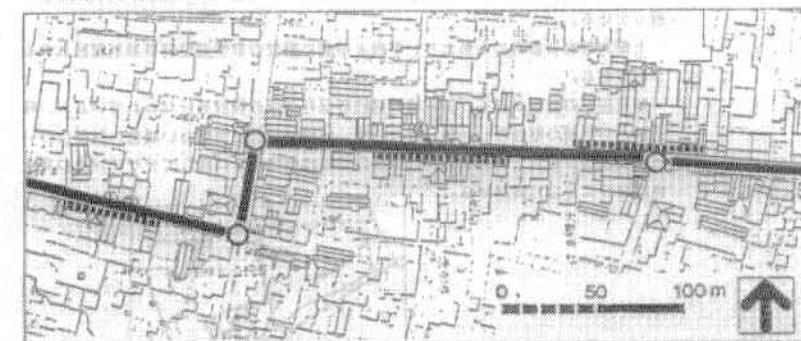
交通規制することによって交通量を抑制し、歩行者が快適に歩ける空間を確保する。



・街道ルートー柳町一糸屋町
北御街道筋の柳町は江戸期の造酒屋などだつ（火返し）のある平入りの町家が残っている。
上田大神宮の参道にもあたり、平成4年度に歴史の散歩道整備事業が実施される予定である。
地元住民の意識が高く、伝統的建造物群保存地区の検討も行なわれているが、概念ながら西側の街区みしか残っておらず、伝建地区指定が難しい場合、西側については増改築に対してファサードの保全、東側は柳町通りに面してデザイン上の考慮を行なうよう協力要請する。



・街道ルートー上州街道川原町～上原山
現存する町家の保全



・街道ルートー坂下
豪絶経営が盛んだったころの土蔵造りの民家の保全



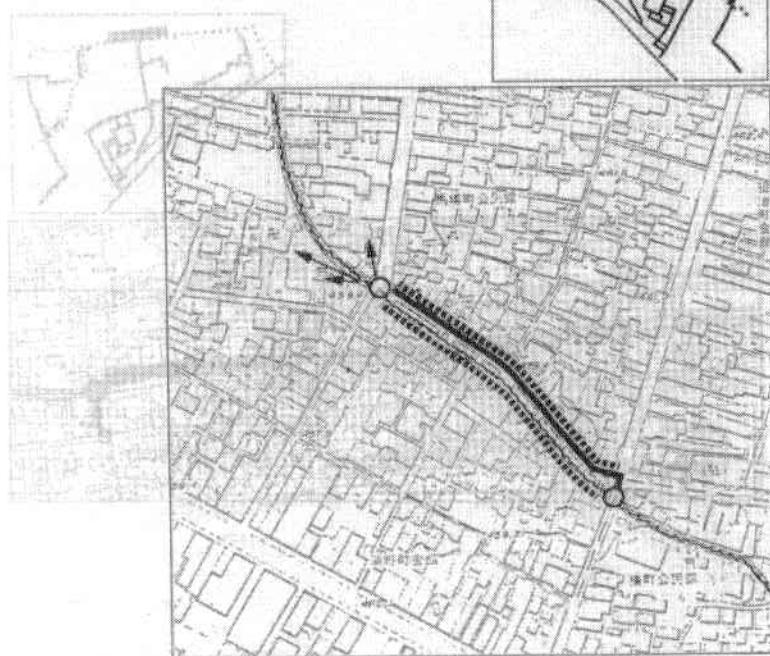
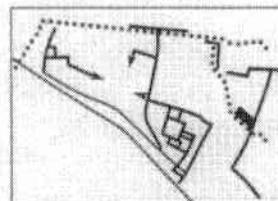
・河川沿いのルート－經沢川

経沢川北側に沿う下道は袋町・馬場町・大工町とともに周囲を町人町に囲まれた侍町であったが、現在は飲食店街であり、夜のぎわいに特徴がある。

しかし、南側の店舗がそれぞれ川の上多駐車場として利用しているために、往時の水辺景観を損なっている。

これらについては共同駐車場を別途確保するなどして、横は最低限の幅にするよう協力要請するとともに、ほぼ中央部に残っている武家屋敷の門と蔵を保全する。

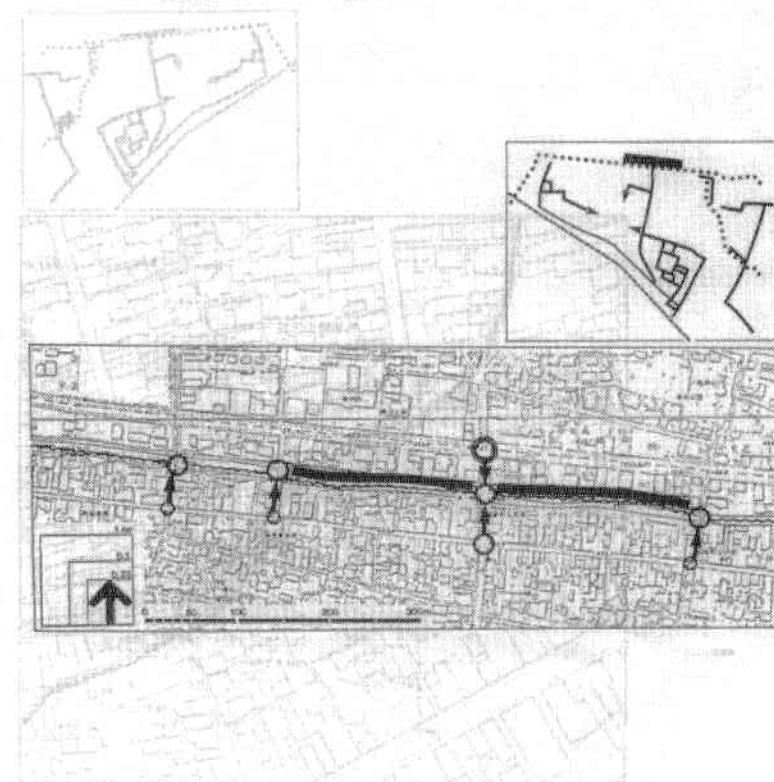
（参考）



・河川沿いのルート－矢出沢川

矢出沢川は西八幡橋東西は平成5年度に水辺の散歩道として歴史の散歩道整備事業が実施される予定である。

矢出沢川は親水性が高く、西八幡橋以外にも景観的に優れた眺望が得られる橋の数が多いため、北国街道から水辺に近づける小路整備と北国街道に案内板の設置を行なう。また西脇新町の高瀬は、城下町西の防衛前線にあたり、道路形状も樹型が残っている。城下町内の民地には矢出沢川沿いに立派な石垣と蔵があり、これらを活かした修景整備を行なう。また城下町外の川沿いの廃屋用地を活用し、西の橋を実現する。



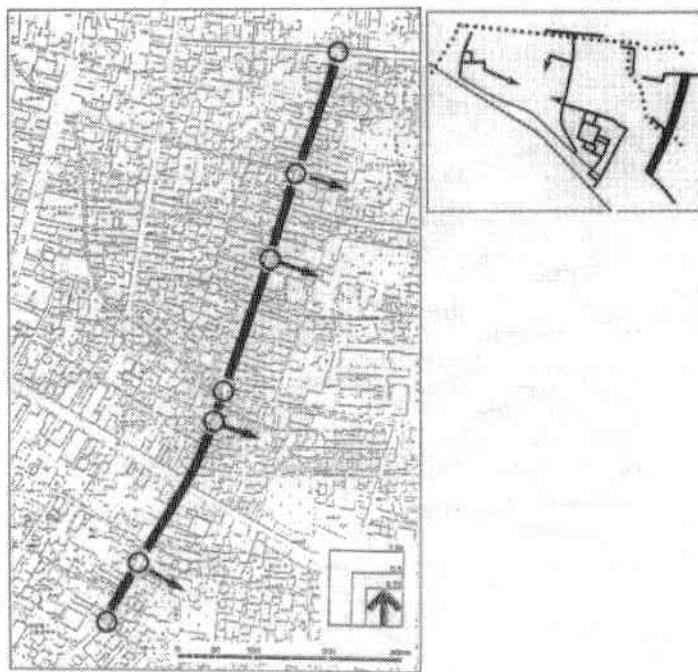
・ 横町ルート

横町・銀治町は城下町の町はずれにあたり、寺が多い。

横町南から日輪寺、宗吽寺、願行寺、伊勢宮があり、蛭沢川を渡って銀治町に入ると月恋寺、本隱寺と続く。いずれも通りの東側にあり、社寺への入口は一定のリズムを通りに与えている。

これら社寺の間の沿道土地利用は商業と住宅の混在であり、社寺以外に歴史的建物はないため、通り全体の全面整備は現実的でないと考えられる。

したがって通りに接する社寺のアプローチ整備（案内板の設置、歩道整備）によって城構えの外周であることを示すとともに、一部の建物で行なわれている城下町らしいデザインへの配慮をPRし、通り景観を誇導する。



参考資料

参考資料-1 整備プログラム

以上の整備計画について、短期、中期、長期に区分したプログラムを設定する。具休化に際しては、発展の成果をふまえ適切に見直しを行うものとする。

○整備プログラム

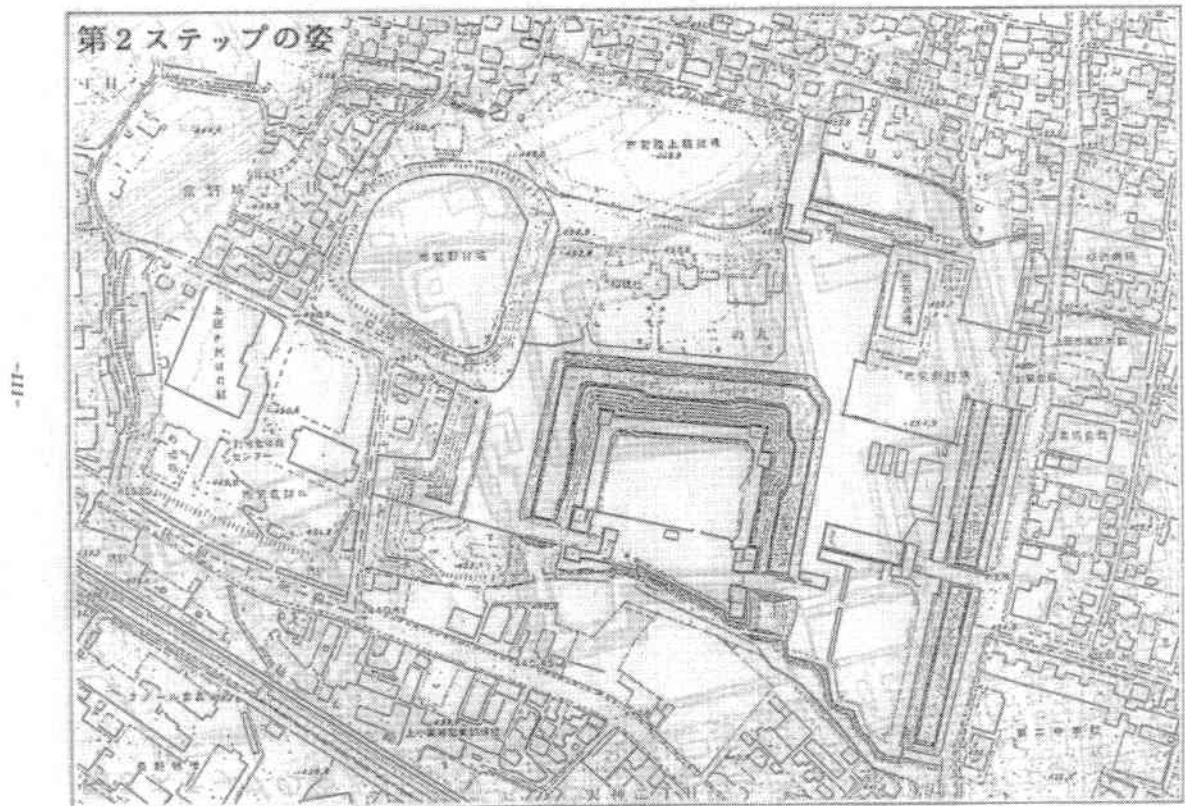
項目	平成2年	短期	中期	長期	終一考
（計画） 整備基本計画の策定 車両管理計画の策定					
（実施） 櫛門 七つ角（北側） 本丸屋 その他の丸内 二の丸西虎口 二の丸北虎口 その他の丸					・本丸内は短期に整備終了 ・施設移転に対応して開通
（整備） 櫛門復元 七つ角整備 本丸屋 その他の丸 二の丸北虎口 二の丸東虎口 二の丸西虎口 その他の丸					・東虎口、環濠整備等 ・市民会館跡移転後に南元整備 ・野球場跡移転後に北元整備 ・施設移転に合わせて全城を整備
花々園（新築防波） 花々園南側					・必要に応じて整備（中期まで） ・長期的、持続的整備
（移転） 本丸内民家 主要施設物 体育施設 野球場					・移転用地確保後の移転 ・移転用地確保後の移転 ・移転方策等の検討が必要

参考資料-2 城跡の段階的な姿

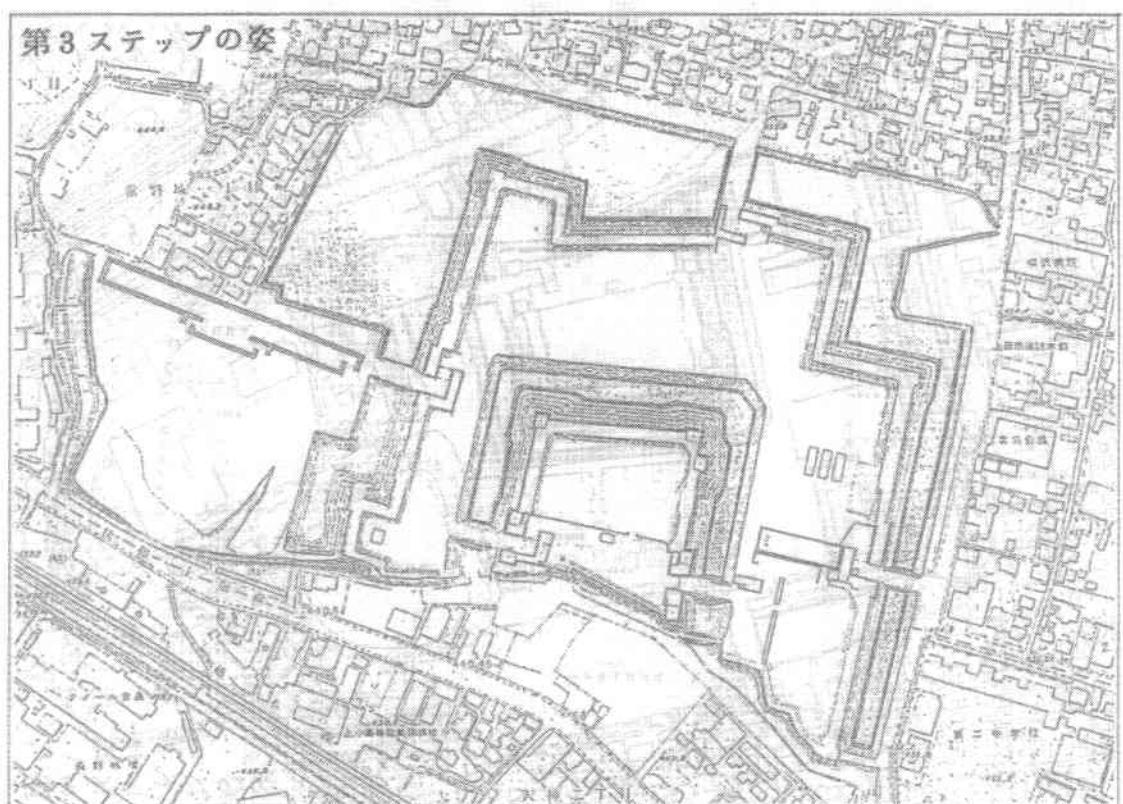
第1ステップの姿



参考資料-3 城壁の断面構造



- 111 -



参考資料-3 施設移転の候補地について

- 上田城二の丸内の諸施設の移転用地については、施設規模の大きなものが多く、移転を推進するために、かなりの規模の土地が必要となる。そのため、移転用地の確保について、上田市の都市づくりという点もふまえた計画的配慮が必要である。

施設移転を具体的に考えた場合、施設内容が問質の施設についてはまとめた形態の移転が適切であり、施設のグループ化を行うと、次のようになる。

1)スポーツ施設系	陸上競技場、野球場、プール、テニスコート グートボールコート、相撲場、ボクシング場
2)文化施設系	市民会館、山本蘭記念館、勤労青少年ホーム
3)その他	真田神社、上田招福社、民家

児童遊園地（動物園）
公園管理事務所

- これらのうち、スポーツ施設系は総合運動公園のような大規模公園を整備することによって、まとめて移転を図ることが適切であると考えられ、この場合はさらに小泉曲輪に立地している市民体育館、勤労者体育センターなどもあわせて移転することが想定される。
- また、文化施設系は複合利用地として、一体的に整備することが考えられる。なお、市立博物館については現地に存続させることが適切であると思われる。
- その他の施設の中で、神社・民家については個別移転と考えられる。公園管理事務所はスポーツ施設等の管理機能は総合運動公園に合せて移転することが適当であるが、城跡公園自体の管理機能は残されることになり、博物館等へ収容するか、城跡内に適切な形態で確保することとなろう。
- 遊園地等については、総合運動公園内への移転も考えられるが、機能構成の変更を前提に城跡内に残すこともありうると思われる。
- スポーツ施設系の移転候補地としては、千曲川沿いが適切であると考えられ、城の南側の工業ゾーンが有力候補地の一つとしてあげられる。
- また、文化施設系は立地条件を考えて、市街地に隣接した位置がふさわしいが、前記の工業ゾーンにスポーツ施設と一緒に整備することも考えられる。
- 上田駅南の整備が進行しつつあり、今後の発展可能性が考えられる、千曲川沿いの工業ゾーンへのこれらの施設移転は、新幹線の開通にあわせて、新たな都市づくりの核となりうる。
- 歴史的な幾点・シンボルである城と合せ、2つの「心」をもつまちづくりとして、上田市の都市構造を大きく変えることにつながる可能性が考えられる。
- このことによって城と千曲川の空間的関連性を強化することができるという特徴がある。さらには、塙田平など上田市の史跡全体のネットワークの一部として、より大きな計画としていくことを検討に倣するといえよう。

→施設移転候補地の選択基準：施設の規模や種類による選択基準

候補地対象施設の選択基準：施設の規模や種類による選択基準

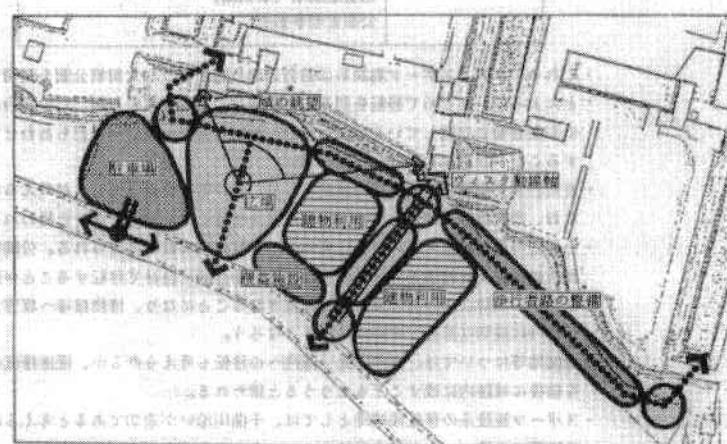
候補地対象施設の選択基準：施設の規模や種類による選択基準

○基本的に城跡の前庭的ゾーンとして、有効利用する計画が必要である。

○今後の施設建設にあたっては、城（櫓・石垣・堀）の概観を際立たせることに十分配慮する必要がある。一方で施設の配置性質等

また、建築物の素材や色調、広告類等に関する規制説明、構に向かう“ヴィスクタ動線軸”の形成、堀下の崖沿いに東西方向に延伸する城への導入動線の形成など、城跡を生かす整備を行なう必要がある。

○理想的な形態として、城跡の整備に合わせて前庭区域を順次（西側に）拡大し、广场および歩行者路、駐車場等を確保していくことが望ましく、実現手法を詰めていく必要がある。





〈引用・参考文献〉

(計画策定に関すること)

- 『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』(監修) 文化庁文化財部記念物課 平成 17 年 (2005)
- 『史跡江戸城外堀跡保存管理計画書』千代田区・港区・新宿区 平成 20 年 (2008)
- 『国指定史跡春日山城跡保存管理計画書』上越市教育委員会 平成 21 年 (2009)
- 『史跡名勝天然記念物重要文化的景観登録記念物指定等目録』文化庁文化財部記念物課 平成 22 年 (2010)
- 『史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書』日田市教育委員会 平成 23 年 (2011)
- 『史跡人吉城跡保存管理計画書』第 2 版 人吉市・人吉市教育委員会 平成 23 年 (2011)

(上田城跡整備事業に関すること)

- 『史跡上田城跡西櫓・南櫓・北櫓修理工事報告書』上田市 昭和 62 年 (1987)
- 『史跡上田城跡』国指定史跡上田城跡平成 3 年度発掘調査概報 上田市教育委員会 平成 4 年 (1992)
- 『史跡上田城跡』国指定史跡上田城跡平成 4 年度発掘調査概報 上田市教育委員会 平成 5 年 (1993)
- 『国指定史跡上田城跡 本丸東虎口櫓門復元工事報告書』上田市教育委員会 平成 7 年 (1995)
- 『史跡上田城跡 国指定史跡上田城跡本丸内発掘調査報告書』上田市教育委員会 平成 9 年 (1997)
- 『国史跡上田城跡石垣解体修復工事報告書－本丸南櫓下尼ヶ淵石垣解体修復工事－』上田市・上田市教育委員会 平成 21 年 (2009)
- 『史跡上田城跡石垣基礎調査報告書』上田市・上田市教育委員会 平成 22 年 (2010)

(上田城跡に関すること)

- 『上田市史』下 藤澤直枝 上田市 (編) 昭和 15 年 (1940)
- 『信濃国上田松平家文書目録』上田市立博物館収蔵史料目録第 1 号 上田市立博物館 昭和 51 年 (1976)
- 『上田の写真の歴史』上田市立博物館 昭和 54 年 (1979)
- 『真田氏史料集』上田市立博物館 昭和 58 年 (1983)
- 『仙石氏史料集』上田市立博物館 昭和 59 年 (1984)
- 『松平氏史料集』上田市立博物館 昭和 60 年 (1985)
- 『郷土の歴史 上田城』上田市立博物館 昭和 63 年 (1988)
- 『写真に見る上田市 70 年の歩み』上田市立博物館 平成元年 (1988)
- 『郷土の歴史 上田城下町』上田市立博物館 平成 2 年 (1990)
- 『写真に見る戦前・戦中の農村』上田市立博物館 平成 15 年 (2003)
- 『花月文庫分類目録』改訂版 上田市立図書館 平成 15 年 (2003)
- 『大日本全国名所一覧』 イタリア公使秘蔵の明治写真帖 マリサ・ディ・ルッソ 石黒敬章 平成 13 年 (2001)
- 『明治の日本』宮内庁書陵部所蔵写真 武部敏夫・中村一紀 平成 12 年 (2000)
- 『信濃宝鑑』上 株式会社歴史図書社 昭和 49 年 (1974)
- 『上田市の統計』平成 21 年版 上田市 平成 23 年 (2011)

(市町村誌)

- 『上田市誌』自然編(1) 上田の地質と土壤 上田市・上田市誌刊行会 平成14年(2002)
- 『上田市誌』自然編(2) 上田の気象と川と湖 上田市・上田市誌刊行会 平成11年(1999)
- 『上田市誌』自然編(3) 上田の動物と植物 上田市・上田市誌刊行会 平成13年(2001)
- 『上田市誌』歴史編(6) 真田氏と上田城 上田市・上田市誌刊行会 平成14年(2002)
- 『上田市誌』歴史編(7) 城下町上田 上田市・上田市誌刊行会 平成14年(2002)
- 『上田市誌』文化財編 上田市の文化財 上田市・上田市誌刊行会 平成11年(1999)
- 『上田市誌』人物編 明日をひらいた上田の人びと 上田市・上田市誌刊行会 平成15年(2003)
- 『上田市誌』別巻(2) 図でみる街や村のうつりかわり 上田市・上田市誌刊行会 平成11年(1999)
- 『上田市誌』別巻(3) 上田市の年表 付 索引 上田市・上田市誌刊行会 平成16年(2004)
- 『真田町誌』歴史編上 真田町・真田町誌刊行会 平成9年(1997)

史跡上田城跡保存管理計画書

史跡上田城跡整備基本計画書〈平成 23 年度改訂版〉

平成 24 年（2012）3 月

編集・発行

上田市教育委員会

（事務局 文化振興課文化財保護係）

〒 386 - 0005

長野県上田市天神 2 丁目 4 番 55 号

TEL 0268 (23) 6361